

平成22年 6 月29日

平成22年
第 2 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 5 号）

平成22年
第 2 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 5 号）

平成 22 年 6 月 29 日（火曜日）午前 10 時 1 分開議

議 事 日 程 第 5 号

平成22年 6 月29日（火曜日）

午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 甲第 1 号議案、乙第 1 号議案及び乙第 4 号議案から乙第16号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

日程第 2 甲第 1 号議案、乙第 1 号議案及び乙第 4 号議案から乙第16号議案まで

- 甲第 1 号議案 平成22年度沖縄県一般会計補正予算（第 1 号）
- 乙第 1 号議案 沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第 4 号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第 5 号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例
- 乙第 6 号議案 沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第 7 号議案 沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第 8 号議案 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第 9 号議案 工事請負契約について
- 乙第10号議案 指定管理者の指定について
- 乙第11号議案 沖縄県人事委員会委員の選任について
- 乙第12号議案 沖縄県収用委員会委員の任命について
- 乙第13号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について
- 乙第14号議案 沖縄県公害審査会委員の任命について
- 乙第15号議案 専決処分の承認について
- 乙第16号議案 専決処分の承認について

出 席 議 員（48名）

議 長	高 嶺 善 伸 君	12 番	吉 田 勝 廣 君
副議長	玉 城 義 和 君	13 番	當 山 眞 市 君
1 番	上 原 章 君	14 番	吉 元 義 彦 君
2 番	島 袋 大 君	15 番	座喜味 一 幸 君
3 番	中 川 京 貴 君	16 番	佐喜真 淳 君
4 番	桑 江 朝千夫 君	17 番	玉 城 満 君
5 番	平 良 昭 一 君	18 番	仲宗根 悟 君
6 番	仲 村 未 央 さん	19 番	崎 山 嗣 幸 君
7 番	照 屋 大 河 君	20 番	西 銘 純 恵 さん
8 番	渡久地 修 君	21 番	奥 平 一 夫 君
9 番	瑞慶覧 功 君	22 番	山 内 末 子 さん
10 番	新 垣 清 涼 君	24 番	前 島 明 男 君
11 番	上 里 直 司 君	25 番	新 垣 良 俊 君

26 番 仲 田 弘 毅 君
 27 番 照 屋 守 之 君
 28 番 辻 野 ヒロ子 さん
 29 番 嶺 井 光 君
 30 番 赤 嶺 昇 君
 31 番 当 銘 勝 雄 君
 32 番 渡嘉敷 喜代子 さん
 33 番 前 田 政 明 君
 34 番 玉 城 ノブ子 さん
 35 番 比 嘉 京 子 さん
 36 番 新 垣 安 弘 君

37 番 金 城 勉 君
 38 番 糸 洲 朝 則 君
 39 番 翁 長 政 俊 君
 40 番 浦 崎 唯 昭 君
 41 番 池 間 淳 君
 42 番 新 垣 哲 司 君
 43 番 具 志 孝 助 君
 44 番 當 間 盛 夫 君
 46 番 新 里 米 吉 君
 47 番 嘉 陽 宗 儀 君
 48 番 大 城 一 馬 君

説明のため出席した者の職、氏名

知 事 仲井眞 弘 多 君
 副 知 事 安 里 カツ子 さん
 副 知 事 上 原 良 幸 君
 知 事 公 室 長 又 吉 進 君
 総 務 部 長 兼 島 規 君
 企 画 部 長 川 上 好 久 君
 文化環境部長 下 地 寛 君
 福祉保健部長 奥 村 啓 子 さん
 農林水産部長 比 嘉 俊 昭 君
 観光商工部長 勝 目 和 夫 君
 土木建築部長 仲 田 文 昭 君
 企 業 局 長 宮 城 嗣 三 君
 病院事業局長 伊 江 朝 次 君
 会 計 管 理 者 米 蔵 博 美 さん

知 事 公 室 秘書広報統括監 饒平名 知 成 君
 総 務 部 監 新 垣 郁 男 君
 財 政 統 括 監 比 嘉 梨 香 さん
 教 育 委 員 会 長 金 武 正八郎 君
 教 育 長 幸 喜 徳 子 さん
 公安委員会委員 黒 木 慶 英 君
 警 察 本 部 長 平 良 宗 秀 君
 労 働 委 員 会 長 岩 井 健 一 君
 事 務 局 長 又 吉 春 三 君
 人 事 委 員 会 長
 事 務 局 長
 代 表 監 査 委 員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 龍 野 博 基 君
 次 長 新 城 博 君
 参事兼議事課長 嘉 陽 安 昭 君
 副 参 事 兼 課 長 補 佐 平 田 善 則 君

主 査 佐久田 隆 君
 主 査 仲宗根 章 君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程第 1 及び日程第 2 を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第 1 号議案、乙第 1 号議案及び乙第 4 号議案から乙第 16 号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉 京子さん おはようございます。

トップバッターの質問をさせていただきます。

昨年の政権交代により沖縄の米軍基地、とりわけ普天間問題が毎日のように報じられました。このことは、沖縄の基地負担を全国がどう考えるか、知事会、議長会でも議題となりました。その際、明らかになったことは、沖縄と全国の基地に関する認識のギャップであります。沖縄以外の都道府県は、あからさまに迷惑施設は要らないと声高に発信し、一方で、沖縄経済は米軍基地なくして成り立たないのではないかと、経済のためにいづれ受け入れざるを得ないだろうという考えをちらつかせております。沖縄県の経済は米軍基地

に依存しているという誤った認識がある一方で、基地による弊害はほとんど論じられておりません。このような誤った認識を払拭するため、全国や政府に対し正確な情報を沖縄県として発信しなければならないと考えます。

そこで以下の質問をいたします。

1 番目に、沖縄の経済と米軍基地との関係について。

(1)、知事は、政府や他の都道府県に沖縄の経済と米軍基地の関係に関し誤った考えや先入観があることを認識されておられますか。

(2)、米軍基地関連の収入として挙げられるものにはどのような種類のものがありますか。

(3)、戦後の米軍統治下から今日に至るまでの期間における米軍基地関連の収入と県民総所得との関係は、どんな割合で推移をしていますか。

(4)、米軍基地として提供されている施設面積と県土面積の割合はどうか。全国の米軍基地所在都道府県別及び我が国全体の割合はどうか。

(5)、米軍基地の存在は基地収入を生み出し、沖縄経済にプラスの影響を与えていると考えておられるのか。

大きな 2 番、米軍基地が沖縄経済に与える弊害について。

(1)、那覇新都心、小禄金城地域、それから泉崎（ハーバービュークラブ跡）、北谷町美浜、ハンビー、うるま市みどり町、宜野湾市真志喜、宇地泊などこれまでの基地返還跡地について、下記の項目ごとの具体的な数値を伺います。

アにつきましては、資料をいただいておりますが、改めて次回質問いたしますので、今回は取り下げます。

イ、返還前と返還後の生産誘発額、誘発雇用人数、それから所得誘発額について伺います。

ウ、基地返還跡地での企業活動による販売・飲食・サービス等の直接経済効果についても伺います。

(2)、那覇軍港、キャンプ・キンザー、普天間基地及び嘉手納基地の基地関連収入の合計は年間幾らですか。一方、県が作成した平成18年度の「駐留軍用地跡地利用に伴う経済波及効果等検討調査」での上記の基地が返還された場合の経済効果及び雇用効果はどうでしょうか。

(3)、(2)と同様に沖縄に所在する米軍基地すべてが返還された場合、どのような値となるのか伺います。この数値は、基地があるがゆえに失われた生産額ではないか。機会の損失ではないかという認識を伺います。

(4)、米軍基地を撤去してその跡地を市場メカニズムと県の独自の経済政策に任せた場合、少なくとも GDP への寄与は現行の基地収入を数倍も上回るとの学説を唱えております。知事の認識を伺います。

(5)、4 次につながる沖縄振興計画の実績額、実際に落とされたであろう額、上記の(3)の損失額等を比較するとどうなるのか伺います。

(6)、沖縄県のホームページ、私は昨年も第 4 回議会で質問いたしておりますが、昨日見ましても基地対策課は、依然として依存を唱えておりますが、私は、基地があるがゆえに沖縄は基地収入の何倍もの分量の GDP を失っているというふうに書かえるべきではないかと考えますが、どうでしょうか。

(7)、知事は、日米両政府や他の都道府県に対し、県民の声として、沖縄県は、基地があるがゆえに人権侵害、環境破壊、経済的損失と自立を阻まれているということを発信すべきではないかと考えますが、お伺いいたします。

最後に、我が会派の代表質問に関連して、きのうにおける知事の答弁についてもそうですが、知事は、やはり皆さんの質問に対して、大城一馬議員の質問に対しましても、合理的な説明を求めないことには何とも言いようがないとお話をされておりますが、合理的な説明とは何でしょうか。

移設案に至った経緯が真摯に取り組まれているかどうかを聞いて、どうされようと考えておいででしょうか。

2 番目に、政府は、きょうの新聞にありますように、オバマ大統領と辺野古移設を約束したと、そして政府は 8 月をめに工法を決定するとしておる中で、知事は、県内移設反対の民意をいまだに明確に発信していない。後手後手になっているのではないか、その認識について伺います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

比嘉京子議員の御質問に答弁いたします。

まず第 1 に、沖縄の経済と米軍基地との関係についてという御質問の中で、沖縄の経済と米軍基地との関連という御質問に答弁いたします。

軍関係受取が県経済に占める割合は、復帰直後の 15.5% から平成19年度は 5.3% となり、県経済の成長等を背景にその比重を大幅に低下させております。また、基地返還跡地の状況を見ますと、那覇新都心地区などにおきまして県経済を牽引する活発な経済活動が展開されております。

こうしたことについて、必ずしも政府や他の都道府県関係者などに認識されず、いまだに沖縄県が基地に大きく依存した経済との理解のままでいる方も少なからずおられるものと考えております。

同じく米軍基地と沖縄経済との関係の中で、日米両政府や他の都道府県に対し、基地問題を発信することについての御質問にお答えいたします。

私は、去る5月27日の全国知事会におきまして、全国の知事に対し沖縄の過重な基地負担の現状を訴え、理解を求めたところでございます。また、これまで政府への要請や訪米などあらゆる機会をとらえて、米軍基地問題の解決促進を訴えてまいりました。

今後、シンポジウムの開催や県の広報媒体の活用等によりまず情報発信を強化いたしますとともに、県民の目に見える形で基地問題の解決が図られるよう、日米両政府などに対し強力に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、代表質問との関連についての中で、合理的な説明についての御質問にお答えいたします。

鳩山前総理は、普天間飛行場移設問題について、当初「最低でも県外」と発言されたにもかかわらず、日米共同発表において名護市辺野古への移設案を決定いたしました。

県は、このような日米合意に至った経緯などについて、県民の納得の得られるような説明を行うよう政府に対し申し入れているところであり、その説明を受けた上で判断したいと考えております。

次に、代表質問との関連ですが、県内移設反対の明確な発言についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県といたしましては、地元の了解を経ずに移設案が決定されたことにつきましてまことに遺憾であると考えており、菅総理との面談におきましてもこのような県の考えを申し上げますとともに、日米合意に至った経緯等の説明を行うよう申し入れたところでございます。

いずれにいたしましても、この問題の解決に当たっては、政府は、頭越ではなく地元の理解・協力を得なければならないことは当然のことであり、丁寧かつ十分な説明を行うよう強く申し入れてきたところでございます。

その他の御質問については、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 沖縄の経済と米軍基地と

の関係についての御質問の中で、米軍基地関連収入の内訳についてお答えいたします。

米軍基地関連の収入としては、県民経済計算において「軍関係受取」として把握しており、その内訳としては、軍雇用者所得、軍用地料、米軍等への財・サービスの提供等となっております。

次に、米軍基地関連収入の県民総所得に対する割合の推移についてお答えいたします。

県民総所得に対する「軍関係受取」の割合については、現在残っている統計データによると、昭和40年度は30.4%、昭和47年度で15.5%、平成19年度には5.3%となっており、その比重は徐々に低下しております。

次に、米軍基地の沖縄経済への影響についてお答えいたします。

平成19年度の「軍関係受取」は、軍雇用者所得524億円、軍用地料777億円、米軍等への財・サービスの提供等787億円の合計2088億円となっております。復帰当初に比べると金額自体はふえているものの、県経済に占める割合は、最近では5.3%と大幅に低下しており、「軍関係受取」の動向が県経済全体を大きく左右することはなくなっております。

また、基地はこのように経済取引主体としての役割を担っているものの、資本の増殖を図る通常の企業行動を主として行っていないもので、本県の経済的な生産規模を拡大させる潜在力に乏しく、都市部などでは土地利用にひずみをもたらす要因にもなっていると考えております。

次に、基地返還前と返還後の生産誘発額等及び返還跡地での直接経済効果の数値について一括してお答えいたします。

平成18年度の調査により、生産誘発額については、那覇新都心地区で返還前55億円、返還後660億円、小禄金城地区は返還前29億円、返還後891億円、桑江・北前地区は返還前3億円、返還後597億円となっております。

所得誘発額については、那覇新都心地区で返還前17億円、返還後182億円、小禄金城地区は返還前9億円、返還後245億円、桑江・北前地区は返還前1億円、返還後160億円となっております。

誘発雇用効果については、那覇新都心地区で返還前390人、返還後5702人、小禄金城地区は返還前206人、返還後7663人、桑江・北前地区は返還前20人、返還後5029人となっております。

返還跡地での商業活動等に伴う直接経済効果については、那覇新都心地区で年間608億円、小禄金城地区で829億円、桑江・北前地区で557億円となっております。

す。

次に、那覇軍港等の基地関連収入と返還後の経済効果及び雇用効果についてお答えいたします。

各施設の基地関連収入について直近のデータをもとに推計いたしますと、那覇軍港が約60億円、キャンプ・キンザーが約209億円、普天間飛行場が約102億円、嘉手納飛行場が約666億円となっております。

次に、返還後の経済効果については、平成18年度調査において産業連関分析により各返還跡地が那覇新都心並みに整備・発展したと仮定して経済効果を推計しております。推計値は一定の条件のもとで試算されているため、単純に比較することは必ずしも適切ではありませんが、那覇軍港は、商業活動等に伴う直接経済効果が661億円、誘発雇用人数が1万2267人、キャンプ・キンザーは、商業活動等に伴う直接経済効果が1976億円、誘発雇用人数が1万5921人、普天間飛行場は、商業活動等に伴う直接経済効果が4522億円、誘発雇用人数が3万2090人となっております。

嘉手納飛行場については、返還後の経済効果については数値を把握しておりません。

次に、米軍基地すべてが返還された場合の経済効果及び沖縄振興計画との実績額の比較について一括してお答えいたします。

県では、すべての基地が返還された場合の経済効果については把握しておりませんが、平成18年度の調査において、嘉手納飛行場より南の普天間飛行場など5つの基地の返還後の経済波及効果について調査しております。

調査結果によりますと、一定の前提のもとにおける推計ではありますが、例えば商業活動等に伴う直接経済効果が8700億円、誘発雇用人数が約7万8000人となっております。なお、この経済効果については、跡地整備のための莫大な資金を要すること、収益発現までに時間を要すること、周辺市街地への経済的影響があることを除外して推計していることに留意する必要があります。

一方、平成21年度までの沖縄振興開発事業費の総額は、約8兆8000億円となっております。

次に、返還跡地利用とGDPへの寄与についてお答えいたします。

基地関連収入が県民総所得に占める割合は、復帰直後の15.5%から平成19年度には5.3%となり、その比重は徐々に低下しております。

基地返還後の跡地利用においては、地形や自然環境、都市との近接性等、跡地の特性から都市的利用、農業的利用、保全的利用等多様な活用がなされてお

り、跡地利用の経済的なポテンシャルは、その置かれた条件、利活用の方向等に大きく依存するものと考えております。

跡地利用については、21世紀ビジョンにおいても県土構造の再編、自立経済の構築の柱として位置づけられており、跡地利用の効果的な推進を図ることにより経済の活性化、雇用の拡大、県民福祉の向上等につなげていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 沖縄の経済と米軍基地との関係との質問の中で、在日米軍施設の面積及び割合についての御質問にお答えいたします。

沖縄県の米軍施設面積は2万3293ヘクタールで、県土面積の10.2%を占めております。

全国の米軍基地所在都道府県は30あり、都道府県面積に占める割合を高い順に申し上げますと、沖縄県10.2%、静岡県1.22%、大分県1.11%、山梨県1.09%、神奈川県0.86%などとなっております。なお、最も少ない県は、兵庫県と佐賀県でありまして、いずれも0.01%未満となっております。

また、我が国全体に占める面積の割合につきましては、0.27%となっております。

次に、ホームページの情報発信についてお答えいたします。

御指摘の点につきましては、本県の経済に占める「軍関係受取」の比重が低下している状況を踏まえ、適切な表現に改めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん では、再質問をさせていただきま

す。まず初めに、このような質問をいたしましたということは、私は、本当に情報として正確に、また、沖縄の現状が率直に全国に伝わっていない、そういう現状を非常に感じています。

そして、それは議長会においても、知事会においても本心のところでそういうことがやはり背景にある。そういうようなことを考えますと、やはり明らかにしていくことを今後ともやっていきたいと考えています。

では、再質問に入ります。

これまでに返還された那覇新都心を含めた美浜、それから金城、そういうところの今膨大な数字をお聞きしたんですけれども、わかりやすい直接経済効果な

り、雇用の人数なり、軍雇用人から雇用の人数がどれくらいそこで吸収されていったのか、それは皆さんの出されている——誘発も含めてならそれでも構いせんが——雇用効果について倍率でお伺いしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 誘発雇用効果についての倍率をお答えいたします。

那覇新都心地区で約15倍、小禄金城地区で37倍、桑江・北前地区で251倍という数字となっております。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 軍関係の収入と、それから雇用人数だけではなくて、軍関連収入と現在の収入を比較するとどれくらいになるんでしょうか。

○企画部長（川上好久君） ちょっと休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時27分休憩

午前10時27分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（川上好久君） 今の数字は、先ほどお答えいたしましたけれども計算をしてございませんので、倍率ですぐすべて出すということはちょっとできません。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 今ざっと見ましても、新都心で15倍以上、それから美浜で200倍以上、そういうような金額が見込まれるんじゃないかと思うわけですけども、これから返還される那覇軍港、キャンプ・キンザー、それから普天間、そういうことを試算するとすると、今基地関連収入とこれから見込まれる収入を比較すると、どれくらいの割合で上がっていくことが予想されるでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時29分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（川上好久君） これは、あくまでも平成18年度の産業連関分析の数字でございますけれども、普天間飛行場で直接経済効果が約4522億円というふうな数字になってございます。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 大きな数字なので、今現在が幾らという数字は先ほど羅列していただいたので、それが

返還されたらどれくらいの倍率になるのかというような数字は、急に求めたのが失礼だったかもわかりませんが、いろんなところで皆さん個々に発信はしております。例えば渡久地議員の代表質問において、軍用地料が今66億円であると、それに対して税込だけで見ても8倍になると、520億円になるというふうな答弁をされているわけなんです。それを税だけではなく、直接雇用効果を足した場合にそれがどれくらいになるのか。今、それを考えますと、とても簡単なといえますが、非常にわかりやすい出し方が新報の社説において、ことしの5月に出されておりました。5月25日にありますけれども、大体新都心の誘発効果を見ると16倍になっている。これをいわゆる普天間に当てはめていくと、1ヘクタール当たりになると、例えば今1ヘクタール当たり軍関係収入が全体で幾ら、それを軍のヘクタールで割って1ヘクタール当たりを出し、それから軍用地を除いた市街地の生産額を1ヘクタール当たり出すと、それぞれをやると倍率的に2.5倍とかそういうふうに出ているわけなんです。

ですから、県民的にも、それから世論的にもわかりやすい沖縄の立場をはっきりと数字を皆さんが個々の部署で出しておられます。これも皆さんが本当に18年にしっかり——もちろん委託をされてですけども——出されているけれども、数字の羅列なのでなかなかわかりづらいです。それを定義づけることはきっと厳しいものがあると思いますが、非常にわかりいい形で沖縄の不利益をしっかりと発信するということをもっともっと強く、各部署が出しているものを整理をして、知事がどこに行ってもコメントできるように、それからホームページ等で詳しいホームページを出していただけるようお願いをしたいと思います。

それから、嘉手納について先ほど660億円という試算がありましたけれども、その18年度の跡地利用の調査においては、嘉手納以北は出されていません。その出されていないことに対して非常に疑問を持つものですが、今後出していくということをぜひ私としてはやるべきであろう、やっていただきたいと思います。ありますが、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 県では、18年度に調査をいたしました。これは、返還が具体的に議論の俎上にのったというふうなところを対象にして調査をしたところでございます。今後とも南のこの大規模跡地については、調査をまた継続して行っていく必要があるかと思えます。

ただ、全体の他の基地については、これは現在やる

予定は持ってございません。他の基地については、今後返還が具体化する段階などに、その時々を経済状況を反映して、しっかりした形でまた検討してまいりたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 後段にちょっと述べたいと思っていたんですが、返還予定が見込まれているからやって、返還予定がないからやらなかったということは、実に私としては残念だと思います。

といいますは、沖縄が、基地がなければどれぐらいの可能性があったのか、どれぐらいの負担をしょってきたのかということをやはり国と対峙していくときに、知事はやっぱりデータとして持っていてほしいし、しかもそれが振興費に対して本当に見合う対価だったのかということを考えるときに、何にも数字がないということは非常に問題があると思うんですが、その考えに対してはいかがでしょう。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） ただいま申し上げましたとおり、必要に応じてそういうふうな係数的な調査をやっていききたいというふうに思います。

基地、それについても非常に立地条件とかそういうふうな制限がございますし、また、その活用の方法もそれぞれの地域の意向に沿った形でやっていかなきゃいけない。そういう意味では、確率的にまたその効果が出せるようなものでもないといったことでございます。

今回の課題の南の大規模基地については、米軍再編というふうな大きな動きを受けて、関係市町村等からの聞き取りもしながら整備をしたというふうなことであります。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 沖縄振興事業費、これまでによく8兆円強の予算が言われておりますが、実績として沖縄県としてはどれぐらい県内に落とされたという認識をお持ちでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） この議論については、これが落とされたというのは、実際に投下されて社会資本の整備がされた、それをすることが目的であるわけでございまして、それが県内の業者に発注されたかどうかという話はまた別の話で、これはちょっと細かいところまでは掌握をしてございません。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん こんなではいけないのではないかと思いますが。いわゆるこの沖縄振興費なるものが、

ODAの沖縄版ではないかという批判も浴びながら、実績としてどれぐらいの数値が落ち、どれぐらいさるになっていったかということをお県が把握していないということは、実に問題ではないかなと思います。これを押さえた上で、これまでの機会の損失の総額を出して、そして本当にその金額が対価として見合っているのか——別に対価ではありませんけれども——果たして沖縄は基地があることによって潤っているんだろうかということの一つの因子にはなると思うんです。

そういうことを考えましたときに、そういう数字を把握しながら、しっかりと国と対峙していくというためにも数字をしっかり持っていくということは大事だと思うんですけれども、そういうことに対して今後しっかり詰めていく、御検討していく、そういう気構えはあるんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） ただいまの御質問、以前の御質問と同じでございますけれども、これは必要に応じて適切に対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 沖縄の中南部の基地というのは平坦地で優良地、農業にしても工業立地にしてもさまざまな点で優良なところを没収されている。そのことによってどれだけの経済的な発展を阻まれてきたのかということをお私たちが数字を挙げて、定量できるものできないものと思いますが、それをどういう枠でやるかどうかも含めてですが、しっかりと皆さんに私はこれを早急に出していくことが、4次振計を終わった後での次に向かっての大きな基盤になるんじゃないか、そういうふうに思っていますが、それを生かしていくためにも早急に出す必要があると思いますが、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） こういう数字を試算をする一つの今後の開発の参考資料にするということも重要であるわけでございますけれども、普天間飛行場返還後の跡地整備と一連の中南部にある基地跡地につきましては、これはまさに大都市圏における巨大空間ということで、これについては、その経済的なポテンシャルは高いというふうなことは衆目の一致するところであるというふうに考えております。

問題は、今後の跡地開発をいかに効果的に推進を図り、その経済効果をいかに早く発現をさせていくのか、その手法を一生懸命考えていく必要が重要であるというふうに思います。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 私たちは、このように県議会でも基地問題を取り上げざるを得ないわけです。教育や福祉そういう問題、医療関係、みんな議論したいんですね。それについても阻まれています。そして、そういう分野、削ってはならない分野にまでシーリングをかけています。

そういう中において、私は、しっかりと沖縄県が本当に振興費が我々の機会喪失に値する対価であったかどうか、十分なあめだったかどうか、微々たるあめだったかどうか、そういうことを沖縄県民が検証しないということは実に残念でなりません。ぜひ、もっともっと積極的な検討をよろしくお願いします。

次に、再質問についての基地問題を知事にお伺いしたいと思います。

知事、今沖縄県民の、鳩山前総理のあのような沖縄辺野古に回帰したことに対する怒り、これを十分に知事は感じておられると思います。ですから、沖縄は厳しいと、極めて厳しいという発言をされておられるだろうと思います。しかし、一方で、知事が明確な反対の意をしっかりとあらわさない、そういう態度に対してもいら立ちを覚えています。私たちの代表である知事が、なぜそれをしっかりほかの県の知事や首長のようにノーと言えないのか。困りますと、ここではありませんとなぜ言えないのか、そういういら立ちを持っています。そういうことについての県民のそういう感覚を、またはいら立ちを知事は認識しておられますか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） ほとんど議員と同じぐらい認識しているつもりでおりますが。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 私、きのうの発言を聞きまして、知事が1月の名護市長選挙まではスタンスを変えなかったけれども、その後に変えていったというお話がありました。名護市長選挙の直後に、知事が、こういう結果に民意はなつたと、だから沖縄県はできませんよということを今よりももっと、だれが聞いてもはっきりわかる明確な意思表示をしたら、今日のような状況になっていただろうかとさえ思うんです。

そういうことを考えますと、知事は、今こそ悠長なことをおっしゃらずに、第三者的な、客観的な立場に立ったスタンスではなくてしっかりと、私は、後手後手にならないためにも知事が明確にノーという表現を使うべきだと思うんですが、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 鳩山さんが180度違う方向に内閣でお決めたということのはまことに遺憾であるし、実際その内容は極めて厳しいですよというのは、議員のおっしゃることと私ほとんど同じだと思っておりますが。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 鳩山前総理もそうでしたが、思いは一つ。思いはあっても、それが伝わらない、または実行できないとなると、思いだけではできないことになるんですよ。そういうことを考えますと、知事、最終的には知事がこのように、きのう、少数派の意見のこともおっしゃっておられましたけれども、もちろん大事でしょう、多数の世論だけが問題ではないかもわかりませんが、今、沖縄県においてこういうような近々の状況において工法の問題が出ている中で、知事のこのような対応ということは、非常に手おくれの感が否めません。

私は、最終的には県民投票も辞さないぐらいの沖縄県の姿勢を明確に、48名の各地域から選出されてきた県議の合意があっても民意が通らないということは、やはり県民投票も視野に入れるべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 議員の御提案として伺っておきます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

〔玉城義和君登壇〕

○玉城 義和君 質問に入ります前に、一言申し上げたいと思いますが、今回の政権交代で私どもは、これで辺野古は多分一件落着をするであろうというふうに思ったわけでありましたが、しかしながらこの抱いた一縷の望みもまさに千や万の落胆と失望に変わったわけであります。

民主党政権のこの間の決定プロセスを見ていますと、私はどうもウチナンチュが何十年もあるいは何百年も胸の中に抱いてきた思い、たまには顕在化したり、たまには潜在化したりした思いですね。すなわち我が沖縄にとってヤマト政府というのは一体何なのかと、東京政府とは一体何なのかと、日本国民とは何なのかということ。また逆に言えば、日本国民、日本にとって我が沖縄県というのはどういう存在だったのかと、どういう存在であり続けるのかということのを改めて考えざるを得ないそういう局面だと思います。知事のおっしゃる差別に近いということもそういう心情を述べていらっしゃるんだろうと思いますけれども、そういう意味でこの局面は私は県民としてやはり誇りを

持って対処すべきですし、特に県民を代表する知事におかれては、私はここは歴史の審判に耐え得る、後世の批判に耐え得るように毅然としてここは対応していただきたいとこういうふうに思っています。それを前提に質問を申し上げますので、明快な御答弁をお願い申し上げたいと思います。

まず安保条約についてであります、(1)、普天間問題で基本的に問われているのは、私はこの日米安保を基軸とする日米同盟のあり方ではないかとこういうふうに思います。沖縄県の知事として現行の安保条約について、日米同盟についてどういうふうにお考えか、認識をお伺いしたいと思います。

(2)、日本における米軍駐留は60年から65年間続いております。主権国家としてまさに私は外国の軍隊が人間の一生分に値するようなそういう期間をずっと居続けることが果たして国家・国民にとってこれはいいことなのかどうか、やはりここは私は右・左とか、政治的立場を超えて議論をする段階に来ているのではないかとこういうふうに思いますが、知事の心象はいかがかということでございます。

2、普天間の移設についてですが、(1)、知事は普天間の移設については基本的には容認をすると、こういう立場だと思うんですね。これが民主党政権になってどう変わったのか。

それと(2)、知事は、県内移設は極めて厳しいということを言っておりますが、その厳しいという理由は一体どこから来ているのかお教えをいただきたい。

(3)、ロードマップが2006年に決まりましたが、今度の5月28日のSCC文書(日米合意文書)の関係はどうなっているのか。どこが削られて、どこがつけ加えられたのか。

(4)、それから8月31日までに決定されるという代替施設の位置、工法、配置についてどのように対応するか。

(5)、それから少なくとも環境影響評価に影響がないということであれば、当然これは県の条例からすれば位置は決まってくるわけですね。この前提はV字案が前提になっているわけですね。そういう意味で言えば県のその条例から言ってこれはどういう場所になるのか、今考えられる見解をひとつ示していただきたいと思います。

それから鉄道の導入についてであります。

先ほど知事に渡しました文書は、私がかつて総評の沖縄対策委員会で作成をしました沖縄本島の鉄道導入計画であります。1978年に作成をしました文書ですが、32年前につくった鉄道導入計画で、これはその当

時沖縄県平良知事に提出をいたしました、幸いなことに沖縄県の倉庫の中にこの文書がまだ残っております。それをコピーして知事にお渡しをしているわけでありまして、私は30年間このことを思い焦がれているわけでありまして、それで鉄道について少し申し上げたいわけでありまして、今度の調査が出たわけですが結果はどうなのかということです。

それから導入に向けて取り組みはどのようにすることが2点目。

国がことしの夏にも調査をするということですが、県としては積極的に関与すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

それから後は知事の選挙公約、これはもうたくさんありまして時間があればすべて一つ一つ数字を挙げてやりたいんですが、そうもいきません。9月に分けてやりますが、ア、完全失業率は7.5%で推移して非常に全国平均化とはほど遠いと、どういうお考えを持っておりますか、所見を伺います。

イ、「みんなでグッジョブ運動」の成果はどうかということでありまして。

ウ、それから主な産業、主としてやるべき話であります、製造業の振興についてはどのような成果があったかと。

エについては削除いたします。

(2)、観光についてでございます。

ア、知事の選挙公約である観光客1000万人、外国人100万人についての現状と展望はどうか。

イ、ウ、エは削除いたします。

オ、沖縄コンベンションビューローについては、県とそれからこのビューローについてはやはりその機能をきちっと分けて、ビューローに権限を大幅に移譲をして、財政も政策・立案とかマーケティングとかプロモーション等一貫した体制を私はコンベンションビューローにさせるべきであると。というのは県の職員というのはやはり二、三年でかわっていきますので、これではやはりなかなか専門家集団が育ちませんし、一貫した政策がとれないということでありまして。

それから「解決力おきなわ」、これはもう3年めどの普天間基地の閉鎖状態で、危険性の除去についての公約は非常に破綻状態になっております。公約の実現はどうなっているのか、知事のお考えを改めてお聞きをしたいと。

地位協定の抜本的な見直しのためにはどのような仕掛けをつくって、どういう成果が上がったか、それをお述べください。

○議長(高嶺善伸君) 仲井真知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 玉城義和議員の御質問に答弁いたします。

まず第１に、日米安全保障条約に対する考え方に係る御質問の中で、安全保障条約及び日米同盟の認識についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県といたしましては、日米安全保障体制を含む日米同盟関係は、我が国及び東アジアにおける国際の平和と安定の維持に寄与していると理解をいたしております。また、日米安全保障体制が安定的に維持されるためには、何より沖縄の社会的安定が不可欠であり、そのためには沖縄県の過重な基地負担の軽減が必要であると考えております。

次に、同じく65年間にわたり米軍駐留が続いていることについての御質問にお答えいたします。

県としましては、日米安全保障体制を含む日米同盟関係は、我が国及び東アジアにおける国際の平和と安定の維持に寄与していると理解をいたしております。しかしながら、広大な米軍基地の存在は、沖縄県の振興開発を進める上で大きな制約となっており、基地に起因するさまざまな事件・事故や環境問題等が県民生活に多大な影響を与えております。県民は、戦後65年間にわたってこのような過重な基地負担を背負ってきており、基地問題の解決を強く望んでおります。

県としましては、日米両政府において、県民の目に見える形で基地問題の解決が図られるよう、強力に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、普天間移設に係る御質問の中で、普天間飛行場移設に関する基本的な立場についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

今回の日米共同発表は、県外移設の実現に期待する県民の声がますます高まっている中で唐突に行われたものであり、県民の間に大きな失望を招いております。県といたしましても、地元の了解を経ずにこのような移設案が決定されたことはまことに遺憾であり、受け入れることは極めて厳しいと言わざるを得ません。

県といたしましては、政府が県外移設をどこまで真剣に検討したのか、そして、どのような経緯で移設先を辺野古とする日米合意に至ったのか、合理的な説明を行うべきであると考えております。

次に、同じく普天間移設に係る御質問の中で、極めて厳しいという認識の理由は何かという御趣旨の御質問にお答えいたします。

名護市長選挙の結果やそして県議会の意見書議決そして県民大会など、昨年９月以降の県内の状況を踏ま

えますと、現時点においては、名護市辺野古への移設案を受け入れることは極めて厳しいというのが私の考えであります。

次に、同じく普天間移設に係る御質問の中で、代替施設の検討に関する対応についてお答えいたします。

県といたしましては、地元の了解を経ずに移設案が決定されたことについてまことに遺憾であると考えており、菅総理との面談においても、このような県の考えを申し上げるとともに、日米合意に至った経緯等の説明を行うよう申し入れたところでございます。いずれにいたしましても、この問題の解決に当たっては、政府は頭越しではなく、地元の理解、協力を得なければならないことは当然のことであり、丁寧かつ十分な説明を行うよう強く要求しているところでございます。

次に、知事選挙公約との関係の中で、完全失業率の全国並みと「みんなでグッジョブ運動」の成果いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。なお、この４の(1)のアと(1)のイは関連いたしておりますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

平成19年秋以降の世界的不況のもと、雇用情勢を取り巻く状況が厳しく、平成21年の全国の就業者数は平成18年に比較して約100万人減少し、同様に完全失業率も4.1%から5.1%と１ポイント悪化いたしております。このような中で沖縄県の就業者数は、平成18年と比較いたしますと平成21年は2万人増加いたしております。また、完全失業率は、平成18年以降7.5%前後で推移しているものの、全国との差は平成18年時の3.6ポイント差から平成21年は2.4ポイント差に縮まっております。このことは、「みんなでグッジョブ運動」に取り組んできた成果の一つであると考えております。

完全失業率の全国並みの達成は容易ではありませんが、就業者数は増加いたしていることから、さらなる取り組みをすることにより、全国並みに近づいていくことは確実であると確信しております。今後とも「みんなでグッジョブ運動」をエンジンとして、雇用情勢の改善及び公約の実現に向けて全力で取り組んでまいり所存でございます。

次に、同じく選挙公約との関連の中で、観光客1000万人と外国人観光客100万人誘致計画の現状と展望についてという御質問にお答えいたします。

私は、沖縄県のリーディング産業であります観光産業をさらに発展させ、県経済の自立を目指したいとの考えから、2016年をめどに観光客数1000万人、うち外国人100万人を目標として掲げているところでござい

ます。

沖縄への観光客数は、昨年は景気低迷や新型インフルエンザなどの影響によりまして伸び悩みましたけれども、ことし2月からは増加に転じております。特に外国人観光客は、定期便開設やチャーター便就航などによりまして大幅に増加いたしております。今後も順調に増加するものと期待しているところでございます。

今後とも国や観光関連業界との連携を強化し、付加価値の高い観光の推進に取り組みますとともに、中国を中心とするアジア諸国や欧米、そしてロシアなど新規市場からの誘客活動に積極的に取り組み、目標の実現を図ってまいりたいと考えております。

同じく知事の公約との関係ですが、3年めどの閉鎖状態の公約実現いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

普天間飛行場の危険性の除去につきましては、移設協議会やワーキングチーム会合などにおいて、政府と意見交換を重ねてきたところでありますが、昨年9月の新政権発足後はこれらの協議会等は開催されておられません。

県は、総理を初め各大臣との面談など機会あるごとに普天間飛行場の一日も早い危険性の除去を求めており、去る5月23日の鳩山前総理との面談におきましても前総理から「普天間飛行場の危険性の除去については、返還までの間、できる限りの措置を講じていきたい」と思っており、今後ともしっかり取り組んでまいりたい」との発言がありました。

県といたしましては、新内閣におきましても、引き続き、積極的にこの問題の解決に取り組んでいただけるものと期待いたしているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 普天間移設につきまして、日米ロードマップと日米共同発表の関係についてとの御質問にお答えいたします。

今回の日米共同発表におきましては、2006年の「再編実施のための日米のロードマップ」に一部追加・補完をし、再編案を着実に実施していくことを再確認したとされております。今回、新たに記載されたものとしては、環境として日本国内及びグアムの米軍基地に在日米軍駐留経費で再生可能エネルギー技術の導入を検討、環境関連事故の際及び返還前の環境調査のための米軍施設・区域への立ち入りを真剣に検討するこ

と、ホテル・ホテル訓練区域の使用制限を一部解除すること、また嘉手納の騒音軽減についてさらに検討を行っていく、訓練移転として、徳之島、日本本土の自衛隊の施設・区域及びグアムなどを検討すること、土地の返還として、キャンプ瑞慶覧のインダストリアル・コリドー及び牧港補給地区の一部を優先返還の地域とすること等が示されております。なお、削除された項目はございません。

次に、環境影響評価手続と関連条例との関係についてとの御質問にお答えいたします。

普天間飛行場代替施設の位置、配置及び工法につきましては、まだ政府から示されていないため、今後の環境影響評価手続につきまして言及することは困難であります。

いずれにしましても、環境影響評価手続につきましては、環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例の規定に基づき適切に対応することになります。

次に、日米地位協定の抜本の見直しの仕掛けと成果につきましてとの御質問にお答えいたします。

日米地位協定は、一度も改正されないまま締結から50年が経過しており、人権や環境問題などに対する意識の高まり等の中で、時代の要求や県民の要望にそぐわなくなっていること等から、沖縄県におきましては11項目にわたる抜本的な見直しを要請しているところでございます。昨年は2度にわたり訪米し、日米地位協定の見直しを訴えてきた結果、米政府機関等から環境問題について前向きに検討したい旨の発言があり、一定の前進があったと考えております。また、菅内閣においても「日米地位協定の改定を提起する」としてあります。

ことしは日米地位協定制定50年の節目の年であり、県としましては、シンポジウムの開催を初めとする情報発信を行うとともに、渉外知事会等とも連携しながら地位協定の見直しに向けた取り組みを強化してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 鉄軌道の導入についての御質問の中で、鉄軌道導入調査の結果についてお答えいたします。

平成21年度に実施した調査では、鉄道について糸満市から名護市に至るルート約82キロメートルとその全体区間から那覇空港から沖縄市区間を抽出した沖縄市ルート約26キロメートルを設定し、事業採算性、事業の効率性を示す費用便益比等の検討を行っておりま

す。事業採算性の面では、現在の整備スキームでは両ルートとも事業化は困難との結果となりますが、費用便益比の面では、糸満・名護ルート0.6に対し、沖縄市ルートでは1.25の結果が得られております。

次に、今後の取り組み、対応についてお答えします。

鉄軌道導入については、県民の利便性が向上する反面、建設コストや維持コスト等の問題もあることから、県では今年度から行う「沖縄県総合交通体系基本計画」の見直しの中で検討を進めてまいります。

次に、国の鉄軌道調査スケジュール及び県の関与についてお答えいたします。

国が実施する鉄軌道調査は、沖縄県の県土構造と新たな公共交通システム導入の意義を整理した上で、住民、観光客等のニーズの把握を行い、交通システムの比較を踏まえた事業採算性、大規模な返還跡地の有効利用との関係などについて2年間の予定で行われますが、県としても積極的に協力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 知事の選挙公約の達成の中で、製造業の振興の成果についての御質問にお答えします。

製造業の振興については、県産品奨励運動や産業まつりなどを通して県産品使用の推進に努めるとともに、新製品の開発支援や県外への販路拡大支援、企業誘致促進などに取り組んでまいりましたが、製造品出荷額は景気低迷などの影響等により伸び悩んでいる状況にあります。他方、食料品製造業においては、数億円規模の売り上げに成長したお土産商品などが生まれ、またモズクを活用した多様な商品が展開されるなど着実に成長し、県内外での市場評価も高まっております。また、産学官連携による沖縄の地域資源を活用した健康食品やコスメ関連商品の開発が進展しているほか、運動用具製造業など魅力ある企業の特別自由貿易地域への立地が進んでおります。

県としては、引き続き製造業の振興を図っていくため、製品・技術の研究開発力を支援するとともに、経営革新、金融支援、販路拡大の促進など総合的な支援を実施してまいります。

同じく知事の選挙公約の関係で、沖縄観光コンベンションビューローの体制と県の任務分担についての御質問にお答えします。

沖縄観光コンベンションビューローについては、観

光業界の意向を集約しリードする組織として、また、観光振興施策の実施機関として本県の観光振興に重要な役割を担っているものと考えております。一方、沖縄県では、本県観光の振興に係る基本的な政策及びその具体的な計画・立案、観光統計に関する調査・分析並びに市町村や観光関連団体育成などの行政施策を担っております。現在、沖縄県においては、「新沖縄県行財政改革プラン」に基づき、ビューローの役割の明確化及び効率的な法人形態等を検討しているところであり、ビューローが観光業界を積極的にリードする組織体制を確立できるよう支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 それでは再質問をいたします。

日米同盟のあり方についてでありますけれども、知事、県議会でこういう議論をするというのも沖縄県ぐらいいらるうと思いますが、知事会もそうですし、各国会議員の方々見ても、我が県に米軍基地を持っていこうというのは皆無に近いわけですね。安保条約というのは、第6条において、要するに日本は基地を提供する義務を負っているわけですね。したがって、今のよう状況で安保条約は賛成だけでも基地は嫌だというのは、本来安保条約からすれば通らないわけですね。そういう意味で言えば、既に現行の安保条約はその前提条件を失っているところ言わざるを得ないわけですね。そういう意味で言えば、まさに沖縄にマンガタミーさせて沖縄だけに負担をさせて安保条約は成り立っているという非常に変則的な状況にあるわけですよ。だから、私は沖縄県の知事としてはその安保条約賛成、反対という立場を超えてこういうあり方はおかしいんじゃないかと、今の安保条約のあり方はおかしいと、日米同盟はおかしいということを、やはりこれは沖縄県知事でなければ言えない立場なんですよ。だから、このことをぜひ大きな声で全国に発信をする中から沖縄基地問題というのは私は解決されるところいうふうに思っているものですから、お聞きをしているんですね。いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の議論というのは、非常に歴史的な流れも含めて少し厳密な詰めが必要な部分があるかと思うので、きょうのところは議員の御提案としてぜひ伺わせていただくというふうにとどめたいと思うんですが。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 私は最近考えるのは、安保条約のこ

の議論はもはや左派とか右派という話じゃないと思うんですね。これは左派の専売特許ではないんですよ、もはや安保条約の議論というのは。むしろどちらかというと、保守派が危機感を持って議論をすべき局面なんですよ、これはある面言えば。沖縄がじゃだめになると日米同盟がもうだめになるということになりかねないわけでしょう。私はもちろんもともと安保条約には反対の立場ですが、私はむしろどうして右のほうからそういう議論が起こってこないのか不思議でしょうがないんですよ。そういう意味でどうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時18分休憩

午前11時19分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 基本的なことになるんですが、国民的な議論というのをもっともっと起こし、国会を中心にもっともっと議論してもらいたいと思いますし、その左・右を超えてという表現でしたが、議論すべきだというお考えには賛成ですよ。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 したがって、その端緒を沖縄県知事が開いてほしいということなんですね。だから、今や大阪にしても各県の知事は大いに語っているんです。大いに国家に物を言っているんですね。知事は、お上と事を構えるのは得策ではないというのがどうも信条らしいんですが、そうじゃなくして、沖縄の県知事だからこそ言えることはたくさんあるんですよ。今こそそれを言わないと、沖縄は何で黙っているかというのが国民のあれであって、沖縄が何を発信しているかよくわからないと。そのこのところはぜひ腹をくくって、この際、私はあり方についてやはり発言すべきだということを申し上げているんです。だから端緒を開いてほしい。いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時20分休憩

午前11時20分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 私にそのおっしゃる能力が十分あるかどうかは別にしまして、今のような議論を展開すべきだとは思いますが、ただ基本的に今沖縄の中では明らかに過重な基地負担というのははっきりありますから、私のほうではそういう目に見えるものを手がかりにこれは全国につながっている話であるから、全国民の議論もお願いしながら、この沖縄の基

地負担そして同盟のありよう、安保条約のありようまで議論してもらいたいという趣旨のことはいろいろな方にお目にかかるたびに申し上げているつもりであります。ただ玉城議員のきょうのお話は、よく勉強し研究されている議員からのお話ですから、重々受けとめてそういう方向もよく勉強していい機会を見つけてやってみたいとも思っております。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 議論してほしいということではなくして、知事からインパクトのある提案を全国に向けて沖縄県知事ここにありということをやはりこの際やってほしいというのが県民の気持ちなんですよ。その期待にこたえなきゃだめですよ、これ。今しかないんですよ、この時期しか。今黙っていたんじゃ沖縄県は何を考えているかよくわからぬとこういうふうに思われてしまっているわけですから、申し上げているので、ひとつぜひそこはお願いをしたいと思います。

それからこの議会の焦点の一つであります。この辺野古移設について、知事は賛成をしているのか反対をしているのかわからぬとこういうことなんですね。知事がおっしゃっているのは、この1月までは県内移設やむなしと思っていたと、ところが状況が変わったということですね。

そこでお伺いをしますが、状況が変わったということとはわかりますよね。これは認識私どももわかります。その中で状況が変わったという認識と、知事の考え方が変わったかというのは別問題なんですね。そこはどうなんですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時23分休憩

午前11時23分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 状況だけが変わったのではなくて、私の考えも厳しくなったと申し上げておりでございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 県内移設は極めて厳しいと、あるいは不可能に近いということですよ。これはいずれも状況認識ですよ。極めて厳しい、だからどうしたいんですかということですね。次の文句が聞きたいわけ、我々は。だから、極めて厳しいから知事としてはどうしたいんですかと。不可能に近いということであれば、だけど頑張るんですか、それとも断念を迫るんですかということなんですよ。次のフレーズが聞きたいわけ、みんな。ところが、それをおっしゃらないか

らわけのわからん議論になって、ちっとも県民にわかる議論にならないということです。その後の言葉はどうなんですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） ですから、後については何度も申し上げていますが、今度の期待した政権が政策を180度変えたということの理由をきちっと聞いた上でと申し上げているわけです。

○玉城 義和君 ちょっと休憩してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時25分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

玉城義和君。

○玉城 義和君 要するに、主体的に極めて厳しいからどうするのかと、不可能に近いからどうするのかというそのところを聞きたいわけですが、それをずっとおっしゃらないということでは議論が深まらない。

それでは聞いた上でということであれば、先ほど答弁があったように、この2005年の安保再定義の問題、2006年のロードマップ、そして今回の5月28日のSCCの文書、これはみんな一連の文書ですね。そういう意味でいえば、例えばこの2005年のこの「日米同盟：未来のための変革と再編」の中にはちゃんと県内移設をする理由が書かれているわけですよ、書かれている、これは。諸部隊の組織の一体化と機能の一体化のためには県内でなきゃならないというのが大前提になっているわけですよ。これはもう既に説明されているわけですね。だから辺野古なんだということなんです。それを受けて2006年があり、5月28日があるわけです。だから追加だと、さっき公室長が答弁したとおりですよ、一連の文書なんですよ。だから、あえて県内移設というのは政府にすれば既にもう説明済みだということなんですよ。

もう一つ加えて言えば、総理は既に2回沖縄に来ていたわけですね。その間に抑止力云々ということも含めて知事には説明している立場ですよ、これは既に。だから今の段階は、8月の下旬をもって工法とか位置を決めるという段階に移りましたということなんですよ。それにもかかわらず知事は説明を受けてないと、説明を聞かなきゃわからんと言うのでは全くこれはピントが外れていて状況に合わないんじゃないでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時26分休憩

午前11時27分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 再編の目的、軍事上の目的というのは、おっしゃったように2005年だったか2006年だったかに書かれていますよ、いろんなことが。ですから、再編そのものの軍事的な意味はそこに書かれている。ですから、それに乗っかって、しかし今度はさらに追加されましたというのは何も軍事上のことだけではありません。さらに、私がわからんわからんと言っているのは、民主党政権、三党連立政権がスタートした、ないしは民主党の公約の中にそういうものを踏まえながらも県外だと言った公約があったわけでしょう。それに対していろんな人が投票して民主党政権つくるのに貢献したんですから、そういうこれを何で180度変えたんですかと。これは彼らも百も承知の上の話でしょう。そこに何で変えましたかを私は聞いているんであって、この目的が違いますかなんていうのは聞いていませんよ。ですから、それはやはり政府から確認をとらないと私のほうじゃ答えができないと言っているんです。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 何で変えたかというのを聞かれても、民主党の内部事情でしょう、それは。民主党の政治的な失敗だとか、あるいは力量だとか、政治的な熟度の問題とか、そういう意味で民主党の政権の持っている弱さ、そういうものに起因するものですよ。そうではなくして問われているのは、2005年があって2006年があって、今回の5月28日があるわけです。一連なんですよ、これは。だから、これはずっと体系的になっているわけですね。一連のものなんで、その中に追加はありますよ、それは。追加はもちろんありますが、今私が問題にしているのは辺野古の話を知っているわけですね。だから、辺野古の話はこれはもう決定をされているわけですね。だから民主党がどうのこうのというのは、これは民主党の内部の話であって、向こうの政治の熟度の低さとか、そういうものが問題なんです。もちろんそれはそれで批判されるべきでしょう。そのこととこの決定した問題を知事がどう評価するか、どう考えるか、これとは別問題なんですよ。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時30分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 県民の納得のいく解決策をきちっと政府が責任を持って示すべきだと、私は最終

的にはそういう考えを持っているわけですが、まさに辺野古の部分ですよ、議員がおっしゃっている、私も申し上げているのは。この辺野古の部分について政権で公約した政党、そこが総理もつくり、内閣をつくっているところが変えた理由を県民に説明する必要があるでしょう。それは民主党の弱さだ何だと言ってもそれは先生の推測でしょう。それを責任者たる総理からきちっと説明してもらわないことには意味がわかりません。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 私は別に政府の肩を持つわけではありませんが、政府としては総理が2回も来て、抑止力云々ということを申し上げて、大変申しわけないけれどもまた引き受けてくれと、知事には仁義を切ったと。恐らくそういう立場でありましょう。既に8月の下旬に向けて、去る21日にも課長クラスのワーキングチームが作業を始めているわけですね。既にもうこれは工法とか、場所に向けてもう作業が始まっているわけですね。そういう意味で言えば、今の知事の御認識は私は方便としてもなかなかこれは通用しないし、非常に政治的なタイミングを失ってしまうということを申し上げておきます。もうこれは水かけ論になって前に進みませんので、もう少し知事も頭を整理されて、今議会中にもう少しクリアな答弁をお願い申し上げたいと思っています。

それから鉄軌道についてであります。私がずっと考えておりますのは、この鉄軌道問題はやはり必要性から入るべきであって、採算性とかコストの話をする途端にこれはもうそこでとまっちゃうんですね。北海道も九州も四国もずっと赤字なんです、ＪＲになってから。ところが北海道なんか6000億円ぐらいの基金があって、それを今ごろ3.5%ぐらいの利率で運用しているわけだ。最近ちょっと厳しくなりましたが、赤字をずっとこれでカバーして黒字に転化してやっているわけで、だからそれはなぜかという必要だからですね。

そういう意味でちょっとお聞きをしますが、例えばこの間、復帰後でいいんですが、沖縄県が鉄道がないためにどれぐらいの損失をこうむったのか、あるいはあればどれぐらいの利益があったのかという計算をしたことありますか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） このような調査は今までやったことございません。そういう調査はやったことはございません。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 私は、やはりこういう調査を事務的には積み重ねていくべきだと思うんですね。いざという場合に使えるわけですから、だから平成12年でしたか、運政審の答申もあって上と下を別々にして、下は公の機関が機構が整備すると、整備新幹線ですね。そういう制度もあるわけですね。だから、幾らでも制度は使えるわけで、余りコストとか運行会社のことを最初から持ち出すとこれは全部詰まっちゃってどうにもならないわけですね。21世紀プランにも入っているわけだから、ここは思い切ってもっと前に進めるべきだと思います。知事のひとつ御決意を聞きます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） これは前から玉城議員からの意見に私も実は賛成ではあります。そして21世紀プランにも書かせていただいていますし、いろんな形で今鉄道の議論が起こっていますから、何とか必要性から入っていける方向で取りかかれればとは思っていますが、それでもなおコストの問題というのは頭にありまして、こここのところはしかしぜひ日本国も財政がこういう多端な折ですから、この赤字の仕組みをつくってしまった瞬間、そのためにだけに陳情を繰り返さざるを得ないというようなことにならんように、我々も公共交通システムが沖縄にはほとんどないという点からいうとむしろ主張すべきではあるんですが、我々かなり保守的にならざるを得ない面もぜひひとつそれをどうやってぶち破っていくかはいろいろ御指導いただきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 雇用問題も観光問題も全部数字を挙げてやりたかったんですが、時間がありません。

その鉄軌道については、やはりたばこ1本につき1円とかこれはもう負担しているわけですね。やはりそういう意味でいえば、本州の鉄道会社はみんな黒字ですよ、大黒字で2000億円近い黒字を出しているんで、そのもうかっているところの小会社にしてもいいし、いろいろ方法はあるんです。だから、もうちょっとその一歩前に出てその後いろいろ考えると。整備新幹線なんかもう全国に張りめぐらされていますから、沖縄だけですね、ないのは。だから、そういう意味でやはりここはぜひ国のほうとも相提携しながら進めていただきたいと思います。

以上です。知事の最後の御決意をどうぞ。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 昨年、先ほど御紹介しました鉄道についての調査の中で、明らかにおっしゃるように各県いろんな法律をそれぞれつくってもらって、

いろんな形で鉄道がやっていけるような仕組みというのはどうもつくっているらしいというのは我々わかってまいりまして、県議のほうがよく研究されておられるんで、ひとつぜひいろいろサジェスチョンいただきながら、これは企画の関係でも若手が非常に張り切っていますから、ひとつまた御指導賜りたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘 純恵さん こんにちは。

日本共産党の西銘純恵です。

一般質問を行います。

後期高齢者医療制度について。

民主党政権は、後期高齢者医療制度の速やかな廃止を公約にしながら4年先まで先送りし、しかも廃止後につくる新しい制度は、65歳以上の高齢者は都道府県ごとの国保に加入させた上で、64歳以下とは別勘定にするというものを検討しています。これではうば捨て山をもっと広げることになってしまい、医療費の抑制が保険料のアップかの二者択一に追い込むものです。お年寄りを差別する後期高齢者医療制度は、すぐに廃止してほしいという切実な声は広がるばかりです。

質問します。

後期高齢者医療に加入されている人数と、昨年とことしの1人当たり平均保険料は幾らですか。

制度の即時廃止の国民の声に押されて臨時的に保険料の軽減措置がされたが、保険料軽減を受けたそれぞれの人数と割合について。

滞納者数と滞納理由、短期証発行数について。

保険手帳のない無保険者数と治療中断者の人数。

保険料の支払いに関する相談者数と、すべての市町村で掌握されているかどうか。

減額免除の申請数と申請理由及び結果について。

即時廃止を公約して政権についた民主党が廃止を先送りするだけではなく、新制度案は負担や差別の対象を65歳以上に広げるというものです。即時廃止して、もとの老人保健制度に戻すよう求めるべきではないかお尋ねします。

がん対策について。

子宮頸がんワクチンの公費助成を行うこと。また、早期発見のためがん検診を無料化することについて。

がん治療費を無料にして患者、家族、遺族の精神的・経済的な支援体制を確立することについて。

県立宮古病院、八重山病院、北部病院を地域がん診療拠点病院に位置づけて放射線治療機の設備や専門の医師、看護師体制を整備して、緩和ケアを含めて地元

で治療できるようにして患者の負担を軽くすることについて。

患者同士が相談し支え合うための患者サロンを設置すること。また、がん情報の普及・周知を図ることについて。

本県はがんが死因のトップとなっています。県が率先してがん条例を制定すべきですが、知事の見解を伺います。

「子どもの貧困」対策について。

昨年、厚労省が公表した「子どもの貧困」率は14.2%、ひとり親家庭では54.3%になります。沖縄県での「子どもの貧困」は特に深刻だと危惧しています。知事を先頭にプロジェクトチームをつくって、「子どもの貧困」克服を図ることを提言して質問します。

「子どもの貧困」の実態の調査方法を検討すると回答したが、教育、福祉分野のいずれでも調査は可能なものです。早急な実態調査を求めます。

児童相談所に措置される子供のうち、生活保護と住民税非課税世帯の割合はどうなっていますか。

制服が買えないからと欠席をする中学生、食事は学校の給食だけの子供、虫歯で歯がないのに医者に行けないなど、4000人の無保険の子供、通学費がかさみ高校に通えない子など、「子どもの貧困」は深刻です。教育、医療費など制度として子供を直接支援して発達を保障する仕組みの確立が必要と考えるがどうですか。

児童虐待の対策について。

児童虐待の推移、増加数、虐待の主な原因は何ですか。

子育て家庭に不安定雇用と生活不安が広がっているが、貧困と児童虐待との関係及び対策はどうなっていますか。

介護や福祉の職場での低賃金やストレスの多いきつい労働が原因となって児童虐待につながっていくとされているが、その関連と対策はどうなっていますか。

子育て家庭の孤立化は虐待の大きな要因と指摘されています。児童委員は知事の指揮監督を受けて職務を行う法の定めがあるが、体制と取り組みはどうなっていますか。市町村の子育て支援事業の体制と取り組みはどうなっていますか。また、県と市町村の要保護児童対策地域協議会の設置状況と強化策を伺います。

児童相談所には心と体に深い傷を負った子供へのケアのため、社会福祉主事、児童福祉司などの専門職員を手厚く配置をすべきと思うが、増加している児童虐待に対応できる職員体制になっているか伺います。

児童相談所一時保護所に教育相談員が配置されているが、教育職務にふさわしい賃金が保障されていないと県に訴えています。改善について伺います。

英語指導助手の問題について。

県内の小学校、中学校、県立学校には英語助手は何人いるか。そのうち、米軍人の家族がいるかどうか。

外人助手の覚せい剤所持による逮捕など、これまでに不祥事を起こしたのは何人いるか。学校教育を担うにふさわしい厳格で適正な資格条件への改善が必要だと思うが、県の考えを伺います。

過大な需要予測による4500億円的那覇港国際港湾開発計画は事業の折り返し点に立っているが、米軍物資を除いた貨物量とトランシップ貨物量は幾らか。税金の無駄遣いの事業を中止し、計画を抜本的に見直しすべきではないか伺います。

公設学童は、全国86％に比べ沖縄県は4％。保育料は全国の2割が無料で、有料でも5000円、沖縄は1万円以上。保育料の負担ができずに学童クラブに入れない子がいます。補助を増額して低所得者の保育料を軽減すること及び希望するすべての子供が入れるように拡充することについて。

特別支援教育について。

特別支援員、特別支援学級、特別支援学校は希望者に対応できていますか。専門教師の配置率はどうなっていますか。一般教師が配置されて教育に困難を来していると現場からの声があるが、専門教師の早急な配置が必要ではありませんか。

幼稚部対象の児童数の把握はなされていますか。幼稚部が周知されずに家庭保育で困難を抱えている家族がいるのではありませんか。希望する子供が入学できるように周知の徹底はどのようにされていますか。

我が党は豊田市の発達支援センターを視察してきました。医療と療育が結合され早期発見と早期支援に取り組まれていました。本県の早期発見と早期支援の体制はどうなっているか。先進地に学んで改善すべきです。

介護施設の羽地苑で虐待の事実があったことを県は認めたが、虐待防止法に基づく施設への指導はどのようなにされましたか。虐待の根絶のために施設の特別監査及び虐待マニュアルの作成と普及について伺います。

辺野古新基地建設の日米合意について。

民主党連立政権の普天間基地にかかわる日米合意は、自公政権の辺野古移設へと逆戻りしただけでなく、全国に米軍基地の被害を拡散する最悪の合意です。普天間基地の即時無条件撤去と県内移設反対の県

民の総意をアメリカ政府に正面から交渉すべきですが、知事の見解を伺います。

辺野古移設は厳しいと何度も発言されているが、知事は辺野古移設に反対なのか賛成なのかはっきりお答えください。

普天間の移設条件つき返還は実現不可能で既に破綻しています。普天間基地は即時無条件撤去しか解決の道はありません。移設先探しで解決できるというなら知事の考えをお示しください。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 西銘議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、児童虐待に関する御質問の中で、児童相談所の職員体制についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

児童相談所につきましては、平成17年度から22年度までの6年間で児童福祉司13名、児童心理司6名を増員し、増加する児童虐待等に適切に対応するため体制強化を進めてきているところでございます。

今後も、児童相談所の専門性の強化を図るため、スーパーバイザーの養成や職員研修の充実など、引き続き体制強化の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、辺野古新基地に係る御質問の中で、普天間飛行場の即時無条件撤去を米政府に求めること及び辺野古への移設についてという御趣旨の御質問ですが、恐縮ですが11の(1)と11の(2)が関連しておりますので一括して答弁させていただきます。

今回の日米共同発表は、県外移設の実現に期待する県民の声がますます高くなっている中で唐突に行われたものであり、県民の間に大きな失望を招いております。県といたしましても、地元の詳細を経ずにこのような移設案が決定されたことはまことに遺憾であり、受け入れることは極めて厳しいと言わざるを得ません。

県といたしましては、政府が県外移設をどこまで真剣に検討したのか、そして、どのような経緯で移設先を辺野古とする日米合意に至ったのか、合理的な説明を行うべきであると考え要求しているところでございます。

次に、普天間飛行場移設問題に関する知事の考えいかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

普天間飛行場の移設先につきましては、米軍基地の提供責任者であります政府において示す必要があると考えております。いずれにいたしましても、名護市長

選挙や県議会の意見書議決、そして県民大会など、昨年9月以降の県内の諸状況を踏まえ、現時点におきましては名護市辺野古への移設案を受け入れることは極めて厳しいというのが私の考えでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 後期高齢者医療制度についての御質問の中の、後期高齢者医療の被保険者数と、昨年とことしの1人当たり平均保険料額についてお答えします。

沖縄県後期高齢者医療広域連合によると、後期高齢者医療の被保険者数は、平成22年4月30日現在で11万5605人であります。1人当たり保険料額は、平成21年度5万2510円で、平成22年度の見込み額は5万2964円となっております。

次に、保険料軽減を受けた人数と割合についてお答えします。

後期高齢者医療保険料のうち均等割保険料の軽減人数及びその割合は、平成21年6月末現在、9割軽減人数5万3196人、46.9%、8.5割軽減人数1万6958人、14.9%、5割軽減人数3560人、3.1%、2割軽減人数7173人、6.3%で、均等割保険料の軽減を受けた合計人数は8万887人、71.3%になっております。また、所得割保険料の軽減を受けた者は8992人で7.9%になっております。

次に、滞納者数と滞納理由、短期証発行件数についてお答えします。

平成20年度の保険料の滞納者数は1701人で、納付相談のあった方の主な滞納理由としては、収入が少ない、一時所得により保険料が高額となって支払いが困難等となっております。

短期被保険者証の発行件数は、平成22年3月2日時点で856件となっております。

次に、保険手帳のない無保険者数と治療中断者数についてお答えします。

短期被保険者証の交付を受けた方のうち、平成22年3月2日時点で有効期限が切れている方は585人で、治療中断者については把握が困難であります。

なお、短期被保険者証が未更新となっている方については、市町村において窓口相談や電話・訪問等により被保険者証の更新に努めております。

次に、保険料の納付相談者数と市町村の掌握の状況についてお答えします。

平成22年6月市町村に調査したところ、平成20年度

及び21年度に被保険者から保険料の納付相談があった市町村は29カ所で、相談がなかった市町村は12カ所となっております。相談を受けた市町村のうち、相談件数の報告があった17市町村の相談件数の合計は1403件となっております。

次に、減額免除の申請数と申請理由及び結果についてお答えします。

広域連合によると、減免申請受け付け件数は、平成21年度においては37件で、その申請理由は、失業や事業の休廃止による収入減等となっております。申請のあった37件のうち20件が減免決定されております。

次に、後期高齢者医療制度の廃止を求めることについてお答えします。

現在、国では、後期高齢者医療制度を廃止して、高齢者のための新たな制度を構築するという基本的な考えのもとで、有識者や関係団体の代表等で構成する「高齢者医療制度改革会議」において検討中であります。

県としましては、国の検討状況を注視してまいりたいと考えております。

次に、がん対策についての御質問の中の、子宮頸がんワクチンの公費助成についてお答えします。

感染症の予防接種は市町村の業務となっており、公費負担の対象となる疾病については、予防接種法で定期接種となっております。現在、子宮頸がん予防ワクチンは同法の定期接種となっていないことから、県としては、全国衛生部長会を通じて同ワクチンの有効性等の評価を早急に行い、必要な公的支援や多くの国民が接種できるよう、国に要望しているところであります。

次に、がん検診を無料にすることについてお答えします。

乳がん、子宮頸がん検診については、特定の年齢を対象に無料クーポン券を配布する国庫負担事業が昨年度と今年度に県内の全市町村で行われております。国は、来年度の国庫負担による事業継続について明言しておりませんが、県としては、全国衛生部長会を通して国庫負担による事業継続を要望しているところであります。

次に、がん治療費の無料化についてお答えします。

県においては、「沖縄県がん対策推進計画」及び「アクションプラン」を策定し、がん対策を総合的に推進しているところであります。がんに関する療養上の相談については、がん診療連携拠点病院の相談支援センターにおいて対応しております。がん治療については、そのほとんどが他の疾病同様に公的保険の範囲

内で行われていますが、先進的な医療の一部は公的保険の対象外となっており、その場合に患者の負担増があると考えております。がん治療費の無料化などの経済的支援については、公的保険の対応を含め社会保障制度全体の中で国の責任で対応すべきものと考えております。

次に、県立宮古病院、八重山病院及び北部病院の地域がん診療連携拠点病院の指定及び地元での治療体制についてお答えします。

本県では、琉大病院を県がん診療連携拠点病院に、県立中部病院や那覇市立病院を地域がん診療連携拠点病院に指定し、他のがん治療可能な医療機関との医療連携体制を構築しているところであります。北部、宮古及び八重山圏域では専門医が少なく、さらに症例数も少ないことから、放射線治療等の高度な医療機能の維持が困難であり、現在、これらの圏域の県立病院を地域がん診療連携拠点病院に指定しておりません。

県としては、琉大病院等の高度医療提供施設と県立北部、宮古及び八重山病院との役割分担及び連携を図るとともに、手術や化学療法等、当該圏域に必要ながん医療の充実を図っていきたいと考えております。

次に、患者サロンの設置及びがん情報の周知についてお答えします。

県におきましては、患者サロンの設置について、がん治療を行っている医療機関に対し、院内に設置するよう呼びかけていくこととしております。また、がん患者の皆様への情報提供として「患者必携」を作成することとしており、今後は一般県民を含めて広く情報提供を行っていく予定であります。

次に、がん条例の制定についてお答えします。

県としましては、がん対策基本法に沿って策定した「沖縄県がん対策推進計画」及び「アクションプラン」を着実に実施し、予防から医療提供に係る適切ながん対策の充実強化を図っていくこととしております。このような中で、がん条例の制定については、その必要性を含め総合的に検討することとしております。

次に、「子どもの貧困」対策についての御質問の中の、「子どもの貧困」の実態調査についてお答えします。

県では、生活保護世帯や支援が必要な児童等に対して、市町村、福祉保健所、児童相談所等関係機関の連携や民生委員・児童委員の活用等により対応しているところであります。しかしながら、近年の生活保護世帯の増加や、ひとり親家庭の生活状況等から見て、本県の「子どもの貧困」については厳しい状況にあるもの

のと考えております。

今後も、教育庁等関係機関と協力しながら、支援を必要とする世帯や子供の把握に努めるとともに、各種施策による支援を行ってまいります。

次に、児童相談所が措置した子供に係る生活保護世帯等の割合についてお答えします。

児童相談所が児童養護施設等に措置した子供の世帯について、徴収基準に係る階層区分の状況は公表しておりませんが、本県において措置されている子供の家庭の多くは経済的な問題を有している状況にあるものと認識しております。

次に、子供を直接支援して発達を保障する制度の確立についてお答えします。

「子どもの貧困」につきましては、格差が固定化し次の世代に連鎖していくことを防止することが重要な課題であると考えております。このため、県では、生活困窮世帯に対する経済的支援とあわせ、医療費助成など子供のいる家庭への各種支援を行っているところであり、これらの施策の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、児童虐待の対策についての御質問の中の、児童虐待の推移、主な原因についてお答えします。

県の児童相談所が処理した虐待相談処理件数は、平成17年度が451件、18年度364件、19年度440件、20年度408件、21年度が435件となっており、年度による増減はありますが、高どまりの状況となっております。また、児童虐待につきましては、育児に対する認識の低さ、家庭の養育力の低下、地域社会の子育て機能の低下など、複合的な要因が重なって発生しているものと考えております。

次に、貧困と児童虐待との関係及び対策並びに労働条件と児童虐待との関連及び対策について一括してお答えします。

低賃金などの貧困問題等と児童虐待は必ずしも直結するものではないと考えますが、家庭における経済的な問題が深刻な場合には、子育てに対する負担感が増すことにより、家庭の養育力の低下につながるおそれもあるものと考えられます。また、虐待を受けた児童の家庭については、経済的な問題を抱えている事例も存在するものと認識しております。

児童虐待の防止のためには早期発見と迅速な対応が必要であり、引き続き児童相談所の体制強化を進めるとともに、警察、教育庁等の関係機関との連携強化を進めてまいります。あわせて、子育てに係る負担の軽減を図るため、子ども手当、児童扶養手当の支給や医療費の助成等の経済的支援を行うとともに、地域子育て

て支援拠点事業の実施など、各種の子育て支援に取り組んでまいります。

次に、児童委員及び市町村子育て支援事業の体制と取り組み並びに要保護児童対策地域協議会についてお答えします。

児童委員の体制につきましては、平成22年4月現在、児童委員が2102人、そのうち主任児童委員が171人委嘱されており、児童及び妊産婦の生活状況把握や保健・福祉に関する情報提供及び指導等を行っております。

平成21年度の活動状況につきましては、子供に関する相談・支援件数が2万8811件となっております。

次に、市町村の子育て支援事業につきましては、児童虐待防止の観点から、乳児のいる家庭を保健師等が訪問するこにちは赤ちゃん事業、養育支援訪問事業を実施しております。

平成21年度の実施状況につきましては、こにちは赤ちゃん事業が40市町村で実施され、訪問件数が1万3631件、養育支援訪問事業が15市町村で2615件となっております。

次に、「要保護児童対策地域協議会」につきましては、現在、31市町村で設置されており、未設置市町村に対しても設置の働きかけを行っているところであります。また、同協議会では保健部門や児童委員も含む関係機関が連携して児童虐待防止に取り組んでおりますが、連携をさらに強化するために県レベルでの協議会設置に向けた作業を行っているところであります。

次に、児童相談所一時保護所の教育相談員についてお答えします。

一時保護所に入所している児童につきましては、所内において、主に一時保護所の職員が学習指導を行っておりますが、今回、経済対策として実施された緊急雇用に係る予算を活用し、平成21年度と22年度について職員の学習指導を補助するための賃金職員を採用したところであります。また、当該職員の募集の際には、学習効果を上げるために教員免許保持者を採用の条件としましたが、時給等の労働条件につきましては、一般の賃金職員と同等の内容としております。

今回の件につきましては、当該職員の業務は教育職務ではなく職員の補助としての位置づけであることから、中央児童相談所に対しては改めて賃金職員としての身分に応じた業務配分の徹底を指示したところであります。

次に、公設学童について、保育料の負担軽減と放課後児童クラブの拡充についてお答えします。

沖縄県の放課後児童クラブは民立民営のクラブが多

く、家賃等の負担により経営が厳しいことや、保育料が高いことなどが課題であると認識しております。このため、県としては、学校の余剰教室や児童館等の活用を図ることで保育料の負担軽減が図られるよう、市町村と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

また、平成22年3月に策定した「おきなわ子ども・子育て応援プラン」の後期計画においては、平成21年度の放課後児童クラブ194カ所を平成26年度までに238カ所にまでふやす目標を掲げているところであり、県としましては、希望する子供すべてがクラブを利用できるように市町村と連携し、放課後児童クラブの設置を促進してまいります。

次に、障害児の早期発見及び早期支援体制についてお答えします。

沖縄県では、障害児の早期発見及び早期支援について沖縄県小児保健協会と連携し、乳幼児健診における発達に係る問診項目の追加、修正等、健診受診票の見直しを行ったところであります。また、在宅の障害児の地域における生活を支え、身近な地域で療育指導が受けられるよう、先島を含め県内の9カ所において障害児等療育支援事業を行い療育機能の充実を図るとともに、県内5カ所の圏域にアドバイザーを配置し、関係機関のネットワーク構築等障害者支援体制整備の促進に向け取り組んでいるところであります。

次に、介護施設における虐待について、羽地苑での虐待への対応についてお答えします。

いわゆる高齢者虐待防止法に基づく対応は、通報を受けた名護市が事実確認及び指導を行っているところであります。

県においては、利用者への影響の観点から、社会福祉法及び老人福祉法に基づき関係者から事情聴取を行っております。

特別監査については、その結果等を踏まえ検討する考えであります。

なお、今後、高齢者虐待防止マニュアルを作成し、介護保険法に基づく集団指導等において周知してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 答弁の途中でありますが、時間の都合もありますので、西銘純恵さんの質問及び質疑に対する残りの答弁は午後に戻したいと思います。

休憩いたします。

午後0時8分休憩

午後1時23分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前の西銘純恵さんの質問及び質疑に対する答弁を続行いたします。

教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは英語指導助手の問題についての御質問で、外国語指導助手の人数等についてお答えいたします。

本県の外国語指導助手につきましては、小中学校において国採用が40名、市町村採用が163名、県立学校において国採用が55名、県採用が3名配置されております。

米軍人の家族につきましては、市町村採用の外国語指導助手が1名おります。

次に、外国語指導助手の資格要件等についてお答えいたします。

今回、市教育委員会の外国語指導助手が覚せい剤取締法違反の疑いで逮捕され、教育への信頼を損ねたことはまことに遺憾であり、極めて残念なことであります。

外国語指導助手のこれまでの不祥事につきましては、昨年度の3名と今年度の1名となっております。

国採用の外国語指導助手の募集・選考は外務省が行っており、日本国法令を遵守することなど16項目の資格要件をすべて満たした者が採用されております。また、県及び市町村の外国語指導助手につきましては、国に準じて厳正に行っているところであります。

県教育委員会としましては、今後とも関係機関等と連携し、綱紀粛正及びサービスの確保についてさらなる徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、特別支援教育についての御質問で、特別支援学校等への希望者への対応、専門教師の配置等についてお答えいたします。

特別支援学校においては、入学要件を満たし保護者が希望した場合はすべて受け入れております。

特別支援学級の設置については、平成22年度、小中学校合わせて491学級の申請に対して444学級を設置しております。当該校で受け入れることができなかった児童生徒については、市町村教育委員会と連携し、その学校に既に設置されている特別支援学級の活用及び近隣校との連携、拠点校への通学、特別支援教育支援員の活用等、当該児童生徒へ適切に指導がなされるように努めております。

特別支援教育支援員の配置については、平成22年1月31日現在、小中学校合わせて659人の配置希望に対し446人が配置されております。

特別支援学校等における特別支援学校教諭免許状所

持率は約6割になっております。教諭の配置につきましては、免許所持者及び経験者を積極的に配置するとともに、免許法認定講習や各種研修会を実施し、資質の向上を図っております。

県教育委員会としましては、特別支援教育を推進するため、支援体制の整備及び担当教諭の専門性の向上に今後とも努めてまいります。

次に、幼稚部対象児の把握と幼稚部の周知についてお答えいたします。

特別支援学校の幼稚部においては、入学要件を満たし地域での支援が困難な幼児を対象に募集を行っております。幼稚部教育につきましては、沖縄県広報や県教育委員会ホームページへの掲載、「相談窓口ポスター」を関係機関等に配布するとともに、市町村教育委員会を通して各幼稚園や乳幼児健診を担当する福祉関係部署に対し周知に努めているところであります。

各特別支援学校を希望する幼児の把握につきましては、保護者への周知徹底を図り、特別支援学校の教育相談等を通し幼稚部教育の理解啓発を進めながら7月と9月に調査を行い、漏れのないよう対応してまいります。

県教育委員会としましては、「障害のある幼児の就園指導のあり方連絡協議会」の開催を通して、市町村教育委員会や福祉関係部署等との連携を強化するとともに、今後とも幼稚部関係者への周知徹底と希望する対象幼児の把握に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 那覇港国際港湾開発計画についての御質問で、那覇港の貨物量と計画の見直しについてお答えいたします。

那覇港の平成20年の取扱貨物量は約1040万トンで、平成15年に改定した港湾計画における平成20年代後半の目標貨物量1950万トンに対して約53%となっております。また、国際トランシップ貨物の実績は、現在のところありません。

那覇港は、アジア・太平洋地域の結節点に位置する地理的優位性を生かして国際物流・交流拠点等を目指しており、今後とも国及び那覇港管理組合と連携し、計画目標に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○西銘 純恵さん 答弁漏れがあります。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時30分休憩

午後 1 時 31 分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 再質問を行います。

後期高齢者医療の問題ですけれども、保険料の支払いに関する相談がもう既に1403件あったと。この件は、審査請求や減免申請等、結構な数があります。私の手元に審査請求の方が相談に来まして、今、審査請求をやっていますけれども、この方はうるま市の畑を譲り受けていて、持っているお墓が老朽化していて、そのお墓の改築のために畑を処分したら50万円という後期高齢保険料が翌年に来たと。本人は、月3万円足らずの年金なんですよね。こういう事例があって、本当に審査請求している間にもこの督促状が来ましてさらにびっくりしているんですよ。（資料を掲示） 1期について5万6000円の徴収に対して5200円の延滞金がついた督促が9枚来たんですけれども、このようにこの後期高齢者医療制度というのは、75歳以上を子供の扶養から外して、年金がわずか3万円しかない方からも保険料を取り立てると。そしてこのような土地を処分しなければいけなかったと。実際は収入という形にはならないけれども保険料がかかるという、このような問題が沖縄県内でもこの方以外にほかにもあるわけですね。ですから、この後期高齢者の医療制度というのは時間がたてばたつほど負担する人がふえるし、さらに2年ごとに保険料が上がる仕組みになっていると。廃止以外にないと思いますが、もう一度答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 後期高齢者制度につきましては、人口の高齢化等によって医療費が増大する中、将来にわたり皆保険制度を堅持するために、長年の議論を経て開始されたものでございます。老人保健制度がそういういろんな支障があるということで議論されて開始されてきております。制度開始においては、いろんな年齢の部分もございまして、また今まで保険料がなかった人にも課せられるといういろんな制度の議論が行われて、先ほど答弁でも申し上げましたが、かなりの方の保険料の軽減もされております。そういう中で新たな高齢者制度については、すぐそれを廃止して新たな制度をつくっていくということについては、いろんな事務処理の観点から課題があるということで、老人と高齢者の費用負担が不明確とかいう、そういう老人保健制度の課題もありますので、それに戻すことなく新たな高齢者医療制度に移行させるということで、現在、国のほうで検討を進めておりま

すので、県としましては、その推移を見守っていきいたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 後期高齢者医療制度は、民主党が政権公約ですぐに廃止しますと言いながらそのまま継続しているというのが大もとにあるということ、これが問題かなと思います。

次に移ります。

がん医療について、これは要望ということでやりたいと思います。

がん対策について、宮古島の方からこのような手紙を受けました。たくさんの要望、気持ちが入っているんですけれども、1点だけ紹介をしたいと思います。

放射線の機械が島にない。治療が必要なときは沖縄本島に行き、1カ月、それ以上の必要な期間を本島で過ごす、精神的にも経済的にも負担が大きい。家族や友人と離れての孤独な闘いはかなりのストレスを抱える。自分の病気への不安があるし、残してきた家族のことも気にかかる。治療で気分が悪いとき、しんどいときも一人で頑張らないといけないのでとても心細い。家族や友人など会話ができない日が長く続くとかなり参ってしまう。交通費、飛行機代など生活費などともかく本島に住む人より確実に金がかかる。何らかの支援が必要です。

このように、これは1点ですけれども、ですからがん医療については、がんにかかってもどこでも安心して治療が受けられるように、政治の光を当てなければならぬと思っているんです。県政の重要な課題だと思いますので、ぜひこれは取り上げて前進をさせていただきたいと要望をしたいと思います。

次、「子どもの貧困」なんですけれども、保育園の行事でカップラーメンを食べる子というのがきょう報道されました。認可園の園長が私に、朝御飯抜きの子供がいるので、毎朝おにぎりを準備しているんですよ。また、学校給食費の未納者というのが毎年1万人いますよね、これは教育ですけれども。虫歯の治療がなされているのかとか、視力検査で眼鏡が購入されているか、学校で朝から歯磨きからさせている学校もあるわけですよ。ですから、さまざまな場面で「子どもの貧困」というのはあらわれています。ですから、福祉においても教育においても、私は知事が先頭に立って、この子供たちがどのような貧困の状況にあるのかというのをプロジェクトチームをつくって対策も立てるべきだと、調査をして思いますけれども、これについて知事の答弁をいただきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 「子どもの貧困」問題に対応するためには、児童福祉や障害児福祉、母子福祉、また母子保健、生活保護など幅広い分野からの支援を検討する必要があると考えております。そのために関係課でその施策等の実施状況、課題を整理して連携して取り組む対策を検討していきたいと思います。

あわせて、教育庁との連携も図りながら、子供のそういう実態把握と対策の検討に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 特別支援教育について指摘をしたいと思います。

先ほど専門の教師、支援員についても6割しか専門の先生はいないとおっしゃいました。30数年間教師を続けている方が、ことしの4月から特別支援学級の担任になりました。もう既に6月。4月、5月、クラスを持って、家族の話によると、うつ状態になっていると、こんな状況なんですよ。ですから本当に情緒障害、今、発達障害についてもさまざまな心理や医療の面も含めて専門的な知識が必要だけれども、そういう研修や専門性を身につけてない方が担任にさせられている、支援員にさせられている。特別支援学校でもいるというところは、これは全国的な問題とも思いますが、やはり県として特別に専任の教師を手厚く丁寧にやっていくという拡充が求められていると思えます。

答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 小中学校における特別支援学級における教師は、特に特別支援教育に関する免許を持たない方でもできると。別に指定はございません。しかし、やはり対象の子供たちがそれぞれの課題を抱えていますので、教師としても大変負担がございます。

それで、学校としてはコーディネーターとか基本的には校長先生、教頭先生、そして校内委員会があって、そういうところで支えながらやっていくという体制をとっております。ですから、そこを重視させて、やはりだれでも持てる、そしてだれでもできるような特別支援学級のそういう体制にしていきたいなと思っています。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 特別支援教育というのは、すべての教師がそのような子供たちに対応できるようにする

というのは大事だと思います。でも、実際に今、動き出した学級で教師がもう病気になりそうになっているという現実があります。ですから、そこを急速に拡充といいますか、体制を強化すべきだと思います。

次、最後ですが、米軍基地問題について知事にお尋ねをいたします。

知事は、県外移設の実現を期待する県民の高まりがあると言われました。県外移設の県民の期待というのは、私は事実誤認だと指摘をしたいんです。それは辺野古移設の日米合意がなされた5月28日から行われた琉球新報と毎日新聞緊急県民世論調査の結果で明らかなんですよ。普天間基地の辺野古移設に反対が84%、移設反対の理由の第1位は無条件撤去が38%、国外移設が36.4%、合わせて75%です。比べて県外移設は16.4%しかありません。宜野湾市は無条件撤去が75.6%です。宜野湾市民は、基地の苦しみを毎日身をもって体験しているがゆえに、同じ苦しみをどこにも移すことができない。撤去しかない。これが無条件撤去という宜野湾市民の民意になっているのではありませんか。無条件撤去が県民の期待というものではありませんか。これについてお答えください。

もう1点、知事は、無条件撤去は一つの考えとしてはあり得ないことではないと言ったり、無条件撤去は共産党の考えだと、きのう言いました。無条件撤去が県民の多数であるのに、知事と立場が違うからといって客観的事実を事実として認められないのかどうか、お答えください。

沖縄県民の立場ははっきりしています。65年前に県民の土地を奪い取ってベトナム戦争、アフガニスタン、イラク戦争へと海兵隊の攻撃・出撃、殴り込み部隊の基地として、罪もない子供や民間人を殺りくしてきた世界で一番危険な普天間基地は、無条件撤去しかありません。負担軽減のためというのがだましの手口であって、訓練移転して本土にも被害を拡大して米軍犯罪、爆音被害がひどくなっているではありませんか。お答えください。

休憩願います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時44分休憩

午後1時46分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の西銘議員の再質問にお答えしたいんですが、まず第1に、普天間基地についても無条件撤去というのが民意ではないかという御趣旨の御質問ですよ。

ですから、これは確かに世論調査で県内反対というのが8割を超えているという。さらにその中を細分化していった調査だったやに思いますが、そういう中で幾つかの条件を挙げて内容を挙げていけば、可能であれば無条件閉鎖とか無条件撤去というのはかなりの意見を集めるだろうというのは想像できますよ。ですから、そういう意味で県内は反対。そうすると県外かという、おっしゃるように、いやいや県外より前に県内の即クローズとか撤去というものも、もし挙げてあれば、どちらがいいでしょうかという聞き方をすれば、今おっしゃるようなことはあり得ないことではないと思います。

そして2番目の共産党さんがどうのというような言い方を、私、したかどうかははっきりと実は覚えてはおりませんが、先ほども申し上げましたように、論理的には県内とか県外とか国外とか、それをさらに分類していく中では固定化そのままとか、またこれを即クローズとか撤去というこの分類上のこれは当然あり得ると私は思っていますけれども、ただフィジビリティといいますか、実現可能性という点からはかなり疑義があると答弁をいたしたことがございます。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 県民は、抑止力というごまかしで侵略の軍隊を置き続けてきた日米軍事同盟というのから転換をして、新しい日米友好条約に変えて憲法9条で平和を守っていくという、このような立場で基地のない平和な沖縄をと、ここまで県民のもう願いは高まってきているんですよ。知事がそういうのを理解できていないというのが大きい問題だと思いますが、昨年の総選挙で自公政権を退場させたのは、辺野古新基地建設反対の県民の力です。移設探しの末に辺野古基地を押しつけて公約破りをした民主党政権に県民の怒りはおさまりません。移設先探しでは普天間基地は解決しません。無条件撤去の県民の団結でアメリカに堂々と主張し、日米合意を白紙撤回させる。普天間基地をアメリカに持って帰ってもらう。これが解決への確実な道ではありませんか。知事には、県民のアンケートでも答えが一番声の多い無条件撤去の県民の先頭に立ってもらいたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員からのお申し入れとして受けとめたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 当銘勝雄君。

〔当銘勝雄君登壇〕

○当銘 勝雄君 こんにちは。

社民・護憲会派の当銘勝雄でございます。

一般質問を行います。

1番目、知事の政治姿勢について。

(1)、普天間飛行場移設問題であります。

普天間飛行場の移設問題は、最も危険な飛行場を早急に移設する必要性から端を発した。しかし、再び危険な移設を強行しようとしております。県内のあらゆる選挙や、県内移設反対集会、県民大会など県民の意思は明確にあらわされているにもかかわらず、県民の頭越しに辺野古移設を決めてしまった。辺野古に移設ができれば、普天間飛行場はそのまま残ってしまいますよと脅かしまで出ております。危険性除去の出発点をそっちのけの論議があります。県民無視の最たるものであります。

そもそもの問題は、政府は沖縄の米軍基地の過重負担を先刻承知でありながら、地政学上の点や抑止力の面からの必要性を理由に本県に基地を押し込めようとしているところに問題があります。我が国は日米安保条約を了としながら、基地の受け入れはどこの県も認めない。沖縄県で背負っておればよいとする利己主義的なあり方は到底許されるものではありません。

鳩山前総理が県内移設を日米合意した背景には、1つは抑止力であります。

総理の政策部会外交委員長であった元防衛大学教授の孫崎氏は、海兵隊は世界のどこにもない日本だけ、また在日米軍基地の思いやり予算は74%も日本が負担している。あるいは軍事評論家の田岡俊次氏は、在日米軍は日本を守っているのかというとゼロである。さらには米軍の海兵隊1万2000人のうち戦闘部隊は1000人以下、自衛隊14万人に対して圧倒的に弱い存在で抑止力にならないとしております。さらには、政府の安全保障と防衛力に関する懇談会メンバーの京都大学の中西先生は、海兵隊は要らない、抑止力にならないとこう言っております。さらには、アメリカの元国防長官アーミテージ氏は、普天間の合意実施は困難である。あるいはアメリカ政府の外交問題評議会のシーラ・スミス氏も、海兵隊のヘリコプターがどのくらい遠くまで飛べるかは問題ではない。沖縄の基地はやはり全国にもっていくべきだということをまことに明確に言っているわけでありまして、抑止力にはならないとこういうことを各人が言っているわけであります。

2つ目には、琉球処分の延長線上で鳩山内閣の沖縄政策がなされてきたことに問題があります。沖縄はこれまで多くの苦難を背負われてきました。特に米軍基地については、戦後の日本の国際社会への復帰と引

きかえに、1951年のサンフランシスコ会議で本土から分離され、多くの米軍基地を沖縄に押しつけてきたのが今に至っております。

総理大臣がかわるたびに沖縄県民の基地の負担軽減が言われるが、軽減につながっていない。基地とリンクする振興予算で県民を分断し、懐柔策がとられてきたのであります。去る6月23日の全戦没者追悼慰霊祭の菅総理のあいさつも、これまでの沖縄県民の負担軽減と全く同じで何ら変わりはありません。しかも、沖縄の米軍基地の存在がアジア・太平洋地域の平和と安定につながったことに感謝するとの言葉は、県民感情を逆なでするものであります。

私は、沖縄の米軍基地問題は、党派や主義主張を超えてオール沖縄で日米政府に当たらなければならないと主張してきました。今こそ県民の80%以上が普天間の国外・県外移設を求め政府に怒りをあらわにしていることを受けとめ、基地問題を進めるべきだというふうに思うわけであります。

そこで質問します。

ア、知事のこの問題に対する一連の姿勢は、県外・国外がベストであるが、普天間の危険性の除去には県内移設もやむを得ないとした発言から、辺野古は厳しい態度に変わった。みずから普天間をどうするかを言わず傍観的な立場をとっているのは何か。

イ、4・25県民大会への超党派による参加要請、知事を支える与党議員からの要請にも即刻返事がなく、主催者をやきもきさせたのはなぜか問います。

ウ、4・25県民大会での知事の発言は一般論に終始し、普天間をどうせよとの積極的な発言が感じられない。どう認識するか。

エ、6月14日の菅総理大臣との会談は、知事は県内移設を容認すると受けとめられたのではないかと考えます。総理は参議院の代表質問に対する答弁で、知事と会談したことを随所に述べ、話し合いの糸口をつかんだような答弁をしております。県内移設を推し進めようとする政府の姿勢は知事が明確に反対しないことにあると思うが、どう認識するか。

(2)、政府の辺野古移設に向けた進め方についてであります。

ア、政府は辺野古への新基地建設を進めるため協議会を設置するとしている。名護市長はいかなる話し合いにも応じないとしているが、知事は要請があった場合、どのような立場をとるか伺います。

イ、日米合意された辺野古への移設は、公有水面埋め立てに知事が印鑑を押さなければ事実上はできないとの見方があります。知事は辺野古移設反対を貫ける

のか、問います。

大きな2、21世紀ビジョンとポスト沖縄振興計画についてであります。

(1)、21世紀ビジョンについて。

ア、ビジョンで特筆されたものは何か。また、これまでの県政運営と変わるものは何か問います。

イ、ビジョンを政府にどう認知させていくか。

ウ、ビジョンを進めるための財政の裏づけはどう図っていくか。

(2)、ポスト沖縄振興計画についてであります。

ア、4次にわたる沖縄振興計画をどう評価するか。

イ、これまでの振興計画の延長線上では本県の発展はないと思うがどう認識するか。

ウ、21世紀ビジョンを受けてどう連携させていくか。

エ、ビジョンに盛り込まれたものを実現するため、基地返還アクションプログラムなどの実施計画が必要と考えるがどう進めるか問います。

オ、縦貫鉄道やLRTなどの導入は、本県の土地利用上大きな変革になると考えるが、どう認識をするか問います。

(3)、本県の産業構造についてであります。

ア、本県は大都市と同様な第3次産業偏重が指摘されておりますが、今後もその延長でよいと考えるのか伺います。

イ、製造加工業は雇用創出効果が高い業種であり、失業率の高い本県では見直しが必要と考えるがどう認識するかを問います。

ウ、食料自給率が全国一低い、1次産業のシェアをどう改善し、振興策を進めるかを問います。

大きな3、産業の振興について。

(1)、黒糖表示問題について問います。

ア、県黒砂糖工業会は、輸入糖や加工黒糖に押されて販売不振で多くの在庫調整が余儀なくされておりますが、県の支援策を問います。

イ、県加工黒糖事業協同組合は、消費者庁の黒糖表示見直しに対し、県産黒糖を使用した加工黒糖へ表示ができなくなるとしているが、どう協議を進めているか問います。

ウ、沖縄本来の黒糖が加工黒糖と勝負するには、糖価調整制度の適用が必要と考えるが、県は政府に対し要請する考えがあるか聞きます。

(2)、ヤギ屠畜施設整備についてであります。

ア、南部食肉センターの改築が行われるが、その概要について問います。

イ、ヤギ屠畜施設も整備されるか。施設の規模、処

理能力について問います。

ウ、北部食肉センターにおける処理状況について聞きます。

(3)、豊かな海づくり全国大会の誘致について問います。

水産業を取り巻く環境は、漁場や漁獲量規制など年々厳しくなっております。水産資源の維持拡大は、環境の保全とつくり育てる漁業を推進することが求められております。四方を海に囲まれた沖縄県は、つくり育てる漁業や栽培漁業に適する地域であります。毎年持ち回りで開催されております「全国豊かな海づくり大会」を本県の復帰40周年の節目に開催することは有意義だと思います。既に糸満市、豊見城市及び漁業協同組合などが中心に誘致促進協議会が設置され、大会誘致の機運が高まっております。県の対応を問います。

4、福祉について。

(1)、保育所の認可化推進についてであります。

2万6000円の子ども手当(こしは1万3000円)は昨年の衆議院選挙の大きな目玉の一つであったが、国民の反応は、保育所施設の整備や待機児童の解消を求める声が多くなっております。

そこで問います。

ア、認可化の進捗状況を伺います。

イ、待機児童対策特別基金の執行状況を伺います。

ウ、これまでの課題と対策について伺います。

5、南部地域のごみ焼却残渣の最終処分場建設について問います。

南部3清掃組合の家庭ごみの焼却残渣を処理するため、南部の市町村で構成するサザンクリーンセンター推進協議会が設置され、検討されてきたが、建設場所が確保できず宙に浮いております。また、残渣処理を一時委託していた沖縄市の倉浜衛生施設組合から、約束が違うとして受託打ち切りにされたことから、残渣処分問題は市民生活への影響が心配されます。

そこで問います。

ア、サザン協の最終処分場建設の進捗状況を伺います。

イ、処分場建設のおくれによる市民生活への影響は何か問います。

ウ、県はどうかかわり指導してきたか。また、サザン協の廃止問題が言われているが、県はどう対応するか。

大きな6、行財政改革と職場環境についてであります。

ア、これまでの行財政改革の効果的な主なものは何

か。

イ、平成32年までの財政見通しにおいて、年次的に収支不足が拡大し、平成32年には551億円の単年度収支不足が生じ、県債残高は8700億円に達すると見込まれております。現在の予算規模で推移すると公債費支出は約20%を超え、いびつな歳出予算が予想されます。行財政改革の主要な対策について伺います。

ウ、安易な職員定数の削減は行政サービスの質的低下を招くおそれがあります。これまでの行革による定数の増減はどう推移したかを問います。

エ、分限休職者が増加しているが、定数削減による過重労働との因果関係を認識しているか問います。

オ、どのような対策を講じているかも問います。

大きな7番、豊見城団地の整備計画についてであります。

ア、県と豊見城市の整備計画と進捗状況について伺います。

イ、住宅供給公社が所有していた土地は、県及び市に引き継がれたか問います。

ウ、A棟の跡地は豊見城団地の公共的利用に供すべきではないか伺います。

大きな8、饒波川の親水公園計画の進捗状況について問います。

大きな9番、我が会派の代表質問との関連であります。

(1)、普天間飛行場の辺野古移設、日米合意の撤回及び県内移設拒否についてであります。

普天間の移設問題について、これまで日米政府が合意形成を図る前に知事は県民の総意を日米政府に示すよう私たちは求めてきました。知事は頑固一徹、県外・国外がベストだが、危険性除去のためには県内移設もやむを得ないとして、政府が示すまでみずからの考え方を示さず、日米による辺野古回帰をさせてしまった。今度は8月までに移設の位置や工法を決めるという日米政府の方針が出ている段階に来て、菅総理から公約と違った辺野古移設を決めたいきさつを聞いてから判断するとしているが、知事がこれほどに県民意思が明確になっていることをただ単に「極めて厳しい」に固執した理由を明確にしない理由は何かを問います。

後は再質問いたします。

○議長(高嶺善伸君) 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事(仲井眞弘多君) 当銘勝雄議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、普天間飛行場

移設問題に関する知事の立場についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

今回の日米共同発表は、県外移設の実現に期待する県民の声がますます高まっている中で唐突に行われたものであり、県民の間に大きな失望を招いております。県といたしましても、地元の了解を経ずにこのような移設案が決定されたことはまことに遺憾であり、受け入れることは極めて厳しいと言わざるを得ません。

県といたしましては、政府が県外移設をどこまで真剣に検討したのか、そしてどのような経緯で移設先を辺野古とする日米合意に至ったのか合理的な説明を行うべきであると考えております。

同じく政治姿勢の中で、県民大会の参加要請への回答についての御質問にお答えいたします。

県民大会への参加につきましては、大会の趣旨やスローガンなどをお聞きした上で、県政与党の議員の皆様や各方面の方々から御意見を伺い慎重に検討した結果、出席することにいたしましたわけでございます。

同じく政治姿勢の中で、県民大会での発言に関する御質問にお答えいたします。

県民大会において、私は、普天間飛行場の危険性の除去及び沖縄県民の過重な基地負担の大幅な軽減の2つに絞って申し上げ、その実現を政府に強く求めたわけでございます。また、危険性の除去に関しては、普天間飛行場の固定化は絶対に容認できないことや、鳩山政権に対して公約に沿って解決策を示すよう求めたわけでございます。さらに、行政の責任者として危険や脅威に対し全力を尽くしてその防止に取り組むことを申し上げたところでございます。

次に、同じく政治姿勢の中で、県内移設を推し進める政府の姿勢についてという御趣旨の御質問に答弁いたします。

去る6月15日及び23日の菅総理との面談においては、菅総理から、日米共同発表を踏まえつつ沖縄の基地負担の軽減に取り組みたいとの趣旨の発言がありました。私からは、今回の日米共同発表はまことに遺憾であり、名護市辺野古への移設は極めて厳しい旨申し上げました。あわせて事件・事故の発生状況など基地負担の現状を御説明し、大幅な軽減が必要であることを申し上げたところであり、このような県の考えは総理に十分伝わったものと考えております。

次に、同じく政治姿勢の中で、協議会の設置に係る御質問にお答えいたします。

県としましては、地元の了解を経ずに移設案が決定されたことにつきましてまことに遺憾であると考えて

おり、菅総理との面談におきましても、このような県の考えを申し上げますとともに、日米合意に至った経緯等の説明を行うよう申し入れたところであります。いずれにいたしましても、この問題の解決に当たっては、政府は頭越しではなく、地元の理解・協力を得なければならないことは当然のことであり、丁寧かつ十分な説明を行うよう申し入れているところでございます。

次に、21世紀ビジョンとポスト沖縄振興計画に係る御質問の中で、21世紀ビジョンの特筆と県政運営についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

「沖縄21世紀ビジョン」は、策定に当たり何よりもまず県民の思いをどう酌み取るかということに重点を置きました。このため、各地域・各層から数多くの意見を集め、これらの県民意見を集約して5つの目指すべき将来像を描いたところでございます。

ビジョンでは、沖縄の優位性を発揮するため、「21世紀の「万国津梁」形成」などさまざまな施策の展開を示しております。さらに、克服すべき沖縄の固有課題として、基地返還、離島、交通ネットワークなどを示し、対応方向を明らかにいたしております。また、これまで将来ビジョンを持っていなかった沖縄県にとりまして「沖縄21世紀ビジョン」は、第1に将来の指針となり、第2にあるべき姿に向けての政策を立ち上げるものとし、今後の県政運営の大きな柱となるものと考えております。

同じく21世紀ビジョンに係る御質問の中で、4次につながる振興計画の評価いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

3次につながる沖縄振興開発計画、そして現沖縄振興計画に基づく諸施策により社会資本の整備が着実に進み、県民の利便性は向上し、さらに観光産業の伸びや情報通信関連産業の集積など一定の成果があらわれているものと評価いたしております。しかしながら、県民所得や失業率に示されるように、自立的発展に向けての取り組みは道半ばであります。さらに、米軍用地の返還促進と跡地開発、離島振興など、なお解決すべき多くの課題を抱えていると考えております。県では、沖縄振興計画等総点検の結果や県民ニーズを踏まえ、「沖縄21世紀ビジョン」実現のための新たな計画策定などに取り組んでまいりたいと考えております。

同じく21世紀ビジョンの中で、食料の自給率向上に向けた農林水産業振興についての御質問にお答えいたします。

沖縄県といたしましては、食料自給率の向上を図るため、農林水産業振興計画に基づき、おきなわプラン

ドの確立や生産供給体制の強化、流通・販売・加工対策の強化や地産地消の推進、農林水産業の基盤整備など、各種施策・事業を総合的に推進しているところがあります。特に第1に、耕作放棄地の再生利用によります生産の拡大、第2に、学校給食や観光関連施設における県産食材の利用促進、第3に、「沖縄食材の店」登録の推進、第4に、ファーマーズマーケット等農産物直売所の整備による販売促進、第5に、島野菜、カンショなどの地域特産物の振興、第6に、量販店等におけるフードアドバイザーやコーディネーターの配置によります地産地消の推進など、農業生産の拡大と地産地消の推進に取り組んでいるところでございます。

次に、我が会派の代表質問との関連で、県内移設は厳しいとする理由及び県内移設反対と言わないことについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

名護市長選挙や県議会の意見書議決、そして県民大会、さらには民主党の選挙公約の方向転換による県民の失望、そして怒りなど昨年9月以降の県内の諸状況を踏まえ、県内移設は事実上不可能に近い状況になりつつあると考えております。県内移設反対の選択肢もあり得ると考えております。現在、県は日米合意に至った経緯等の説明を行うよう政府に対し申し入れているところであり、その説明を受けた上で判断したいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢につきまして、公有水面埋め立てについてとの御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題につきまして、今後の政府の対応といたしましては、8月末までの専門家による代替施設の位置、配置、工法に関する検討、日米安全保障協議委員会での合意等が行われるとされております。政府から知事に対して埋立承認願書が提出されるのは、これらの手続を経た後となっており、現時点では移設案を受け入れることは極めて厳しいというのが県の考えでございます。

次に、基地返還アクションプログラムの策定についてとの御質問にお答えいたします。

沖縄県は、21世紀ビジョンにおきまして、「基地のない平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿としながら、引き続き基地の整理・縮小を進める。」としており、その実現に向けては、県の基本的な方針を示す必

要があると考えております。

御質問にあります基地返還アクションプログラムの策定につきましては、御提言として承りたいと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 21世紀ビジョンとポスト沖縄振興計画についての御質問の中で、21世紀ビジョンを政府にどう認知させるかについてお答えいたします。

本県の自立的発展に資するとともに豊かな住民生活を図るため実施されてきた3次の沖縄振興開発計画と沖縄振興計画により、社会資本の整備を初め県民の利便性を大きく向上させてきました。しかしながら、民間主導の自立型経済の構築はなお道半ばであり、島嶼経済の不利性が払拭されたとは言えず、基地跡地や離島の振興など国の責務により支援、解決されなければならない課題も残っています。

「沖縄21世紀ビジョン」は、県民の思いが込められた県民みずからがつくる初めての長期構想であり、その実現のための施策制度に関し、県民、市町村、県が一体となった取り組みを進めるとともに、国に対しても国としての責務や必要とされる役割、支援等を求めてまいりたいと考えております。

次に、21世紀ビジョンの財政の裏づけについてお答えいたします。

「沖縄21世紀ビジョン」に基づく基本計画の策定の中で、制度や施策を検討しつつ、あわせてそれらを実現するために必要な財源の確保のための仕組みについて検討してまいります。

次に、新たな視点での計画策定についてお答えいたします。

これまでの沖縄振興計画等による諸施策の実施により、社会資本の整備が着実に進み県民の利便性が向上するとともに、観光産業の伸びや情報通信関連産業の集積など一定の成果もあらわれております。一方で、高コスト構造や市場規模の狭隘性など島嶼県の不利益性を克服するには至っておらず、県民所得や失業率の面ではなお課題が残されております。また、公共事業費の大幅な削減、人口減少と急激な高齢化、経済成長力の鈍化、国の地域主権改革、一括交付金制度導入など、これまでにない大きな時代の転換期に直面しています。このようなさまざまな状況を踏まえ、「沖縄21世紀ビジョン」や総点検で示された新たな視点に立ち、本県の抱える諸課題の解決を図るとともに、沖縄

の潜在力を引き出す諸施策を展開し得る計画を策定していきたいと考えております。

次に、「沖縄21世紀ビジョン」と新たな計画の連携についてお答えいたします。

現在、策定を進めている新たな計画は、「沖縄21世紀ビジョン」における目指すべき将来像実現のため、期間10年程度の基本計画としての性格を有するものと考えております。また、基本計画のもとにその具体的な施策・事業を整理した期間3年から5年のアクションプランとして実施計画を策定し、県民が求める20年後の将来像実現に向け、施策の展開を図ってまいりたいと考えております。

次に、鉄軌道の導入による土地利用の変革についてお答えいたします。

鉄軌道の導入は、中南部都市圏の都市構造のゆがみを是正するとともに、県土構造再編にもつながる大きな役割が期待されております。建設コストや維持コスト等の課題はありますが、一体的発展を支える「骨格性」、「速達性」及び「定時性」等の機能を備え、時間短縮効果による交流人口や通勤圏域の拡大、居住環境の向上、産業立地の可能性が増大するなど、駅を核とした環境に優しい機能的な土地利用につながる効果があるものと考えております。

次に、第3次産業の構成比が高い県経済についてお答えいたします。

本県の県内総生産に占める第3次産業の割合は、平成19年度において90.1%と全国平均の73.7%を16.4%上回っております。これは、主として国の公共事業費の削減等による2次産業である建設業の縮小と、リーディング産業である観光関連産業や情報通信関連産業などの伸びにより第3次産業が拡大傾向で推移したことによるものと考えております。

県としては、産業の振興に当たっては、民間の経済活動が活性化する環境条件や沖縄の特性を発揮する条件整備等を通じて産業全体を拡大していくことが重要であると考えております。このため、発展可能性の高い観光、情報等の産業領域を戦略的に振興することはもとより、農林水産業や製造業などの地域に根差した産業の振興を強化し、それらの連携による波及効果の拡大を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 21世紀ビジョンとポスト沖縄振興計画についての中で、製造加工業は雇用創出効果が高い業種であり、その見直しの認識につい

ての御質問にお答えします。

労働力調査によりますと、平成21年の製造業就業者数は3万2000人で、全産業の就業者数61万7000人に占める割合は5.2%となっております。この割合は全国の17.1%に比べ約12ポイント低い状況にあり、本県製造業の県内雇用への貢献度は全国に比べ低くなっております。このような状況において、製造業の振興を促進し、雇用の場の拡大を図っていくことは、本県の雇用情勢を改善していくため、極めて重要であると認識しております。そのため、県としては、観光お土産品のヒット商品やモズクを活用した加工食品など、着実に成長している食料品製造業の振興を促進していくとともに、県産品奨励運動や産業まつりを通して県産品使用の推進に努めてまいります。また、物づくりの基盤となる製品・技術の研究開発力の強化や経営革新の促進、金融支援など総合的な支援を実施し、雇用創出を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 産業の振興についての中で、黒糖の販売対策についてお答えします。

黒糖を取り巻く環境は、近年の経済不況のもとで、輸入糖や再製糖との競合により厳しい販売状況となっております。このため、県としては、JAや黒砂糖工業会、町村等で構成する「沖縄県含みつ糖対策協議会」で毎年5月10日を「黒糖の日」として制定し、販売促進対策の強化を図っているところであります。

具体的な取り組みとしては、「黒糖の日」の関連行事として、「機能性豊かな黒糖の可能性について」などの講演会やシンポジウムの開催、沖縄黒糖の効能紹介、新製品開発等の沖縄黒糖PRのプロモーション活動、県外大手黒糖ユーザーとの情報交換、講演会の実施、ファーマーズマーケット及び黒糖生産町村での販売促進、美ら島沖縄総体への黒糖贈呈によるPRなどに取り組んでいるところであります。さらに、沖縄産含みつ糖の抜本的な経営安定対策や、黒糖と輸入含みつ糖及び再製糖との表示区分の明確化を図るよう、町村、JA、黒砂糖工業会等の関係機関と連携し、国に要請しているところであります。

次に、加工黒糖協同組合との黒糖表示の協議についてお答えいたします。

国は、黒糖について、さとうきびの搾り汁をそのまま煮詰めて製造された砂糖で、固形または粉末状のものと定義しております。加工黒糖については、定義が明確化されていないことから、黒糖や粗糖、糖みつな

どで加工した砂糖を加工黒糖とする意見がある一方、一部の加工黒糖業者からは、粗糖、糖みつなどで加工した砂糖についても加工黒糖として表現できないかとの意見があります。

県としては、黒糖ブランド化や消費者への正しい情報提供の観点から、黒糖や粗糖、糖みつなどを加えて加工した砂糖を加工黒糖として定義することが望ましいと考えております。そのため、現在、加工黒糖協同組合、ＪＡ、黒砂糖工業会等の関係機関と意見交換をしており、合意形成後、国に対して地元の意見を提案していく考えであります。

次に、糖価調整制度の適用についてお答えいたします。

沖縄産含みつ糖の生産は、分みつ化の困難な離島地域において行われており、これらの離島経済において重要な地位を占めております。国は、含みつ糖に対する支援として毎年予算を計上し、補助金により生産農家及び含みつ糖製造事業者への経営安定化を図っており、厳しい状況にあります。

一方、分みつ糖に対する支援は、「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」に基づいて、生産農家及び分みつ糖製造事業者への支援がなされております。このため、県としては、含みつ糖対策についても同じ甘味資源作物としてさとうきびを生産振興していることや厳しい生産条件、国土保全等の観点から、分みつ糖地域と同等な制度が適用できるよう、黒砂糖工業会、ＪＡ、町村等の関係機関と連携し、国へ要請しているところであります。

次に、沖縄県食肉センターの改築及びヤギ屠畜施設の内容についてお答えいたします。一括してお答えいたします。

南部にある沖縄県食肉センターの整備事業は、安全で衛生的な食肉供給体制を確立するため、沖縄県食肉センターが事業主体となり、豚及びヤギの屠畜処理施設の整備を行うものであります。施設整備の内容としましては、豚屠畜処理棟で１万４３３平米、ヤギ屠畜処理棟で１３６平米となっております。両方合わせた総事業費は６０億１８００万円となっております。屠畜処理能力は、豚で１日当たり１２００頭、年間３０万頭、ヤギで１日当たり１０頭、年間２５００頭となっております。

次に、北部食肉センターのヤギの屠畜処理状況についてお答えします。

北部にある名護市食肉センターの平成２１年度の屠畜処理実績は、牛が１４１頭、豚が１２万７６７４頭、ヤギが６７７頭となっております。当該センターのヤギの年間屠畜処理能力は２０００頭となっており、平成２１年度のヤギ屠

畜施設の稼働率は、約３３％となっております。

次に、全国豊かな海づくり大会の誘致についてお答えいたします。

全国豊かな海づくり大会は、水産資源の維持培養と海の環境保全に対する意識の高揚を図るとともに、水産業に対する認識を深めることを目的として開催される国民的行事であります。

大会は、大会推進委員会及び開催県の共催で行うこととなりますが、式典及び警備費などで多くの費用が想定されます。また、開催に当たっては、関係市町村及び関係団体との費用負担割合、開催準備、実施体制など多方面からの検討が必要であります。

県としましては、これらの課題の検討を踏まえ、関係市町村、関係団体と連携し、全国豊かな海づくり大会の開催について検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 福祉についての御質問の中の、認可化の進捗状況及び待機児童対策特別基金の執行状況について一括してお答えします。

認可外保育施設の認可化につきましては、過去３年間で１３カ所を認可化しており、７９０人の定員増が図られております。また、待機児童対策特別事業基金については、平成２０年１０月に約１０億円を積み立て、研修及び保育材料助成や施設改善費及び運営費の助成等を行ってきました。これまでに１億２７００万円を執行しております。同基金については、認可外保育施設が利用しやすいように、施設整備費の引き上げや、要件を緩和したところであります。

県としましては、今後とも市町村と連携し、同基金の活用を図り、認可化の促進に努めてまいります。

次に、これまでの課題と対策についてお答えします。

保育所の認可における課題としましては、実施主体である市町村において後年度の運営費の負担増が懸念されること等から、慎重になっていることが考えられます。しかしながら、保育所運営費については入所児童数及び保育単価に見合う地方交付税が措置されていることから、負担増についても対応できるものと考えております。

県としましては、市町村に対し、待機児童解消に向けた積極的な対応を働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 下地 寛君登壇〕

○文化環境部長（下地 寛君） 南部地域のごみ焼却残渣の最終処分場建設に関連し、最終処分場建設の進捗状況についてお答えいたします。

サザンクリーンセンター推進協議会においては、去る6月3日に関係市町長で構成する理事会が開催され、本年10月までに最終処分場建設の是非も含めたごみ処理方式などの事業方針を決定するとした事業計画案が承認されております。今後は、副市町長で構成する幹事会において、ごみ処理方針に関して審議を行った上で、10月には理事会に対して整備計画が提案される予定となっております。

県としましては、引き続き同協議会における審議を注視し、速やかな合意形成が図られるよう指導助言をしていきたいと考えております。

同じく処分場建設のおくれによる市民生活への影響についてお答えいたします。

廃棄物処理法では、市町村は一般廃棄物の適切な処理について必要な措置を構ずる責務があると規定されております。そのため、最終処分がおくれることで市民への行政サービスの低下が懸念されます。特に、処分場が建設されるまでの間、焼却残渣の処分についてはほかの施設に委託をせざるを得ないことから、各市町においてはその分の費用負担が生じることとなります。

県としましては、域内のごみの適正処理を図るために最終処分場の整備は不可欠であり、サザンクリーンセンター推進協議会において早期整備に向けた取り組みを行っていただきたいと考えております。

同じくこれまでの県の対応についてお答えします。

県としましては、域内のごみの適正処理を図るため、最終処分場の整備は不可欠であると考えております。

同施設の整備については、地域住民の理解及び協力を得ることが重要であることから、県はサザンクリーンセンター推進協議会に対して、地域住民に対する十分な説明及び情報の公開等について指導してきたところであります。

今後とも、関係機関と連携を密にし安全・安心な施設整備が図られるよう、引き続き指導助言を行っていききたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 行財政改革と職場環境

に関する質問のうち、行財政改革の主な効果についてお答えいたします。

県では、昭和60年から行財政改革に取り組み、簡素で効率的な行政運営に努めてまいりました。平成18年度から21年度までの間、実施しました前プランにおいては、当初の目標額約318億円を約134億円上回り、約452億円の財政効果を上げております。その主なものは、定員管理の適正化で約207億円、事務事業の見直しで約71億円、県有財産の有効活用で約31億円となっております。

次に、行財政改革の主要な施策についてお答えいたします。

本県では、依然として厳しい財政状況や地域主権改革の進展、沖縄振興計画の終了等の環境の変化に対応するため、去る3月に平成22年度から25年度を期間とする「新沖縄県行財政改革プラン」を策定したところであります。

新プランの主な取り組みとしましては、県民とともに事業の必要性や実施主体のあり方等を検証するための「県民視点による事業棚卸し」の導入や新税の創設に取り組むほか、引き続き「市町村への権限移譲」などに取り組んでまいります。これらの取り組みを着実に実施することにより、約155億円の財政効果を見込んでおります。

次に、行革による職員定数の推移についてお答えいたします。

定員管理につきましては、これまで簡素で効率的な行政運営を目指し、適正化に取り組んできたところであります。前行財政改革プランにおいては、5年間で定員を1155人純減し、平成22年4月1日時点の定員は1万9955名となっております。

次に、分限休職者が増加している原因とその対策について一括してお答えいたします。

知事部局における病気休職者は、平成17年度44人から平成21年度52人と増加しており、特に、精神性疾患による休職者は、平成17年度の30人から平成21年度43人と増加傾向にあります。

精神性疾患による休職等に至った原因につきましては、仕事上、人間関係、家庭内の悩みや健康上の問題などさまざまな要因が複合的に影響を及ぼしているものと考えております。その対策としましては、「沖縄県職員の心の健康づくり計画」を平成16年度に策定し、職員教育、職場環境の改善、相談体制の充実、復職支援制度の活用促進などに取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 豊見城団地の整備計画について、豊見城団地の整備計画と進捗状況についてお答えいたします。

豊見城団地の住宅地区改良事業は、平成16年度から24年度を事業期間として、県と豊見城市との共同施行により、不良住宅など1153戸の除却、改良住宅828戸の建設を行うほか、道路、緑地、児童遊園、集会所等の整備を行う計画となっております。

平成21年度末の進捗状況は、945戸の除却、改良住宅766戸の建設、集会所等の整備を完了し、現在、残りの市の改良住宅62戸を建設しているところです。今後、市において緑地や児童遊園、道路等の地区整備を行っていく予定であります。

同じく豊見城団地の整備計画についての御質問で、住宅供給公社所有の土地の引き継ぎについてお答えいたします。

豊見城団地の住宅地区改良事業において必要な住宅や道路・緑地の用地などは、事業計画に沿って県及び市が住宅供給公社から買収しているところであります。なお、A棟の跡地については公社の事業用地となっていることから、土地の所有者は引き続き住宅供給公社となります。

同じく、A棟の跡地の公共的利用についてお答えいたします。

A棟の跡地は、住宅地区改良事業において住宅供給公社の事業用地に位置づけられております。公社が平成21年度に策定した中期経営計画において、当該跡地の利用について、「行政や地域のニーズに対応した福祉関連施設等を中心とした民間事業者の誘致や当該用地の一部を処分するなど、地域の住宅施策に貢献する事業等も導入し、借入金の償還原資を確保する。」となっております。

続きまして、饒波川の親水公園計画の進捗状況についての御質問で、親水公園計画の進捗状況についてお答えいたします。

県は、平成19年3月に「国場川水系水に親しむ川づくり整備構想」を策定し、その中で饒波川については、河川公園ゾーンと川まちづくりゾーンとして位置づけております。これまで地域住民や関係機関との協議を図りながら同構想に基づく親水護岸等の整備を実施してきており、今後とも水に親しむ川づくりを推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 当銘勝雄君。

○当銘 勝雄君 豊かな海づくり大会についてなんですが、いろんな団体との分担とか、あるいは経費の問題とか調整する必要があるというんですが、これはやはりこれだけ大事な事業を知事も真剣になって検討していただきたいと、こういうことでこれは要望しておきます。

それから、我が会派の代表質問関連で、知事はやはり説明を受けて判断するというのでこれを繰り返されているわけですが、ずっときょうはそういう形で知事の答弁ですが、8月にはもう位置や工法が決まってしまう。そうすると、ますますこれが固まってきたら、知事がどんなにお願いしても叫んでも、これはもうだめになっちゃうんですよ。ですから、それについてきちっと今のうちに反対ですと明確に申し上げていただきたいと、こういうことを我々は質問しているんですよ。どうぞひとつお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時49分休憩

午後2時50分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 今の当銘議員の御質問ですが、何度も繰り返しておりますが、やはり基本的に一体なぜ180度もこの政策を変更したのかその理由を聞きますと、それから今ある合意の文書についても私どもは中へ入れませんよとこう言っているわけで、確かにあの中では、政府は政府で8月までにどうのこうのこう書いてありますけれども、それは私ども、政府がこちらの意見や了解を経ずにやったことによる一応の予定であって、私どもは中を聞いてそれから判断したいと言っているわけで、何でこの説明を得ることを疑問に思っておられるのか、私の方が理解に苦しんでいるんですが。

○議長（高嶺善伸君） 当銘勝雄君。

○当銘 勝雄君 知事、同じ言葉を繰り返しておりますけれども、沖縄のことわざに、「ハイヌフニヌルトゥミラリール ハランフニヤ トゥミララン」というのがありますよ。要するにもう8月というのは決まっている。これに間に合わなければ乗れないんですよ、知事は、どう反対しようにも。だから、ハイヌフニはとめられない、乗りおくれたら大変ですよということなんですよ、どうですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時50分休憩

午後2時51分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） どうもちょっとすれ違ってありますが、その彼らが決めた日米合意というもののの中に、確かにおっしゃるように8月までにスペックを決めたいようなことが出てくるんですが、その以前の問題で説明も聞かないのに入れられないし、いわんや8月に決めますよというのは我々は全く同意できないといえますか、そういう内容だと思う。ただこの内容に今ちょっと入っていった。我々はこの入り口のところでいかがかと言っているわけですから。せかしていただいてもそのものに我々入らないし、それそのものに同意しているわけじゃありませんから。これはほとんどノーに近いという意味でもあるんですけどもね。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽 宗儀君 通告に基づき一般質問をします。

初めに、知事の政治姿勢についてお聞きします。

(1)点目、4・25県民大会について。

ア、知事の参加で文字どおり県民ぐるみの大会となり、普天間基地問題で県民の総意を国内外に発信できたことは多くの県民を勇気づけ、歴史に残る出来事となりました。知事の所感を伺います。

イ、この県民の総意を踏みにじる新たな日米合意は絶対に認められません。けさのニュースを見ますと、菅首相とオバマ大統領が昨日会談を行い、改めて辺野古への新基地建設を進める確認を行っています。絶対に認められません。その撤回を求めて新たな県民運動をさらに強化すべきだと考えますが、知事の決意を伺います。

(2)点目、米軍基地問題について。

ア、民主党政権は、米軍は抑止力であると強調していますが、米軍基地が沖縄を守ってきたという事実はないと思いますが、知事の所見を伺います。

イ、9・11テロの際、沖縄の米軍基地が標的にされテロ攻撃に遭い、戦争に巻き込まれる危険性が高いということで、最高の警戒体制がとられました。沖縄の米軍基地を守るために全国から大量の警察官が動員され、基地警備が強化されました。そのために県民生活に大きな影響を与えました。それでも米軍が県民を守る、抑止力と言えますか。

ウ、移設条件付きの返還論は、海兵隊は抑止力という立場であります。しかし、海兵隊はこれまでベトナム、イラク、アフガンへの侵略戦争で大量の住民虐殺を行い、米軍の中で最もどうもうで危険な軍隊であることは明白であります。沖縄県民への加害行為、犯罪

もほとんどが海兵隊員によるものです。まさに抑止力移設論は、海兵隊を美化するものです。知事も海兵隊は抑止力という立場ですか、見解を伺います。

エ、人殺し軍団である海兵隊をよりよき隣人と知事は考えますか。それとも招かざる客と考えますか。

オ、世界一危険な米軍普天間基地の問題は、移設先探しでは解決しないことは明確になっています。SAC O合意以来の基地の県内たらい回しは完全に破綻しています。この際、無条件撤去を日米両政府に求めるべきです。決意を伺います。

カ、戦後及び復帰後の米軍関係の事件・事故、犯罪の実態はどうなっていますか。

(3)、米軍関係者の基地外居住について。

4・25県民大会での「あれ、ここって日本だよ、いったいフェンスで囲まれているのは、基地なの、私たちの」という高校生の問いかけは、改めて沖縄の米軍基地の抱えている矛盾を痛感させられるものでした。日本の固有の領土でありながら憲法や国内法が及ばない米軍基地、これで一体独立国と言えるのか。主権国家として米軍基地に関する法的問題を明らかにすべきです。

そこで質問です。

ア、沖縄で米軍基地に領土主権があるのか、基地外にあるのか。

イ、米軍基地はアメリカの法の支配のもとにあるのか。日本国の法律の支配のもとにあるのか。

ウ、米兵が日本の主権の及ばない基地から住民地域に出かける場合は、明らかに出国になると考えます。出入国の手続はどうなっていますか。

エ、日本国への入国をアメリカ兵が業務を行っていますが、法的根拠はあるのか。

オ、米軍関係者の基地外居住の法的根拠は何ですか。

カ、住民基本台帳法との関係はどうなっていますか。住民税は支払いせず、行政サービスは受けているのですか。

キ、県民に対する人権侵害・犯罪を繰り返し、強引に基地を押しつける米軍の態度は許されない。この際、米軍への非協力運動を県民に呼びかけて、県民の協力なくして基地の維持は不可能だということを示すべきだと考えますが、所見を伺います。

次、泡瀬干潟の埋立問題について。

(1)、泡瀬干潟の埋め立ては、新たな事業計画を沖縄市が策定中ですが、その内容は経済的合理性が証明できない内容になっています。その内容を説明してください。

(2)、県として、経済的合理性がある計画だと考えますか。それであれば根拠を示してください。

(3)、県財政が逼迫している中で、この事業に執念を持って進める理由は何ですか。

3番目に、沖縄市の産業廃棄物処理施設問題について。

(1)、沖縄市の北部地域に産業廃棄物処理施設が集中している問題で、地域の自治会などから要請が出されていますが、どのような内容ですか。それに対してどのような対応をしていますか。

(2)、農振法違反の実態はどうなり、解決のための努力をしてきたか明確にしてください。

(3)、ごみ山問題の解決策は進展がありましたか。

4、教育問題について。

(1)、教師がいじめ、不登校、いわゆる学級崩壊など解決すべき課題に取り組む際に最も障害になっていることは何だと認識していますか。

(2)、教師がもっと生徒と向き合い話し合いを深め充実した指導を貫徹するためには、どうしても多忙化問題を解決すべきですが、どのような取り組みをしてきたか、具体的に改善された実績があれば説明してください。

(3)、学校評価システムの導入で教育的効果は上がったか。教師の多忙化の大きな要因になっています。廃止すべきだと考えますが、所見を伺います。

(4)、学力向上推進運動が差別と選別、競争主義教育を激しくしていると考えます。これまでの取り組みの結果について総括をすべきだと思いますが、どうですか。

5、古島団地の建てかえ問題について。

(1)、老朽化が深刻で倒壊しそうな状況にありますか、現場の調査はやっていますか。

(2)、今のまま放置し、団地が倒壊した場合には、県の責任はありますか。

(3)、これまでパークレー社に対してどのような取り組みをしてきたか、議会に報告してください。

(4)、今後の解決の見通しはありますか。

最後に、ひめゆり同窓会の運営について。

支部活動費の打ち切りについて相談が寄せられています。実情を調査して、改善のための指導をすべきではありませんか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 嘉陽宗儀議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、県民大会につ

いての御質問にお答えいたします。

去る4月25日に開催されました県民大会において、9万人という多くの方々が集まったことは、沖縄の過重な基地負担を軽減したいという共通の思いのあらわれであり、政府に対して大きなメッセージになったものと考えております。

同じく知事の政治姿勢の中で、日米合意の撤回についての御質問にお答えいたします。

今回の日米共同発表は、県外移設の実現に期待する県民の声がますます高まっている中で唐突に行われたものであり、県民の間に大きな失望を招いております。県といたしましても、地元の了解を経ずにこのような移設案が決定されたことはまことに遺憾であり、受け入れることは極めて厳しいと言わざるを得ません。

県といたしましては、政府が県外移設をどこまで真摯に検討したのか、そして、どのような経緯で移設先を辺野古とする日米合意に至ったのか、合理的な説明を行うべきであると考えております。

次に、同じく政治姿勢の中で、海兵隊への認識についての御質問にお答えいたします。

海兵隊を含む米軍は、日米安全保障条約に基づき駐留するものであり、よき隣人、あるいは招かざる客という観点で論ずるものではないと考えております。

次に、政治姿勢の中で、普天間飛行場の無条件撤去を求めることについての御質問にお答えいたします。

県としましては、先ほども申し上げましたとおり、地元の了解を経ずに辺野古への移設案が決定されたことはまことに遺憾であり、受け入れることは極めて厳しいと言わざるを得ません。

また、この問題の原点は、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去であります。政府に対し、同飛行場が現状のまま固定化されることは断じて容認できないことを強く訴えてまいります。

同じく知事の政治姿勢の中で、県民の協力なくして基地の維持は不可能と示すべきとの御提案に関して答弁いたします。

在日米軍基地は、日米安全保障条約に基づき日本政府が提供しているものであります。その運用においては、沖縄県民の理解と協力が不可欠であると考えております。しかしながら、その協力のあり方についてはさまざまなお考えがあることから、御提案として承らせていただきたいと思います。

その他の御質問については、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢につきまして、米軍は沖縄を守ってきたかとの趣旨の御質問にお答えいたします。

県としましては、戦後の日本が国際紛争に巻き込まれることもなく、経済発展を遂げたことや平和な国民生活を享受してこられたのは、日米安全保障体制を含む日米同盟関係が我が国及び東アジアにおける国際の平和と安定の維持に寄与していることによるものと理解しております。

次に、米軍及び海兵隊の抑止力への見解につきまして、1の(2)のイ及び1の(2)のウにつきまして一括してお答えをいたします。

政府は、国会答弁において、「抑止力とは、侵略を行えば耐え難い損害を被ることを明白に認識させることにより、侵略を思いとどまらせるという機能を果たすものである」、また、「沖縄に駐留するアメリカ合衆国の海兵隊は、抑止力の重要な要素の一つとして機能していると認識している。」との見解を示しております。

抑止力につきましてはさまざまな御意見があり、沖縄県として現在研究を行っているところでございますが、県としましては、抑止力の議論にかかわらず、過重な基地負担の軽減やさまざまな事件・事故の防止など米軍基地問題の解決促進が日米両政府において着実に進められることが重要であると考えております。

次に、知事の政治姿勢につきまして、戦後、復帰後の事件・事故につきましての御質問にお答えいたします。

復帰後の米軍による事件・事故につきましては、沖縄県警察本部の資料によりますと、平成21年12月までに、米軍構成員等による犯罪検挙件数は5634件、このうち殺人や強盗等の凶悪犯は562件となっております。一方、県の把握しているところによりますと、航空機関連の事故につきましては、平成21年12月までに497件発生しております。

復帰前における事件・事故の発生数につきましては、復帰前におきましても、米軍による数多くの事件・事故が発生したとされておりますが、正確な記録が残されておられません。

次に、米軍基地の領土主権についてとの御質問にお答えいたします。

外務省によりますと、米軍の施設・区域は日本の領域であり、日本政府が米国に対しその使用を許しているものであるため、アメリカの領域ではないとしております。

次に、米軍基地の法の支配についての御質問にお答えいたします。

御質問の法の支配のもとという意味がはっきりしませんが、条約を含む法的根拠という意味であれば、在日米軍基地は、日米安全保障条約に基づきまして、我が国が米国に施設を提供しているものであります。また、日本国の法令の適用という意味では、外務省によれば、一般国際法上、米軍の行為や、米軍人及び軍属の公務執行中の行為には、原則として日本の法律は適用されませんが、日本の法令を尊重しなければならない義務を負っているとされております。さらに、公務執行中でない米軍人等については、日米地位協定上の規定がある場合を除き、日本の法令が適用されるとされております。

次に、基地から住民地域への外出についての御質問にお答えいたします。

米軍人は、米国あるいは海外から我が国の領域に入る際に入国手続は終了しており、基地から住民地域への移動は出国には当たりません。

なお、日米地位協定第5条第2項におきまして、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、合衆国軍隊が使用している施設及び区域に出入りできることが規定されております。

次に、入国業務を行う法的根拠についての御質問にお答えいたします。

米軍関係者の我が国への入国につきましては、日米地位協定第9条第1項におきまして、「合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族である者を日本国に入れることができる。」と規定しております。

次に、基地外居住の法的根拠についてお答えいたします。

米軍関係者の基地外居住の法的根拠について外務省は、日米地位協定には、米軍人等の基地外居住を禁止する規定はないと説明しております。

次に、住民基本台帳法との関係及び行政サービスにつきましてお答えいたします。

日本国籍を有しない者につきましては、住民基本台帳法第39条により同法に規定する住民基本台帳への記録等、同法を適用しないこととなっております。

また、行政サービスにつきまして、基地外に居住する軍人・軍属・家族については、一般住民と同様に道路、水道、ごみ処理、し尿処理、消防等の公共的サービスを受けておりますが、住民税につきましては、日米地位協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律により非課税となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 泡瀬干潟の埋立問題についての御質問で、沖縄市の作成する土地利用計画の内容についてお答えいたします。

現在、沖縄市においては、「東部海浜開発土地利用計画検討調査委員会」の審議結果等を踏まえ、土地利用計画の精査を行っているところであります。当該計画の概要は、スポーツ、健康・医療、交流・展示をメインテーマとし、出島方式の海に囲まれた緑豊かな環境の中で、スポーツや医療・保養などを通じて県民や市民、観光客が交流し、健康づくりを行える空間を創出するものであります。

同じく経済的合理性についてお答えいたします。

経済的合理性の有無については、控訴審判決を踏まえ、収支の見通しが統計データや調査報告書等根拠を有する資料を基礎としたものになっているかどうかで判断されるものと考えております。

土地利用計画見直し作業については、現在沖縄市において入域観光客数や宿泊日数等の実績に係る各種統計データ及び類似施設の事例等をもとに、需要や施設規模に係る検証が行われているところであります。

県としましては、国と連携しながら、当該土地利用計画が経済的合理性を有する計画となるよう市に協力していきたいと考えております。

同じく事業を進める理由についてお答えいたします。

泡瀬地区埋立事業は、本島中部東海岸地域の経済活性化を図るための経済振興策として、地元からの強い要請に基づき進めてきたものであります。また、本事業は新港地区における港湾整備と密接に関係しており、新港地区東埠頭背後地における企業誘致にも寄与することから、本県の経済活性化を図る上でも重要な事業であり、早期に再開できるよう努めていきたいと考えております。

続きまして、古島団地の建てかえ問題についての御質問で、古島団地の調査についてお答えいたします。

古島団地の管理者であるパークレー社は、平成21年1月に1号棟の劣化調査を行ったとのことでありま

す。同じく団地が倒壊した場合の県の責任についてお答えいたします。

入居者の安全確保のために必要な建物の維持・修繕は賃貸人の義務であることから、その責任は賃貸人である当該事業者にあるものと考えております。

県としましては、当該事業者が居住者の安全確保に留意した団地経営に努めるよう、旧郵住協に係る推進協議会の中で話し合いを進めているところであります。

同じくパークレー社に対する取り組みについてお答えいたします。

県としましては、事業者が行う再開発事業を円滑に推進するため、事業者に対し推進協議会への参加を呼びかけるとともに、これまでに推進協議会を4回開催してきたところであります。その中で、事業者の再開発の見通しや建物の補修実績等の入居者からの質問事項等について回答を求めるとともに、建物の劣化調査結果の情報開示について、事業者と入居者間で積極的に行うよう働きかけてきたところであります。

同じく今後の解決の見通しについてお答えいたします。

当該事業者は、推進協議会の場において、現在、再開発に向けて邁進いたしておりますが、百年に一度と言われる不況の影響もあり、いまだ具体的な構想を開示できる段階に至っておりませんと答えており、現在のところ、事業者の行う再開発の見通しは明らかではありません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 下地 寛君登壇〕

○文化環境部長（下地 寛君） 沖縄市の産業廃棄物処理施設問題に関連して、地域自治会などからの要望とその対応についてお答えいたします。

沖縄市北部地域に焼却施設が計画されていることに関連して、沖縄市長、池原、登川、知花自治会、倉敷ダム流域振興促進協議会から県に対し要請がございました。その内容は、株式会社倉敷環境及び株式会社環境ソリューションの新炉の建設に反対であること、産業廃棄物処理施設の沖縄市北部地域への過度の集中を避け、県内に分散・平準化すること、違法状態にある貯留産業廃棄物を是正するよう指導することでありました。

株式会社環境ソリューションの焼却施設については、平成20年10月に産業廃棄物処理施設設置許可申請がなされたことから、廃棄物処理法に基づき告示・縦覧を行うとともに、沖縄市長、住民及び専門家の意見を聞いた上で審査を行い、平成21年10月に許可処分を行ったところであります。

また、株式会社倉敷環境の焼却施設については、現在沖縄県環境影響評価条例に基づく手続を行っているところであり、条例に基づく手続終了後、同社から産

業廃棄物処理施設設置許可申請が提出された際は、廃棄物処理法に基づき審査をしていきたいと考えております。

同じくごみ山問題の対応についてお答えいたします。

県では、当該事業者に対し平成16年12月に警告書を発出するとともに、平成19年7月より同社、沖縄市及び県による改善に向けた進行管理会議を定期的開催し、改善作業の進捗管理を行っているところであります。その結果、本年4月末現在、安定型区域約8万4000立方メートルのうち約6万3000立方メートル——75%ですけれども——の改善が図られているところであります。

今後とも改善作業の進捗管理を行い、平成23年中に安定型区域を終了させ、あわせて管理型区域についても早期に改善作業に着手させたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 沖縄市の産業廃棄物処理施設問題の中で、農振法違反に対する取り組みについてお答えします。

沖縄市にある産業廃棄物処理場全体の面積は約6ヘクタールで、そのうち沖縄市所有地の約3ヘクタールが農用地区域に指定されております。この農用地区域においては、農振法第15条の2の規定による開発行為を行う際の都道府県知事許可を受けずに産業廃棄物の集積を行っていたことから、農振法違反となっております。

県では、農業振興地域整備計画の管理主体である沖縄市に対して原状回復等の改善の指導を行うとともに、関係機関と連携して定期的に廃棄物の撤去作業の管理を行っております。その結果、当該農用地区域内にある廃棄物8万4000立方メートルのうち、約75%に当たる6万3000立方メートルが撤去されており、平成23年中には撤去終了することとなっております。

今後とも関係機関と連携して、廃棄物を撤去するよう指導してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは教育問題についての御質問で、いじめ等の課題への取り組みについてお答えいたします。

いじめに関しては、「しない、させない、見逃さない」という毅然とした姿勢で、学校、家庭、地域、関

係機関等がそれぞれの役割を果たしつつ防止に取り組んでおります。

不登校への対応としては、一人一人を十分理解し、個に応じたきめ細やかな指導・支援が大切であると考え、スクールカウンセラーや「子どもと親の相談員」等を活用することにより、学校における教育相談体制の充実に努めております。

課題については、さまざまな要因が関係しており一概には言えませんが、夜型社会や他人の子供に無関心であるなどの地域社会の課題、規範意識の低さや基本的な生活習慣の未確立などの児童生徒の課題、親と子の触れ合いの少なさなどの家庭の課題、子供への指導・支援などの学校の課題などが挙げられます。

県教育委員会としましては、今後とも児童生徒の健全やかな成長をはぐくむため、学校、家庭、地域、関係機関・団体と緊密な連携を図ってまいります。

次に、教職員の多忙化解消についてお答えいたします。

教職員の多忙化解消につきましては、定時退校日やノ一部活動日等の設定、会議の精選、報告書の簡素化等を推進するとともに、働きやすい職場づくりを目指して全県立学校に負担軽減検討委員会等を設置し、業務の簡素化に向けて各学校の実情に応じた取り組みを行っているところであります。さらに、今年度から2年間で全県立学校に負担軽減推進員を配置し、負担軽減検討委員会等の活性化を図っているところであります。

具体的な改善策としましては、平成22年2月現在、定時退校日を設定したのが県立学校61校、小中学校53校、ノ一部活動日を設定したのが県立学校57校、中学校4校となっております。また、教育委員会では、報告事項等の見直しや精選を行い、文書の簡素化や電子メールによる発送、指定研修の期間縮減等を行っております。今後とも多忙化の解消に向けて取り組んでまいります。

次に、学校評価についてお答えいたします。

学校評価の目的は、学校運営の組織的・継続的な改善を行うことにより、保護者や地域住民等との連携・協力による開かれた学校づくりを推進するとともに、子供たちに一定水準の教育の質を保障し、その向上を図ることにあります。

学校においては、学校評価の実施により、学校運営や教育活動の課題の明確化、生徒、保護者の意見の把握、次年度諸計画の充実と改善が図られているものと認識しております。

県教育委員会としましては、学校評価の取り組みが

一層効果的・効率的に行われるよう努めるとともに、今後とも事務量の軽減を図るなど、信頼関係に満ちた働きやすい職場づくりを支援してまいります。

次に、学力向上対策についてお答えいたします。

本県の子供たちに一人の人間として自己実現を図り、未来を切り開き世界に羽ばたくなど、県内外を問わず堂々と振る舞うことができる確かな学力を身につけさせることは、全県民の願いであり責務だと考えております。

県教育委員会としましては、今後とも幼児・児童生徒一人一人が学びを楽しみ、高める「わかる授業」の構築を基軸に、「生きる力」の要素である確かな学力や豊かな心、健やかな体などをバランスよくはぐくむため、学校、家庭、地域、行政が一体となった県民総ぐるみによる学力向上の取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、ひめゆり同窓会の運営についての御質問で、支部活動費の打ち切りについてお答えいたします。

「財団法人沖縄県女師・一高女ひめゆり同窓会」は、これまで任意団体であるひめゆり同窓会に対して支部活動費の一部について補助を行ってきました。本年度、当財団が新公益法人への移行準備を進める中で、当該補助金が「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の特別な利益の提供に抵触することから、平成23年度以降の補助金を廃止することになったと聞いております。

当財団に確認したところ、来る7月6日の同窓会幹事会において説明を行い、理解を得ていきたいとのことであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 質問の途中でありますので、時間の都合もありますので、嘉陽宗儀君の再質問は休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後3時27分休憩

午後3時50分再開

○副議長（玉城義和君） 再開いたします。

休憩前に引き続き嘉陽宗儀君の再質問を行います。
嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 副議長、2点ほどきちっと答弁してほしいのがあります。

○副議長（玉城義和君） 休憩いたします。

午後3時51分休憩

午後3時54分再開

○副議長（玉城義和君） 再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） それでは復帰前の米軍関係の事件・事故につきまして、現在把握している数字、資料について御説明申し上げます。

復帰前の米軍関係の事件・事故につきましては、これは県の資料ではございませんけれども、1945年から1972年までの間の米軍関係の事故の件数が1986件となっているという資料がございます。ただ、十分な記録が残されていないことから、これを正確な件数と把握できるかどうかということについては、ちょっとまだはっきりしていない状況でございます。

以上でございます。

○副議長（玉城義和君） 休憩いたします。

午後3時54分休憩

午後3時54分再開

○副議長（玉城義和君） 再開いたします。

教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） では、嘉陽宗儀議員の質問についてちょっとすれ違いだということで、再度答弁いたします。

教師がいじめ等の解決すべき課題に取り組む際に障害になっていることについては、さまざまな要因が関係していることが考えられます。一概には言えませんが、まず1つは、やはり規範意識の低さや基本的な生活習慣の未確立などの児童生徒の課題があると思います。また、しつけ、養育能力など保護者などの家庭の課題がございます。そして、教師自身が抱え込みなど学級経営上、それから多忙化などの課題があると思います。

それから学校においては、情報連携、それから行動連携等が不十分など生徒指導体制等の学校の課題などが挙げられると考えております。

以上でございます。

○副議長（玉城義和君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 再質問します。

まず、ひめゆり同窓会の問題です。

私のほうにひめゆり同窓会のほうから支部活動費の補助金がカットされて、同窓会も持てない、それから同窓会の活動そのものができなくなるという訴えがありまして、総会資料を手に入れましたら、ひめゆり同窓会の活動は、すべてこの財団から出している100万円で賄われていて、会則を見ますと、この会則の会計は財団からの助成金、その他寄附金で充てるとなっています。

先ほどの説明で、特別の利害を与えないものである

ということの規定に照らしてみても、こういうぐあい
に打ち切るというのは全く不当だし、しかもひめゆり
の悲劇を6月の時点でもっともっと戦争体験を引き継
がなければならないという状況の中で、ひめゆり同窓
会の活動を解体するような措置をやっぱり許しちゃだ
めですよ。

だから、あれはひめゆり同窓会をつくった財団です
から、母屋を取られるようなものじゃだめですから、
県教育庁がしっかり指導をして、少なくともお年寄り
といったらちょっと……、昔の娘たちですね、みんな
集まって楽しみにしているのを、わざわざこれは破壊
されたといって悲痛な叫びで訴えに来ていますから、
ぜひしっかりこれは指導して、復活させてください。
どうですか。

○副議長（玉城義和君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） お答えいたします。

当財団の理事の中には、任意団体であるひめゆり同
窓会の会員を兼ねている方がおられまして、その他の
職員についてもひめゆり同窓会の会員である者がほと
んどでありまして、その補助金につきましては、その
利益を受ける団体の構成員に財団の理事や職員が含ま
れていることから、特別の利益に当たると判断し廃止
に至ったということでございます。

しかしながら、ひめゆり同窓会につきましては、私
たち沖縄県の過去の悲惨な歴史、沖縄戦を県民に語り
継ぎ、平和教育の充実を図る上で大変重要な役割を果
たしてきたと私は認識しておりますので、県教育委員
会としましては、ひめゆり同窓会の運営につきまして
どのようなことができるか、その財団法人、ひめゆり
同窓会等と情報交換を行うなど努力していきたいと考
えております。

○副議長（玉城義和君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 皆さん方からもらった文書で法的に
解釈するにしても、特別の利益を与えないものである
ことと。これは、特別の利益を与えるものではなく
て、ひめゆり同窓会の活動はお互い同士の問題じゃな
くて、やっぱり県民の戦争体験の継承でしょう。そう
いうものについて、これは特に利益を与えるからカッ
トというのは、これはちょっと乱暴過ぎる。だから、
改めてちゃんと復活できるようにしてほしい。

知事も政治姿勢として、ひめゆり同窓会の皆さん方
が引き続きこれまでのように継続できるようにちょっ
と御尽力してほしいと思うんですが、どうですか。

○副議長（玉城義和君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 教育長とも相談はさせてく
ださい。なるべく前向きに対応できるようにやってま

いります。

○副議長（玉城義和君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 では、質問、前に進めます。

米軍関係者の基地外居住の法的根拠は何ですかと聞
きましたところ、外務省も同じ答弁ですね。特別に基
地外に居住を禁ずるということがないからという答弁
でした。

そうすると、日本の法治国家というのは、あくまで
許可が基本的なものですよ。居住していいかどうかと
いう許可を当然与えないといけない。アメリカ合衆国
の人が日本に入る場合に、ちゃんとパスポートを持っ
て入国許可をもらってから入国すると。

ところが、基地外居住については全く規定がないか
ら自由というのは、ちょっとおかしい。そうすると、
全部規定主義の中で規定がないからといったら、強盗
しても、強盗してはよくないという規定はないです
よ。殺人をやっちゃいけないという規定もない。規定
がないから何でもやっていいというこんな解釈が成り
立つんですか。

○副議長（玉城義和君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 沖縄県として、外務省
にこの件につきましては累次照会をしております。

繰り返しになりますけれども、日米地位協定には、
米軍人等の基地外居住を禁止する規定はないと。さら
に、米軍が基地外に居住できる基準を米軍が独自に作
成し、米軍人等を基地外に住まわせているものと理解
しているということでありまして、日米地位協定の対
象になる軍人・軍属等につきましては、米軍の管理下
にあるということでございます。

○副議長（玉城義和君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 この地位協定が問題ですけれども、
地位協定の細部にわたるものをいろいろ調べてみても
全くないですよ、穴があいている。それについて、や
はり独立国家なら米国の軍隊であろうが軍人であらう
が、あくまでアメリカ兵に対する地位の協定について
定めるべきですよ。なければ何でもやっていいという
ものではない。それについては改めて精査させて、た
くさん基地外に居住しているでしょう、法的根拠は何
もない。これについては、県知事としてもやっぱりた
だしていくと、どうするんだと。そのまま認めるの
か、あるいは規定をつくるのか整理すべきだと思うん
ですけれども、どうですか。

○副議長（玉城義和君） 休憩いたします。

午後4時3分休憩

午後4時3分再開

○副議長（玉城義和君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） まさしく外国軍隊の駐留を我が国に認めるに当たりまして、軍人・軍属の行動をしっかりと規定するという意味で日米地位協定はあるものだと理解しております。

○副議長（玉城義和君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 答えてないよ。

○副議長（玉城義和君） 休憩いたします。

午後4時4分休憩

午後4時5分再開

○副議長（玉城義和君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） ちょっと休憩お願いします。

○副議長（玉城義和君） 休憩いたします。

午後4時5分休憩

午後4時5分再開

○副議長（玉城義和君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） お答えいたします。

御質問の趣旨は、要は基地外居住を認めるという規定がないということは確かでございます。しかしながら、地位協定上は我が国の法令を尊重する義務があると言っているわけでございまして、一定の管理、あるいは制限は加えられていると考えられますが、今議員の御指摘のように、この有権解釈というんですか、その部分につきましては政府にあるということで、しっかりその辺は政府に確認をしまいたいと思います。

○副議長（玉城義和君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 地位協定についてたくさん問題がありますけれども、例えば基地外に外出する場合でも法的根拠がないですね。米軍の行動を認める場合には、施設間移動は認められているけれども、個人で遊びに行く、飲みに行くというのは、あれは認められていないんですよ。そういう面ではもっと、基地の重圧で苦しんでいる沖縄ですから、そういう地位協定を含めて、私は米軍に対する非協力運動を今呼びかけて質問しましたので、これはきちっと調べてください。

それから、住民登録しないで沖縄県民の出したお金で住民サービスを受けると、日本の法律からいえば背任行為じゃないですか。どう思いますか、米軍のこういうサービスを受けるとするのは、横領なのか、背任なのかですね。

○副議長（玉城義和君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 住民サービスを無負担

で受けているということにつきましては、これをかんがみまして、基地外に居住する米軍人等に伴う市町村の財政負担の問題につきましては、昭和45年から「施設等所在市町村調整交付金交付要綱」というのがございまして、調整交付金が交付されており、財政的な補てんがなされているということでございます。

○副議長（玉城義和君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 この問題については、引き続き次の議会でやっていきます。

質問を前に進めます。

普天間基地移設の問題ですけれども、知事の答弁の、極めて厳しいという態度は、あいまいもこととしてよくわかりません。知事、普天間基地の問題は県内移設を認めるのか、それとも拒否するのか、二者択一しか選択肢はないと思います。知事の態度はどちらですか、明らかにしてほしいと思いますけれども。

○副議長（玉城義和君） 休憩いたします。

午後4時8分休憩

午後4時9分再開

○副議長（玉城義和君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 今の点ですが、普天間基地の移設を認めるか、認めないかという御質問ですか。

○嘉陽 宗儀君 二者択一しかないでしょう。

○知事（仲井真弘多君） 県内移設を認めるか、認めないかという御質問に対しては、1月ごろまではやむなしということで、私いろんな諸条件を考えてやっておりますけれども、それから後はいろんな状況の変化がありましたから、今は厳しいという考えでございます。

○嘉陽 宗儀君 だから、厳しいという意味がわからんから聞いているんだよ。

○知事（仲井真弘多君） 厳しいは、厳しいですよ、そのもの。

○副議長（玉城義和君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 この厳しいという意味がわからんから私は質問したんですけれども、また厳しいと言うんで……。

先ほどの答弁では、地元の了解を経ずにこのような移設案が決定されたことはまことに遺憾でありますという移設案の話がありましたけれども、それでは知事は、政府へははっきり知事の態度を移設問題では表明したことがありますか。

○副議長（玉城義和君） 休憩いたします。

午後4時10分休憩

午後4時11分再開

○副議長（玉城義和君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の話は、鳩山前総理に対しても、先日お会いした菅総理に対しても申し上げてきたところでございます。

○副議長（玉城義和君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 6月27日、カナダでの日米首脳会談で改めて日米合意を確認し、辺野古崎と隣接水域に移設を目指す約束しました。県議会決議や4・25県民大会で県民の意思は明確であるにもかかわらず、この仕打ちは全く許されません。県民を侮辱するのほどにすべきです。米軍基地を押しつけておきながら民主党政権が感謝の意を表明したり、アメリカ議会が感謝決議をするなど、全く県民を侮辱し愚弄しています。まさに屈辱的です。知事、県民がこんな仕打ちを受け、尊厳を踏みにじられていることに対して抗議し、怒りを表明すべきではありませんか。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと待ってください。

○副議長（玉城義和君） 休憩いたします。

午後4時12分休憩

午後4時12分再開

○副議長（玉城義和君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 私も今の議員の思いといいますか、その感じはほとんど同じでございますし、私も申し上げるべきことは先ほどのような表現で両総理にも申し上げておりますし、確かにアメリカ議会の下院での感謝決議というのは、ちょっと人様の国の議会の話ですから、私がどうこうコメントする立場にむしろありませんし、やらないほうがいいと思うんですが、ただ、日本のたしか総理ですか、感謝すると言われても、これは全くすとんと落ちません。そして、むしろどういう意味だろうかというぐらい奇妙な感じを持っておりますし、おっしゃるように4・25の後のとんとんとんと180度変わった決定をするというのは、少し県民をないがしろというか軽く扱い過ぎではないかという感じは私も持っております。

○副議長（玉城義和君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 政府が180度姿勢を転換したということは、政府が沖縄県民を裏切ったと、こういうぐあいに考えますけれども、知事はどう考えますか。

○副議長（玉城義和君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 非常に強烈な表現を議員はお使いになりましたが、それに近い感じだと思います。

○副議長（玉城義和君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 この問題でやっぱり大切なのは、知事が県政を担う最高の責任者として県民の願いにこたえて、県内移設はだめだということをはっきり示さなきゃならないんですよ。そのために、政府も今迷走している。迷走をとめるためには、知事が即時無条件全面返還、沖縄県民の気持ちを明確に述べるべきだと思うんですけどもどうですか。

○副議長（玉城義和君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員のおっしゃっている全面返還というのは、県外も含めてでございますか。

県外も含めて全面返還という意味は、ちょっと先ほどから全面返還とか、即時撤去とかという意味であるとするば、考え方としてはありますが、なかなかこれは実現可能性においていかがかなというのが私の考えでございます。

○嘉陽 宗儀君 ちょっと休憩してください。

○副議長（玉城義和君） 休憩いたします。

午後4時15分休憩

午後4時15分再開

○副議長（玉城義和君） 再開いたします。

嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 知事がなかなか県民の期待するようなものに答えられないと、その原因は何かということ疑問を持たざるを得ないわけです。

ちょっと休憩してください。

○副議長（玉城義和君） 休憩いたします。

午後4時15分休憩

午後4時18分再開

○副議長（玉城義和君） 再開いたします。

嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 今、私は知事のほうに沖縄県の公共用財産使用協議書作成準備手続に関する特別採捕許可申請に対しての許可書を6月3日付で那覇防衛施設局に、知事が自然環境アセスを調べるときにさまざまなものを採取してもいいという許可書をお見せしました。

つまりは辺野古崎のほうに基地を建設する、それからこの図面を見ると、特別採捕許可書で全部黒塗りになっていますけれども、表立っては厳しい厳しいと言いながら、裏のほうでは基地建設推進の立場での手続はちゃんと防衛局に許可書を出すと、粛々と進めるという二枚舌のような態度になっていると思うんですよ、知事。こんなことを県民が知ったら、みんな怒りますよ、一体何だと。

だから、知事が県民の要求に基づいて4・25県民大会にも参加して、県内移設反対を明確に言い切れない

のは、本音ではこれはやむを得ぬと思って、こういう基地建設のための環境アセス含めて必要な許可書を出している。ここが本音じゃないですか。だから、改めて本音かどうかをはっきりさせて、本音じゃないというのであれば、この許可書は撤回すべしと思いますけれども、いかがですか。

○副議長（玉城義和君） 休憩いたします。

午後4時20分休憩

午後4時21分再開

○副議長（玉城義和君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） ただいまの文書につきましては、まず大事な点は、政府によるアセスにつきましては、現在準備書の手続まで進んでいて、政府はアセスそのものを中止していないと。その準備書に対する県の対応としまして、必要な調査を求めたところでございます。県側がですね。それに対して、採捕許可という形で出てきたものでありまして、これはいわゆる行政手続上進められているものでありまして、文書の撤回ということは考えられないということでございます。

○副議長（玉城義和君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 知事が県内移設反対を明確にできない大きな要因だと私は指摘したんですけれども、知事はいかがですか、これについては。ありませんか、根っこには。

○副議長（玉城義和君） 休憩いたします。

午後4時22分休憩

午後4時22分再開

○副議長（玉城義和君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 補足させていただきまして、この手続につきましては、県のいわゆる準備書に対する意見に基づきまして採捕許可を1年ごとに更新しているものでございまして、今回それを更新したということでございます。

政府は、まだアセス手続については中止していないというのがその理由でございます。

○副議長（玉城義和君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 この許可書を見ると、使用目的は非常に明確ですね。新たな基地建設のためのデータ収集のためにいろんな資料を採取するということになっていきますよ。だから、こういうものを一方で知事は防衛局との間で許可を出していながら、県議会では厳しい厳しいという答弁だけで終わっているというのは、やっぱり甚だ遺憾ですね。

やはり沖縄県民、心を一つにして4・25の大会もやって、これから8月に向けてその具体化が迫る中で、改めて知事も含めて議会、県民が一致団結して基地建設の攻撃についてはね返さなきゃならない。こういう御時世に継続しましたとか、更新しましたとかという問題じゃなくて、明らかに基地建設のための許可書ですから、それについては知事が明確に責任を持って、あるいは基地建設に協力するわけにはいかないから、あの許可書を取り消しますということを迫るべきだと思うんですよ。それができなかったら、知事の議会での答弁はみんなが疑問を持ちますよ。最後に決意を聞いて終わります。どうですか。

○副議長（玉城義和君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の点は、ちょっとエクスキューズを言うわけじゃありませんが、今現在私も確認をしたところです。ただし、手続的にはこれはとめる理由がないというか、これはとめられませんから、アセスそのものはまだ防衛省は終わってないということですから、これはこれでとめる理由は特にありません。ただし、今度の辺野古に舞い戻ってきたということについては、厳しいというのはもう当然でございます。変わりません。

○副議長（玉城義和君） 上里直司君。

〔上里直司君登壇〕

○上里 直司君 民主党の上里でございます。

通告に従いまして質問をいたします。

基地問題は取り上げておりません。ただ一言だけ申し上げますけれども、5月28日の日米共同声明、私たちもこの内容については全く納得はしておりませんし、地元の名護市長や県知事、そして県議会が納得をしていないというものを頭越しに進めるというのは、到底この移設というものは無理だろうということも申し上げております。その意味では私たちの姿勢は変わることはありません。

ただ、この問題で県議会の皆さんが一致をしてこの問題に取り組むという姿勢ができた。この取り組みを貫くことがこの問題解決につながっていくだろうというふうに思っています。基地問題が一朝一夕に解決できるというふうには私は思っておりませんでした。ただ、これほど早く日米同盟に屈服をするとも思っておりませんでした。ですから、この問題は当然続くだろうと。ですから腹をくくって、覚悟をして県民とともにやっていくということでございます。

この基地問題を含めて沖縄の自己決定権がこれほどにもないんだということを改めて知らされました。実はこの問題は基地問題だけではありません。基地問題

だけでなく、経済問題やこれまでの振興策についても沖縄が主張している問題に一向に政府が真剣に取り組まなかった。そういうところに起因をして所得の格差や教育の格差やそういうものが発生していったものだというふうに思っています。ですから、基地問題だけではなく、経済問題やその他の問題についても県議会は一致して取り組んでいくべきだろうと思っていますので、県知事もどうかその意思を貫いていただきますようお願いを申し上げます。

それでは、その経済問題の物流コストの軽減と企業立地について質問をいたします。

(1)、県は、沖縄振興計画総点検の中で物流課題をどのようにまとめたのでしょうか。また、沖縄振興審議会等について物流コスト軽減を図る指摘はあったのかどうか、その内容についてお聞かせをください。

(2)、船舶法第3条の特区提案への政府回答とそれに対する企業誘致の効果及び今後の対応についてお伺いをいたします。

(3)、自由貿易地域と特別自由貿易地域の課題解決に向けて沖縄振興特別措置法の改正が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

10月27日、ANAの国際物流ハブがスタートをいたしました。この業績と航空物流の今後の展望についてお伺いをいたします。また、この全日空がローコストキャリアを導入しようということが新聞で報じられておりましたが、県内路線の導入について把握をしているかどうかお聞かせください。

2、那覇港の管理運営についてお尋ねをいたします。

(1)、那覇港は物流拠点として県経済に占める割合、大変大きいものがあります。その割合と位置についてお伺いをいたします。また那覇港港湾計画の達成と国際トランシップの実績と県のかかわりについてお聞かせをいただきます。

(2)、那覇港管理組合における人員配置についての課題とその解決に向けた取り組みについて知事の姿勢をお伺いをいたします。

3、図書館行政についてお尋ねをいたします。

私は、もう随分この図書館行政と図書館サービスについて質問をさせていただいています。どうも教育長やまた知事部局の皆さん方にその図書館行政というものがいかに重要なのかということについてまだまだ理解がされていないのだと思っています。ただ徐々にではありますが、この図書館行政についての進捗もされてきているのかというふうに考えています。

そこでお尋ねをいたしますが、図書サービスによっ

て経済活動、または市民生活にどのような効果をもたらすのか県教育長の見解をお伺いいたします。

また、前定例会で提案をいたしました「県立図書館及び県内公共図書館における就労支援等の事業展開」の進捗についてお伺いをいたします。また、5月に始まりました「グッジョブ相談ステーション」を県内の公共図書館で開催できないか提案をいたしますが、見解をお伺いいたします。

続いて、八重山分館は条例の中で位置づけるべきであると考えていますが、いかがでしょうか。

4、環境政策について。

(1)、日米両政府は6月17日、沖縄県とハワイ州において離島における最適なエネルギーシステムについて共同実証事業を行うことで合意いたしました。情報技術を駆使した次世代送電網(スマートグリッド)分野での現状をお伺いいたします。また、今後取り組みを加速させるべきだと考えますがいかがでしょうか。

続いて、環境政策が成長戦略や地域経済に与える影響は大きいのでありますが、県庁内でもそれに対応する体制を整えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

続いて5、沖縄振興一括交付金(仮称)の創設に向けて、準備をされ政府にも提案をされたと聞いております。政府との協議を加速させるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

続いて6、「沖縄待機児童対策スタディ・グループ」の提言内容についてお聞かせください。

(1)、提言を実現するためにまず何に取り組もうとするのか。

(2)、「保育ママ」家庭的保育事業の導入の展開についてお聞かせをいただけますか。

最後に、口蹄疫対策について、政府の対応と県の防疫対策及び畜産農家への支援についてお伺いをいたします。

○副議長(玉城義和君) 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事(仲井眞弘多君) 上里議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、沖縄の物流コストに係る御質問の中で、全日空国際物流ハブの業績と航空物流の今後の展望についてという御質問にお答えいたします。

那覇空港を拠点としました全日空による国際航空貨物ハブ事業は、平成21年10月に開始され、海外は香港等5都市、国内は羽田等3都市をハブ・アンド・スPOーク方式で結んで運航いたしております。

那覇空港の国際貨物取扱量は、当該事業が開始され

る前は月間約160トン——平成20年平均でございますが——でありましたが、事業開始後の平成22年4月には約1万3700トンと約80倍に増加いたしております。これは、成田、関空に次ぐ国内第3位の取扱量となっております。将来的には、年間約40万トンの国際航空貨物を取り扱う計画となっております。

県としましては、全日空の国際航空貨物ハブ事業による物流ネットワークを最大限活用し、物流産業や臨空型産業の集積等により国際物流拠点の形成を図るとともに、県産品の販路拡大を推進し、自立型経済の構築を目指してまいりたいと考えております。

なお、県では今年度約7億円の特別調整費を用いて県産品の販路拡大、臨空型企業の誘致及び新たな航空路線の誘致に向けた事業を行う予定となっております。

次に、那覇港の管理運営についての御質問の中で、那覇港の県経済に占める割合及びその位置についての御質問にお答えいたします。

沖縄県における平成20年の港湾取り扱い貨物量は、約2800万トンであります。そのうち那覇港は約1040万トンで約37%を占めております。那覇港は、沖縄県の拠点港湾として県の経済社会活動を支えるとともに、アジア・太平洋地域の結節点に位置する地理的特性を有しており、我が国の南の玄関口、国際物流・交流拠点として重要な港湾でございます。

次に、環境政策に係る御質問の中で、スマートグリッドの現状と今後の取り組みについてという御質問にお答えいたします。

日米両政府、沖縄県、ハワイ州の4者は、6月17日に自然エネルギーやスマートグリッド等の分野において情報交換や実証プロジェクトの検討に関する覚書に署名いたしました。

スマートグリッドは、太陽光や風力発電等の自然エネルギーを効率的に活用するために欠かせない技術であります。世界各地で研究開発に取り組んでおります。沖縄県においては、沖縄電力株式会社が事業主体となり、4月から宮古島で自然エネルギーを従来の電力系統に導入するスマートグリッドの実証事業が開始されております。現在、ハワイ州におきましても同様な実証事業が進められております。沖縄とハワイが協力することで双方の技術開発の促進が図られるものと期待いたしております。

今回の「沖縄・ハワイクリーンエネルギー協力」によりまして、自然エネルギーの活用モデルの構築に向けた取り組みを加速させてまいりたいと考えております。

次に、沖縄振興一括交付金に係る御質問の中で、沖縄振興一括交付金の創設に向けた政府との協議についての御質問にお答えいたします。

沖縄県としましては、政府が次年度から導入を予定いたしております一括交付金につきましては、地方みずからが創意工夫を発揮でき、地域の活性化につながるものと大いに期待いたしております。

沖縄振興一括交付金は、「沖縄21世紀ビジョン」で示されました沖縄が目指すべき将来像の実現を支える財源としてぜひとも創設すべきものと考えております。政府に対しましては、沖縄振興予算の総額を確保し、全国よりもさらに使途の自由度が高い制度とするよう強く働きかけてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○副議長（玉城義和君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 沖縄の物流コスト軽減と企業立地についての御質問の中で、総点検における物流の課題及び県振興審議会等からの意見についてお答えいたします。

沖縄振興計画等総点検では、物流に関する課題として、本県は広大な海域に散在する島々を結ぶ交通手段が海路・空路に限られ、そのコストが人的・物的な移動の大きな障害となっており、運賃の低減化を図る新たな仕組みの構築等が必要である、大消費地から遠隔にある島嶼県であるため、鮮度保持技術の向上、共同配送などの流通効率化、輸送コスト低減策に取り組むことが求められるなどとされております。

一方、県振興審議会からは、島嶼県沖縄における交通・物流面の条件不利性は、農林水産業や製造業など移出産業の振興や離島の振興・発展を著しく阻害している、自立した農林水産業を確立するため、輸送コスト低減を制度化し、流通条件の不利性を解消することが必要であるとの意見が出されております。

次に、全日空のローコストキャリアの県内路線就航についてお答えいたします。

全日空は、ローコストキャリアについての検討を進めているとのことですが、具体的な路線等詳細につきましては、今後検討されるものと承知しております。

以上でございます。

○副議長（玉城義和君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 沖縄の物流コスト軽減と企業立地についての中で、船舶法第3条関係、特区提案の政府回答とそれに対する企業誘致の効果及び

今後の対応についての御質問にお答えします。

カボタージュ規制の一部緩和に係る構造改革特区申請につきましては、3月25日「特区としての対応は困難」と、構造改革特別区域推進本部が政府の対応方針として発表したところであります。しかし、3月26日国土交通省より、沖縄の特別自由貿易地域及び自由貿易地域制度の趣旨等を踏まえ、両地域に立地する企業が扱う貨物については、両地域と本土間の外国籍船による輸送を特別に認めることとする。本措置は、構造改革特区としてではなく、船舶法第3条に基づく国土交通大臣の特許として実施するとの発表があったところであります。

県としては、国土交通省が改正する特許基準により、物流コストの低減化が図られ、国際加工貿易等を行う企業の誘致が進むものと期待しております。今後、同特許については、企業誘致活動において広く周知してまいりたいと考えております。

同じく物流コスト軽減と企業立地の関係の中で、自由貿易地域と特別自由貿易地域の課題解決に向けた沖縄振興特別措置法の改正の必要性についての御質問にお答えします。

自由貿易地域と特別自由貿易地域については、割高な物流コスト、関連企業の集積がないこと及び高い分譲価格などの課題があります。このため、自由貿易地域制度及び特別自由貿易地域制度の一本化を初め、租税特別措置の見直しなど抜本的な拡充強化策を検討しているところであります。今後、検討結果を取りまとめ、その内容を実現できるよう国と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（玉城義和君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 那覇港の管理運営についての御質問で、那覇港港湾計画の達成と国際トランシップの実績及び県のかかわりについてお答えいたします。

那覇港は、沖縄県の物流・人流の拠点港湾として県の経済社会活動を支えるとともに、国際物流産業の展開や国際観光・リゾート産業の振興等を目指した重要港湾であります。

港湾計画における目標貨物量は、平成20年代後半で1950万トンであり、平成20年の貨物量の実績は約1040万トンで達成率は約53%となっております。また、国際トランシップ貨物の実績については、現在のところありません。

県としては、那覇港のアジア・太平洋地域の結節点

に位置する地理的優位性を生かして、今後とも国及び那覇港管理組合と連携し、港湾計画の目標に向けて取り組んでいきたいと考えております。

同じく那覇港の管理運営についての御質問で、那覇港管理組合における人員配置の課題とその取り組みについてお答えいたします。

那覇港管理組合の常勤職員は、常勤副管理者と沖縄県、那覇市及び浦添市からの派遣職員で構成されております。

職員の異動については、これまで年度によっては偏りがあったことから、今後は業務への影響を少なくするため、原則として3分の1程度の職員異動になるよう各母体間で調整していききたいと考えております。また、常勤副管理者については、これまで母体の要請により国からの職員が就任しておりますが、今後は県内の人材育成に取り組んでいききたいと考えております。

なお、那覇港管理組合の課題等に関して協議・調整する場として、6月4日に「那覇港管理組合構成団体調整会議」を立ち上げ、取り組みを始めたところであります。

以上でございます。

○副議長（玉城義和君） 教育委員会委員長。

〔教育委員会委員長 比嘉梨香さん登壇〕

○教育委員会委員長（比嘉梨香さん） それでは上里議員の図書館行政についての御質問で、市民生活等への効果についてお答えいたします。

図書館にある書籍や資料、情報等は、県民の知的好奇心を満たしてくれるだけでなく、想像力・思考力をはぐくみ、人生を豊かにし、県民一人一人の潜在的能力を引き出す力を持っていると考えております。また、子育てや学習支援、障害者・高齢者のためのサービスや地域情報の発信は、県民生活を向上させることにつながり、資格や技術取得のための専門書を初め多様なビジネス関連図書や情報は、県民の仕事力向上や就労を支援し、県経済の活性化を促すものだと考えております。

以上でございます。

○副議長（玉城義和君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは図書館行政についての御質問で、就労支援等についてお答えいたします。

県内の公立図書館では、「お仕事・就職に役立つ本コーナー」、「職業紹介書籍コーナー」、「資格取得に関するコーナー」等を設置し、就労支援を進めております。また、ハローワークと提携した「就職情報

コーナー」や「就職・お仕事に役立つリンク集」等を通して14機関、232団体へリンクさせ業務を紹介しております。さらに、「産業支援センターの事業及び講座の紹介」、「就職相談窓口の紹介」、「市町村役場の求人情報の提供」等を行っております。

なお、「グッジョブ相談ステーション」については、産業支援センター内に事務所を設置するとともに、県内9市町村役場内で巡回相談を実施し、求職者や求人企業に対し、国や県、市町村等が行っている最適な雇用支援施策の情報提供、関係機関の案内等を行っております。

県立図書館では、引き続き資料の収集及び情報提供の充実に努めるとともに、今後とも関係機関と連携し、グッジョブ・ステーションを紹介することも含め、就労支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、八重山分館の位置づけについてお答えいたします。

図書館法第3条で、図書館は、図書館奉仕のため次に掲げる事項の実施に努めなければならないとされており、同条第5号で「分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。」とされております。

「沖縄県立図書館」は、同法第3条の規定に基づき、県立図書館の事務の一部を分掌させるために「沖縄県立図書館八重山分館」を設置しており、県立図書館と分館が一体となって、同法第2条に定められている図書館サービスを実施しております。

県立図書館の事務の一部を分掌している八重山分館につきましては、教育委員会規則で定めることが妥当であると理解しております。

以上でございます。

○副議長（玉城義和君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 下地 寛君登壇〕

○文化環境部長（下地 寛君） 環境政策に関連して、県庁内での取り組み体制についてお答えいたします。

沖縄県は、生物多様性やサンゴ礁の保全、赤土などの流出対策、地球温暖化防止など本県特有の環境問題を有しており、独自の環境対策を推進することで本県の豊かな自然を守り、はぐくみながら、次世代へ引き継いでいくことが重要であります。また、県内の厳しい雇用情勢が続く中、経済対策の強化が求められており、環境をキーワードとして持続的な地域経済の振興と雇用の創出に取り組む必要があると考えております。このため、県としましては、本年度、地球環境対策チームを設置し、環境施策を戦略的に推進すること

で、雇用の創出と産業振興、経済成長を目指す「沖縄県版グリーン・ニューディール」の策定に取り組んでいるところであります。

今後とも、環境保全と経済発展が両立した環境共生型社会の形成が図られるよう、必要な取り組み体制の整備に努めていきたいと考えております。

以上であります。

○副議長（玉城義和君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 「沖縄待機児童対策スタディ・グループ」の提言を実現するための取り組みについてお答えします。

提言書においては、沖縄の現状を踏まえた待機児童の解消に向けて、今後考えられる対応の方向性と具体的施策の例が示されております。その内容は、制度改革が必要なものから運用改善で対応できるものまで多岐にわたっております。

県としましては、市町村と連携し、安心こども基金や待機児童対策特別事業基金などの積極的活用を図り、待機児童の解消に努めてまいります。さらに、待機児童解消の具体的施策を「新たな沖縄の振興に向けた基本的な考え方（案）」へ位置づけることなどについても取り組んでまいりたいと考えております。

次に、保育ママの導入の検討についてお答えします。

提言書においては、保育需要の増加に対応するため、認可外保育施設の一部を「保育ママの共同実施施設」として位置づけ、家庭的保育を実施することを検討するとしております。

県としましては、保育ママの共同実施が待機児童解消策の一つとして考えられることから、実現可能性について国及び市町村や関係団体と協議を重ねてまいります。

以上でございます。

○副議長（玉城義和君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 口蹄疫対策の中で、口蹄疫に対する政府の対応と県の防疫対策及び畜産農家への支援についてお答えします。

国においては、宮崎県での口蹄疫の発生を受け、発生地域及び移動・搬出制限区域を対象とした「口蹄疫対策特別措置法」を制定し、口蹄疫の蔓延防止対策や農家支援等を行っております。また、関係都道府県に対し、家畜の健康観察や消毒の徹底、早期の診断や殺処分、発生に備えた体制整備、車両及び家畜用コンテナ等の消毒等に関する通知をしております。

県としては、県内の口蹄疫侵入防止対策として、県外からの家畜導入の自粛、農場への立入制限、消毒の徹底、空港、港湾での靴底消毒や車両タイヤの消毒などを実施しております。また、沖縄県口蹄疫防疫対策本部や現地対策本部を設置し、関係機関や団体等と連携し口蹄疫侵入防止に係る危機管理体制を強化しております。

口蹄疫に係る農家などに対する支援としては、家畜の飼料代の補助、生活資金または運転資金の利子助成などに対し、約1億1000万円を予備費で対応しております。また、6月補正予算としては、家畜の飼料代の補助、生活資金または運転資金の利子助成、出荷遅延による肉用牛の価格差補てん、新たな輸送ルート確保のための貨物船コンテナ輸送料の補助などで約8億3600万円を計上し、予備費、補正を合わせて総額約9億4600万円の支援を考えております。さらに、万全な防疫対策や農家支援等について、去る6月17日に市町村、ＪＡと連携し、国へ強く要請しているところであります。

以上でございます。

○副議長（玉城義和君） 上里直司君。

○上里 直司君 それでは再質問させていただきます。

政権がかわりましてその直後の県議会で、知事に一括交付金の導入の覚悟はあるかというふうな質問をさせていただきました。そのときに知事から、随分乱暴な議論なのでなかなか答えづらいという答弁をいただきましたけれども、その後、企画部を中心としてこの提案にまでこぎつけたというのは本当に高い評価を受けるべきだと思っております。全国的にもまだこの地域主権の中での一括交付金の中身というのがまだわからない中で、実はその担当する首相補佐官の逢坂誠二衆議院議員にもお会いしましたけれども、ここまで制度について積極的に取り組むということは非常に驚いているという話をしておりましたので、これが今後どういくのかなということも含めて沖縄の自己主張をぜひ展開していただきたいと思っています。あわせて、政権交代して政府にどう県が向き合うのかということの中で、やはり船舶法第3条の特区申請いわゆるカボタージュ規制の一部緩和の特区申請をめぐっての取り組みは、まさに沖縄が抱えるこの物流コストの事、政権交代を機にこの問題に取り組むという姿勢もこれは高く評価されるべきだろうというふうに思っています。

その2つの課題についてきょうは質問をさせていただきますけれども、まず先ほどの答弁の中で、物流コ

ストの課題が意見を出されているという話は出ていました。

そこで質問をいたします。

物流コストの軽減には、単純に言って2つぐらいないだろうとその手法というのは、1つは、今県が申請しているような規制緩和、または規制緩和に伴う新たな制度の創設でしょう。もう一つは補助金の投入、これは今県もやられておりますけれども、県としてはこれは国との関係もありますけれども、今後この物流コストの軽減ということを図る上で、どちらに軸足を置いてこの物流コストの軽減を図っていくのか考え方をお聞かせください。

○副議長（玉城義和君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 今回、ビジョンそれから総点検の議論の中で、非常に物流コストの議論がたくさん出てまいりました。復帰後37年間のこの沖縄振興の中の大きな課題というのが1つ、産業振興というのがいまだ道半ばだと。その産業振興の足かせになっているのが実は物流コストだったり、あるいは交通コストだったり、そういうふうなものを受けてビジョン、それから総点検にもさまざまなことが書いてあるわけですが、具体的な施策というのは実はこれから展開していくことになります。

今、議員が言われたように、補助金投入というのも一つのやり方としてはあるんだろうと思うんです。ただそれは永遠に続くかというふうな問題が一つあるかと思います。既に県として行われているものが航運税の引き下げとか着陸料の引き下げ等による航空運賃の引き下げというふうなものは既に行われておりまして、今回このＡＮＡの国際貨物便についてもそれが適用されるというふうな動きになっております。そういう意味ではまず公租公課というふうなものの提言というのは、一つの方向かなと思っております。

それからまた観光商工部でやっております港湾の関係で、新たな特区制度に向けた取り組み、そういうふうなものを模索をしていく必要があるかと思いません。今、全体的にこれは民間企業がやはり提供するサービス、それをどう落とし込むかというのはさまざまな研究が必要かというふうに思っております。非常に現状においてはＪＡＬの運営も厳しい中で、そういう民間企業の協力も得ながら航空運賃なり、あるいはまたその物流コストをどう低減をしていくのかこれから研究をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○副議長（玉城義和君） 上里直司君。

○上里 直司君 続きまして、先ほど船舶法第3条の

特区提案の政府回答についてお答えをいただきましたが、大臣特許によってこの規制の一部緩和を実現をするという方向性だとお答えをいただきましたが、この大臣特許によって実際に船舶事業者が何社参入するということになるのでしょうか。その効果というのはどうなっているのでしょうか。

○副議長（玉城義和君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 企業誘致をこれを機会に大いに我々としては広げていきたいということですけれども、今のところ御相談しているのは1社相談しているところです。

成果につきましては、今までの内航といいますかその一部が緩和されたことにより、例えば東京―沖縄間のコストがヒアリングでは5割ぐらい減になるというようなお話は伺っているところでございます。

○副議長（玉城義和君） 上里直司君。

○上里 直司君 今、たった1社というお答えでしたけれども、この1社で十分なのでしょうか。満足しているのでしょうか。

○副議長（玉城義和君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 特許が認められたところであり、まだちょっと日にちが少ないところですが、1社についてもかなり大きな企業でございまして、その件は十分我々としては勢いがついていくものだというふうに認識しております。

○副議長（玉城義和君） 上里直司君。

○上里 直司君 企業誘致の効果じゃなくて特許基準というのは、極めて限定的なものになっているはずで。それだと本当に特別自由貿易地域及び自由貿易地域の企業が恩恵にあずかるのかということが課題なんだろうと。続いて私が質問したかったのは、やはりここは最初の原点にまた戻って引き続き政府と交渉すべきなんではないかと。その特区の提案も含めてこれではまだまだ足りないということの提案をし続けるべきだろうと考えているので、その辺についてのお考えを聞かせてください。

○副議長（玉城義和君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 我々としてもその一部特許ということで承りましたけれども、当初の申請どおり特区申請、さらには物流の総合的なシステムです。いろんな形で支援していけるような仕掛けを今後とも検討していきたいというふうに思っています。

○副議長（玉城義和君） 上里直司君。

○上里 直司君 前議会でも知事に質問と提案をいたしましたけれども、どうもこのカポタージュ規制の一部緩和というのは、このカポタージュという言葉が与

えるイメージというのは日本全体のカポタージュを変えるようなイメージがつく上に、そもそもその意味がよくわからないと。さらに知事がどのように取り組もうとしているのかというのは見えづらいと。ですから、沖縄物流特区及び沖縄物流コスト軽減特区などもっとわかりやすい事業またはその取り組みにして、県は今こういうことに取り組んでいるんだということのもう少し県民にわかりやすい名前で取り組むべきだろうというふうな指摘をいたしました。改めて提案しますけれども、知事いかがでしょうか。

○副議長（玉城義和君） 休憩いたします。

午後5時10分休憩

午後5時11分再開

○副議長（玉城義和君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員がよく知っておられて御質問されているものと思いますが、確かにこのカポタージュ規制一つ前に進めるのに随分苦労して、今の新政権になってようやく穴があいたといいますか前へ進んだと。こういう中でちょっと慎重に進めなければいかんという環境もあります。ですが、基本的には自由貿易地域であるとか、沖縄の産業振興とか物流コストの大幅な低減とかそういうことをやっぱり目的にしていますから、当然これから可能な限り拡大していく方向で取り組んでいきますし、わかりやすい内容・名称で県民に知っていただく、力をかしていただくというのは必要だと考えております。

○副議長（玉城義和君） 上里直司君。

○上里 直司君 それでは少し先を飛ばしまして、那覇港の管理運営についてお尋ねいたします。

私は、これは続いて質問をする沖縄振興一括交付金の問題も絡みますけれども、実は常勤副管理者としての能力を有した人材が県内にはいないということで県外からお招きをして座ってもらったと。確かに、この意見も納得する部分もありますけれども、これから一括交付金であるとか物流の問題だとかそういう問題に県が取り組む、または沖縄県内で取り組むんだという覚悟や姿勢を見せないといけないうきに、もうお願いをして連れてくるというそういう時代はそろそろ終えなければならないし、やはりそれを県内の人材を育成しながら座ってもらう、または担ってもらうという体制が必要だろうかと思っているんですね。その意味では、知事も那覇港管理組合の議会でもそのことを述べられましたが、改めて次、またはその次も含めて常勤副管理者及びその管理組合内の人員配置について、県内でできるだけ調達または育成をするということをや

ひ御検討していただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○副議長（玉城義和君） 休憩いたします。

午後5時13分休憩

午後5時14分再開

○副議長（玉城義和君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員が今おっしゃったような方向で、特に次の約4年後を目指してまず県内から副管理者たり得る人を選び、または4年しかありませんが養成してやっていけるようにしていきたいというふうに考えております。

○副議長（玉城義和君） 上里直司君。

○上里 直司君 それでは続いて質問をいたしますが、この沖縄振興一括交付金、随分思い切った提案だなというふうに——私も提案をしましたけれども——よくそこまで覚悟をお決めになって提案されたなというふうに考えています。といいますのも、私が最初にその話をしたときに、直轄事業も含めてどうなんだという話をしたら、直轄事業までというのはどうなんだろうという知事からの御答弁があったわけなんです。ただ、今回提案されたのは直轄事業も含めての一括交付金という形であります。となると、当然その直轄事業を担っている国の総合事務局及び総合事務局の出先機関の仕事というものが当然減ってくるんだろうなど。これは強いて一括交付金と国の出先機関のあり方というのは必ずしもリンクするものではありません。ただ、その流れからいくと県の国から寄せられる振興予算の部分は県が責任を持つと。または県がある程度予算の配分も含めてやっていくということになっていけば、私は総合事務局の役割というものはかなり縮小されたものになるだろうと思っています。

そこで、知事に今すぐに総合事務局はもう要らないんじゃないですかということをお尋ねするつもりはありません。ただ、この国の出先機関の見直しというのは今どんどんどんどん進んでいます。中にいる方に聞いてみますと、県がどういう考え方を持っているのかということから、その出先機関の見直しを進めるとい話もされております。ここは内輪の話だと思いますので。という意味においては、この出先機関、もちろんすべてなくして人だけ来て、それにかかわる予算またはその権限というものがどうなるのかということとを全く無視して進めるといことはこれは乱暴な話ですので、人の予算または権限の移譲、そういうものがある程度環境を整えられるというような見解を皆さんぜひ検討していただいて、このことを検討するという

国から照会を受けたとか、国から打診を受けたときに答えられる準備をぜひつくっていただきたいということをお願いしたいんですけれども、県知事どうでしょうか。

○副議長（玉城義和君） 休憩いたします。

午後5時17分休憩

午後5時17分再開

○副議長（玉城義和君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 確かにお国の組織について県が実は直接あれやこれや言うというのはなかなか難しい面もありますし、ちょっと表現はあれですが、現実には人が働いていますから国家公務員として。いろいろ経過的な措置とかいろんな配慮が十分なされることを前提に、確かにもう40年たちますと時代が大分たってきて、それぞれの出先機関の使命——いろいろよくやってくれたんですが——とか役割がおおよそ終わりに近づきつつあるのも結構あると思います。ですから、そういう意味では今の政権に期待している地域主権であるとか一括交付金とか、そういう意味で沖縄県が一皮も二皮も脱皮して、自立度を強烈に高めていく時代に差しかかりつつあるなという気もします。ただ、これは無論広い範囲に関係しますので、県議会の議員のいろんな御指導等御意見もいただきながら進めるべきことだと思いますが、ただそういう時期に来つつあるという感じは強く持っております。

○副議長（玉城義和君） 上里直司君。

○上里 直司君 もちろん他の行政機関ですから、なかなかそれについて県知事が明快に答えるというのは難しい話だとは思っているんですけれども、いずれにいたしましても恐らくその機関を整理縮小、または廃止をということになれば当然知事のお考えをお聞きになると思うんですね、政府は。ですから、それは全くないという話じゃなくてかなり実現というか、かなりそういう方向にいくだろうということとでありますので、ぜひそのことは念頭に入れていただきたいと思います。

それでは図書館について再質問させていただきます。

比嘉教育委員長にお話を聞いたのは、企業経営の中で随分私は情報というものに触れていらっしゃる方だと評価をしてお聞きをいたしました。

なぜこの図書館というものが幅広く根づかないんだろうというふうに今私自身も思っているんですけれども、1つは情報という考え方、個々の図書館というのが情報を整理する機関なんだということをとらえれ

ば、ただ本を貸し借りする場所ではなくて情報を入手し整理をして、本当に必要な情報を手に入れる場所なんだというふうにとらえるべきなんだろうと思っているんですね。

そこでお伺いいたしますけれども、企業にとっての情報入手のあり方、そのためにどれだけお金を使うのか、どれだけ苦労するのか、そのことについてお聞かせいただけますか。

○副議長（玉城義和君） 休憩いたします。

午後5時20分休憩

午後5時21分再開

○副議長（玉城義和君） 再開いたします。

教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（比嘉梨香さん） 上里議員おっしゃいますように、企業にとっても情報の入手というのは大変重要なことでありますし、その方法はインターネットの時代になってもなかなか難しいものがあると思います。それは1つには、やはりインターネットは最新の情報はすぐ手に入りますけれども、例えば過去にさかのぼっていったものの情報がとりにくかったりとか、あるいは表面的なことではなくて報告的なものであったり、技術的なものであったりというものの内容を入手しようとしますと、これはやはりお金がかかるものでございます。ですから、そのデータベースにアクセスし、それからそれを入手するということは確かにビジネスの世界においては大変ではございます。よろしいでしょうか。

○副議長（玉城義和君） 上里直司君。

○上里 直司君 企業社会が情報を入手するときはこれだけお金がかかる。しかし市民がその情報を入手しようとするれば、それは企業と同じようにはかけられないわけなんですよ。だから図書館があって、情報を提供する。そういう施設が市民社会にとって必要な施設なんですね。それは教育施設においても例えば学校の図書館においても同じようなことなんです。だから学校図書館の司書というものは重要なんです。そういう意味で企業経営も経験されている比嘉委員長のような方がもう少し情報入手、または市民社会における生涯学習における情報入手のあり方についてもっともっと発言をしていただきたいということを要望いたしましたので、質問を終わります。

○副議長（玉城義和君） 新垣清涼君。

〔新垣清涼君登壇〕

○新垣 清涼君 こんにちは。

社大・結の会、新垣清涼、一般質問を行います。

あと少しですので、おつき合いよろしくお願いま

す。

まず最初に、知事の政治姿勢についてお伺いします。

鳩山前総理は、普天間基地の移設は国外、「最低でも県外」と県民に約束をしながら、アメリカの圧力と官僚たちの反撃に負け辺野古への移設に戻ってしまいました。なぜ国外・県外移設がだめで、だれとどのような交渉をしたのかなど、県民に対し説明もないまま無責任にも総理大臣をやめてしまいました。総理大臣をやめればその責任が問われないのでしょうか。許されないことです。「最低でも県外」と言ったのだから、最後まで問題解決に取り組むべきであり、そうでなければ移設先を決め切れないから総理をやめまうと言ってやめるべきだったんだと思います。今回の場合、総理をやめるだけではなく衆議院議員もやめるべきだと私は思います。その責任はやめたからといって決して消えるわけではありません。

元名護市長の比嘉市長もそうでした。名護市民や県民の願いを裏切る名護市への移設受け入れを表明し市長をやめました。市民に対する裏切り行為をしたのです。このようなやり方を私たちは決して許すことなく、いつまでも忘れないし、また消えることもないでしょう。

そこで伺います。

鳩山前政権は、普天間基地の移設は「最低でも県外」の公約が守れず、県民の期待を裏切る県内移設に戻りました。知事の見解を伺います。

菅新総理は、鳩山前政権が決めたことを踏襲するのだから、自分には責任がないかのごとく県民への基地負担を押しつけ続けようとしています。御自身が副総理を務めていたときに内閣の一員として署名もしたはずで。同罪だと思います。

そこで伺います。

菅政権は、県民の願いを裏切った鳩山前政権の施策を踏襲するとのこと。知事は、菅総理と2度お会いになっていると思いますが、会見で何を求められ、そしてどのような約束が交わされたのか伺います。

9万人余の県民が集まり、大会が終わってもなお会場に向かう車で58号は渋滞をしていた県民大会。大会に参加できない人は黄色のカラーでその意思を示す、そんな取り組みがありました。

4・25県民大会の県民の願いを実現するために、知事として今後どのような取り組みをなさるのか伺います。

次に、基地問題についてです。

米軍基地普天間飛行場について。

知事は、3年をめどに普天間基地の危険性除去に取り組むと約束されました。普天間基地の危険性は取り除かれることなくさらに高まるばかりです。一体いつになったら私たち宜野湾市民は静かな日々、安全で安心した生活ができるのでしょうか。昨夜も10時20分ごろヘリが飛び、そして11時近くまでそのヘリの音が鳴り響いておりました。

そこで伺います。

知事公約である3年めどの危険性の除去について、具体的にどのような取り組みをされたか伺います。

イ、普天間基地の現状について知事の認識を伺います。

ウ、自公政権から民主党連立政権にかわった今日までの政府方針について、知事の御見解を伺います。

去る4月7日に米軍基地関係特別委員会で、「米軍車両によるひき逃げ事件に関する意見書」及び「抗議決議」の要請行動の日であります。在日米軍沖縄調整事務所長のケビン・R・ピショップ大佐は、県民人口に対する軍人・軍属の割合から事件・事故の割合などを示し、大したことではないと言っているのではないと断りながら、ゼロにすることは難しいとか、抗議決議に書いてある要請事項は既に行われているものであると発言して、皆さんがやっているのは無駄なことではないかというような態度に私は受け取りました。

そこで伺います。

軍人・軍属の事件・事故の発生状況について、この状況についてはピショップ大佐も、最近ふえているという発言をされておりましたので、また資料もいただきましたからよろしいんですが、その在日米軍沖縄調整事務所長ケビン・R・ピショップ大佐の発言について伺います。どういうふうにお感じになっているのか。

次に、平成21年10月に沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会から、「基地から派生する諸問題の解決促進に関する要請」がなされ、政府から回答が来ていると思います。そのことについて知事の御見解と今後の取り組みを伺います。

3番目に、観光行政についてであります。

今年度の観光入域客数の目標は何人でしょうか。その経済効果の予測はどうなっていますか。目標達成のためにどのような取り組みがなされていますか。国内向けあるいは外国向けの取り組みがありましたら示してください。

次に、沖縄観光の魅力を高める取り組みについて伺います。

県が取り組んでいらっしゃることで、そしてまた県民

が努力をすることなど、そういう分けての項目がありましたらお示しいただきたいと思います。

次に、国際線ターミナル施設及び観光案内などの施設の充実整備について伺います。

観光案内や宿泊施設、飲食店における多国言語による食文化の紹介などソフト面の充実が求められていると思いますが、そういった取り組みはどうなっていますか。

亜熱帯地域の沖縄はよく草木が伸びます。観光立県として道路沿いの雑草はとても気になります。去る20日の日曜日には、私たち地域で草刈り作業をしたのですが、両側のバス停を中心として前後100メートルぐらいしかできませんでした。

そこで、県として、道路沿いの清掃（雑草の処理）についてどのような方針で取り組まれているのか、お示しいただきたいと思います。

次に、4番目に、環境行政について伺います。

生物多様性条約締約国会議について伺います。

本年10月、名古屋市で同条約第10回締約国会議が開催されるようですが、どのような会議なのでしょう。

そして、その会議の趣旨に沿った県の取り組みについて伺います。

次に、泡瀬沖合埋立事業を現行計画で実施した場合、県内の貴重度別による何種類の生物に影響が出てくるのかお示しいただきたいと思います。

(3)番目、東村の「ノグチゲラ保護条例」についてですが、村は条例制定をされたようです。県はどのようなかわりをされたのか。これからまたどういう支援をされるのかお伺いします。

(4)番目に、サンゴの保護育成についてですが、「海—その望ましい未来」は沖縄海洋博のテーマでした。国内では沖縄県周辺海域がサンゴ礁の宝庫だと思います。近年、異常気象などの影響でサンゴの白化現象が起こり、それについても研究がなされているようですが、サンゴ礁を守り育てるために国あるいは県はどのような取り組みをしていますか。

イ、宜野湾市の西海岸地区にサンゴ礁園の研究計画（案）が民間団体から何度か出されていると思いますが、その概要と県の対応を伺います。

ウ、サンゴ礁を守るための今後の課題と取り組みを伺います。

次に、労働行政についてですが、知事公約である失業率の改善が目標になかなか達していません。原因は何でしょうか。「みんなでグッジョブ運動」という取り組みをされているようですが、そのイ

ベントだけで終わってしまっているのではないか気になっております。

次に、県と沖縄県信用保証協会との関係についてありますが、今回、副知事をおやめになった方が理事長になられるとのこと。人事権は県にあるんでしょうか、お尋ねをいたします。

あとの項目については取り下げます。

答弁によってまた再質問をさせていただきます。

○副議長（玉城義和君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 新垣清涼議員の御質問に答弁いたします。

まず第１に、知事の政治姿勢の中で、鳩山政権が公約を守らなかったこと及び今後の取り組みについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。これは１の（１）と（３）が極めて関連いたしておりますので一括して答弁させていただきます。

今回の日米共同発表は、県外移設の実現に期待する県民の声がますます高まっている中で唐突に行われたものであり、県民の間に大きな失望を招いております。県といたしましても、地元の了解を経ずにこのような移設案が決定されたことはまことに遺憾であり、受け入れることは極めて厳しいと言わざるを得ません。

県といたしましては、政府が県外移設をどこまで真剣に検討したのか、そして、どのような経緯で移設先を辺野古とする日米合意に至ったのか、合理的な説明を行うべきであると考えております。

同じく政治姿勢の中で、菅総理との面談に関する御質問にお答えいたします。

去る６月１５日及び２３日の菅総理との面談におきましては、菅総理から、日米共同発表を踏まえつつ、沖縄の基地負担の軽減に取り組みたいとの趣旨の発言がございました。私からは、今回の日米共同発表はまことに遺憾であり、名護市辺野古への移設は極めて厳しい旨申し上げたところでございます。あわせて、事件・事故の発生状況など基地負担の現状を御説明し、大幅な軽減が必要であることを申し上げたところであります。このような県の考えは総理に十分に伝わったものと考えております。

次に、基地問題に係る御質問の中で、自公政権から民主党連立政権までの政府方針についてという御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題につきまして、政府は、地元名護市や宜野座村との基本合意を経て、平成１８年５月の米軍再編最終報告に基づき環境影響評価手続を進め

てきたことから、県といたしましては、県内移設もやむを得ないものと考え、これまで対応してきたところでございます。

こうした中、昨年９月の政権交代を機に、県内では県外移設の実現を期待する県民の声が非常に高まりました。加えて、名護市長選挙の結果、県議会の意見書の議決、そして県民大会の開催などの諸状況を踏まえますと、現時点においては名護市辺野古への移設案を受け入れることは極めて厳しいというのが私の考えでございます。

次に、観光行政についての御質問で、沖縄観光の魅力を高める取り組みについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄の美しいサンゴ礁の海や貴重な動植物、そして琉球舞踊などの伝統芸能や食文化、首里城を初めとする世界遺産などは世界的にも高く評価されております。ホスピタリティーあふれる県民性とあわせて沖縄観光の大きな魅力となっております。

沖縄県では、こうした沖縄の魅力をさらに高めるため、ことし新たに「全国エイサー大会」を開催するほか、新たなスポーツイベントの発掘や世界遺産を生かした文化イベントなどの創出に取り組んでまいりたいと考えております。また、観光情報サイト「おきなわ物語」を活用した多言語による情報発信や、国内外のマスメディアを活用し沖縄の魅力発信に努めてまいります。さらに、空港、港湾、道路などの観光基盤インフラの整備や多言語案内標識の整備に取り組みますとともに、多様なニーズに対応する観光人材の育成など、受け入れ体制の強化を図っているところでございます。

次に、環境行政に係る御質問で、生物多様性条約締約国会議及び県の取り組みについてという御質問にお答えいたしますが、４の（１）のアと４の（１）のイは関連いたしておりますので一括して答弁させていただきます。

今回の生物多様性条約締約国会議は、２００２年のＣＯＰ ６で採択された、締約国は現在の生物多様性の損失速度を２０１０年までに顕著に減少させるという「２０１０年目標」の達成状況の検証や、新たな目標設定に関する会合が予定されております。

沖縄県におきましては、こうした生物多様性に関する内外の動向を踏まえ、今年度より沖縄県の生物多様性を保全し利活用を図るための行動計画等を定める「生物多様性地域戦略」の策定に取り組みを開始したところでございます。地域戦略の策定に当たりましては、多様な主体の参画や連携を通して生物多様性の恵

みを持続的に享受できる自然と共生する社会の実現を目指していきたいと考えているところでございます。

次に、労働行政に係る御質問の中で、完全失業率の改善が目標に達していない原因いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県の雇用の課題は、雇用の場の不足、そして求人と求職のミスマッチ、若年者の就業意識の低さなどが挙げられております。これまでその解決に向け企業誘致や産業振興による雇用の場の創出などさまざまな雇用対策に取り組んでまいりました。その結果、就業者はここ3年で2万人増加し、相当の効果は出ていると思いますが、世界的不況の影響を受け、企業の求人意欲の回復がおくれていることもありまして、完全失業率の大幅な改善に至ってはおりません。また、これまで家事に従事していた非労働力人口の人たちが職を求めたことから、労働力人口が大幅に増加したことなど、これらも要因となっております。

完全失業率の全国並みの達成は無論簡単ではありませんが、今後とも雇用再生特別基金を活用するなど全国的に雇用の場の創出を図り、雇用情勢の改善及び公約の実現に向けて全力で取り組んでまいり所存でございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○副議長（玉城義和君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 基地問題につきまして、危険性除去の取り組みについての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場の危険性の除去につきましては、あらゆる方策を検討し具体的な方法を示すよう政府に求めてまいりました。このような県の主張に対し政府は、平成19年8月に「普天間飛行場に係る場周経路の再検討及び更なる可能な安全対策についての検討に関する報告書」を発表し、昨年5月21日までに報告書に記載された諸施策をすべて実施したとのことであります。また、平成20年7月末には、さらなる危険性除去策を検討する実務者レベルのワーキングチームが設置され、政府と率直な意見交換を重ねてまいりました。さらに、今年度は普天間飛行場の場周経路等の客観的データを把握・評価するため、普天間飛行場の継続的な飛行航跡調査が開始されております。

また、県は、総理を初め各大臣との面談など機会あるごとに普天間飛行場の一日も早い危険性の除去を求めており、去る5月23日の鳩山前総理との面談においては、前総理から「普天間飛行場の危険性の除去につ

いては、返還までの間、できる限りの措置を講じていきたいと思っており、今後ともしっかり取り組んで参りたい」との発言がありました。

県としましては、新内閣におきましても引き続き積極的にこの問題の解決に取り組んでいただけるものと考えております。

次に、普天間基地の現状認識についてとの御質問にお答えいたします。

普天間飛行場では、ヘリコプターによる住宅地上空における低空飛行や固定翼機の飛行訓練などにより周辺地域に騒音が激しい状況が続いております。県が行っております航空機騒音測定結果によりますと、平成20年度におきまして9測定局中3局で環境基準値を超える騒音が発生しております。

また、普天間飛行場の騒音につきましては、周辺住民から提訴された一審判決におきまして騒音被害を認定する司法の判断が示されるなど、周辺住民に深刻な影響を与えております。さらに、平成16年の沖縄国際大学への米軍ヘリ墜落事故は、県民に大きな不安を与えたものであります。

県としましては、普天間飛行場につきましては依然として危険な状況が続いているものと認識しております。

次に、事件・事故発生状況と在日米軍沖縄調整事務所長の発言につきましてお答えをいたします。

平成22年1月から5月末までの米軍構成員等による犯罪検挙状況は、沖縄県警察本部の資料によりますと27件、31人となっており、昨年の同時期と比較しますと件数で10件、人数で16人増加しております。

在日米軍沖縄調整事務所長の事件・事故をゼロにすることは難しいとの趣旨の発言につきましては、報道等で承知しておりますが、もしそのような趣旨であれば、沖縄の基地問題の現状や県民感情に対する配慮を欠くものと考えております。

次に、軍転協要請に対する政府の回答につきましてお答えいたします。

県は、これまで軍転協とともに米軍基地等に起因する諸問題を解決するため、日米両政府及び米軍等に対し累次にわたる要請を行ってまいりました。これに対し政府から、去る5月31日付文書で、平成21年10月に軍転協として要請した事項に対する回答が示されたところであります。現在、軍転協会員市町村と連携し、回答内容等について精査をしているところであり、県としましては、その結果を踏まえ適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（玉城義和君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 観光行政についての中で、今年度の観光入域客の目標と取り組みについての御質問にお答えします。

沖縄県では、本年度の「ビジットおきなわ計画」において、入域観光客数の目標値を600万人、そのうち外国人観光客数を30万人、観光客1人当たりの県内消費額を7万3000円、観光収入を4380億円と設定しました。目標達成に向けては、外国人観光客の誘致、付加価値の高い旅行の促進、新規市場の開拓、受け入れ体制強化による満足度の向上を誘客戦略として位置づけています。

具体的には、中国を初めとするアジア各国や欧米・ロシアなど新規市場の開拓を強化し、外国人観光客の大幅な増加を図っていきたいと考えております。また、国内においては、修学旅行やリゾートウエディング、MICEなどの付加価値の高い旅行の促進に加え、「全国エイサー大会」など魅力ある新規イベントの開催などを通じてプロモーション活動を積極的に展開し、目標の実現を図ってまいりたいと考えております。

同じく観光行政について、観光施設等におけるソフト面の充実についての御質問にお答えします。

沖縄県では、外国人観光客の受け入れ体制の整備のため、那覇空港観光案内所での外国語対応や観光施設の従業員等を対象としたセミナーの開催、各観光関連施設への外客受け入れアドバイザーの派遣などを行っております。また、市街地などにおける多言語の観光案内板の設置や観光案内パンフレットの作成などを行っております。さらに、今年度はITを活用した外国人観光客への情報提供やコールセンターによるサポート等を行うモデル事業などを実施するなど、外国人観光客の利便性向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、県と沖縄県信用保証協会との関係についての御質問にお答えしたいと思います。

沖縄県信用保証協会は、信用力の低い中小企業者に対し適切な信用を与えることによって金融機関からの資金調達の円滑化を図ることを目的として、信用保証協会法に基づき設立された特殊法人であり、中小企業が金融機関から融資を受ける際の債務保証を主たる業務としております。

沖縄県は、この目的に沿い、中小企業者への信用の付与が積極的に推進されるよう、信用保証協会の財政基盤強化のため出捐を行うとともに、運営面での指導

等を行っております。

沖縄県信用保証協会の役員については、協会の経営基盤が県に大きく依存しており、また、協会の業務が県の中小企業施策に密接な関係があることから、知事が信用保証協会の定款に基づき任命することとなっております。

以上でございます。

○副議長（玉城義和君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 観光行政についての御質問の中で、国際線ターミナル施設の充実整備についてお答えいたします。

現状の国際線旅客ターミナルビルは、施設が狭隘で老朽化が進み、またボーディングブリッジが設置されていないなど、利便性の低さが指摘されております。このため、現在、那覇空港ビルディング株式会社において、国の「那覇空港ターミナル地域整備基本計画」に基づき、新施設の整備に向けた作業が進められております。

同社の計画によりますと、今年度中に基本設計を実施し、次年度以降の3年間で実施設計及び建設工事を行った後に供用を開始する予定となっております。

県としましては、同社及び国等の関係機関と緊密に連携して、施設整備の早期化を図るとともに、国際線ターミナルビルの利便性及び国際交流拠点としての機能の向上、アジアゲートウェイとしてふさわしい国際競争力のある施設の整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長（玉城義和君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 観光行政についての御質問で、道路沿いの雑草の処理についてお答えいたします。

道路管理の目的は、道路を常に良好な状態に維持することにより、安全、円滑で快適な交通を確保することです。しかしながら、現状は厳しい財政事情のため維持管理に要する予算が少なく、十分な管理が行き届かない状況にあります。

今後は、維持管理負担の少ない道路構造の工夫、道路利用状況に応じた効果的な管理、さらに道路ボランティア団体の協力も得ながら適正な道路管理に努めていきたいと考えております。

次に、環境行政についての御質問で、泡瀬地区埋立事業を現行計画で実施した場合の生物への影響についてお答えいたします。

平成11年度から平成17年度までの泡瀬地区埋立事業

実施区域における調査において、「レッドデータおきなわ」のカテゴリー区分による絶滅危惧 類が2種、絶滅危惧 B類が8種、絶滅危惧 類が15種、準絶滅危惧が32種などが確認されております。これらの種は埋立予定地外においても確認され、その生育・生息環境が広く分布しており、また、必要に応じて適切な保全措置を講じることから、これらの種への影響は少ないものと考えられます。

なお、本事業の実施に当たっては、環境監視委員会及び環境保全・創造検討委員会の指導助言を受けながら、植物・動物等の環境監視調査を実施し、必要な保全措置を講じております。

環境行政についての御質問で、宜野湾市西海岸地区のサンゴ礁園計画についてお答えいたします。

平成20年4月に民間団体から、海洋生物の飼育実証実験のためサンゴ礁を掘削した人工池とそれを囲む多くの設置のための水域専用許可申請書が提出されました。当該水域は宜野湾トロピカルビーチに隣接しており、水上バイク等がさくに衝突する危険性があること、また、設置する人工池掘削のために使用する重機で踏みつぶされるサンゴ礁の原状回復は困難と考えられることから、平成20年5月に当該申請を不許可としたものであります。同年5月、当該不許可処分についての苦情申立書が行政オンブズマンに提出されましたが、調査の結果、「当該申請が不許可となったことはやむを得ないものと判断する」旨の意見が、同年8月に当該民間団体あてに通知されております。

以上でございます。

○副議長（玉城義和君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 下地 寛君登壇〕

○文化環境部長（下地 寛君） 環境行政についての御質問で、東村のノグチゲラ保護条例制定と県の支援についてお答えいたします。

東村においては、ノグチゲラの保護地区を指定し立ち入りを禁止するなどの条文を盛り込んだ「東村ノグチゲラ保護条例」を去る6月18日から施行しております。ノグチゲラは沖縄島北部の固有種であり、個体数が少ないことから、国においては「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき、国内希少野生動植物種に指定し、保護増殖事業を進めております。

県としては、東村の取り組みに対し、ノグチゲラの生息状況に関する情報の提供及び沖縄県鳥獣保護員による現場での監視パトロールや指導助言など、技術的な支援を行っていきたいと考えております。

同じく環境行政に関連して、サンゴの保護育成に対

する国・県の取り組みについてお答えいたします。

沖縄県の豊かな自然環境の基盤となるサンゴ礁は、近年、高水温による白化現象、オニヒトデによるサンゴの食害、赤土など陸域からの環境負荷によりサンゴの被度が減少している状況にあります。

このようなことから、国においては、西表石垣国立公園内の石西礁湖を対象に、自然再生推進法に基づき「自然再生マスタープラン」を策定し、サンゴ礁の修復事業などを実施しております。

沖縄県におきましては、平成21年度から平成23年度にかけて離島を含めたサンゴ礁の全県調査を実施しており、その中でオニヒトデ駆除事業やサンゴ礁の保全・再生等の方策を検討しているところであります。

次に、サンゴ礁を守るための今後の課題と取り組みについてお答えいたします。

サンゴ礁の保全と持続的な利活用を図るためには、地域の多様な主体の参加・連携のもとで一体的な取り組みを行っていくことが課題となっております。そのため、官民協働の「沖縄県サンゴ礁保全推進協議会」を中心とする取り組み体制の強化を図るとともに、NPOや地域団体によるサンゴ礁保全活動への支援策の充実強化に努めることとしております。また、陸域を含めた沿岸域の総合的な管理の観点から、「沖縄県サンゴ礁保全・再生・活用計画（仮称）」を策定し、効果的なサンゴ礁の保全・再生に取り組んでいく考えであります。

以上であります。

○副議長（玉城義和君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 公室長、普天間の危険性の除去のためにいろいろ政府は取り組みをしているということでもありますけれども、一向によくなってないわけですね。そういう意味で、返還されるまで、あるいは閉鎖——私たちは即時の閉鎖・返還を求めているわけですが——されるまでにこの危険性の除去というのを、政府は本当に何をすれば危険性が取り除かれるというふうに考えていらっしゃるのか。そういう答弁はあったのかどうか、お伺いします。

○副議長（玉城義和君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 休憩してください。

○副議長（玉城義和君） 休憩いたします。

午後6時5分休憩

午後6時6分再開

○副議長（玉城義和君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） お答えいたします。

先ほど答弁申し上げましたが、政府は平成19

年 8 月に「普天間飛行場に係る場周経路の再検討及び更なる可能な安全対策についての検討に関する報告書」というのを出しておりまして、場周経路の見直しでありますとか、あるいは航空保安灯の設置でありますとか、幾つかの対策をそこで示しまして、昨年 5 月 21 日までに報告書に記載された施策につきましては、既に実施したというふうに言っておるわけでございます。

○副議長（玉城義和君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 御承知だと思うんですが、現場は宜野湾市のど真ん中であって、場周経路をどんなに変えても危険性は変わらないんですよ。だから、先ほどの軍転協ですか、回答に対して宜野湾市からさらに追加で政府に回答を求めるといことで届いていると思うんですが、3 ページの 1 の(2)の 1 に、同飛行場の返還までの間においても早急に同飛行場の危険性除去を進めていかなければならないと認識していますという回答があるわけですが、本当に現場は、周りはみんな住宅地なものですから、どこから飛んでいっても、本当にそこに網をかけない限り危険性は取り除くことができないんですよ。そういう意味で、この基地はやはり閉鎖を早目にすることが求められていると思うんですが、知事、御見解をお願いします。

○副議長（玉城義和君） 休憩いたします。

午後 6 時 8 分休憩

午後 6 時 9 分再開

○副議長（玉城義和君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） まさにおっしゃるように、いろんな手段を講じたとしても、周辺がみんな民家であったり、学校もたくさんありますし、ですから早期の一日も早い危険性の除去、そして早期返還というのに尽きると思います。

○副議長（玉城義和君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 それで知事、先ほど県民は政府の方針転換といいますか、そのことについて失望しているという知事からの答弁がありました。この失望をやはりまた希望に変えていくために、知事は先頭に立って何らかの行動を起こさないといけないと思うんですが、何を次になさるんでしょうか。

○副議長（玉城義和君） 休憩いたします。

午後 6 時 10 分休憩

午後 6 時 11 分再開

○副議長（玉城義和君） 再開いたします。

上原副知事。

○副知事（上原良幸君） 普天間飛行場につきまして

は、危険性の除去というのが最も重要な課題、喫緊の課題ということで、先ほど申し上げましたように、実は私もそのワーキンググループのメンバーでやってきました。おっしゃるようななかなか効果は出なかったということもあったかもしれませんが、最終的には訓練の移転をどうするかというところまで実は議論は及ぼうとしていたんですけれども、政権がかわりまして、その後、開かれなくなったということもあります。

ただ、これから菅政権のもとで、先ほど知事から話がありましたけれども、とにかく危険性除去に向けてあらゆる取り組みをやるということを言われていますし、これから官邸へのそういう普天間の危険性除去のための検討チームもつくりまして、これから各関係省庁入ったいろんな検討が始まってくるのではないかとこのように思っております。

○副議長（玉城義和君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 普天間の海兵隊は年間のうち大体半年ぐらいは外国で訓練をしていますよね。ですから、その訓練ですと外国に行っておけばいいんですよ。そういうことをぜひ求めてください。そうすれば普天間の基地は音もなく、ある意味で機能停止といえますか、閉鎖状態が続くだろうと予想されます。ぜひそういった取り組みをしていただきたいなと思います。どうでしょう。

○副議長（玉城義和君） 上原副知事。

○副知事（上原良幸君） 普天間のオペレーションというのが、当然いろんな情勢、国際情勢によっても変わってきますけれども、これからどういう形で日米の同盟のあり方を含めて大きなそういう枠組みの中で当然、沖縄の普天間を含めた基地負担の軽減に向けた具体的プロセスを始動させるよう、我々は国に働きかけていきたいというふうに考えております。

○副議長（玉城義和君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 米軍のそういう戦略だとか、日本政府との関係だとか、それは向こう側の話であって、私たちは毎日この飛行場からの爆音に悩まされながら宜野湾市民は生活しているわけです。恐怖におびえながら生活しているわけです。そういう意味では毎日毎日私たちはそれを訴え続けなければならないんです。

今、先ほども司法の、周辺住民が裁判を起こして、差し止めはできなかったけれども違法状態であるということは示しているわけですよ。そして、現在でも私たちは爆音訴訟団を中心に、火曜日と水曜日の朝、米軍に対して抗議を英文字を書きながら、そういった行動をとっているわけです。ですから、県もやはり知

事、この間からずっと政府の説明をしかと聞かなければ次の行動がとれないようなことをおっしゃっていますけれども、そうじゃなくて、普天間はずっと危険な状態が毎日毎日続いているわけです。そういう意味ではやはりその危険性を取り除くための訴えを、もう移すとか移さないとかそれはアメリカと日本の政府の問題ですから、私たち県民の代表として知事は、市民を守るために、県民を守るために、この危険性を取り除くために何とかしてくれよということをやはり最大限、声を出していただきたいと思うんです。よろしくお願いします。どうでしょうか。

○副議長（玉城義和君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） ちょっと休憩してください。

○副議長（玉城義和君） 休憩いたします。

午後6時16分休憩

午後6時16分再開

○副議長（玉城義和君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 議員からの御下命もありますけれども、日々の危険性の除去に早急に政府もいろんな知恵を出し、そして我々もいろんな要求をして危険性の除去に努めてまいりたいと考えております。

○副議長（玉城義和君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 ぜひ日々そういう取り組みをしていただくように要望いたします。

次に、COP10の会議についてですけれども、先ほど地域戦略を策定されるということですが、これについて、やはり地域戦略というのは地元の野生動植物の保全や外来種対策、そういった中長期的な計画が必要だと言われています。私は、沖縄観光の魅力づくりは、やはり私たちそこに住んでいる人、あるいは動植物を初め自然を大事にすることだと思っているんです。そういう意味ではやはりこの沖縄周辺にしかないサンゴ礁も大事にしていかなければならないだろうと。そういう取り組みをぜひしていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○副議長（玉城義和君） 文化環境部長。

○文化環境部長（下地 寛君） お答えします。

提案のとおり、まさに生物多様性年でありますことし、そういったこともありまして、先ほども少し触れましたけれども、特にサンゴ礁については平成21年から3年間かけて、まさに全県調査をしております。そういったものも踏まえまして、今後どのような形でこれを再生・保全していくかというのを今後、計画の中でしっかり位置づけていきたいと考えております。

○副議長（玉城義和君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 前々回でしたか、ダイビング大会も、ダイビングに向けても沖縄の海がこれだけ素晴らしいというアピールをしているわけですから、ですからそういった意味でもしっかりと取り組みをしていたきたいと思います。

それから雑草の処理の件なんです、県はいろいろな地域ボランティアに対する補助金を出されたりされていますね。その要件が地域にとっては非常に窮屈な要件になってはいませんか。もっと本当に少人数の人たちでも、あるいは距離が短くても取り組めるように、少しやわらかくしていただいて、そして多くの県民がそういったものに取り組めるようにしたらどうかと思うんですが、どうでしょうか。

○副議長（玉城義和君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 道路関係のボランティア団体につきましては、おかげさまで県内で225団体が参加しておりまして、そして人数にしますと約5000名が参加しております。これの団体になる要件につきましては、特段明記はされておりませんので、ぜひ近くの土木事務所なりに相談をしていただければ、参加していただく方については大歓迎でございますので、その方向でまた皆さんの御協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○新垣 清涼君 ちょっと休憩してください。

○副議長（玉城義和君） 休憩いたします。

午後6時20分休憩

午後6時20分再開

○副議長（玉城義和君） 再開いたします。

新垣清涼君。

○新垣 清涼君 それでは、今、清掃すると、要するに不要木だとか草をいろいろ加工というのは、処理するために肥料に変えたり、そういった取り組みをしている会社もありますよね。そういったものともいろいろ組み合わせるとか、あるいは年にこの道路は2回だとか、皆さん業者に委託してされていると思うんですが、そこを年2回の予算でもう年間契約して委託してしまうと。そうすると草は1メートルも伸びてからだと非常に刈りにくいんです、機械を使っても。ところが、30センチぐらいだとやりやすいんですよ。そうすると、この会社に1年間の契約をしてしまえば、会社は伸びないうちにさっさささと刈って仕事もしやすい片づけもしやすいので、そういう取り組みができると思うんです。今、1メートルぐらい伸びてからやると、非常に手間暇かかるものだから、ある意味で高

額になっているんじゃないかなと思うんですね。その辺の取り組みをぜひ考えて、いろいろ相談をして、観光立県としていつもきれいな道路の状態が保てるように取り組んでいただきたいと思います。

ありがとうございました。

○副議長（玉城義和君） 以上で本日の一般質問及び

議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明30日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後6時22分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

副 議 長 玉 城 義 和

会議録署名議員 玉 城 満

会議録署名議員 山 内 末 子

平成22年 6 月30日

平成22年
第 2 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 6 号）

平成22年
第 2 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 6 号）

平成 22 年 6 月 30 日（水曜日）午前 10 時 2 分開議

議 事 日 程 第 6 号

平成22年 6月30日（水曜日）

午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 甲第 1 号議案、乙第 1 号議案及び乙第 4 号議案から乙第16号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

日程第 2 甲第 1 号議案、乙第 1 号議案及び乙第 4 号議案から乙第16号議案まで

- 甲第 1 号議案 平成22年度沖縄県一般会計補正予算（第 1 号）
- 乙第 1 号議案 沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第 4 号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第 5 号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例
- 乙第 6 号議案 沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第 7 号議案 沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第 8 号議案 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第 9 号議案 工事請負契約について
- 乙第10号議案 指定管理者の指定について
- 乙第11号議案 沖縄県人事委員会委員の選任について
- 乙第12号議案 沖縄県収用委員会委員の任命について
- 乙第13号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について
- 乙第14号議案 沖縄県公害審査会委員の任命について
- 乙第15号議案 専決処分の承認について
- 乙第16号議案 専決処分の承認について

出 席 議 員（47名）

議 長	高 嶺 善 伸 君	12 番	吉 田 勝 廣 君
副議長	玉 城 義 和 君	13 番	當 山 眞 市 君
1 番	上 原 章 君	14 番	吉 元 義 彦 君
2 番	島 袋 大 君	15 番	座喜味 一 幸 君
3 番	中 川 京 貴 君	16 番	佐喜真 淳 君
4 番	桑 江 朝千夫 君	17 番	玉 城 満 君
5 番	平 良 昭 一 君	18 番	仲宗根 悟 君
6 番	仲 村 未 央 さん	19 番	崎 山 嗣 幸 君
7 番	照 屋 大 河 君	20 番	西 銘 純 恵 さん
8 番	渡久地 修 君	21 番	奥 平 一 夫 君
9 番	瑞慶覧 功 君	22 番	山 内 末 子 さん
10 番	新 垣 清 涼 君	24 番	前 島 明 男 君
11 番	上 里 直 司 君	25 番	新 垣 良 俊 君

26 番 仲 田 弘 毅 君
 27 番 照 屋 守 之 君
 29 番 嶺 井 光 君
 30 番 赤 嶺 昇 君
 31 番 当 銘 勝 雄 君
 32 番 渡嘉敷 喜代子 さん
 33 番 前 田 政 明 君
 34 番 玉 城 ノブ子 さん
 35 番 比 嘉 京 子 さん
 36 番 新 垣 安 弘 君
 37 番 金 城 勉 君

38 番 糸 洲 朝 則 君
 39 番 翁 長 政 俊 君
 40 番 浦 崎 唯 昭 君
 41 番 池 間 淳 君
 42 番 新 垣 哲 司 君
 43 番 具 志 孝 助 君
 44 番 當 間 盛 夫 君
 46 番 新 里 米 吉 君
 47 番 嘉 陽 宗 儀 君
 48 番 大 城 一 馬 君

欠 席 議 員（１名）

28 番 辻 野 ヒロ子 さん

説明のため出席した者の職、氏名

知 事 仲井眞 弘 多 君
 副 知 事 安 里 カツ子 さん
 副 知 事 上 原 良 幸 君
 知 事 公 室 長 又 吉 進 君
 総 務 部 長 兼 島 規 君
 企 画 部 長 川 上 好 久 君
 文化環境部長 下 地 寛 君
 福祉保健部長 奥 村 啓 子 さん
 農林水産部長 比 嘉 俊 昭 君
 観光商工部長 勝 目 和 夫 君
 土木建築部長 仲 田 文 昭 君
 企 業 局 長 宮 城 嗣 三 君
 病院事業局長 伊 江 朝 次 君
 会 計 管 理 者 米 蔵 博 美 さん

知 事 公 室 監 査 長 饒平名 知 成 君
 秘書広報統括監 新 垣 郁 男 君
 総 務 部 監 査 長 比 嘉 梨 香 さん
 財 政 統 括 監 査 長 金 武 正八郎 君
 教 育 委 員 会 長 安 里 昌 利 君
 教 育 長 黒 木 慶 英 君
 公 安 委 員 会 長 平 良 宗 秀 君
 警 察 本 部 長 岩 井 健 一 君
 労 働 委 員 会 長 又 吉 春 三 君
 事 務 局 長 又 吉 春 三 君
 人 事 委 員 会 長 又 吉 春 三 君
 代 表 監 査 委 員 又 吉 春 三 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 龍 野 博 基 君
 次 長 新 城 博 君
 参事兼議事課長 嘉 陽 安 昭 君
 副 参 事 兼 課 長 補 佐 平 田 善 則 君

主 査 佐久田 隆 君
 主 査 仲宗根 章 君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

昨日、知事からお手元に配付いたしました議案２件の提出がありました。

また、６月14日から25日までに受理いたしました陳情31件は、お手元に配付の陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

〔陳情文書表 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 日程第１及び日程第２を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第１号議案、乙第１号議案及び乙第４号議案から乙第16号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対す

る質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

仲宗根 悟君。

〔仲宗根 悟君登壇〕

○仲宗根 悟君 おはようございます。

一般質問も3日目に入りました。皆さん、頑張っていきましょう。

議席18番、社民・護憲ネットの仲宗根悟です。

サッカーワールドカップ、イッペー残念でなりませんでしたけれども、大会前のこの日本の下馬評は、3敗してもう決勝にも残らないで帰ってくるだろうというような国民だったんですけれども、その予選リーグを見事に勝ち抜いて決勝進出したときには、もう日本じゅうが熱狂して騒ぎ立てると。今の日本人を象徴しているんじゃないのかなというような思いがしてなりませんが、きょうも睡眠不足に悩まされている皆さんも多いんじゃないでしょうか。さあ、選手に負けずに、お互い議員も一緒に頑張っていましょう。

それでは、通告に従い一般質問を行いたいと思います。

まず最初に、基地問題に関してであります。

(1)、米軍普天間飛行場の名護市辺野古周辺への移設を盛り込んだ日米共同声明について、どのような対応で臨むか伺います。

(2)、菅首相は、就任会見で、8月末までに名護市辺野古での建設場所や工法を決めるその方向性について、日程上の約束になっているとして沖縄への理解を求めるとしていますが、このことについてどのように対応するのか伺いたいと思います。

(3)、米軍普天間基地の辺野古周辺移設は、4・25県民大会での9万人余の結集、そして普天間基地包囲行動でも見られるように、県民の理解が得られる状況にはないと考えますが、このまま理解が得られない場合どのような姿勢で臨むか伺いたいと思います。

(4)、対米交渉のやり直しを求めるべきと思うがどうでしょうか、伺います。

(5)、嘉手納飛行場への米空軍最新鋭のステルス戦闘機F22Aラブター機のたび重なる飛来への抗議にもかかわらず常駐化をしています。あわせて数多くの外来機の訓練飛来による爆音被害は増加するばかりであります。米軍に対しての県の対応を伺います。

(6)、非人道的兵器として国際的にも非難のあるクラスター爆弾を装着しての訓練も見られ、周辺住民は不安をおびえています。全面禁止条約の発効を目前にしての使用であり、県としての抗議や禁止を訴えるべきであると思うがどうか伺います。

次に、雇用対策に関してお聞きをいたします。

(1)、雇用創出と雇用安定確保についての取り組み、課題について伺います。

(2)、国際労働機関により権利が保護され、十分な収入を生み、適切な社会的保護が供与される生産的な仕事とされる「ディーセント・ワーク」の実現に向けた取り組みが提唱をされています。国内において雇用環境が厳しい本県においては積極的な取り組みが必要と考えます。その状況について伺います。

(3)、ふるさと雇用再生事業特別基金の事業終了後の継続雇用が見込まれる産業分野をどのようにとらえ、予算規模やどの程度の雇用創出を図るのか伺います。

3番目に、観光振興に関してでありますけれども、(1)、美しい海、豊かな自然、独特な歴史、文化の島、県別の人気観光地ランキングでは本県は常に上位にランクをされ、その位置を優位に活用し、リーディング産業としての施策は最も重要であります。観光立県としての魅力形成についての施策を伺います。

(2)、顧客ニーズにこたえる新たな魅力づくり、新たな観光資源の開発が求められているように思います。沖縄の独自性を生かした方向性、取り組みについての基本的な考え方を伺います。

4番目に、農林水産振興に関してお聞きをいたします。

(1)、亜熱帯気候等の地域特性を生かした農林水産業の振興を図ることから、主要施策を掲げながら取り組みを展開しているが、その達成状況、問題点、課題について伺います。

(2)、こちらは通告書のほうが少し誤りがありますので、どうぞ訂正方をお願いしたいというふうに思っています。

旧読谷飛行場跡地整備状況についてです。

我がふるさと読谷村は、「ユタサルフウシ マサルチムグクル サチフクルハナヤ ガンジュウヌシマ」を村づくりの目標とし、環境と調和した持続可能な産業として農業の振興を村の大きな産業として推進しているところであります。これまで読谷村において返還された軍用地跡地は、地主と行政の協力のもと土地改良事業等により基盤整備が実施され、読谷村の農業振興に大きく寄与したところであります。

読谷村において長年の懸案だった旧読谷飛行場跡地は、その解決に向けて跡利用計画を策定し、国へ要望を続け、平成18年度に国有地と村有地の交換が行われ、道路整備や土地改良事業が待ち望まれておりました。

事業が決定した県営土地改良事業が不法耕作者との訴訟問題で整備計画がおくれていると思われませんが、

今後の整備計画と現在の状況はどうなっているか伺います。

最後に、環境行政に関してであります。

(1)、読谷村土地造成センターの安定型最終処分場跡地の経緯、状況について伺います。

(2)、今後の対応についてどのように当たるのか伺います。

(3)、県内安定型最終処分場の浸透水取水施設の設置指導を行っておりますけれども、その進捗状況について伺います。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） おはようございます。

仲宗根議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、基地問題の中で、日米共同発表への対応及び対米交渉のやり直しについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。そして、1の(1)及び(4)が関連しておりますので、一括して答弁させていただきます。

今回の日米共同発表は、県外移設の実現に期待する県民の声がますます高まっている中で唐突に行われたものであり、県民の間に大きな失望を招いております。県といたしましても、地元の了解を経ずにこのような移設案が決定されたことはまことに遺憾であり、受け入れることは極めて厳しいと言わざるを得ません。

県としては、政府が県外移設をどこまで真剣に検討したのか、そしてどのような経緯で移設先を辺野古とする日米合意に至ったのか、合理的な説明を行うべきであると考えております。

同じく基地問題の中で、総理が沖縄の理解を求めていること及び県民の理解が得られない場合についての御質問にお答えいたします。この御質問も1の(2)と(3)が関連いたしておりますので、一括して答弁いたします。

県としましては、地元の了解を経ずに移設案が決定されたことについてまことに遺憾であると考えており、菅総理との面談においても、このような県の考えを申し上げたところでございます。日米合意に至った経緯等の説明を行うよう申し入れたところであります。

いずれにいたしましても、この問題の解決に当たっては、政府は、頭越しではなく地元の理解と協力を得なければならないことは当然のことであり、丁寧かつ十分な説明を行うよう強く訴えているところでござい

ます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 基地問題に関しまして、F22Aラブターの飛来につきましての御質問にお答えいたします。

県は、今回のF22Aの展開につきましては、あくまで一時的なものであると説明を受けておりますが、米軍は、これ以上地域住民の負担が増加しないよう万全を期すべきであると考えております。

最近の嘉手納飛行場をめぐりましては、外来機の飛来が相次いでおり、依然として目に見える形での負担軽減が図られているとは言えない状況でございます。

そのため、今回のF22A一時配備の通知があった5月21日、県は、米軍及び日米両政府に対し、あらゆる策を講じ、騒音を初めとした周辺住民の負担軽減を図ること及び演習・訓練内容の公表を強く要請したところでございます。

次に、クラスター弾についての御質問にお答えいたします。

クラスター弾の使用につきまして、県の照会に対し米軍は、運用上の理由から、詳細については答えられないと回答しております。

また、外務省は、米国はクラスター弾に関する条約を締結しておらず、条約上の義務は課されない。我が国も米軍による使用等を禁止する義務を負っていないとの見解を示しております。

県としましては、世界的な使用禁止の流れの中で、我が国もいわゆる「クラスター弾に関する条約」を批准していることから、米軍によるクラスター弾の使用はやめるべきだと考えております。

米軍によるクラスター弾の使用につきましては、現在確認できていないことから、県としましては、訓練内容の公表を強く求めているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 雇用対策に関しての中で、雇用創出と雇用安定確保の取り組み、課題についての御質問にお答えします。

沖縄県は、積年の課題である高い失業率を改善するため、「みんなでグッジョブ運動」を展開し、雇用情勢の改善に努めているところであります。

沖縄県の雇用の課題は、雇用の場の不足、求人と求

職のミスマッチ、若年者の低い就業意識等が挙げられます。その解決に向けて、企業誘致や産業振興などによる雇用の場の創出・拡大、助成金の活用などによる雇用の安定・維持、女性・障害者対策などの求職者支援、労働者福祉の推進などの雇用環境の改善、産学官が連携したキャリア教育の推進を基本的な柱として取り組んでいるところであります。

今後は、現下の厳しい雇用情勢の改善のため「みんなでグッジョブ運動」をエンジンとして広く県民運動を展開して、継続的に実施していく考えでございます。

次に、同じく雇用対策に関して、「ディーセント・ワーク」の取り組み状況についての御質問にお答えします。

「ディーセント・ワーク」とは、「働きがいのある人間らしい仕事」の実現に関することだと言われておりますが、厚生労働省では、働く機会があり、持続可能な生計に足る収入が得られること、家庭生活と職業生活が両立でき、安全な職場環境や雇用保険、医療・年金制度などのセーフティネットが確保されることなどが集大成されたものであると整理しております。

また、政府は、新成長戦略において、「ディーセント・ワーク」の実現に向けて最低賃金の引き上げなどに取り組むとしております。

雇用環境が厳しい本県においても、「ディーセント・ワーク」の実現は重要であると認識しており、県としては、国の動向を見守りつつ、ワーク・ライフ・バランスの推進など「ディーセント・ワーク」の実現に向けた取り組みを行ってまいりたいと思います。

同じく雇用対策に関して、雇用再生特別事業における産業分野、予算、雇用者数についての御質問にお答えします。

ふるさと雇用再生特別事業基金については、沖縄県に74億6000万円が配分されており、その内訳としては、産業振興・情報通信分野で約40億円、教育・福祉分野で約13億円、観光分野で約10億円、農林漁業分野で約7億円などとなっております。

また、当該基金事業を実施することにより、平成21年度から平成23年度までの3年間で延べ2440名の雇用創出を見込んでおります。

沖縄県としては、今後当該基金により実施したそれぞれの分野の事業が軌道に乗り、地域の活性化や安定雇用につながるようフォローアップに努めてまいりたいと考えております。

次に、観光振興に関して、観光立県としての魅力を形成するための施策についての御質問にお答えしま

す。

沖縄県が実施した「平成21年度観光統計実態調査」では、観光客の約95%が沖縄旅行に対し「満足」と回答しており、特に「海の美しさ」、「スポーツ・レジャー」、「文化体験」などの項目で満足度が高くなっております。

沖縄県では、亜熱帯の自然を活用したエコツーリズムの促進や、歴史や文化資源を活用した誘客イベントの創出、青い海や白い砂浜などのロケーションを活用したリゾートウエディングの推進などに取り組んでおります。

これらの取り組みについては、情報サイト「おきなわ物語」を活用した多言語による情報発信や国内外のマスメディアの活用により沖縄の魅力発信に努めております。

また、観光客の受け入れ体制の強化を図るため、空港、港湾、道路など基盤インフラの整備や多言語案内標識の整備に取り組むとともに、多様な観光ニーズに対応する観光人材の育成を図っているところであります。

同じく観光振興に関して、沖縄の新たな観光資源の開発に対する考え方についての御質問にお答えします。

沖縄観光が持続的に発展していくためには、地域の魅力をさらに高め、観光客の多様なニーズに対応すると同時に、国内外に向けて積極的に情報発信を行う必要があると考えております。

現在の観光は、周遊型から体験滞在型へと変化しており、形態も団体旅行から個人・家族旅行などへ変化しております。

沖縄県においては、こうした観光を取り巻く環境変化に的確に対応するため、地域の文化資源を活用した体験型イベントの発掘、音楽や映画などをテーマとする国際的イベントの開催、医療と観光を組み合わせた医療ツーリズムなど新しい観光資源の開発に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 農林水産振興に関しての中で、農林水産業振興計画の達成状況と課題についてお答えします。

県では、農林水産業振興計画に基づき、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化を図るため、拠点産地の育成、農業基盤整備など各種施策・事業に取り組んでおります。

主な指標の達成状況について、平成23年度の目標値と比較すると、ゴーヤー、菊、マンゴーなどの戦略品目の拠点産地認定数については、142地区に対して平成21年度までに75地区を認定し、達成率は53%、農業産出額は、1300億円に対して平成20年度は920億円で、達成率は71%、認定農業者数は、3000経営体に対して平成21年度は2927経営体で、達成率98%、かんがい施設整備率は、49%に対して平成20年度までの整備率が39%で、達成率80%、圃場整備率は、72%に対して平成20年度までの整備率が52%で、達成率72%、町と村の交流人口は、平成20年度109万6000人で、達成率110%などとなっております。

農林水産業振興計画の目標達成に向けた課題といたしましては、農業者の高齢化の進行、後継者の減少、耕作放棄地、価格の低迷等があります。

そのため、県といたしましては、農業大学校における実践的な教育や新規就農を促進し、就農定着まで一貫した支援を行うための「農でグッジョブ推進事業」の実施など担い手育成対策、耕作放棄地の再生利用による農用地の有効利用と生産の拡大、量販店等におけるフードアドバイザーやコーディネーターの配置による地産地消の推進、海ブドウなど県産水産物ブランドの構築のための「おきなわ型つくり育てる漁業推進事業」の実施など、引き続き各種施策・事業を総合的に推進してまいります。

同じく県営土地改良事業の実施状況と整備計画についてお答えいたします。

旧読谷飛行場跡地整備につきましては、平成17年3月に読谷村が策定しました「読谷補助飛行場跡地利用実施計画」に基づき、平成20年度に圃場整備81ヘクタール、平成21年度にかんがい施設整備110ヘクタールを採択したところであります。平成22年度は約9ヘクタールの圃場整備とかんがい施設の測量設計を行うこととしております。

県としては、今後とも関係機関と連携し、計画的に県営土地改良事業等により圃場の整備等に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 下地 寛君登壇〕

○文化環境部長（下地 寛君） 環境行政に関連して、最終処分場跡地の経緯、状況についてお答えいたします。

当該処分場跡地については、平成3年12月、有限会社読谷土地造成センターにより産業廃棄物処理施設設置届け出がなされております。また、産業廃棄物処理

業については、平成4年2月に許可を取得していましたが、平成9年2月に処分業許可が失効していません。その後、同処分場は維持管理がなされないまま、さらに平成10年には競売により第三者に所有権が移転しております。

こうした中、読谷村の村道整備計画があったことから、平成17年12月に産業廃棄物処理施設設置許可の取り消し処分をしております。

なお、当該処分場跡地については、読谷村の村道整備に係る事前調査の結果、廃棄物の不適正処理に伴う高濃度のメタンガス発生や埋立地内部の温度が高いことなどが確認されております。

同じく環境行政に関連して、今後の対応についてお答えします。

今後の対応については、去る6月17日に、座喜味、楚辺、都屋区長及び役場職員の立ち会いのもと、水質、発生ガス及び悪臭の調査を行っており、現在衛生環境研究所などにおいて分析中であります。

県としては、調査結果を踏まえ、専門家の意見を聞いて適切に対応していきたいと考えております。

同じく環境行政に関連して、浸透水採取設備の設置指導についてお答えいたします。

浸透水採取設備については、平成21年9月18日に安定型最終処分場設置者に対し説明会を開催するとともに、同年12月28日には文書で通知しております。

現在、県内12カ所の安定型最終処分場のうち2カ所で改善済みであり、残りについても早急に改善するよう指導を継続しております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 それでは再質問を行いたいと思えます。

まず、基地問題に関してでありますけれども、日米共同声明の撤回を求めるべきだというような問いに対して、日米合同委の説明は受けてないので、説明を受けた上で判断をしたい。この代表質問、そしてきのうまでの基地に対する撤回を求めることに対しての知事のこれまでの答弁でありましたけれども、もうこれはやいやいやいやいわれて知事も大変だとは思いますが、私自身もそして県民もその説明を受けてから、それから判断をしたい。その判断に対して、私自身もそうなんですけれども、県民の皆さんが非常にこちらのほうに関心を示しているんだというふうに思うんですよ。その一連の答弁やあるいはこれまでのやりとりを見ている間では、やはり知事の決意は、まさにその県議会決議を受け、そしてまた県民世

論、4・25の結集もさることながら、そういった世論も同様だと、私はその判断材料としてそういうふうにいるんですが、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時31分休憩

午前10時32分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の御質問に対しまして何度かお答えしましたように、県議会の決議であるとか4・25の県民の思い、さらにまたちゃんとした説明がないまま180度あったという間に方針を変えたということに対する県民の失望、そういうものを踏まえて、無論話をきちっと聞いた上で判断したいと思っていますが、思いは、何度も申し上げましたが、ほとんど同じだと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 政府は、8月末までに位置や工法を決める日程上の約束になっているんだとしているわけですね。その頭越しのやり方、そのことをまた通そうとするような政府の姿勢に対して、やはり県民を代表して知事には毅然とした態度で臨んでいただきたいと思います。また、そうするんであろうと私も思っています。

辺野古に移設しなければ、この普天間が動かない。普天間基地の固定化につながるんだとする、恫喝にも似たような言い方あるいは論評ですよ。これはまさに県民そのものに踏み絵を踏ますようなこそくな手段と私はそのように思っているんですね。そういう論理は成り立たないんじゃないのかなというふうにも思うんですが、知事に関してはどのように感じておられるのでしょうか。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前10時33分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） まさに議員御指摘のところで、特に外務大臣でしたか、固定化をちらつかせるようなたしか発言があったと思うんですが、これは、私も県民大会で強くむしろ要求をしたとおり、固定化はとてとても容認できないということを申し上げました。

確かに、あれも難しい、これも大変、あれも大変という感じに実はなりつつある中で、しかし、これこそ

県民・国民たる我々の危険性を除去するというのは、我々もそうですが、政府の無論当然の責任でして、いい形を考えて解決するというのは当然だと私は思っております。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 知事の強い決意で、県民の意思そのものをぶつけていただきたいというふうに思っているんです。

本当にいつかは出ていかななくてはいけない基地、米軍が優先されて、未来永劫にこの地に暮らす、この地に住む、そして子々孫々までこの地で暮らすという沖縄の県民が後回しにされたんじゃない、これは憲法の本質にも反するわけですから、その辺も含めてぜひ突っばねていただきたいというふうに要望いたしたいと思います。

それでは知事公室長にまた伺いたいんですが、この嘉手納飛行場の運用上の問題とは思いますが、騒音防止協定からしますと、確かに晩の10時から翌朝6時までの間は飛行してくれるなど。この辺は守ったり、あるいはもう守られなかったり——守られないほうが多いんですけれども——そのようにあるわけですが、まず、6時までと決めた以上、6時から飛ぶのは筋なんだろうと思うんですが、必ずしも6時からどんどん飛ぶあの音も私の住む読谷までも聞こえてきます。ところが、時々見ていると、8時ごろからぴたっととまったりするときがあるんですよ。その6時の飛行がなぜ8時にできないものかなと常々思ったりもするものですから、その辺も負担軽減につながるんじゃないかと思うんですが、細かいと思うんですが、その辺のことも事あるたびに要望ができないものかどうか、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 議員御指摘のように、現在の嘉手納飛行場をめぐる騒音につきましては、これは住民への負担軽減が果たされていないと、日米合同委員会合意の中で、所定の時間については運用上の必要のあるものに限られるということが合意されているわけですが、やはり住民はそれにもかかわらず、現在そういう負担にさらされているという現状は県としても認識しております。

具体的には、これは一例を挙げますと、早朝離陸というものがございます。これは、米本土における訓練のために飛行を制限される時間帯に離陸することにつきましては、強く県からも申し入れまして、地元嘉手納町の働きかけもありまして過去1年においては行われておりません。

そういった形で粘り強く、県としましても申し入れていきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 ぜひ粘り強く要請をお願いしたいと思います。

それでは次に、農林水産振興についてでありますけれども、読谷村では旧軍読谷飛行場跡地利用計画は、村の最重点施策です。この県営土地改良事業ですが、あるいはＪＡファーマーズマーケットとか、今後の事業転換に大きく村民は期待を寄せているところがあります。

これまでの農林水産部の関係各課の御尽力には高く評価を申し上げたいというふうに思っているんですが、その事業にやはり心配をおかけしております。ぜひここは比嘉部長を先頭に、引き続き支援体制でお願いしたいと思っているんですが、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 裁判のこともありますが、その経過を見守りつつ、裁判と関連しない箇所については、地元村とも連携しながら整備を進めていきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 ぜひ御支援よろしくをお願いします。

それでは最後に、土地造成センターの件に関してなんですけれども、そもそも6月17日に部長は調査を行ったとしておりますけれども、こういった目的に基づく調査なのか、お願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

○文化環境部長（下地 寛君） 目的は、やっぱり周辺の生活環境はどういうような形かということで一応調査しております。大まかに言いますと5項目の調査をしております。浸透水、メタンガス、悪臭、それから地中の温度、ガスの流量、こういった調査を実施しております。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 実は、これは住民から皆さんに公文書の開示を求める通知書というのを出してありますよね。その中で、この処分場の廃止に当たってどういう日時で廃止をしたのか、それからどういう理由で廃止したのか。そして、廃止したのであれば、土壌・水質調査を義務づけられているんだらうということで開示を求められているんですが、その開示の中で返答が、その調査をしなかったために不開示通知というのを出されているんですね。

ここで、非常に矛盾するなと思うのが、その職権で廃止をした処分場に、廃止をするためにその水質、2

年間にわたって検査が必要な法令で定められているんですが、それを行わなくて村が道路整備をしたいから廃止をしてやったんだというふうなことであるんですが、このことについてどういうふうな、これまで2年間の調査義務を負わなかったのか、その辺いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

○文化環境部長（下地 寛君） 廃棄物最終処分場の廃止と許可の取り消しというのは、基本的に違います。

廃止は、埋立終了届、いわゆるこの廃棄物処分場はもう終わりですという届けを出した後に、その処分場が、例えば浸出水であるとか、周辺環境にごみが飛ばないとか、そういったものがしっかり対応できるというのを踏まえて、最終的に廃止を県が許可するわけです。

今回の場合は取り消しという処分をしたわけなんです。取り消しは、基本的には廃棄物の処理基準違反をしているということ、それからその後もできるだけ最終処分場というのは、長い間埋め立てられた廃棄物が安定するまで、そのまま施設として設置されたほうがいいんですけども、今回は村の計画もあって取り消しをしたということで、ある面2つの理由から処分場の取り消しをしたということでもあります。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 取り消しというのは、業とする、なりわいとする業者の取り消し処分ですよ。この廃止というのは産廃場を文字どおり閉めちゃうということなんです。じゃ、今、廃止してはいないということ。は、まだ産廃場としての位置づけなんですか。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

○文化環境部長（下地 寛君） 廃棄物処理施設の設置許可を取り消していますので、廃棄物処理施設ではありません。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 では、話は戻りますが、処理施設ではない。しかし、県はやっぱり廃止なわけですよ。ということは、その法令、その省令から定められると廃止するための条件というのがあられるわけですよ。廃止するための条件の中に、埋立地からガスの発生が認められないこと、あるいは2年以上にわたって増加が認められないこと、そして、埋め立ての内部の周辺の地中の温度が周辺と異常な温度差がないことを条件にして廃止をなさいという法律なんです。それを皆さん、検査もしないで、そしてほったらかして、そして廃止をしたというのはおかしいんじゃないですか。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

○文化環境部長（下地 寛君） 繰り返しになりますけれども、廃止ということと許可の取り消しというのは基本的に違うんですね。どちらも廃棄物処理法上の行政処分ですけれども、廃止はもうこの処分場は埋め立てが終わりましたということで、事業者が終了届を出します。そうしますと、おっしゃるように、県で水であるとか、それから悪臭であるとかいろんなものを測定して、問題がなければ、じゃこの事業場は廃止でいいですという許可をおろすわけです。

しかし、今回の場合はそういう廃止届を出す事業者もかかわっていますので許可取り消しをしていますし、コンタクトもできないというふうな状況、それからその処分場自体の土地の所有権が第三者に渡ったといういろんな事情があって廃止ができないということで、この施設自体が廃棄物処理法上の基準にも違反しているということもあり、先ほどお話ししたようにその村の計画もあって、廃止の手续ができないんで行政上の処分、いわゆる許可の取り消しをしたというような経緯なんです。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 どうもよくわかりませんが、説明を受けたときには、職員の中には確かに職権で廃止をしたとおっしゃったんですよ。それで、説明会では廃止は業者が行うもので、取り消しは県が行うもので。だから今、どういうことをなさっているんでしょうかね。私たちへの説明では、職権で廃止をしたという職員もいれば、今みたいに部長がおっしゃるような言い方をされる職員もいるんです。この辺どうなんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

○文化環境部長（下地 寛君） 済みません、繰り返しになりますけれども、廃止もやっぱり事業者が終わりだということで、終了届を出した上で、県がしっかり環境調査をした上で、問題がないという場合にその廃止を許可するということになります。

○仲宗根 悟君 休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前10時46分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 どうもよくわからないんですが、皆さん本当に、この土地はつぶれてしまって、業者が廃止届け出をできないわけですから、じゃかわって管理監督のある県のほうが、倒産してどこか行方知れずの

業者にかわってやるべき筋のものではないんですか。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

○文化環境部長（下地 寛君） 現在の土地の所有者というのは、その所有に係るいろんな責任がありますので、ここの廃棄物処分場の跡地ということも多分承知だと思いますので、問題があった場合は、その現在の土地の所有者と色々な調整をしながら、県も含めていろんな対応はしていくということになると思います。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 ちょっと待ってくださいよ。今の所有者がいろんな責任を負うなんていうのはおかしい話じゃないですか。

皆さんが廃止、それからもちろん競売を落としたわけですけれども、それでもってその土地を買って、その埋設したもとの業者が起こした不法であるような不適切で埋めたところを買った業者も負わんといけな

いわけですか。

○文化環境部長（下地 寛君） ちょっと休憩お願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時48分休憩

午前10時48分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

文化環境部長。

○文化環境部長（下地 寛君） 廃棄物処理法上の措置命令というのは、その土地の所有者に対しても発することはできますので、基本的には、現在の土地の所有者に対して適切に対応するということとは指導としてはできます。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 非常におかしい話で、そこでほったらかされたその土地が処分場としてもう廃止をしたんだと、取り消しをしたんだと、そこを入札して競売で落として取得して、これから建物を建てようとして掘削した、そこから出てきた処理に関してはその所有者がしか責任を負わないというようなことなんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

○文化環境部長（下地 寛君） 基本的には、土地の所有者にその土地から出るいろんな環境問題に対しては責任があると思います。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 じゃ皆さん取り消ししたら、そのまま逃げ得になっちゃうんですか、県は。こんな無責任な話はないと思うんですがね、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

○文化環境部長（下地 寛君） 設置許可の取り消しというのは、基本的には、法令に違反しているんで設置許可を取り消したということです。現在その方にもコンタクトはとっているんですけども所在がつかめないということもあって、そういう事態に陥ったというのもあります。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 この辺は、周辺住民も訴訟まで起こさんといけないというところまで来ているんですよ。

ですから皆さん、本当に真摯になって皆さんと話し合いながら、どういう解決策があるのか、今本当に環境行政が問われているところなんですよね。だから公共関与も進まないんですよ、遅々と。

以上です。もう終わります。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

〔山内末子さん登壇〕

○山内 末子さん おはようございます。

きょうは6月30日、皆さんもおわかりだと思えます。宮森小学校ジェット機墜落事故があった日です。

ただいまは10時52分。10時20分に近くの民家をなぎ倒しながら校舎に激突をしました。この10時50分、51年前のこの時間、墜落直後のその場所は、本当に戦場さながらだったと聞いております。事故に遭った児童、一般住民の泣き叫ぶ、本当に修羅場の様子が脳裏から離れません。

犠牲になった皆さんの心からの御冥福をお祈りしたいと思えます。

私は、けさ子供たちの慰霊祭に参加をしてまいりました。その中で校長先生が、平和について一人一人が何ができるのか、未来に向かって本当に何をしなければいけないのか考えてほしいということをあいさつをいたし、そして子供たちは、平和をつくる心を磨いていく、そういうことを誓っていました。

私も改めて、政治の責任で基地のない沖縄を子供たちに手渡していかなければならない、そういうことを誓ってまいりました。

また、先日、校庭にある「なかよし地蔵」の中に、これまでは犠牲になった子供たちの名前だけが台座に刻まれておりましたが、近くにいた一般住民の皆さん——特に4歳の子供も亡くなっていました——そういう一般住民の皆さん6人も改めてその「なかよし地蔵」に、慰霊の塔に祭られて、本当に今一緒になってこの基地のない平和な沖縄を祈っていると思っております。

基地があるゆえのこの事故を、本当に負の教訓とし

て語り継がなければなりません。

今週の月曜日より、こちらの基地対策課の協力を得まして、県庁1階ロビーにおきまして、宮森小学校の移動パネル展を開催しております。知事には、初日にごらんになっていただきましてありがとうございました。ぜひ議員の皆様、そして執行部の皆様、県民の皆様も足を運んでいただき、その当時のことをぜひ見ていただきたいと思えます。

それでは一般質問を進めます。

まず基地問題につきまして、(1)点目の、知事は、高江区で住民との意見交換を行いました。その感想を伺うと前段にあります。その件につきましては、これまでありましたので削除をいたします。

後段の、県は、基地問題について政府と県民の間に立ち、県民の目線に対応すべきである。その意味でも県民の人権を踏みにじるような国による提訴を取り下げるよう要請すべきではないのか。その知事の見解を伺います。

(2)点目、今月17日に県議会決議の要請を軍特委員会で行いました。在沖米四軍調整官事務所長のケビン・ビショップ大佐は、普天間基地について、基地周辺には最初は何もなかった。基地に県民が近づいているという趣旨の発言がありました。以前からこのような発言が続いておりますが、知事は、これらの発言は在日米軍及び米国政府の公式見解なのか、また、その真意を確認をいたしまして、事実であれば抗議をするべきだと考えますが、見解を伺います。

(3)点目に、嘉手納基地及び普天間基地周辺の住宅防音工事の対象区域の80W、75W地区における告示の設定を平成22年まで引き上げるよう要請すべきだと思いますが、見解を伺います。

(4)点目に、集落内防音エリアで分断されている区域の見直しを実現させるべきであるかどうか伺います。

(5)点目に、政府による事業仕分けによって、住宅防音事業とその仲介を行う団体、整備協会にメスが入りました。これらによって県の影響はどうか。また、県民の生活を支えるという観点から、これらの住宅防音事業の窓口を県及び市町村に委託をすべきではないかと考えますが、見解を伺います。

(6)点目に、現在返還作業が行われている地域におきまして、土壌汚染または有害物質が発見された場合、県内で処理をする場所があるのか伺います。

2点目に、スポーツ振興についてです。

きのうのワールドカップ決勝トーナメント、残念ながら敗れましたが、多くの感動、勇気を国民に与えてくれました。老若男女問わず、元気、希望、夢を描け

るスポーツ振興について伺います。

(1)点目に、今春選抜、興南高校の優勝に県内が沸きました。選手派遣費用について、県はどのような対応をとったのか伺います。

(2)点目に、県の代表チームが大会及び練習試合などで県外へ出る際の金銭的負担は父母らに重くのしかかっております。これらの派遣費用を幅広く県内外に募る必要があるが、県人材育成財団によって基金を創設し、その受け皿づくりの環境を整えるべきではないのか見解を伺います。

3点目に、観光政策について。

観光客誘致1000万人目標にほど遠い厳しい状況が続いております。地域に密着した新しい観光民泊の分野が県外で定着、注目されております。本県の状況を伺います。

(1)点目に、農家民泊について。

ア、県内での開業箇所について、過去3年での推移を伺います。

イ、経済効果についてお聞かせください。

ウ、老朽化した住宅を改築し、宿泊ニーズを高める努力をする際に、農家が支援を受けられる金融商品をつくるべきであるが、見解を伺います。

(2)点目に、県内の民宿について。

ア、県内の民宿への宿泊数の推移はどうか、過去5年間の推移についてお聞かせください。

イ、民宿の評価を上げるための工夫をとるべきであるがどうなっていますでしょうか、お聞かせください。

ウ、老朽化した施設の改修などの補助を検討すべきではないのか伺います。

(3)点目に、外国人観光客誘致に向け、とりわけ中国からの誘客について期待が高まりますが、環境整備を急がなければなりません。

そこで伺います。

ア、中国からの観光客に対応する中国語ガイドは県内に何人いるのか。また、それらのガイド養成に努める専門学校、教育機関は何校あるのか。県も力を注ぐべきではないのか、見解を伺います。

4点目に、子供の虐待未然防止のための対策について伺います。

またもや起きてはならない悲惨な事件が起きてしまいました。今回の事件を通して未然防止のための支援策、実効性のある支援策を早急に打ち出し、二度とこのような事件が起こらないようにしなければなりません。

以下、質問いたします。

(1)、現在、市町村で行われている乳児家庭全戸訪問事業の実績について伺います。

(2)点目に、24時間保育体制の実施の推進について伺います。

(3)点目に、医療機関における被虐待児の早期発見について伺います。

5点目に、「沖縄待機児童対策スタディ・グループ」の提言内容について伺います。

(1)点目に、認可外保育所の関係者からは今回どのような意見が出されていたのか。その意見への対応を伺います。

(2)点目に、少人数での認可化促進が提言されておりますが、これに対する県の対応について伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 山内末子議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、基地問題に係る御質問の中で、要請における米軍関係者の発言についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

去る6月17日に、県議会米軍基地関係特別委員会が要請を行った際の在日米軍沖縄調整事務所長の発言につきましては、報道等で承知いたしておりますが、その内容、事実関係につきまして私どもも照会させていただいております。

いずれにいたしましても、基地に県民が近づいているという考え方は、とんでもない話でして、沖縄県の基地形成の歴史を踏まえないものでもあります。県民感情への配慮も全く欠けているものであるとしか言いようがありません。

恐縮ですが、議員の御質問の取り下げなどがございまして、この1件しかございませんが、その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 基地問題につきまして、高江区におきます国による提訴についての御質問にお答えいたします。

去る1月29日に沖縄防衛局が東村高江区のヘリパッド建設をめぐり、通行妨害禁止を求める訴訟を提起したことは承知しております。

県としましては、現在本件が係争中であることから、コメントについては差し控えていただきたいと思います。

次に、同じく基地問題につきまして、住宅防音工事対象区域等の見直しについての御質問にお答えいたします。１の(3)及び１の(4)につきまして一括してお答えをいたします。

県は、これまで渉外知事会を通じて、政府に対し、区域指定後の新築・増改築住宅への制度の拡充や住宅防音工事の対象区域を拡大すること、対象区域の指定・変更に当たっては、騒音被害の実態、住宅の分布状況、地形等を考慮し、特に区画については、地元地方公共団体及び地元住民の意向を十分に尊重の上対処することを要請しております。また、軍転協を通じて同様の趣旨の要請を行っております。

次に、事業仕分けによる住宅防音事業への影響と県・市町村を窓口とすることについての御質問にお答えいたします。

今回の事業仕分けでは、地方事務費が補助金として財団法人防衛施設周辺整備協会に還流する仕組みが問題視され、事業は廃止すべきとの結果になったことは承知しております。

事業仕分けの結果が次年度以降の予算にどのような影響を与えるかにつきましては、現時点では明らかではありませんが、県としましては、住民に負担をかけることなく国が責任を持って対応すべきであると基本的に考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 下地 寛君登壇〕

○文化環境部長（下地 寛君） 基地問題に関連して、汚染土壌の県内処理についてお答えします。

土壌汚染対策法では、有害物質による土壌汚染が見つかった土地においては、土壌飛散による被害防止措置として、盛り土や汚染土壌不溶化による埋め戻しなど現場内での処理を原則として掲げております。

平成21年４月、搬出土壌の適正処理を確保する観点から法の改正が行われ、本年４月１日以降、汚染土壌を規制対象区域外へ搬出する場合は、県知事の許可を受けた汚染土壌処理業者の施設において処理を行う必要があります。しかしながら、法施行間もないことから、現在のところ県内においては、汚染土壌処理業の許可を取得した業者はおりません。

県としましては、汚染土壌の処理が県内でも適切に行われるよう処理業者の育成・指導に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それではスポーツ振興についての御質問で、派遣費用の基金創設等について一括してお答えいたします。

本県児童生徒のスポーツ面における活躍は目覚ましく、高校野球の全国制覇を初め各競技の全国大会等において優秀な成績をおさめていることは大変喜ばしいことであります。

県教育委員会としましては、中学校体育連盟、高等学校体育連盟主催の九州大会や全国大会については、各体育連盟を通して旅費の補助を行うなど、児童生徒のスポーツ活動への支援に努めておりますが、現在県高野連への補助金は交付しておりません。また、その他の県外大会や練習試合への生徒派遣費については、各学校で対応しているところであります。

御質問の県人材育成財団による基金創設につきましては、財団の目的に該当しないため厳しい状況にありますが、今後とも児童生徒のスポーツ活動に係る父母負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 観光政策の中で、県内の農家民泊の箇所数、経済効果、農家の支援等についてお答えいたします。

農山漁村地域においては、農林水産業のなりわい体験のための宿泊を行う体験・滞在型のグリーン・ツーリズムが行われているところであります。県内における農家民泊の現状は、平成18年度において約180軒、平成19年度は約260軒、平成20年度は約300軒となっています。経済効果として全体は把握しておりませんが、伊江村からの聞き取りによりますと、平成21年度は約２万3000人が訪れ、年間約１億5000万円の収入があったと聞いております。

また、農家民泊の実践者に対する支援としては、農業制度資金により旅館業法による営業許可を受けた農家民宿を対象に融資が受けられる制度がありますが、農家民泊に対しては対象外となっております。

県としては、市町村と連携して、旅館業法による営業許可をとるよう指導を行うとともに、地域情報の発信や研修会を通じて農家などの質的な向上に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 観光政策についての御質問の中の、県内の民泊の宿泊者数の推移、評価

向上のための対策及び老朽化施設の改修への支援について一括してお答えいたします。

民宿を初めとする旅館業法に基づく簡易宿所営業の宿泊者数につきましては、統計データはございません。

民宿に限らず宿泊施設の評価につきましては、宿泊者の快適性、安全性を確保することが重要であり、営業者が施設基準の遵守や衛生管理の向上に努めることで評価が向上するものと考えております。また、施設改修等への支援につきましては、生活衛生資金等、沖縄振興開発金融公庫の低利な融資制度があります。

県としましては、当制度の積極的な活用が図られるよう、財団法人沖縄県生活衛生営業指導センターと連携して対応してまいりたいと考えております。

次に、子供の虐待未然防止のための対策についての御質問の中の、乳児家庭訪問事業の実績についてお答えします。

乳児のいる家庭を保健師等が訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」、「養育支援訪問事業」の平成21年度の実施状況につきましては、「こんにちは赤ちゃん事業」が40市町村で実施され、訪問件数が1万3631件、「養育支援訪問事業」が15市町村で実施され、訪問件数が2615件となっております。

次に、24時間保育体制の実施についてお答えします。

沖縄県が設置認可した夜間保育所は、那覇市、沖縄市、名護市に各1カ所、合わせて3カ所となっております。夜間保育所においては、通常保育の11時間にあわせて延長保育を行うことによって、午前2時までの夜間保育を実施しております。

24時間保育の実施については、保育士の人員確保などさまざまな課題があることから、今後必要性を含め、市町村及び関係団体と議論してまいりたいと考えております。

次に、医療機関における被虐待児の早期発見についてお答えします。

医療機関は、出産や子供のけが等の診察時において子供や保護者と直接かかわることができるため、虐待を受けた子供を早期に発見しやすい機関であります。このため、県では平成12年3月に「医療機関用子どもの虐待対策マニュアル」を作成し、医療機関へ配布を行うとともに、虐待に気づいた場合の児童相談所への通告などについて連携を図ってきております。

虐待の早期発見のためには、今後さらに医療機関の役割は重要になってくるものと考えており、県では同マニュアルの更新、再配布を行うとともに、県立病院

や県医師会を通じて医療機関との連携の強化を図ってまいります。

次に、「沖縄待機児童対策スタディ・グループ」の提言内容についての御質問の中の、認可外保育施設関係者からの意見と対応についてお答えします。

「沖縄待機児童対策スタディ・グループ」が平成22年3月に実施した「認可外保育施設へのアンケート調査」及び「認可外保育施設団体からのヒアリング」においては、さまざまな意見がありました。主な意見として、認可化を希望しても市町村が財政難等を理由に認可化を認めない現状があること、認可外保育施設に対する人件費などの運営費を補助すること等の意見があったところであります。このような意見を踏まえ、今後考えられる対応の方向性と具体的施策の例が提言として取りまとめられております。

県としましては、今後の具体的施策の実現に向け、国及び市町村や関係団体と連携しながら取り組んでまいります。

次に、少人数による認可化促進についてお答えします。

提言書においては、待機児童の多い沖縄県において、先駆的・モデル的な事業として「小規模な認可外保育施設の認可促進事業」等が挙げられております。

県としましては、同事業が待機児童解消策の一つとして考えられることから、市町村と協議を重ねてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 観光政策についての中で、中国語ガイドの人数、養成学校の数とその現状に対する県の見解についての御質問にお答えします。

現在県内においては、中国語の通訳案内士が4人、地域限定通訳案内士が29人、合わせて33人が中国語ガイドとして登録されております。

県内における中国語の通訳案内士等の養成機関は、専門学校1校となっております。

なお、名桜大学が平成23年度から通訳案内士などの資格取得を目指したカリキュラムを組む予定と聞いております。

沖縄県では、沖縄観光コンベンションビューローと連携し、地域限定通訳案内士試験事前対策セミナーやボランティア通訳ガイドなどを対象としたセミナーを実施するなど、増加が見込まれる中国人観光客に対する受け入れ体制の強化を図っているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん それでは再質問させていただきます。

まず最初に基地問題ですけれども、知事から今お答えをいただきました基地に県民が近づいているという発言についてですけれども、ただいま照会しているという御答弁がございました。これは知事の中でも本当にとんでもないということでありますが、これを正式にしっかりと抗議をし、そして訂正をさせる必要があるかと思いますが、その件についてどうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 恐縮ですが、ぜひこの確認だけちょっとさせてください。その上で、おっしゃるような訂正、抗議というようなことも考えてみたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん これは今回初めての発言ではないんです。いろんな場所で、いろんな関係者の皆さんがそういう発言をなさっておりますので、ぜひその辺は、そんな確認確認だと悠長なことをおっしゃらずに、これは本当に基地問題に対する根幹的な問題だと思っておりますので、ぜひ早目に正式にしっかりとした県側の姿勢を示していただきたいと思います。

次に、高江区の問題について移ります。

知事公室長もおっしゃっています、本当にこれは係争中です、確かに。係争中ですので、何も裁判所にですとか、司法のところに申し入れをしてくれと言っているわけじゃないんです。ただいま係争中ですので、今もう高江区の問題は、和解の勧告が今なされております。近々どういう和解になるのかということで提示がされるでしょう。

しかし、この問題については、やっぱり基地問題についてこういう形で、司法の場で住民の表現の自由、住民に対して基地の問題をわからないからと言って教えてくれと、そう国に問いかけたことについて、司法の場に引きずり込むということのそういった意味での、これは県民に対して、本当に国民に対しての人権ですとかそういった問題が大きく今後も広がっていきます。私何度も、前回もそのことを発言いたしました。ぜひそれは県民を守る知事の姿勢といたしまして、しっかり政府に対してこれは取り下げの要請を行うべきだろうと思いますが、もう一度知事の御所見をお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時20分休憩

午前11時20分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） この訴訟の背景には、議員がおっしゃるように、高江区、この基地のヘリパッドの移設を認めるか認めないかという一つの住民の考え方、反対運動等が背景にあるということは承知しております。

ただ、この訴訟そのものは、これはいわゆる通行妨害の禁止の事実関係を争っているという訴訟でございまして、これに対して司法の判断が下されるというふうに承知しておりますので、この訴訟そのものに対して、当事者たらない県がコメントを申し上げることはできないという趣旨で申し上げたわけでございます。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 通行妨害について、なぜ通行妨害になったかということ、高江区の皆さんがその基地について、なぜ自分たちの近くに基地が来るのかと、詳細を教えてくれと、今まさに知事がおっしゃっております辺野古の問題で、政府から何も言っていない、この問題について何も詳細がわからない、その問題と一緒になんです。だから、ちゃんと伝えてくれということ、それを政府に求めて座り込みをしたのが出発点ですので、そういった観点からすると、これは基地問題について一緒なんです。辺野古の問題で知事が本当に今防御をしております、それと一緒になんです。ですから裁判になっていることについて、こういう問題は司法の場に行くのはおかしいんじゃないかということ、それを強く求めてくれと言っていますので、知事、もう一度お願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 繰り返しになってしまいうんですけれども、確かに知事と私も同行いたしまして地元住民のお話を先般お聞きしたり、その高江のヘリパッドの移設につきましては、県としましても一つの方針というんですか、考え方を持っているわけでございますけれども、この訴訟につきましては、先ほどから申し上げておりますように、これは通行妨害そのものの事実関係を争っている訴訟でございまして、この訴訟に対して何か物を言っていくということとはできないと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 時間がありませんので、後は委員会で続きをやりたいと思います。

次に、住宅防音工事について知事公室長にお伺いをいたします。

これまで要請をしている中で、全然告示が変更されていませんけれども、なぜこれが変更になっていないのか。厚木飛行場周辺の地域では、昭和60年から平成18年ということで拡大の見直しとかできていますよね。同じような状況の中で、80W、75W、その地域一緒なんですけれども、なぜ沖縄ではできないのか、その辺をきちんと照会をしたことがありますでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 照会の有無と言われますと、これはなぜできないのかという照会をしたことはございません。しかしながら、今議員がおっしゃったように、他の都道府県におきましては、その後見直しが行われたということはございます。したがって、県としましては、引き続き、先ほど答弁で申し上げましたように、告示後に建設された住宅等につきましても、これは見直しをしてくれと、適用されるようにしてくれということは累次申し上げているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 現状といたしましては、今58年以前の建物が対象となっておりますが、59年以降それが見直しされるとなると、何軒が対象になるのか調査をしたことがありますでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時24分休憩

午前11時25分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 申し上げます。

今、嘉手納町のデータしかございません。嘉手納町の最初の告示が平成14年1月18日でしたけれども、ことしの5月31日までに建てられた建物は、建築確認件数ベースでいいますと、住宅が308軒、住宅以外が67軒の合計375軒となっております。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん ぜひその対象地域がどれだけあるかというそれぐらいのことはしっかり調査していただいて、手元に持っていて、そういう状況を他県と比べてみると、本当にそういった意味では騒音の被害というものは、この議場でも何度も皆さんからあるように、決して軽減にはなってないんですよ。そういったことを考えますと、その騒音の被害というのは建物の被害じゃないんです。住民に対する補償なんですよ、被害に対する補償なんです。ですから、建物が昭和58年だろうが、平成20年だろうが、そこに住ん

でいる人たちの被害というのは、しっかり補償させなければならぬですよ。

そういうことを考えますと、本当にそういった意味で、これが基地に対する振興策だとか、あめだとかというふうにそういうふうなことで、もしかすると沖縄県の中にはそういうことを要請をすると基地が固定化されるんじゃないかというそういう住民も確かにいます。そういうことを要求をすると、基地が本当にずっとここに居座ってしまうんじゃないかと。そういうようなことではなくて、そういった騒音被害に対する補償ですから、人権への補償だと考えて、ぜひそこはしっかりと県のほうがもっとしっかり調査をしていただいて、積極的に対処していただきたいと思いますが、その決意のほどをお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 議員御指摘のとおり、これは長年の基地の騒音被害に苦しむ嘉手納飛行場周辺住民の負担に対する措置であるということですので、そういう数字的なデータも含めまして県でしっかり把握いたしまして、引き続き渉外知事会、軍転協とも連携しながら強く申し上げていきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 観光について少しお伺いいたします。

今、農家民泊について、かなりこの3年間で現状的には大変いい数字が伺えました。そういった意味で、今後その農家民泊が観光資源としても大変重要になってくるということを含めて、もっと状況的な整備をしていかなければならないかと思えます。そういった観点からもう少しお伺いいたしますが、福祉保健部のほうで、この民泊について旅館業法の営業許可取得が必要だということで、民泊事業者や保健所などに通知をいたしました、その件について混乱とかそういったものはないのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 民泊に対する取り扱いということで、各保健所等を通じてその方針というか、適正な指導ということでやっておりますが、今の御質問は事業者との混乱ということかと思えますが、それについては、福祉保健部のほうでは直接はやっておりません。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん じゃ、それはだれがやるんですか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 福祉保健部のほう
は、その許可ということでの役割でございまして、衛
生部局としての立場からは、民泊を営む者に対して施
設の衛生の維持や向上を図るための講習会等を保健所
を通じて実施はしております。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん ですから、それを農家の民泊はど
こで、許可はどこで、何はどこでとかと一つずつ自分
たちの仕事だけをやればいいということじゃないんで
すよ。そういうことをしっかりと連携をとらないと、
本当にこれは利用者も、そしてそこで旅館業を営む、
民泊業を営む皆さん方も混乱を起こす、混乱が起きて
いるんです、実際に。そのことについて、ちょっと
今、後ろからありましたけれども、以前からそういう
指摘があったかと思えますけれども、以前からの指摘
に対しましても全然変わっていない状況について、だ
れがこれは、どこがまとめていくんでしょうか。それ
をひとつ、どなたかお答えください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時31分休憩

午前11時32分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 民泊につきましては、
農山漁村の活性化、あるいは観光との連携は重要
だというふうに考えていまして、宿泊を開業する場合
には旅館業法の許可を得るということになっておりま
して、これについては、それも含めて福祉、それから
観光、それから農林水産部が連携して、しっかり民泊
のあり方について検討したいと考えています。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん ぜひ、指摘をされてからではなく
て、それぞれの部署でしっかりとそれぞれの仕事をや
るのは当然ですけれども、かかわっていることについ
ては、本当にお互いで連携をとりながら、足りないこ
ろは補完をし合いながら一つの目的に沿って進めて
いくということは、とてもこれは沖縄の観光にとつ
ても大変重要なこれからの産業だと思っておりますの
で、ぜひその辺のところを本当に積極的にやっていた
きたいと思います。

それと観光商工部長、今、部長のほうからありま
したけれども、宿泊数の推移についても把握してない
ということは、今しっかりやっていると言ったんですけ
れども、しっかりやってないんですよ。そういう意
味で、もっとこれは次の段階までには、ぜひしっかり
その数字を出して示していただきたいと思います、

決意をお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） どちらかというと、
うちのほうの担当、役割としては、修学旅行生が年々
相当ふえておりまして、21年度で大体4万6000人ぐ
らいの修学旅行生が民泊しているところで、そのガイ
ドラインみたいなものは、我が部でも考えているところ
ですけれども、今御指摘のとおり、農林水産部と福祉
保健部と連携して対応していきたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 頑張ってくださいと思います。

スポーツ振興について、ちょっと急いでお願いいた
します。

人材育成について、基金についてはもちろんそれは
こういうものにはできないと思っています。今、沖縄
県内で、野球に関して言えば、プロのキャンプが本当
に多くありますよね。そういったところ、例えば韓国
なんかサムスンが来ているんです。LGツインズが来
ているんです。そういうところから寄附金を募って、
キャンプ地・沖縄に入ってくる皆さん方から寄附金を
募ってその基金をつくっていく。それをまた子供たち
に還元していく。これが小さな公共だということで、
寄附金控除も含めてありますので、そういうことも含
めて決意をお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 基金につきましては、山
内議員の今おっしゃられたプロ野球がいろいろなど
ころから来ているということもありましたので、こう
いう提言を受けて検討していきたいと考えております。

○山内 末子さん ありがとうございます。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

〔赤嶺 昇君登壇〕

○赤嶺 昇君 通告に従いまして一般質問を行います。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、知事公約の達成状況を伺う。

(2)、知事は、県民に約束した公約を果たしたと考
えているかを伺う。

(3)、11月の知事選挙への決意について伺う。

(4)、参議院選挙において、島尻氏の選対本部長に就
任したそうですが、それは知事選挙を意識してのこと
かどうかを伺う。

(5)、参議院選挙で消費税増税の論議が活発に議論さ
れておりますが、特に本県への影響は大きいと思うが

知事の認識を伺う。

(6)、日米合意について知事の認識を伺う。

(7)、知事は、普天間基地問題の対応を今後どうされるのかを伺う。

(8)、米軍基地負担でこれまで「あめとむち」という表現がされてきましたが、これまでに沖縄県は「あめ」をもらったという認識があるのかを伺う。

(9)、本県の財政状況について知事の認識を伺う。

(10)、天下りについて知事の認識を伺う。

(11)、不適正経理問題について知事の認識を伺う。

(12)、県内自殺者が増加していることに対して知事の見解を伺う。

(13)、改正貸金業法について知事の見解を伺う。

2番、福祉行政について。

(1)、児童虐待問題について喫緊の状況と対策を伺う。

(2)、県内保育所等での事故状況を伺う。

(3)、知事公約である認可外保育施設への給食費助成は11円だけで済ませるおつもりですか。

(4)、「沖縄待機児童対策スタディ・グループ」の提言に伴う予算について伺う。

(5)、知事公約の保育所待機児童ゼロの実績を伺う。

3番、医療行政について。

(1)、県立病院の現状と課題を伺う。

4番、観光商工行政について。

(1)、観光部門を観光部もしくは観光局として単独で設置すべきであると思うが見解を伺う。

(2)、中国やアジア近隣諸国市場への経済戦略を伺う。

(3)は飛ばします。

(4)、観光商工部として「美ら島沖縄総体2010」を活用した戦略を伺う。

5番、土木建築・交通政策・環境行政について。

(1)、土木建築・交通政策・環境を一体的にとらえた施策について県の認識を伺う。

(2)は飛ばします。

(3)、国関係発注工事・米軍工事の発注(ボンド)に対する県の対応策を伺う。

(4)、エコカー、電気自動車等の普及推進に向けた取り組みを伺う。

(5)、沖縄県全体をエコサイクリングロードにする施策について伺う。

(6)、モノレール延伸の進捗状況を伺う。これはあえて延伸というふうに聞いております。

6、我が会派の代表質問との関連について。

鉄軌道導入について多くの議員から質問があります

が、知事御自身の決意をお伺いいたします。

○議長(高嶺善伸君) 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事(仲井眞弘多君) 赤嶺昇議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、選挙公約の達成状況と県民との約束を果たしたかについての御質問ですが、1の(1)と1の(2)が関連いたしておりますので、一括して答弁させていただきます。

私は、知事就任以来、雇用の創出・拡大や企業誘致など産業振興に取り組みますとともに、県民福祉の向上や過重な基地負担の軽減など沖縄が抱える諸問題の解決に全力で取り組み、あらゆる面で施策を展開してまいりました。県民と約束をしました公約に係る14の政策目標と170の施策につきましては、そのすべてにおいて着手ができたものと考えております。

これまでに、沖縄県中小企業振興条例の制定、ドクターヘリの導入による救急医療体制の整備、離島地区のブロードバンド環境の整備、沖縄国際アジア音楽祭の開催などについて実現をしております。また、「沖縄県産業・雇用拡大県民運動(みんなでグッジョブ運動)」の展開、IT津梁パークの整備、情報通信関連産業の集積など、雇用の拡大と産業の振興に取り組みますとともに、大学院大学の設置推進、那覇空港拡張整備の促進、国際物流拠点の形成に向けた那覇空港ターミナル地区の整備促進など、各種基盤整備の促進を図っているところでございます。さらに、保育所入所待機児童の解消対策を初め、畜産・園芸作物の沖縄ブランド産地の育成など農林水産業の振興、新石垣空港建設・伊良部架橋などの離島・過疎地域の振興、県立病院の経営健全化に向けた取り組み、その他多くの施策につきましても事業化するなど、諸問題の解決に向けまして着実に前進していると考えております。

今後とも県民福祉の向上、そして県勢発展のために産業振興、雇用情勢の改善や基地問題などの課題に全力で取り組んでまいり所存でございます。

同じく知事の政治姿勢の中で、11月の知事選出馬についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、知事に就任して以来、県民の皆様、そして議員各位の御理解と御協力によりまして掲げた公約のほとんどは着手できたものと考えております。現段階では、公約実現に向け、残る任期に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、島尻氏の選对本部長就任についての御質問にお答えいたします。

私は、島尻氏が県政与党である自民党の公認、そし

て公明党の支持を受け参議院選挙に出馬され、日ごろ県政運営に当たっても御協力いただいておりますことから、選对本部長を引き受けたものでございます。

同じく政治姿勢の中で、普天間飛行場移設問題に関する対応についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

今回の日米共同発表は、県外移設の実現に期待する県民の声がますます高まっている中で唐突に行われたものであり、県民の間に大きな失望を招いております。県としましては、地元の了解を経ずにこのような移設案が決定されましたことはまことに遺憾であり、受け入れることは極めて厳しいと言わざるを得ません。

県としましては、政府が県外移設をどこまで真剣に検討したのか、そして、どのような経緯で移設先を辺野古とする日米合意に至ったのか、合理的な説明を行うべきであると考えておりますし、さらに政府が県民が納得のいく解決策を示すべきであるとも考えております。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、不適正経理問題について知事の認識を聞くという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県では、昨年の会計検査の対象とならなかった期間の国庫補助事業と、県単独事業に係る経理の処理状況について独自に調査を進めてまいりました。この結果、総額で5358万3427円の不適正な経理処理及び補助金の目的外使用が判明したところでございます。昨年の会計検査報告に引き続き、多額の経費が確認されたことはまことに申しわけなく、深くおわびを申し上げます。不適正な経理処理は、適正な会計経理に関する認識や、内部チェック体制が不十分であったことなどが大きな原因であると考えております。

県では、法令遵守の周知徹底、検査体制の強化を図るなど、再発防止に努めているところであります。今後とも職員一人一人が県民全体の奉仕者であるという高い使命を改めて肝に銘じ、適正な経理処理の徹底に努めてまいります所存でございます。

次に、観光商工行政に係る御質問の中で、中国・アジア近隣諸国市場に向けての経済戦略についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県では、経済発展の著しい中国及びアジア近隣諸国を対象に、観光客の誘致、県産品販路拡大及び県内企業の進出支援等を重要な施策として位置づけております。この取り組みの拠点といたしまして、これまで沖縄県産業振興公社を通して、上海、香港、福州、台北に海外事務所を設置いたしているところであります。

すが、今年度から現地スタッフ増員等により事務所機能の強化を行っております。さらに、新たにタイ、シンガポール、中国の成都に委託駐在員を配置し、新たな市場開拓に向けて取り組んでいるところでございます。また、具体的には、チャーター便誘致活動など海外誘客プロモーション、県産品等販路拡大に向けました物産展、商談会の開催、香港、沖縄間のインターネット回線G I Xを活用しました企業のアジア進出支援を実施しているところであります。今後もさまざまな形で中国及びアジア近隣諸国市場に向けた取り組みを実施してまいります所存でございます。

次に、土木建築・交通政策に係る御質問の中で、モノレール延伸の進捗状況いかにという御質問にお答えいたします。

沖縄都市モノレールの延長につきましては、平成21年度から着工準備調査として、環境調査、そして関連街路の設計及びモノレールの基本設計等を実施いたしているところであります。今後、都市計画決定など所要の進め、平成23年度の本格的な事業着手に向け取り組んでいきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 答弁の途中でありますが、時間の都合もありますので、赤嶺昇君の質問及び質疑に対する残りの答弁は午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後1時24分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前の赤嶺昇君の質問及び質疑に対する答弁を続行いたします。

総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 知事の政治姿勢に関する質問のうち、消費税率の引き上げについてお答えいたします。

消費税は、商品の販売やサービスの提供などの取引に税を課するもので、他の税と比べ景気変動による影響を受けにくいことから、少子・高齢化がますます進展する中で安定的な歳入確保のためその役割は重要と考えております。

一方で、低所得者ほど重税感が増す「逆進性」の問題も指摘されているところであります。現在、消費税につきましては、税制全般の見直しの一環として、引き上げの是非、引き上げ時期、低所得者層の負担軽減などさまざまな観点から国において議論されていると

ころであり、県といたしましては今後の動向を見守っていきたくて考えております。

次に、同じく政治姿勢のうち、本県の財政状況についてお答えいたします。

本県財政は、県税等の自主財源の割合が低く、国の地方財政制度に大きく依存した脆弱な構造であるとともに、人件費等の義務的経費の割合が高く、弾力性に乏しい構造となっております。国・地方を取り巻く厳しい財政状況の中、県税や地方交付税等の歳入の大幅な増加が期待できない反面、歳出においては、社会保障関係費や公債費等の義務的な経費の増加に伴い、今後も多額の収支不足を生ずることが見込まれ、厳しい状況が続くものと認識しております。

次に、天下りの認識についてお答えいたします。

昨年11月に閣議決定された政府答弁書によりますと、「「天下り」とは、府省庁が退職後の職員を企業、団体等に再就職させること」と定義されております。

県の退職者が外郭団体等へ再就職する際には、県は団体からの要請に応じて、県の行政目的、施策推進の観点も踏まえ、実務能力等を総合的に判断して推薦するものです。各団体における人事につきましては、個々の団体における所定の手続のもとに行われるものであり、それぞれの個々人の経験、力量等が評価されて選任されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢について、日米合意についての認識との御質問についてお答えいたします。

先ほど知事から答弁がありましたとおり、今回の日米共同発表は、県外移設の実現に期待する県民の声が高まっています中で唐突に行われたものであり、県民の間に大きな失望を招いております。県としても、地元の了解を経ずにこのような移設案が決定されたことはまことに遺憾であり、受け入れることは極めて厳しいと言わざるを得ません。

県としましては、政府が県外移設をどこまで真剣に検討したのか、そして、どのような経緯で移設先を辺野古とする日米合意に至ったのか、合理的な説明を行うべきであると考えております。また、ホテル・ホテル訓練区域の一部解除や環境に関する合意の検討なども示されておりますが、その具体的な内容は明らかにされておらず、沖縄県としましては、今後具体的なかつ実効性のある負担軽減策が示される必要があると考え

ております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、これまであめをもらったという認識があるかについてお答えいたします。

県としては、本土との遠隔性・隔絶性、戦後26年余に及び米軍の施政権下にあったこと等の特殊事情に基づく他府県との格差の是正、沖縄の特性の発揮と不利性の克服を目的に、沖縄振興開発特別措置法及び現沖縄振興特別措置法による各種の振興策が実施されてきたものと認識しております。

次に、我が会派の関連質問についての御質問の中で、鉄軌道に関して今後の具体的な取り組みについてお答えいたします。

県においては、昨年、中南部都市圏における新たな公共交通システムを調査し、その課題と可能性について整理しております。今年度から行う「沖縄県総合交通体系基本計画」の検討に当たっては、外部有識者で構成する委員会を設置し、幅広い知見を取り入れて課題等の整理に取り組んでまいります。また、国が実施する鉄軌道調査は2年間の予定で行われますが、県としても積極的に協力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、県内自殺者の増加についてお答えします。

県内の自殺者数は、平成10年に350人に急増した後、12年連続して300人を超えております。また平成21年の自殺者数は406人と前年に比較して20%ふえており、自殺対策は重要な政策課題であると認識しております。自殺の原因としては、健康問題のほか、経済・生活問題など複雑多岐にわたることから、総合的な対策が必要であると考えております。

次に、児童虐待の喫緊の状況と対策についてお答えします。

県の児童相談所が処理した虐待相談処理件数は、平成17年度が451件、18年度364件、19年度440件、20年度408件、21年度が435件となっており、年度による増減はありますが高どまりの状況となっております。

児童虐待の防止のためには、早期発見と迅速な対応が必要であり、引き続き児童相談所の体制強化を進めるとともに、警察、教育庁等の関係機関との連携強化

を進めてまいります。

次に、県内保育所等での事故状況等についてお答えします。

県内保育所及び認可外保育施設における昭和62年度以降の重大な事故発生状況は、29件となっております。そのうち死亡事故は20件となっており、死亡原因が熱中症によるものが2件となっております。直近の事故としては、平成22年2月、石垣市内の託児所において、生後3カ月の男児がうつぶせ寝状態で心肺停止状態となり、死亡しております。

保育所等における事故防止対策については、これまで研修会などを通して注意喚起を促してきたところであります。県としましては、今後も、研修会や施設の立入調査等を通じた安全・衛生面の指導助言等を図ってまいりたいと考えております。

次に、認可外保育施設への給食費助成についてお答えします。

認可外保育施設への給食費助成については、平成20年から牛乳代に加え、新たに米代の助成を行うなど、これまで段階的に支援の拡充を図ってまいりました。しかしながら、現下の厳しい財政状況の中、現時点では給食費の増額は困難と考えておりますが、認可外保育施設職員への各種研修会の実施や「認可外保育施設指導監督の指針」に基づく施設の立入調査を通じた安全・衛生面からの指導助言等により、入所児童の処遇向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、「沖縄待機児童対策スタディ・グループ」の提言に伴う予算についてお答えします。

提言書においては、沖縄の現状を踏まえた待機児童の解消に向けて今後考えられる対応の方向性と具体的施策の例が示されております。その内容は、制度改革が必要なものから運用改善で対応できるものまで多岐にわたっております。具体化については、今後、国の関係省等と予算の確保を含め調整を行うこととしております。

次に、保育所待機児童ゼロの実績についてお答えします。

待機児童の解消については、2つの基金事業を活用した保育所整備や認可化の促進等を図ってまいりました。これらの取り組みの結果、平成21年度は860人の定員増が図られ、平成22年4月1日現在の待機児童数の速報値は1680人で、前年度に比べて208人減少しております。

県としましては、今後とも両基金の活用を図りますとともに、「沖縄待機児童対策スタディ・グループ」の提言を踏まえ、国及び市町村や関係団体と連携をし

待機児童の解消に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 下地 寛君登壇〕

○文化環境部長（下地 寛君） 知事の政治姿勢についてに関連し、改正貸金業法に係る知事の見解についてお答えいたします。

改正貸金業法は、深刻化した多重債務問題の解決等を図るため、平成18年12月に制定され、段階的な施行を経て去る6月18日に完全施行されました。

改正の主な内容は、貸金業者には純資産額の引き上げや貸金業務取扱主任者の必置、上限金利の引き下げなどの規制が強化され、一方、総量規制の導入により年収の3分の1を超える個人の新たな借入れができなくなりました。今回の法改正により、貸金業者の適正化や新たな多重債務者の発生が抑制されるものと期待しております。

県においては、法の趣旨を踏まえ、引き続き県知事登録貸金業者の指導監督に努めるとともに、国や市町村、弁護士会、司法書士会など関係機関と連携し、法改正の周知を図ってまいります。また、借り入れて困っている人への相談会などを県内各地で開催してきたところであり、今後も関係機関と連携しながら適切に対応していきたいと考えております。

次に、土木建築・交通政策・環境行政に関連して、エコカー、電気自動車等の普及推進に向けた取り組みについてお答えいたします。

エコカー、電気自動車などの普及については、二酸化炭素の排出削減等による地球温暖化対策を図る観点から重要であると考えております。県内では、観光関連事業者が電気自動車の導入を進めており、また急速充電器の設置を目的とした企業が設立されるなど、民間レベルでの取り組みが活発化しております。

県としては、このような民間の取り組みを支援するとともに、電気自動車等を広く県内へ普及させるため、関係機関等と連携して、国が実施する「電気自動車・プラグインハイブリッド車タウン構想」の実施地域の指定に向けて取り組んでいるところであります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 県立病院の現状と課題についてお答えいたします。

県立病院においては、医師不足により北部病院産婦人科や内科、中部病院眼科や小児科及び宮古病院眼科

で診療制限をしております。そのため、あらゆる手段を講じて医師等の確保に努めてまいります。また、経営面では、診療報酬上の各種加算の新たな取得や、薬品費の縮減プロジェクトなど、収益・費用両面での改善の取り組みと一般会計からの支援の強化により、平成21年度において経常収支が黒字となり、経営再建計画初年度として経営再建が着実に進んでいる状況にあります。一方で、平成21年度末で約70億円の長期債務を抱えるなど経営課題を抱えており、今後とも計画の達成に向け全力で経営改善に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 観光商工行政についての中で、観光部門の単独部局設置についての御質問にお答えします。

観光に関する行政組織については、本県の自立型経済の構築に向けた観光・リゾート産業の一層の振興を図るため、平成17年度に観光・リゾート局から観光商工部へ組織改編したところであります。観光商工部の設置により、商工部門を初め農商工連携事業などにより農林水産業などと各分野の連携が強化され、観光行政の強化が図られたものと理解しております。

沖縄県としましては、観光ニーズがさらに多様化かつ増大していることから、今後こうした観光ニーズに的確に対応するためにさらなる観光推進体制の強化について検討していきたいと考えています。

同じく観光行政について、「美ら島沖縄総体2010」における観光分野の取り組みについての御質問にお答えします。

美ら島沖縄総体は、選手・監督及び関係者を含め約3万6000人の来県が見込まれており、県では、さまざまな機会をとらえ、来県者に向けた観光PRを行うこととしております。

具体的には、昨年6月からリハーサル大会として行われている各種競技会において、プログラムへの広告掲載や観光パンフレット等の提供を行っております。また、来県時の歓迎ムードを高めるため、那覇空港ターミナル内での歓迎看板設置や、沖縄産業支援センターでの歓迎懸垂幕を掲げることなどを計画しております。大会期間中においては、総合開会式会場にブースを出展し、沖縄観光を強力にPRするほか、スポーツ・コンベンションに関するパンフレットを配布して、県内スポーツ環境のPR等を行う予定としております。このような取り組みを通して大会の盛り上げに寄与するとともに、参加者・関係者を将来のリピー

ターにつなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 土木建築・交通政策・環境行政についての御質問で、土木建築・交通政策・環境を一体的にとらえた施策についての御質問にお答えいたします。

沖縄県の社会資本整備については、沖縄振興計画に基づき、自然環境や景観等に配慮し、「環境共生型社会の形成」、「持続的発展を支える基盤づくり」などの施策を推進してきたところであります。また、「沖縄21世紀ビジョン」においては、高齢化社会と脱自動車社会に対応した移動環境と交通手段の確保、自転車や歩行者中心のコンパクトな都市づくりなど「人間優先のまちづくり」の実現を目指すこととしており、次期社会資本整備計画において取り組んでいきたいと考えております。

同じく土木建築・交通政策・環境行政についての御質問で、国関係発注工事及び米軍工事のボンドに対する県の対応策についてお答えいたします。

国関係発注工事の地元企業への分離・分割による受注機会の拡大については、国関係機関への要請を行っており、その結果、国においては入札参加資格要件の緩和や分離・分割発注を行うなど、県内企業の受注機会の拡大が図られております。今後とも、あらゆる機会を通して要請を行っていききたいと考えております。また、米軍発注工事におけるボンド支援については、現在、関係部局で構成する「米軍発注工事に係るワーキンググループ」において、米軍発注機関や金融機関、建設業界等から情報の収集、受注に当たっての課題の整理を進めているところであり、これらをもとに県として対応可能な支援策の検討に取り組んでまいります。

同じくエコサイクリングロードについてにお答えいたします。

県内におけるサイクリング専用ロードは、県道玉城那覇自転車道があり、整備を推進しているところであります。また、国道58号などにおいては、広い幅員の自転車歩行者道を整備しており、自転車通行ができるようになっております。昨年度、那覇市の赤嶺・壺川地区において、自転車通行環境整備のモデル地区として国、公安委員会と連携し、自転車通行帯の整備を行いました。今後とも、環境や健康、観光の観点から、関係機関と調整し、サイクリングが安全で気軽にできる道路づくりを進めていく考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 再質問をさせていただきます。

その前に、きょうは平日にもかかわらず多くの傍聴、本当にありがとうございます。

まず公室長にお聞きしたいんですけれども、知事は菅総理が誕生してからこの間、2回会っているということなんですけれども、1回目と2回目のそれぞれの時間をまず教えてもらっていいですか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 正確な時間につきましては、ちょっと記憶の面もあるんですけれども、いずれも1時間前後であったと記憶しております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 2回総理とお会いになって、この間の知事の答弁は、まず政府の方針が180度変わったんだと、その説明を受けないといけないということを言っているんですね。それぞれ1時間ずつ菅さんと会う時間があって、なぜそのときにこれまでの民主党政権の鳩山さんからここまで至った経緯の説明を求めなかったんですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時48分休憩

午後1時48分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 申しわけございません。訂正させていただきます。

まず1回目の会談は、総理官邸において行ったんですけれども、約20分程度でございました。2回目の会談は、本県で慰霊の日に行ったんですが、これが1時間10分程度、正確なところでございます。そこは訂正させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時49分休憩

午後1時49分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） これまで答弁したようなこととか、その方針が180度変わったとかいうこと、そしてそれが極めて遺憾であるし、なかなか極めて厳しいですよということは無論申し上げて説明が必要であるということも——これは2回目ですね、1回目はほとんどあいさつみたいなものです——申し上げたのですが、そのときこれはちょっとあらあらの記憶なので正確性があれなんです、2回目のほうではちょっと

総理も今勉強中だというようなたしか趣旨の御返事だったと思います。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 代表質問から一般質問にかけて、知事はいわゆる日米合意に反対するべきじゃないかという指摘がある中で、まずは説明を求めるべきだという話をされているんですね。2回目の会談が23日、1時間20分ぐらい本土マスコミから話を聞いているんですね、昼食を挟みながら。これだけの時間がありながらこれまでの経緯を求めるのは私は当然だと思いますよ、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時50分休憩

午後1時52分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） だから今申し上げたように、求めたわけですよ。ところが勉強中だという御趣旨の発言があったと記憶しております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 知事、沖縄を代表する知事として菅さんが、勉強中の総理がですよ、なぜ日米合意に対して鳩山さんが日米合意に踏み切ってそれを踏襲するということになるんですかということ、通常だったら我々は指摘するわけですよ。勉強中ということを言っている総理に対して、なぜあなたは勉強中でありながら鳩山さんのその意見に対して踏襲するんですかという指摘もなかったんですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） それはあなたの意見であって、私は勉強中だと、勉強をしっかりやってもらいたいという気ているのは当然じゃありませんか。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 怒っていることはウチアタイしていると思いますよ。あのですね、勉強中というのは今、一国の総理が沖縄の問題でこれだけ重圧がかけられていて、勉強中という答弁で、じゃあ勉強する時間を知事は与えるんですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 赤嶺議員、あなたの哲学を言ってもらっても困るんで、勉強中という言葉だったかどうかは正確にはあれなんです、おおよそそういう感じのことを言われたんですから、それはそうですよ、しっかりやってもらいたいということですよ。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 勉強中と言いながら、8月までに工

法とか決めると言っているんですよ、政府は。じゃ一体いつまで勉強されて具体的な説明を求める予定ですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） それこそ政府に質問してください、あなたの党を通じて。

○赤嶺 昇君 休憩してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時53分休憩

午後1時54分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） あなたの党というのは、確かにどの党かははっきりしませんから、訂正させていただきますが、あなたのほうから確認されたいと思いますよ。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 知事、沖縄県民を代表して菅総理と公式にお会いしたのは知事ですよ。我々は会っていないですよ。沖縄県のトップリーダーとして2回もチャンスがあって、総理が2回も勉強していると。それであればいつまでに勉強を終えてこれまでの経緯を説明されるんですかということぐらい本来だったら聞くべきじゃないですかということです。いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） どうもそういうあなた自身の考えによる物事の進め方を私に強制してもいかがかと思うんですが、それは可及的速やかには申し上げましたよ、およそそういう趣旨のことは。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時55分休憩

午後1時55分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 それでは知事、政府から経緯の説明をいただきたいと答弁されていますから、経緯の説明をもらった後に日米合意について賛否を明らかに表明する考えですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時56分休憩

午後1時56分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 無論この説明を伺って、これは県民が物すごく失望していますから、どういうこ

とでどう変わったのかというのを含めた説明を受けて後、あの案について私のほうでは態度を表明しますよ。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 知事は、現時点で辺野古移設は極めて厳しいと表明されていますね。いろんな議員からこれははっきりしていないという意見も指摘もあります。私が聞きたいのは、政府の説明次第では知事は辺野古移設に明確に反対することもあり得ますか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 仲村議員にお答えしたとおり、拒否することはあり得るべしということです。それも選択肢に入っているということですよ。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 賛成するという選択肢もありますか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） それは恐らく極めて厳しいだろうと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時57分休憩

午後1時58分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 知事は、この問答弁の中で、御自身の気持ち菅総理に伝わっているという御答弁があったんですけども、実際知事の気持ちは総理に伝わっているというお考えですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時58分休憩

午後1時58分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） これは相手がどう受けとっているかもあるんですが、私はきちっと伝えましたから、天下の総理大臣ですから伝わっているだろうと推測いたしますよ。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 そういう答弁をされたんですね。しかし、もうきのうの新聞でオバマ大統領と辺野古推進するという記事が出ているんですね。それは伝わったことがああいう態度に出ているということに対して知事どう思いますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時59分休憩

午後1時59分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 報道の表現でしかわかりませんけれども、日米両政府は一応共同声明の内容を発表しておりますから、前の鳩山総理の時代のものを踏襲するのであればああいう趣旨の報道に相なるだろうとは思いますが、私は説明を受けてないんで、やはり日本政府のほうからちゃんと説明を受けた上で私は私の立場から物を言うというのはもう当然だと思っておりますが。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 知事が選挙に出られる際に、知事公約でキャンプ・シュワブ内の暫定ヘリポートの公約を打ち出していますが、これはまだ生きていますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時0分休憩

午後2時0分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 基本的には、その当時普天間の危険性を一日も早く除去すると、そしてそのときに普天間の危険性を除去するために向こうにヘリポートをつくって分散する。それによってその分だけの危険性を確率的にも下げるとそういう趣旨でありましたから、考え方としてはあり得るんですが、そもそも辺野古そのものを否定していた民主党政権がまたもとへ戻ってきたというこのところというのは、今まで申し上げますように政府からきちっと話を聞かない限りよくわからぬ。したがって、前に申し上げた危険性の除去という考え方そのものは基本的に何ら変わっておりません。ですから、ヘリポートの話というのはもともと辺野古を前提としたものですから、この辺野古そのものが厳しい中であってこれが生き続けられ得るのかどうか。ただし、危険性除去のためにいろんな手段を政府も提案すべきだということを申し上げているわけです。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時2分休憩

午後2時3分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 そうしますと、政府から説明があればこのヘリポートについてもそれは公約として残すか残さないかというこれもはっきりされるんですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） そういうレトリックを弄し

てくると、だんだんだんだん辺野古をあんたは認めるということになっていくでしょう。だけど、辺野古そのものが動いているんだから、ですから私の公約の前提であったものが揺らいでいる中では揺らいでいる状況を答えるしかない。そしてその中で普天間の危険性の除去という思いと考えは変わらないと申し上げているんですよ。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 あのですね、知事は選挙に出るときにこの沖縄大躍進の中でこう言っているんですね。

「『独立独歩の精神』と『主体性のある相互依存』」、「私たちが自ら考え、実行し、責任を負う」と言っているんですね。

私は、この間3年半ぐらい知事といろいろ議論をさせてもらって決断力も含めて、みずから考え、確かに政府があつてのことではあるんですけども、今の公約そのものもそれが生きていのかどうかもわからないというのはいかがなものかなということを指摘しておきたいと思っています。

それと副知事にお聞きします。

長年、県政に携わった副知事として、先ほどのあめとむちの話なんですけれども、沖縄県はあめをもらったという認識は持っていますか、上原副知事。

○議長（高嶺善伸君） 上原副知事。

○副知事（上原良幸君） お答えいたします。

まず質問の趣旨ですけれども、あめとむちと言われるけれども沖縄はあめをもらっているかという認識があるかどうかということですよ。

まず結論を言えば、これだけの基地負担をしているにしてはその代償は僕は少ないというふうに思います。すなわちそのあめをもらっているという認識ではなくて、逆にこれだけの基地があることによるマイナス面を考慮したときには、これまで以上の財政的な措置等があつてしかるべきだというのが私の認識です。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 私も同じ認識なんですね。今、消費税の増税の議論がされております。私たち沖縄県民はこれはバーターの話じゃなくて、普天間の辺野古移設の駆け引きじゃなくて、既に嘉手納飛行場であつたり大きな重圧に県民は苦しめられているんですね。したがって、沖縄県として例えば安保によって日本の安全保障を守られているということを菅総理が感謝の意を述べているわけですね。そうであれば、もう乱暴な議論かもしれませんが、安保税とか直接国に対して日本の安全保障が守られるとしたら、国民1人当たりから1万円ずつ約1兆3000億ぐらい求めるぐらいの

——私はこれは乱暴な議論じゃないと思いますよ。全国知事会で17名の知事が欠席もするわけですよ。そういう気概を持ってしっかりとそれを訴えていくということは私は大事だと思いますけれども、副知事いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 上原副知事。

○副知事（上原良幸君） 先ほどの話とちょっと関連いたしますけれども、復帰して25年、大きな動きはありませんでした。あの95年の暴行事件以降ですね、沖縄の基地問題が大きく揺れ動きまして、そこで1996年のたしか9月でしたけれども、橋本総理が閣議決定した総理発言があります。その中で言っているのは、沖縄に対して十分でなかったと言ったんですよ。それは沖縄側から今のあめとむちの議論でありますとか、あるいは基地が経済かというようなことで自縄自縛になってきて、自己規制してしまったという面は僕はあると思います。ですから、もちろんあめをもらったから基地を認めるんじゃないくて、順序が逆だと思えます。これだけの基地負担すれば当然しかるべき代償をとらなきゃいけないということでは、これがどういう制度的なことを検討しているかというのは、我々が検討していかなきゃならないということだと思います。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 知事、今あえて長年行政の中にいた上原副知事にそれを質問させてもらったんですけども、この中でも認可外保育施設の給食費の問題であったり、やらなければならない多くの政策があるんですね。恐らく知事の公約の中で、なかなか着手したとは言っても前に進めないのはやはり財源だと思うんです。ここに来てこれだけ政府が沖縄の重圧について認めているわけですから、先ほど言いました安保税について私は具体的に言及をするべきだと思うんですよ。それは向こうの政府が考えることであって、いわゆる今後ただ北部のような1000億という額の振興策ありきじゃなくて、このような政策を私たちはやりたいから、そのためにこれだけの財政が必要なんだと、日本の安全保障のために沖縄は寄与しているわけだからということで、それは知事がこれを言うカードを持っていると思うんですね。仲井眞知事いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時9分休憩

午後2時9分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 確かに財政の問題が何をやるにしても大きいし、沖縄にとっても非常に大きな問

題であります。ただ、御提案としていただいております。安保税という概念の税がつくり得るかどうかは別にして、ただちゃんと自立した政策、自立を目標にした政策を展開していく上ではやはり沖縄の財政では少し心もとない、ちゃんとした財源が要するというのもう明らかですから、議員の御提案としていただいております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 ぜひこういった認識も国民に対して沖縄のこの現状を訴えるのも知事の役割だと私は思っております。

続いて、モノレールについてなんですけれども、浦添市の第4駅について、浦西駅周辺の整備について、これは浦添市側も積極的に提案をしていきたいということなんですけれども、それについて県として地元の提案もしっかり認めていくかどうかについてお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） ただいまの件でございますけれども、このモノレールを延長するに当たりまして沖縄自動車道と結節するところの結節地点だということで認識しております。そここのところにつきましては、浦添市のほうのまちづくりの観点から、提案があれば私どもは一緒になって検討していきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 ぜひお願いいたします。

続いて、認可保育施設における——認可外も含めて——事故について20名の子供が昭和62年から亡くなっているんですね。これは報道される部分とされない部分があるものですから、そのあたりについてもっと最近もそういう事故がありましたので、福祉保健部として知事も含めてしっかり事故が起きないように対処してもらいたいと思いますけれども、部長いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 保育所または認可外施設も含めてですけれども、指導監督の指導とか、あとは監査を通じて、研修会を通じて、対象施設に対しては、その児童の安全管理に関することの喚起を促しております。今後ともそれに強力に努めていきたいというふうに思っております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 知事の公約について総括的な部分でちょっとお聞きしたいんですけれども、知事は公約の実現に向けてほとんどの公約に着手したという答弁を

されているんですね。本来であれば着手することが公約じゃないんですね、着手するのは私は当然だと思っております。この公約を掲げて具体的に県民に対して何ができて、何ができなかったかということ、もしくははどう進んでいるのか。これは稲嶺県政も終盤になって、ほとんど種をまいたということでこれから咲くということを行ったんですけれども、私は咲いてきた状況が余り見えてないものですから、そのあたり知事として公約を掲げた以上は着手したというのはやはりなかなか県民にわかりづらいと思うんですね。そのあたりについて、知事としてしっかり示すべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時13分休憩

午後2時13分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 無論これはつくった以上、どこまで進んでいるか、どこまで進めることができたか、完成したかという点で無論私もしょっちゅうチェックしております。

そういう中で先ほども答弁させていただきましたが、中小企業振興条例などなどやりますと言って既に完成したものもありますし、道半ばのものもありますし、まさにおっしゃったように着手したものというものもありますし、ただ稲嶺知事の時代からの継続したものがやはり大きなこれは政策の連続性でもありますし、これも無論たくさんありますよ。稲嶺さん時代に種をまいて花が咲き始めたというものも結構あると私は思っております。これは我々、一個一個実はチェックをしておりますので、時間があるときにいつでも詳しく御説明したいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

〔平良昭一君登壇〕

○平良 昭一君 一般質問を行います。

先日の慰霊祭の日に行われた平和祈願慰霊大行進に参加しました。平和の願いを込めて一步一步、平和のとうとさを語り継ぐ責任のもと、糸満市役所から平和祈念公園までの約7.5キロ、子供たちも高齢者の方々もたくさん参加し行われました。

一つ残念に思ったことがございます。

毎年行われている行事にもかかわらず、歩道の整備、いわゆる草刈りを行っておらず、歩く方々が大変不自由な思いをしていた箇所がたくさんございました。平和を願う行進があのような状態では全く情けない。全戦没者慰霊祭の一環として行われる平和行進の

コースメンテナンスができないということは、大変失礼な話ではないかと思えます。遺族の方々の思いを踏みにじってしまっており、残念に思いました。これは、一緒に歩いた何人かの同僚の県議も同感だと思えます。その辺、知事はどう感じていらっしゃると思いますか。できるなら御意見を聞かせてもらいたいと思います。暑い中を歩く方々に対しての配慮はあって当然であるべきです。そのことを強く訴え、質問に入らせていただきます。

1点目、知事の政治姿勢について。

(1)、基地問題について。

ア、直接米政府に対し沖縄の過重な基地負担の軽減を求めていくとの考えで、ことし訪米したいとの意向だったが、2月議会では鳩山政権の日米地位協定の見直し等に関する方針や、日米両政府の協議の進展を踏まえ調整したいとのことでありました。首相がかわり、今後の日程はどうなるのか伺います。

イ、知事は、15日に菅新首相と面談したが、その内容はどのようなものか伺います。

ウ、普天間の代替施設が辺野古には極めて厳しいとの発言を繰り返しているが、その発言と公有水面埋め立ての許可に対する知事の所見を伺います。

(2)、知事公約について。

任期最後の年であり、以前の答弁では公約のほとんどに着手することができたとのことであります。公約の実現ができたのか伺います。

2点目、北部活性化特別振興事業について伺います。

(1)、北部振興策の総括について。

10年間行われてきた北部振興策が昨年度末で失効しました。北部地域の振興は、県土の均衡ある発展を図る観点から重要である旨、沖縄県及び北部12市町村から国に対して継続実施の要望を受け、平成22年度内閣府沖縄振興予算の北部活性化特別推進事業として70億円の予算が組まれました。その予算執行に当たり大事なものは、これまで投じた振興策が本来の目的の達成にどれだけ効果があったのか。厳密にチェックをしなければならぬことであります。北部振興策の基本方針は、北部地域の産業振興による雇用の創出と生活環境整備による定住人口の増加を図ることがテーマであります。

そこで伺います。

ア、過去10年間の北部各市町村の投資割合を示してほしい。

イ、沖縄本島内において過疎地域指定を受けているのは北部の4町村のみであります。基地とリンクしな

いのであれば、過疎地域脱却を目指す振興政策でなければならない。この4町村及び3離島村に徹底した北部活性化特別振興事業を導入すべきであると思いますがいかがでしょうか伺います。

3点目、土木建築行政について。

(1)、総合評価方式について。

県内でも地方に行けば行くほど中小企業は厳しい状態を強いられており、建設業と同様であります。公共事業の落ち込みにより危機的な状況であります。地方の建設業は都市部の建設業者とは違い、経営基盤は脆弱であり、地方の建設業者育成強化を図るための対応策について伺いたい。

ア、実績評価以外の地域制単位の点数を考慮できないか伺う。

イ、国発注のダム工事は地域制に配慮していると聞きます。県発注も指名競争入札に地域制を導入できないか伺います。

4点目、松くい虫対策について。

予防対策の方法について。

松くい虫は、昭和48年に初めて発見されて以来、県木であるリュウキュウマツに重大な被害を及ぼし、中北部を中心に被害が蔓延しております。平成14年度には県条例も制定し、積極的な防除対策に取り組んでいることだと思っておりますが、以下の点をお聞きします。

ア、県は、樹幹注入と薬剤散布を行う方法のみの防除方法しか持ち合わせておりませんが、その成果はどうなっているのか。

イ、その他の方法についての予防対策はないか伺います。

5点目、「山羊サミット」について。

「全国山羊サミット」は、毎年、ヤギ牧畜関係者が一堂に会して情報交換と交流を行っております。ことは沖縄県での開催になっており、10月の開催の「山羊サミット」の概要についてお聞きしたい。

また、ヤギ農家に対する口蹄疫対策はどうなっているのか。特別な対応策等はないか伺いたいと思います。

6点目、海岸漂着ごみについて。

多種多様な漂着ごみの処分に離島地域は苦悩しております。処分にも経費がかかり、財政圧迫につながっております。県の何らかの対応策が必要だと思っておりますが伺います。

7点目、港湾行政について。

(1)、本部港の整備について。

北部地域は美しい自然や海洋資源を有し、国際的なクルーズの拠点として高いポテンシャルを有している

と考えられ、このため、北部地域の振興を図るべく拠点港である本部港を活用した観光振興計画を検討するため、内閣府沖縄総合事務局開発建設部港湾計画課を中心に、観光関係の有識者や地元関係者等14名の委員構成で、本部港観光振興協議会を設置し検討を進めてまいりました。4月22日には北部地域の観光振興の基本方向、本部港の今後の整備の進め方や受け入れ体制、魅力づくりなどの振興策を含む本部港観光港計画の方向性について了承され、国際クルーズ港を整備しようという整備構想案の発表がありました。

そこで、本部港観光振興協議会の答申が出たようであります。同港の国際クルーズ港としての整備構想案に対する県の考え方を伺います。

(2)点目、船舶航路の問題について。

伊江島、水納島、本部沖合の狭い海域に集中して船が航行している状況であり、大変危険な状態があります。2008年10月には同海域で那覇市沿岸漁業所属の漁船と貨物船が衝突し、漁船の乗組員3人が死亡する事故が起きております。事故が起きた水納島沖は、沖縄と本土を結ぶ貨物フェリーや漁船が多く行き交う場所であり、原油高騰のあおりから、本来、伊江島西沖を航行していた大型船が、燃料費削減のためにいわゆるショートカットをして航路を変更している状況だと聞きます。地元定期航路の関係者によりますと、いつまた同様な事故が起こってもおかしくない状況と話す。その対策方についてお聞きしたいと思います。

8、警察行政について。

県警察本部において、各警察署の管轄区域を越えた県内全域のパトロールを行う組織である自動車警ら隊の活動と配置について伺います。

9点目、我が会派の代表質問との関連について。

「美ら島沖縄総体2010」の県全体の取り組みについての関連ですが、28日から高速道路の社会実験が行われまして、渋滞あるいは事故6件発生との報道がなされました。会場への選手搬送に影響が出るのではないかと思います。渋滞の現状と対策を聞きます。

そして、産業廃棄物処理施設に関する県の方向性に関する質問で、公共が関与する産業廃棄物管理型最終処分場の整備についての取り組みについて伺います。

23年度までの完成予定だと思うが、進捗状況はどうなっているか伺います。また、沖縄市の民間産業施設に対する県の関与、考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 平良議員の御質問に答弁さ

せていただきます。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、菅総理との面談についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

去る6月15日及び23日の菅総理との面談におきましては、菅総理から、日米共同発表を踏まえつつ、沖縄の基地負担の軽減に取り組みたいとの趣旨の発言がありました。私からは、今回の日米共同発表はまことに遺憾であり、名護市辺野古への移設は極めて厳しい旨申し上げました。あわせて、事件・事故の発生状況など、基地負担の現状を御説明し、大幅な軽減が必要であることを申し上げたところであります。このような県の考えは総理に十分伝わったと考えております。

同じく知事の政治姿勢の中で、選挙公約の実現についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、知事就任以来、雇用の創出、そして拡大や企業誘致など産業振興に取り組みますとともに、県民福祉の向上や過重な基地負担の軽減など、沖縄が抱える諸問題の解決に全力で取り組み、あらゆる面で施策を展開してまいりました。

これまでに沖縄県中小企業振興条例の制定、ドクターヘリの導入による救急医療体制の整備、そして離島地区のブロードバンド環境の整備、沖縄国際アジア音楽祭の開催等について実現してまいりました。また、「沖縄県産業・雇用拡大県民運動（みんなでグッジョブ運動）」の展開、そしてIT津梁パークの整備、情報通信関連産業の集積など、雇用拡大と産業振興に取り組みますとともに、大学院大学の設置推進、那覇空港拡張整備促進、国際物流拠点の形成に向けた那覇空港ターミナル地区の整備促進など、各種基盤整備の促進を図ってまいりました。さらに、保育所入所待機児童の解消対策を初め、畜産・園芸作物のおきなわブランド産地の育成など農林水産業の振興、そして新石垣空港建設・伊良部架橋などの離島・過疎地域の振興、県立病院の経営健全化に向けた取り組み、その他多くの施策についても事業化するなど、諸問題の解決に向け着実に前進していると考えております。

今後とも県民福祉の向上、そして県勢発展のために産業振興、雇用情勢の改善や基地問題などの課題に全力で取り組んでまいり所存でございます。

次に、土木建築行政に係る御質問の中で、総合評価方式の地域性評価についての御質問にお答えいたします。

土木建築部が実施いたします総合評価方式においては、地域精通度・地域貢献度の評価項目を設けております。その中で原則として特A対象以外の工事につい

ては、地域内での営業拠点の有無並びに近隣区域での施工実績を評価の対象とし、地域性を考慮いたしているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢につきまして、訪米要請につきましてお答えいたします。

今年度の訪米につきましては、日米安保条約・日米地位協定締結50年という節目の年に、米国政府や連邦議会等の関係機関に対し沖縄県民の声を直接伝え、沖縄の過重な基地負担の軽減について、日本政府との早急な協議を働きかけるとともに、日米地位協定の見直し等基地問題の解決促進を求めていきたいと考えております。

訪米の時期や日程等につきましては、政府の日米地位協定の見直し等に関する方針や、日米両政府の協議の進展等を踏まえ、今後調整してまいりたいと考えております。

次に、公有水面埋立申請に対する所見についてお答えいたします。

普天間飛行場移設問題につきまして、今後の政府の対応としましては、8月末までの専門家による代替施設の位置、配置及び工法に関する検討、日米安全保障協議委員会での合意等が行われるとされております。

政府から知事に対して埋立承認願書が提出されるのはこれらの手続を経た後となっており、現時点では移設案を受け入れることは極めて厳しいというのが県の考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 北部活性化振興事業についての御質問の中で、過去10年間の北部各市町村の投資割合についてお答えいたします。

北部振興事業は、平成12年度から平成21年度までの10年間に423事業、909億7700万円の事業採択が行われております。

北部各市町村ごとの投資割合は、名護市約34%（309億1400万円）、国頭村約6.3%（57億7200万円）、大宜味村約4.6%（41億7500万円）、東村約3.6%（32億5700万円）、今帰仁村約5.9%（53億8000万円）、本部町約9.9%（90億3400万円）、恩納村約4.2%（38億800万円）、宜野座村約6.3%（57億1000万円）、金武町約5.4%（48億8400万円）、伊江村約2.5%（23億

円)、伊平屋村約2.5%(22億3800万円)、伊是名村約3.0%(27億5900万円)、その他複数市町村にまたがる事業として約11.8%(107億4200万円)となっております。

次に、過疎地域への北部活性化振興事業の導入についてお答えいたします。

本県では、現在、18市町村が過疎地域として公示されており、うち北部地域においては7町村があります。これら過疎地域の振興については、沖縄振興開発計画や過疎地域自立促進特別措置法に基づく諸施策が講じられ、道路やごみ処理施設等の生活基盤の整備を実施しております。また、北部地域の振興策は県土の均衡ある発展を図る観点から実施されてきており、平成22年度の北部活性化振興事業として、過疎町村の港湾改修事業や特産品加工施設整備等の施策を国に要望しているところであります。

沖縄県としては、これらのさまざまな施策を活用し、7町村の過疎地域からの脱却に努めてまいりたいと考えております。

次に、港湾行政についての御質問の中で、本部沖合における船舶航行の安全対策についてお答えします。

船舶の航路の設定については、海上運送法に基づき沖縄総合事務局においてその許認可がなされています。

県としても、船舶の航行の安全の確保は最も優先されるものであると認識しており、国及び関係機関と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(高嶺善伸君) 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長(仲田文昭君) 土木建築行政についての御質問で、指名競争入札における地域性の導入についてお答えいたします。

県発注の公共工事の指名競争入札に当たっては、「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」に基づき地域要件を設定し、県内建設業者の受注の確保に取り組んでおります。また、各土木事務所における指名に当たっては、事務所管内を基本とし、業者数の多い区域では、市町村ごとの指名も行っております。

今後とも、地域の建設業者に配慮して、受注機会の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、港湾行政についての御質問で、本部港観光振興協議会の整備構想についてお答えいたします。

本部港は、現在、2万トンクラスのクルーズ船に対応できる水深9メートルの岸壁と海洋レクリエーショ

ンを支援する緑地の整備を進めているところであります。ことし4月に本部港観光振興協議会において本部港国際観光港計画(案)の整備構想がまとめられており、その内容は、本部港に7万トンクラスの大型クルーズ船対応の4バース等を新たに整備するものであると聞いております。

県としましては、今後、クルーズ船の寄航動向や港湾計画との整合性等を踏まえながら、今後の対応について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(高嶺善伸君) 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長(比嘉俊昭君) 松くい虫対策の中で、松くい虫防除対策に対する薬剤散布と薬剤樹幹注入の効果についてお答えいたします。

松くい虫防除対策については、伐倒処理による駆除と組み合わせて薬剤散布及び薬剤樹幹注入を実施しております。県全体の松くい虫被害量は、平成17年度が4万914立方メートルに対し、平成21年度は1万5887立方メートルとなっており、約39%に減少しております。

そのうち、薬剤散布による防除では、公益的機能の高い保全松林の被害量が、平成17年度の9819立方メートルに対し、平成21年度は1085立方メートルと約11%に減少しております。被害発生の低減が図られております。また、薬剤樹幹注入による防除では、薬剤散布ができない水源地周辺の松や巨樹・名木等を実施しており、被害の発生が抑えられ一定の効果があらわれていると考えております。

同じく薬剤散布及び薬剤樹幹注入以外による防除方法についてお答えいたします。

薬剤散布及び薬剤樹幹注入以外の防除対策といたしましては、県森林資源研究センターにおいて、マツノザイセンチュウ病に抵抗性を有するリュウキュウマツの選抜・育種の研究及び天敵昆虫を活用した防除技術の開発を行っております。抵抗性松については、平成18年度から暫定的に植栽を開始し、これまでに約3000本を植栽しております。

また、天敵昆虫を活用した防除対策として、マツノマダラカミキリに寄生するクロサワオオホソカタムシについて、大量増殖や野外放出に向けた調査研究に取り組んでいるところであります。

次に、「山羊サミット」についての中で、「山羊サミット」の概要についてお答えいたします。

「山羊サミット」は、第13回「全国山羊サミット」沖縄大会実行委員会の主催により、10月29日から31日

までの3日間、宜野湾市で開催が予定されています。

サミットの概要は、ヤギに関する研究発表、ヤギ振興に係る基調講演や事例報告、おきなわ山羊品評会、ヤギ関連品の展示即売などが計画されています。

同じくヤギ農家の口蹄疫防疫対策についてお答えいたします。

県内のヤギに対する口蹄疫侵入防止対策については、県外からの家畜導入の自粛、農場への立入制限、消毒の徹底、異常家畜の早期通報などを実施しております。また、ヤギ農家に対しては、消毒剤の無償配布の実施に加え、飼料代の補助を行ってまいります。

今後とも、牛、豚、ヤギの偶蹄類の家畜飼養農家に対して、口蹄疫の侵入防止対策を徹底してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 下地 寛君登壇〕

○文化環境部長（下地 寛君） 海岸漂着ごみについてに関連して、離島地域の漂着ごみへの対応策についてお答えします。

離島地域における海岸漂着物については、島内では処理困難な種類や量の漂着物があることから、その処理について離島市町村に過重な財政負担が生じています。そのため、県では、地域グリーンニューディール基金の7億8700万円を活用して海岸漂着物対策を実施しております。昨年度は「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」を策定したところであり、今年度から同計画に基づき、離島を含めた県内各地の回収処理作業を行っていく予定であります。

次に、我が会派の代表質問との関連で、公共関与による最終処分場の整備についてお答えします。

公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備については、現在、地域の理解が得られるよう鋭意取り組んでいるところであります。

今後とも、地域との信頼関係の構築に向けた取り組みを推進し、早い時期に整備に向けた環境が整えられるよう取り組んでいきたいと考えております。

同じく我が会派の代表質問との関連で、沖縄市の民間廃棄物処理施設への県の関与と進捗状況についてお答えします。

沖縄市北部地域における廃棄物処理施設の設置計画については、現在、事業者において、沖縄県環境影響評価条例に基づく手続を行っているところであります。

県としては、同条例に基づく手続終了後、産業廃棄物処理施設設置許可申請があった場合は、廃棄物処理

法に基づき審査をしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 黒木慶英君登壇〕

○警察本部長（黒木慶英君） 自動車警ら隊の活動と現在の配置状況についてお答えいたします。

まず初めに、自動車警ら隊の活動は、パトカーによる管轄区域を越えた広域的な機動警ら、それから急訴事案、事故等に対する初動措置等の警察活動を強化するために、平成8年4月1日、隊長以下22名体制で発足しました。現在、警察本部地域課の附置機関として運用しております。本年4月1日からは県内全域のパトロールをさらに強化するため15名増員し、隊長以下38名体制としたところであります。

次に、現在の自動車警ら隊の本島内の配置状況についてお答えいたします。

警察本部を拠点として南部エリアにパトカー4台、沖縄警察署を拠点とした中部エリアにパトカー2台、名護警察署を拠点として北部エリアにパトカー1台をそれぞれ配置しております。

なお、パトカー1台には警察官2名が乗車し、管轄警察署と連携を密にして各種事件・事故に迅速・的確に対処し、地域の安全・安心の確保に努めているところであります。

次に、高速道路の無料化社会実験に伴う交通渋滞の現状と対策についてお答えいたします。

6月28日から実施されました「高速道路無料化の社会実験」に伴い、沖縄自動車道の交通量は全体で6割ほど増加いたしております。

これに伴う交通渋滞の状況につきましては、28日、当日の朝・夕の出通勤時間帯におきまして、沖縄北インター以南の各インターや同インターと接続する国道や県道との各交差点で渋滞が見られました。

具体的に申し上げますと、28日の朝は特に高速道路では沖縄南インターにおいて那覇方面からの流出車両が約1.2キロメートル、一般道路では西原インターと接続する国道330号上において、伊祖トンネル方面から約2.5キロメートルの渋滞が確認されたため、交通の安全と円滑を図る必要から信号機制御の調整による渋滞緩和対策を講じております。

しかし、翌6月29日につきましては、高速道路における渋滞は、朝の時間帯に那覇インターでの流出車両による約400メートルの渋滞のみでありました。

本日は、西原インターへの流入車両により国道330号で那覇方面から約900メートル、同じく国道330号の那覇向けの浦添市沢峠を先頭に約5キロメートルの渋

滞が確認されております。

今後も、交通量の変化を把握しつつ適切な渋滞対策を講じていきたいと考えております。

また、高速道路の無料化社会実験に伴っては、利用者が増加することによって二輪車や高速走行にふなれな高齢運転者等の流入増加による事故の増加、大型車両の流入増加に伴う積載物等の落下・飛散による事故の危険性などの問題が生じることも懸念されましたので、県警察におきましては、道路管理者等の関係機関・団体と連携して、高速道路の無料化社会実験に伴う事故防止に関する広報チラシの作成配布や、県警ホームページへの掲載による広報、トラック協会等への積載物の落下・飛散防止対策に係る安全講話の実施及び協力要請、関係機関と連携した原付車等の規制車両の流入防止のためのインターチェンジ出入り口への注意看板の設置などを行っているほか、実施当日には沖縄自動車道出入り口付近や、接続する国道において積載物落下防止を図るための過積載違反取り締まりや、白バイ隊員を配置しての交通監視活動を行うなどの事故防止対策を講じたところであります。

高速道路における交通事故の発生につきましては、無料化社会実験開始当日に5件、昨日29日に1件の物損事故が発生しております。

今後も、関係機関と連携を図りながら、交通状況の実態を把握し、交通の安全と円滑を図るため、想定し得る諸対策を鋭意推進することといたしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 再質問をさせていただきます。

まず、北部活性化振興事業についてですけれども、これまで10年間の北部振興策の総括でありますけれども、これまで12市町村につぎ込んだパーセンテージを挙げさせていただきましたが、この北部振興策の目的は、もう何度も言いますけれども、「人と産業の定住条件の整備による地域の持続的な発展」がテーマであります。名護の34%は異常なぐらいだと思いますけれども、それ以外はそれなりにつぎ込んでいると思います。しかし、なぜ南の1市1町2村だけが人口がふえたのか、その辺を考えたことがございますか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 今御質問の北部活性化に係るさまざまな事業によって情報関係、それからまた観光・リゾート関係で産業の振興が一定程度図られた。それによって雇用、それから人口等の増加、北部全体としてはその効果があったものというふうに理解をしております。しかしながら、議員の今御指摘にあ

りますように、名護市以南での人口増加と以北での減少というふうなもののバランスの問題が出てきているというふうなことでございます。

これにつきましては、今後、北部12市町村と連携を図りながら、圏域内における特性を生かした産業振興、定住条件の整備を図って県としても取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 新しい制度ができたわけでありますけれども、実際この沖縄本島内で過疎化地域指定を受けているのは、いわゆる国頭、大宜味、東、本部、この4つなんですよ、本島内では。離島はほとんどすべて受けているかもしれませんが。実際10年間でそれを脱却できなかったこと、それは大きな問題だと思うんですよ。その辺、どうお考えですか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 過疎町村につきましては、先ほど答弁しましたように、県内で18の市町村がでございます。これらの市町村はそれぞれ地理的な位置だとかそういうふうな状況の中でなかなか厳しい環境にあるというふうなことで、これまで過疎地域の指定を受けてさまざまな施策を展開をしております。また、その過疎法に基づく手当てだけじゃなくて、県の振興策につきましてもさまざまな配慮をしながらここまで進めてきているところでございます。

今後とも、こういうふうな地域については、特に地域の定住条件、それから産業の育成に留意して進めていくことが重要だというふうに思います。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 過疎法の関係で言っているわけじゃないですよ。あくまでもこの北部振興策というのはそれに対してできるものである。人口の増加だったんですよ、実際は。それができなかった。新たな制度はそれを踏まえて徹底して、この過疎を脱却できなかった地域に対して徹底して私は取り組むべきだと思いますけれども、その辺はどうですか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 北部活性化振興事業につきましては、これは北部の雇用、それから産業の振興、一定の目的で実施をされております。これにつきましては、この配分のこの考え方につきましては、これは北部12市町村が主体的にそれぞれの計画、整合性を図りながら、北部広域市町村圏事務組合が中心となって一体的に実施をしている振興策というふうなことでございます。

しかしながら、その配分に当たっては、今、議員か

ら指摘がございますように、できるだけ柔軟にその圏域内で主体的にさまざまな地域の均衡ある発展が図れるような活用の仕方を検討していただくように、また、県のほうもそういうふうな形でサイドから支援をしていきたいというふうに思います。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 いわゆる北部はヤンバルと言われているけれども、ヤンバルらしさ、それが定住人口につながっていくものだというふうに思っています。那覇と同じようなことをしていたらだめだということで、そういうふうな人口がふえるような、ヤンバルらしさがふえるような仕組みの状況をぜひつづけていただきたいというふうに思っております。

そして続きまして、港湾行政についてでありますけれども、先ほど本部港の整備について土建部長からお話がありましたけれども、その本部港観光振興協議会の中には観光商工部長も委員の一人として入っておられますけれども、それに関してどういう見解をお持ちですか。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 観光商工部としても、クルーズ観光による北部地域の新たな魅力づくりに向けて、地元自治体などと協力していきたいと思っていますところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 提言はなされているわけですから、委員の一人としてこれがいかに北部地域の観光に役立つか、起爆剤になるかという観点からどうお考えですか。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） クルーズ船は今、那覇に泊まっております。石垣も停泊しておりますけれども、北部も豊かな資源を有していますので、その付近のバランスを考えながら北部の発展については、大いにクルーズ船というのは非常に魅力的だと思いますけれども、ただ、いろんな整備、環境整備がありますので時間がかかるというようなところも中では指摘されました。その目の前にあります海洋博記念公園、ここをやはりがっちりつかまえるということが北部振興、今、300万近く毎年訪れておりますので、そこだけを拠点として素通りするというような形ではなくて、北部振興もきちっとそういった地元の足元にある資源も活用するというような話もその委員会の中では話をしたところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 これまで那覇、石垣、宮古あたりに

クルーズ船が泊まっていますけれども、1隻入港するとどれぐらいの経済効果がありますか。大きさにもよりますけれども。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 1隻当たりさまざまで、経済効果というのは非常に難しいんですけども、大体1人当たり消費額といいますが、2万5000円ぐらいは消費するというようなデータなどが出ております。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 内閣府によると、県内にクルーズ船1隻が寄港した場合の経済効果は約2300万円。今回の事業は500億と言われているんですよ。決して事業として将来的に見たら難しい話ではない。これまで土木だけが走って、観光と一緒にあって連携していないんですよ、全く。これまで私、何度もこれを提言しましたが。今後、観光、土木、2つが連携してこれに対応するような状況づくりができますか。地元はもう動いておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 先ほどお答えしたとおり、地元自治体、土木とも連携して、北部の新たな魅力づくりに取り組んでいきたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 この実現のために沖縄県がやるべきこと、地元がやるべきこと、その辺をどう理解していますか。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 提案の中身はいろいろでございますので、その件は地元と相談していきたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 先ほどの船舶航路の問題、これは総合事務局で行っているとおっしゃっておりますけれども、事故が起きてからその状況を変えるような取り組みをしてきましたか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 先ほどお答えいたしましたように、海上運送法に基づく船舶航路の設定については総合事務局の許認可でございますけれども、この事故が起こった後、県のほうの取り組みとしましては、漁業協同組合長、それからまた漁業組合長あてに沖合操業における注意喚起等々、文書を配布してございます。そういうふうな形で海難事故の未然防止に取り組むというふうな形で今進めております。

それからまた、総合事務局、それから第11管区海上

保安本部と連携をして、船舶の航行の安全確保にこれから取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 私、最初の登壇で、本来なら大型貨物船は伊江島の西沖を通過していたんですよ。原油高騰が始まってショートカットをするようになってきているんですよ。その辺、知事としてこの辺は県民の安全を守るために、漁船も多いし、あの地域はダイビングスポットで係留している船も多いんですよ。その辺を今後、どういうふうにして伝えていくか。今のままではまた事故が起きますよということを地元の定期航路の船長も言っていますので、その辺は強い姿勢で知事のほうからお願いをしたほうがいいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） これも今後とも総合事務局、それから海上保安本部等々と連携をしながら取り組みを強化していきたいというふうに思います。

○平良 昭一君 休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時0分休憩

午後3時0分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

平良昭一君。

○平良 昭一君 松くい虫の予防対策についてですけども、いわゆる樹幹注入と薬剤散布が主ですよ。ここに来て樹幹注入の穴あけ工法は、その穴あけの傷口から腐敗が発生することがはっきりしてきたんですよ。これは森林組合の方々もそうおっしゃっています。実際、間違った方法を県が指導してきているというふうになりますけれども、その辺、どうお考えでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時1分休憩

午後3時2分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 今、議員からお話があったとおり、一部は樹幹注入する際にカビが生えたりしたことがあったというふうに聞いています。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 いわゆる方法が間違っているわけですよ。それを認識していながら、まだまだそれを続けさせている事実があるわけですから、その辺はどうお考えですかということを聞いているんですよ。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時3分休憩

午後3時3分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 樹幹注入の工法ということではなくて、やはり木によって年齢が違って老樹化しているとか、あるいはその中にカビが生えるとか、そういったことで一部広がるというふうな状況でございまして、工法ではございません。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 これは後で見てくださいね。実際そういうふうになっているんですよ。いわゆる樹幹注入剤よりももっといい方法ができたんだということ、県のほうでもっと知ってほしいんですよ。それを勉強してほしい。いわゆる宮城県では、海からとれるカキ殻を粉状にして根元にまいて、そういうものもあるし、広島県ではいわゆる林野庁のもう認可済みになっているようなこともありますから、そういうものもありますから、ぜひその辺をもっともっとこれまで以上に勉強して、各市町村に伝えてほしい。その辺どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 国のほうでは土壌改良剤とかもありますし、それから先ほど説明した天敵とかそういったこともありますので、今、それ以外でも松くい虫の防除に効果があるということであれば、それについてはしっかり資源研とも連携して指導していきたいと考えています。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 これは新しい方法もぜひ努力してほしいと思う。そのままではみんな松はなくなってしまいますので、この辺、よく頑張ってください。

それと、我が会派の代表質問との関連で、高速の無料化の実証実験ですけども、インターの出口は特にひどいですね。予想以上の多難なスタートだと思えます。実証実験を国に要請する際、予算特別委員会の中で県警本部長との調整を知事はなされなかったということが明らかになりました。当然それに対する予算は確保されてないと思います。それに対する対策ですね。これは国がやるべきものなのか、県がやるべきものなのか、その辺どうでしょうか、対策。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 沖縄高速道路の無料化につきましては、これまで10年間、特別調整費を投入をしてやってきたものが今年度で廃止をされるという流

れの中で、県民の利便性を維持、それから拡充していくというふうな観点で今回、その実験を要望したわけでございますけれども、この社会実験に伴う経費をどう措置するかということについては、現時点において国のほうから具体的なものは出てきておりません。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 県警はそれ以上の仕事が3日前から始まっているわけですよ。それに対する人員の配置、増員も自分たちで考えないといけない。予算の配分は全くなくて、県警だけに勝手に頑張れということなんですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時6分休憩

午後3時6分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（川上好久君） これに対する経費、公安委員会だけでなく、土建部とかいろんなところに影響するものがあるかもしれませんけれども、その辺のものについては今後、確認をしながら関係機関、内部でまた調整をしていきたいというふうに思います。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 知事にお伺いしますけれども、この実証実験は知事が国のほうに出向いてお願いをしたというふうに我々は聞かされておりますけれども、そのときにそれに伴う事故、そして予想される渋滞、その辺を考えながら公安委員会、いわゆる県警も含めて話はされなかったということでありまして、実際、今置かれている状況がもっとひどい状況になった場合に、一体これは予算が伴わないものであれば、話し合いされてないわけですから予算が伴ってないと思うんですよ。その辺はどう、だれが責任をとるような状況になるんですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時8分休憩

午後3時9分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（川上好久君） これは社会実験でありまして、どういうふうなことが起こっていくのかというふうなものをまさにこの実験の中で見ていくというふうなものがございます。その中で予期せぬ状況もあるかと思いますが、そういうふうな状況を踏まえながら、関係部局で適切に対応をしていきたいというふうに思います。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 時間もないので移りますけれども、産業廃棄物の管理型最終処分場の件ですけれども、3カ所候補地が挙がって、何ら作業が進展していない。これは知事の公約の中にもうたわれておりますよね、「自然力おきなわ」の中で。いわゆる環境負荷の少ない循環型社会の構築の中で、どうしても産業廃棄物処分場を整備しないといけないということであって、この話が出てきてもう3年目になるわけですよ。二、三年になるわけですけれども、一向に進まない状況。そろそろ知事が出向いて説得をするような時期に来ているんじゃないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

○文化環境部長（下地 寛君） 公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備について、現在、文化環境部の中で、地元に行って合意形成に向けたいろんな話し合いを続けております。こういった話の中で、今後、例えば先進事例を視察していただくとか、そういったいろんな状況の変化が出てきた場合に地域住民、いろんな意見交換を踏まえまして、状況が整いましたら知事にもお会いしていただきたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 23年度完成予定でしたよね。それでいけるんですか。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

○文化環境部長（下地 寛君） 鋭意取り組んでおりますけれども、方向性として今年度中に出せるかなということですので、うまくいっても来年か再来年着手ということですから、予定の23年は非常に厳しいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 沖縄市の民間産廃に対しても同じですけれども、きょう朝の読谷村の問題も同じです。県の責任はあるわけですよ、許認可の問題で、当然出すわけですから。いずれも最終的には逃げ腰になっているような感じがしてならない。その辺、県民から批判を浴びてもしょうがないですよ、このような体制づくりをずっと続けているのであれば。その辺、どう考えますか。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

○文化環境部長（下地 寛君） 産業廃棄物の関連は、やはり周辺に住む環境、それからまた経済活動を支えるという意味での処理施設の整備と両面、確かにあると思います。そういった中で、やはり廃棄物についてはお話のように、20年前、30年前に余り適切でな

かった事案があって、現在に影響が出るということがあります。今後、現在パトロール体制とか施設の管理体制、行政としてしっかりしていこうという体制も整備しつつありますので、その中でしっかり対応していきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 最後に、知事の政治姿勢について伺いますけれども、菅首相と15日に20分、23日に1時間10分、お話する機会があったわけですね。先ほど赤嶺議員の質問の中でありましたけれども、話をする機会があったにもかかわらず合理的な説明を聞かなかったということに関して、その辺が県民から知事に対する不信感が出てきているものなんでしょう。その辺、私も思いますけれども、もうちょっと県民から頼られるような知事になってもらいたいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時13分休憩

午後3時13分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員からはどうも頼りない知事だと思ってられるかもしれませんが、前の鳩山さんもそうでしたし、今度の菅さんに対しても、私は私なりにきちっと物を言っているつもりですし、政府が180度転向した中身はきちっと聞いた上で、私どもとしては対応をもう一度作り直そうと、こう思っているところでもあります。ですが、ただ議員の、——赤嶺議員もそうでしたが——どうもちゃんと言うべきことを言っていないんじゃないかという点は、別にちゃんと言っておりますので、もし何でしたらお聞きになってみてください。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 知事公約ですね、着手のみであって、私は結果はまだ出てないと思うんですよ。まだ着手のみですよ。政治家は結果があって初めてのものですから、当然まだ完成されてないということでもありますから、当然11月に対しては出馬を私はもうそろそろ明言すべき時期だと思っていますけれども、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） たくさんの公約を上げて、今やっております。無論着手のものもそれなりにありますが、完成したものもあるし、道半ばのものもあります。ですが、今はこの残った期間、一生懸命この完成に向け取り組んでまいりたいと考えているところでござ

います。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

〔當間盛夫君登壇〕

○當間 盛夫君 こんにちは。

私もきのう、夜中2時までサッカーを見ておりまして、予選通過したものですから、まだうちはアナログだったのでデジタルに変えた途端負けてしまいました。うちの同僚からは、甲子園の決勝はあなたのところの自分のテレビで見ないよということと言われたんですが、チームワークで、今回あれだけ酷評をされた部分が、もう戻ってくると皆さんから、岡田監督頑張ったというような部分があります。

そして、サッカーのこれだけの盛り上がりの部分と、きのうからまた奥武山新球場では横浜とヤクルトの35年ぶりのプロ野球も開催されているということを見ると、やっぱり観光の中にスポーツという部分での——ただ単に何か物を見にということではなくて——これからはスポーツもやる、そしてスポーツも見に来るというような形の沖縄の観光のあり方ということもあるのかなということも所見で述べながら、質問に移らせていただきます。

それでは1番目に、知事の政治姿勢について。

(1)、基地問題について。

ア、基地問題公約実現と普天間基地早期閉鎖に向けての解決策を伺う。

イ、辺野古代替地の日米合意は知事の承認がかぎであり、早期の決断をすることが次へのステップになるが、見解を伺う。

(2)、雇用問題について。

ア、公約実現は極めて厳しい状況にあるが、対策を伺う。

イ、雇用対策は、かけ声だけではなく、当然に強い経済をつくることが重要であるが、景気、経済対策を伺います。

(3)、東シナ海ガス田開発について。

ア、条約締結交渉を早期に開始することで政府が一致したということでもあります。東シナ海を友好の海にしていきたいとのこと、これから県の果たす役割は何かをお伺いいたします。

イ、尖閣諸島の知事の視察が行われておりませんが、今後何か予定はあるのかお伺いをいたします。

ウ、今後の新エネルギー政策の展望と課題をお伺いいたします。

(4)、菅内閣のほうで出されております「新成長戦略」をどのようにとらえ、沖縄県の施策に反映していくのかをお伺いいたします。

2、ポスト振興計画について。

(1)、総合事務局との統合や一括交付金など、沖縄が総合特区モデルになるチャンスと考えるが、見解をお伺いいたします。

(2)、那覇空港について。

ア、平行滑走路の着工時期と進捗状況をお伺いいたします。

イ、国際旅客ターミナル改築の見通しと課題をお伺いいたします。

ウ、国際路線の着陸・施設利用料軽減についてお伺いいたします。

(3)、産業物流軽減対策について。

ア、国際物流貨物ターミナルでの県内取扱量と対策について伺います。

イ、ユニバーサルサービスとしての視点で物流コスト軽減を行うことが重要と考えるが、対策と課題をお伺いいたします。

ウ、酒税軽減措置の再延長について対策と課題をお伺いいたします。

(4)、離島振興について。

ア、離島の新造船への対応と今後の計画をお伺いいたします。

イ、南部離島町村学生宿舍（学生寮）の整備についてお伺いいたします。

(5)、鉄軌道導入について。

ア、知事の鉄軌道への認識と意気込みをお伺いいたします。

イ、国も調査費を計上しておりますが、今後の国と県との連携をお伺いいたします。

(6)、金融特区の現状と課題についてお伺いいたします。

(7)、観光政策について。

ア、新成長戦略でも観光を重点項目としております。観光庁との連携強化についてお伺いいたします。

イ、スポーツ観光、医療観光の認識と取り組みをお伺いいたします。

ウ、海外観光客誘致について、特に台湾、中国への対策と課題をお伺いいたします。

答弁によりまして、再質問させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの當間盛夫君の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合上休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後3時20分休憩

午後3時44分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前の當間盛夫君の質問及び質疑に対する答弁を願います。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 當間盛夫議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、基地問題、公約実現についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、「解決力おきなわ」を公約に掲げ、「米軍基地の整理・縮小」、そして「日米地位協定の抜本的見直し」、「基地から派生する事件・事故の根絶」、「普天間飛行場の移設問題の解決促進」、「跡地利用対策」などの実現に向け、知事に就任して以来、全力で取り組んでまいりました。また、総理を初め各大臣との面談など、機会あるごとに米軍基地問題の解決を求めてまいりました。

普天間飛行場移設問題につきましては、移設協議会、ワーキングチーム会合などにおいて政府と意見交換を重ねてきたところでありますが、昨年9月の新政権発足後はこれらの協議会等は開催されておりません。

県政の最重要課題の一つであります基地問題については、今なお多くの課題が残されており、一朝一夕に解決できるものではありませんが、引き続きあらゆる機会を通じ、公約の実現に向け、日米両政府に対し、県民の目に見える形での米軍基地の整理縮小や基地問題の解決を粘り強く求めてまいる所存でございます。

同じく政治姿勢の中で、普天間飛行場の早期閉鎖についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県は、総理を初め各大臣との面談など機会あるごとに普天間飛行場の一日も早い危険性の除去を求めており、去る5月23日の鳩山前総理との面談においては、前総理から、普天間飛行場の危険性の除去については、返還までの間、できる限りの措置を講じていきたいと思っており、今後ともしっかり取り組んでまいりたいとの発言がありました。

県といたしましては、新内閣におきましても、引き続き積極的にこの問題の解決に取り組んでいただきたいと思います。

同じく知事の政治姿勢の中で、普天間飛行場移設問題に関する対応についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

今回の日米共同発表は、県外移設の実現に期待する県民の声がますます高まっている中で唐突に行われたものであり、県民の間に大きな失望を招いておりま

す。県といたしましても、地元の了解を経ずにこのような移設案が決定されたことはまことに遺憾であり、受け入れることは極めて厳しいと言わざるを得ません。

県としましては、政府が県外移設をどこまで真剣に検討したのか、そして、どのような経緯で移設先を辺野古とする日米合意に至ったのか、合理的な説明を行うべきであると考えております。

同じく知事の政治姿勢の中で、完全失業率の公約実現のための対策についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

平成19年秋以降の世界的不況のもと、雇用情勢を取り巻く状況が厳しく、平成21年の全国の就業者数は、平成18年に比べまして100万人減少し、同様に完全失業率も4.1%から5.1%と1ポイント悪化いたしております。

このような中、沖縄県の就業者数は平成18年と比較して平成21年は2万人増加いたしております。また、完全失業率は、平成18年以降7.5%前後で推移しているものの、全国との差は、平成18年時の3.6ポイント差から平成21年は2.4ポイント差に縮まっております。このことは、「みんなでグッジョブ運動」を取り組んできた成果の一つであると考えております。

完全失業率の全国並みの達成は無論容易ではありませんが、就業者数は増加いたしていることから、さらなる取り組みをすることにより全国並みに近づいていくと確信いたしております。

今後とも「みんなでグッジョブ運動」をエンジンとして産業と雇用の拡大に取り組み、雇用情勢の改善及び公約実現に向けて全力で取り組んでまいりる所存でございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 知事の政治姿勢について、景気、経済対策についての御質問にお答えします。

世界的な景気低迷の中、国においては緊急総合経済対策が実施され、県では、これと連動した独自の景気、経済対策を実施してまいりました。

特に、雇用対策においては、「雇用再生特別事業基金」及び「緊急雇用創出事業臨時特例基金」に約163億円の基金を造成し、雇用創出効果の高い事業を実施しております。

県としましては、本県のリーディング産業である観

光・リゾート産業や情報通信産業のさらなる振興を図るとともに、雇用の拡大につながる企業誘致や健康食品・バイオ産業分野などのオキナワ型産業の振興に加え、新たに文化・スポーツ活用型ビジネスの創出などへ積極的に取り組むなど、足腰の強い経済の構築に取り組んでまいります。

次に、同じく政治姿勢について、東シナ海での県の果たす役割についての御質問にお答えします。

本年5月末に開催された日中首脳会談において、東シナ海資源開発問題に関しては、国際約束締結に向けた交渉を早期に開始することで一致しており、日中両国間で問題の解決に向けた協議が続けられております。その後、6月27日のカナダ・トロントでの日中首脳会談においても、日中共同開発に向けた条約締結のため早期交渉開始が確認されたと報じられております。

県としては、引き続き国の動向を注視してまいりたいと考えております。

同じく知事の政治姿勢について、尖閣諸島の視察時期についての御質問にお答えします。

今後の視察予定については、日程を確保するのが難しい状況が続いておりますが、適当な時期に視察を計画したいと考えております。

同じく知事の政治姿勢について、新エネルギー政策の展望と課題についての御質問にお答えします。

本県は、資源に乏しく、化石燃料への依存割合が他県に比べ非常に高いため、化石燃料の世界的な需要増に伴う価格高騰や供給不安、地球温暖化防止等の問題への対応が必要となっております。そのため、現在策定中の「沖縄県エネルギービジョン」においては、石油依存度の低減や太陽光発電導入等によるエネルギー供給源の多様化及びエネルギー自給率の向上等を目標としております。具体的には、太陽光・風力発電等を導入するとともに、このような再生可能エネルギーを安定的に利用できるようにするスマートグリッドの普及促進を図り、県民生活と産業活動の環境面での調和や低炭素社会の実現に努めてまいります。

また、6月17日に日米両政府、沖縄県、ハワイ州の4者が覚書に署名した沖縄・ハワイクリーンエネルギー協力により技術開発の促進が図られるものと期待しております。

ポスト振興計画についての中、酒税軽減措置の再延長における対策と課題についての御質問にお答えします。

復帰特別措置法に基づく酒税軽減措置の再延長に関する課題としては、同措置が本土復帰に伴う激変緩和

措置であり、平成24年5月を末として40年間にわたり継続されていることなど、その制度趣旨等を勘案した場合、さらなる延長は非常に厳しいものと認識しております。

他方、酒造業界としては、景気低迷等による出荷数量の減少や県外メーカーとの競争激化など、その経営環境は厳しくなっており、再延長は必要であるとしております。

県としては、酒造業界と意見交換を継続的に実施し、今後前回延長以降における酒造業界の自立に向けた取り組みや酒造事業者の経営状況及び酒税軽減措置が終了した場合における県民生活や県経済への影響等の検討を行い、同措置に対する県の考え方を取りまとめていく考えであります。

同じくポスト振興計画の中で、金融特区の現状と課題についての御質問にお答えします。

金融特区は、金融業務の集積を図るため平成14年に指定されており、平成22年4月現在、金融関連企業10社が進出し、621名の雇用を創出しております。その内訳は、オンライントレード証券会社のほか、外国為替保証金取引業者、金融系のコールセンターやデータセンターなどとなっております。

今後、さらに企業立地を促進し、金融業務の集積を図るためには、レンタルオフィスや通信環境の整備、人材育成などが課題となっておりますが、地元名護市と連携して解決に努めてまいります。

同じくポスト振興計画の中で、観光庁との連携強化についての御質問にお答えします。

ことし6月18日に閣議決定された新成長戦略において、観光については、訪日外国人を2020年初めまでに2500万人、経済波及効果約10兆円、新規雇用56万人を目指すとして定められております。

沖縄県においては、観光客数1000万人、うち外国人観光客数100万人、観光収入1兆円を目指しており、観光庁等と連携して「ビジット・ジャパン・キャンペーン」などの外国人観光客誘致やMICEの誘致などに取り組んでいるところでございます。また、平成21年度から県職員を観光庁に派遣し、さらなる連携強化に努めているところであります。

今後は、文化・芸術、スポーツ等を活用した新たな観光資源の開発などについても観光庁と連携を図ってまいりたいと考えております。

同じくポスト振興計画の中で、スポーツ観光と医療観光の認識と取り組みについての御質問にお答えします。

沖縄県では、スポーツ観光及び医療観光について、

本県の地域特性を生かせる高付加価値で長期滞在型の新たな観光メニューと認識しております。

スポーツ観光については、プロ野球キャンプなどを成功事例として広く展開するため、今年度スポーツの活用により観光を推進、活性化するための基本的考え方をまとめるとともに、民間等が主体的に取り組むイベントや旅行メニューの開発、プロモーションや情報発信など、スポーツ・ツーリズムを推進する各種プロジェクトを公募し、支援することとしております。

医療観光については、今年度、国や関係機関と連携して、沖縄の多様な観光資源と健診や健康増進サービス等を組み合わせた特色ある医療ツーリズムの戦略を構築するとともに、県外・海外に向けたプロモーションやモニターツアーを実施することとしております。

同じくポスト振興計画の中で、海外観光客誘致、特に台湾、中国への対策と課題についての御質問にお答えします。

今年度は、ビジットおきなわ計画で「沖縄インバウンド強化年」と位置づけ、10カ国語に対応した観光情報サイトの運営のほか、海外事務所の強化や委託駐在員を配置し、グローバルな事業展開を図っております。

最も入域客の多い台湾については、個人旅行化に対応した商品造成が課題とされているため、観光事業者と連携してサイクリングやリゾートウエディング、八重山との交流など離島観光を盛り込んだ新しい旅行商品の造成を支援してまいります。

また、中国では知名度が低いことと定期航空路線が十分でないことから、テレビドラマ、映画のロケ地誘致及び沖縄物産展などを活用して知名度向上を図るとともに、チャーター便の支援や新たに四川省成都に配置した委託駐在員を通じて、内陸部からの観光誘客にも積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、「新成長戦略」についてお答えいたします。

「新成長戦略」は、10年後の2020年度を見据え、「強い経済」、「強い財政」、「強い社会保障」の一体的な実現に向けた戦略を示すものとして閣議決定されたものです。本戦略は、現在の経済社会が抱える課題に正面から向き合い、その処方等を提示することにより新たな需要と雇用を創造するとされています。

本戦略には、環境、健康、アジア、観光、科学・技

術などの沖縄の特性を生かした発展可能性の高い産業分野が多く盛り込まれていることから、県としては、今後本戦略に基づいて具体化される施策を積極的に取り入れ、本県の自立型経済の構築につなげていきたいと考えております。

次に、ポスト振興計画についての御質問の中で、沖縄が総合特区のモデルになるチャンスについてお答えいたします。

総合特区制度は、6月18日に政府が発表した「新成長戦略」の中で、「地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限活かす」制度として新たに創設するとしたものです。

沖縄県としては、新たな沖縄振興のための制度の検討の中で、総合特区制度の内容も取り入れた上で沖縄の自立に資する制度の創設に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、平行滑走路の着工時期と進捗状況についてお答えします。

那覇空港の滑走路増設については、昨年8月に滑走路間隔1310メートルに基づく施設計画案が策定され、今年度は、環境影響評価法に基づく方法書の作成や現地調査等が事業主体である国において実施されます。

現地着工までに実施される環境影響評価の手続や調査等におおむね3年程度かかると想定されておりますが、県としては、一日も早い供用開始を目指し、引き続き国と連携して同事業を推進するとともに、必要な予算の確保及び工期の短縮等を国に要請してまいります。

次に、国際線旅客ターミナル改築の見通しと課題についてお答えいたします。

国際線旅客ターミナルについては、那覇空港ビルディング株式会社が、国の「那覇空港ターミナル地域整備基本計画」に基づき、旧貨物ターミナル敷地に新施設を整備する予定であります。

同社の計画によりますと、今年度中に基本設計を実施し、次年度以降の3年間で実施設計及び建設工事を行った後に供用を開始する予定となっております。

次に、国際路線の着陸・施設利用料軽減についてお答えします。

県では、那覇空港の国際競争力を高め、国際航空物流産業や国際観光を振興していくため、国内貨物路線の航空機燃料税と国際貨物路線及び旅客路線の着陸料及び航行援助施設利用料の軽減を国に対し求めてまいりました。その結果、ことし4月1日から国内貨物路線の航空機燃料税が2分の1に軽減されました。また、国際貨物路線の着陸料及び航行援助施設利用料に

ついても、7月1日から6分の1に軽減されることが決まりました。

残る国際線旅客路線の着陸料及び航行援助施設利用料の軽減については、現時点で国から具体的な実施予定は示されておりませんが、引き続き沖縄県における国際観光振興の重要性を説明し、実現に向けて努力してまいります。

次に、国際貨物ターミナルの取扱量と対策についてお答えします。

那覇空港を拠点とした全日空による国際貨物ハブ事業は、平成21年10月26日に開始され、海外は香港等5都市、国内は東京など3都市をハブ・アンド・スポーク方式で結んで運航しております。

県内の国際航空貨物取扱量につきましては、月平均で0.4トンであった輸出量が昨年12月より実施した航空コンテナ確保事業により月8トンに増加しております。これを年換算いたしますと、年間約5トンから約100トンへと20倍程度の増加になると見込んでおります。

今後も海外における県産品のプロモーション活動と県内生産者への働きかけを強化することにより、さらなる輸出量の増大に取り組んでまいります。

次に、ユニバーサルサービスとしての視点で物流コスト軽減を行うことが重要と考えるが、対策と課題についてというふうな御質問にお答えいたします。

島嶼県である我が県において、物流コストは、農林水産業や製造業等の産業の振興を初めさまざまな面でハンディとなっており、県としてもユニバーサルサービスの視点でのコスト軽減は重要であると認識しております。

航空路線については、航空機燃料税、着陸料、航行援助施設使用料の軽減措置がなされ、また、離島路線に対する航空機購入補助、海上航路についての航路事業者への補助等を行っており、物流コストの軽減につながっているものと考えております。

今後ともこれらの負担軽減措置や補助制度等の拡充を図るとともに、さらなる物流コスト軽減策について検討してまいりたいと考えております。

次に、新造船への対応と今後の計画についてお答えします。

離島航路の新造船につきましては、平成23年度の大東航路、平成24年度の渡嘉敷航路などが計画されているほか、老朽化した船舶から逐次代替船の建造が行われるものと認識しております。

新造船の建造に対する補助制度としては、1つ目は、船舶の減価償却費及び借入金の利息並びに船舶の

リース料を含む離島航路欠損額に対して間接的に補助する離島航路補助事業、2つ目は、公設民営化や省エネ化のための船舶建造等に対して一部補助する離島航路構造改革支援補助、3つ目は、平成22年度から創設された社会資本総合整備交付金制度による船舶の改造等に対して補助する方法等があります。

県としましては、離島航路補助事業者の意見を踏まえ、国及び関係市町村と連携して、航路事業者及び離島住民にとって適切な方法を検討していきたいと考えております。

次に、鉄軌道導入への認識と意気込みについてお答えします。

県土の均衡ある発展、交通渋滞の緩和、基地跡地の整備、観光振興、環境負荷の軽減を図るためには、鉄軌道の導入を含めた県内公共交通の基本的なあり方を検討する必要があります。

県においては、昨年、中南部都市圏における新たな公共交通システムを調査し、その課題と可能性について整理しております。

また、国においても、鉄軌道に関する調査が今年度から開始されることとなっております。

鉄軌道導入については、県民の利便性が向上する反面、建設コストや維持コスト等の問題もあることから、県では、国が行う調査も参考にしながら、今年度から行う「沖縄県総合交通体系基本計画」の見直しの中でさらなる検討を進めてまいります。

同じく鉄軌道の関連で、国と県との連携についてお答えいたします。

国が実施する鉄軌道調査は、沖縄県の県土構造と新たな公共交通システム導入の意義を整理した上で、住民、観光客等のニーズの把握を行い、交通システムの比較を踏まえた事業採算性、大規模な返還跡地の有効活用との関係などについて2年間の予定で行われますが、県としても積極的に協力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それではポスト振興計画についての御質問で、南部離島町村学生宿舎についてお答えいたします。

離島出身の生徒が安心して学習や生活ができるよう支援することは大切なことであると考えております。現在、県立高等学校11校に寄宿舎を設置し、離島出身の生徒の入寮を優先した配慮を行っております。

南部離島町村学生宿舎の建設については、事業主体

や用地、建設費の確保、管理運営などの課題があります。

県教育委員会としましては、離島出身の生徒の入寮について、他の学校の寄宿舎にも入寮できるシステムづくりで対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 それでは再質問をさせてもらいます。

今、最後に学生寮のものがありませんでしたので、これからまずさせてもらいたいんですが、11あるというようなお話なんですが、那覇のほうには1つだけなんですよ。沖縄工業高等学校だけにしかないんですが、その沖縄工業高校の寄宿舎の定員、入居率はどうなっているんですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 沖縄工業高校の定員は24名で、今入所者数が24名で100%でございます。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 那覇には1つしかなくて、100%であって、その分ではかの学校に行っている皆さんが入れないという状況があるはずなんでしょうけれども、ましてやその沖縄工業に通わない、県内の普通学校に通っている皆さんがその沖縄工業の寄宿舎に入って、その生活環境というのは整えられると思いますか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 那覇にはもう1つ——那覇というよりも南風原なんですけれども——開邦高校のほうに204名の定員に対して113名しか入っていない、55.4%のところもでございます。ですから、まだ空きはあるということであります。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時15分休憩

午後4時15分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（金武正八郎君） 今、名護のほうで名護商工と名護高校の生徒が一緒に入っている寮がございます。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 特に問題がないではなくて、知事、今名護のという話をしたんですが、これは、北部のいろんな複数の高校の皆さんの宿舎を島懇事業でつくったんですよ。ですから、今言われている部分での話ではないわけですよ。

開邦高校に宿舎があって、その開邦高校に例えば那

覇商業だとか小禄高校に通う子供たちが全く違う学校に入ること自体が、私はその子供たちの精神状態を考えたらどうなのかなと思うんです、その点を聞いているんですよ。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 先ほどの北部の件は、名護の県立の名護高校にある寮なんです。県議がおっしゃるさくら寮の件は、あれは別個の話です。その名護高校の寮のほうに、名護高校の生徒とそれから名護商工の生徒が一緒に入っております。さくら寮のほうは北部農林、そして名護商工、そして名護高校、そういうところが入っております。特に、今のところ問題があるということは聞いておりません。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 何で問題がなくて、周辺離島の皆さんからその要望が出てくるんですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） やはり離島出身の生徒が安心して学習や生活ができるように支援することは大事ですし、また、離島の皆さんの父母の経済的負担を見ると、そういうことは必要なことだと考えております。

ただ、現在お話のあるこの件につきましては、文部科学省では、国庫事業としては、1つの学校に位置づけられた寄宿舎を対象にしております。それで複数の学校に通う生徒の入寮を前提としたどの学校にも位置づけられない寄宿舎の建設は課題が多いです。

ただ、今名護にあるさくら寮の場合は、名護市が主体となって、国の補助を受けて建設をした経緯がございます。ですから、名護のさくら寮という形であれば、可能性はあると考えております。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 国の予算の設置運営の部分には、複数の県立高校の教諭の寄宿舎の位置づけということであるわけですよ。だから、複数の部分での高校のものがあればいいわけですよ。そして施設整備の部分でも国が3分の2、知事、これ負担するんですよ、県が3分の1ということで。では、用地取得はどうかとなると、用地は例えば県有地であいているところがあればそれを提供してくださいと。この部分での国からの補助金はないですよと。運営費もできたら、国が出せるのであれば国で出してくださいと。そうでなければ、今南部離島周辺の部分で、今度の過疎対策事業債というのは、これソフトにも使えますので、そういった部分での運営費の拠出はできますよということのものが出ているわけですから、皆さん離島からそういっ

た部分での要望がある。今言われたように、安心して父兄が出せるような部分の学生寮というのは大変必要でありますので、これはもう提言として終わらせていただきますので。

続きまして、ポスト振計についてなんですが、民主党が改めて菅政権のもとで「新成長戦略」ということで、観光、健康、アジア、環境ですか、4つの分野ということで、知事、これ4つ我々沖縄が全部とれるようになるはずなんですよ。そしてその中で、国際戦略総合特区というのをうたっているんですよ、その中に。その総合特区というのは、国際戦略というぐらいなものですから、またその中には、やっぱり大都市だという位置のつけ方もしているんですよ。その大都市を中心にそういったものやっていくんだということなんですけれども、知事、我々がアジアに向かってのものからすると、この4分野からすると、我々沖縄が最もこれまで求めていた部分ですので、ポスト振計からすると、我々は、この国際戦略総合特区というのをかち取るべきだと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 「新成長戦略」に位置づけられています総合特区、これは今議員が言われるように、この国際戦略総合特区、これは大都市を予定をしていると。全国で3つ程度の大都市を特定地域として後押しをするというふうなことでなっております。

それからまた、地域活性化総合特区というふうなものが、それは全国展開するというふうなことでなっているわけでございますけれども、この国際戦略総合特区につきましては、これは産業や外資系企業の集積を促進するために必要な規制の特例措置、それから法人税等の引き下げをすると、そういう意味では、まさに言われるように、この国際戦略総合特区的なものを目指して、次のまた展開を考えるべきだというふう考えているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 もう我々沖縄は道州制で単独でいこうというような形になっております。以前は一国二制度、国際形成都市構想をどうするかということとを、我々はもう以前から模索してきているこの沖縄県であるからこそ、この国際戦略総合特区ということをかち取ると。この中にしか法人税の数値はないわけですよ。あとのほかの地方に与える部分には、税制、財政、金融上の支援措置しかないんだということであるわけですから、知事、我々はそれに向かってぜひやるべきだと思うんですよ、このポスト振計、どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 現在、実は県のほうでは、次の計画それから制度に向けてさまざまな検討を始めております。この中で、この「新成長戦略」の中でこの総合特区というふうな考え方も打ち出されて、まさにこの時宜を得たというふうな状況でございます。まだ国はこの具体的な内容を示しているわけではないですけれども、また、この特定の都市というふうなものはどこどこというふうなものを具体的に示しているわけじゃないですけれども、県としては、中身を検討しながら、それがその意味あるものであれば、ぜひそういうふうなものに取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 まだ示されないからいいんですよ。我々が示してそれをとってくるわけですよ。

知事、きょうの新聞で、中台の自由貿易協定ということが締結された。周りはもう間違いなく、台湾と中国というその大陸間の部分というのは、本当に自由貿易のものに進みつつあるわけですよ。それからすると、我々は、この戦略をしっかりと持ってやらないと、本当にただ沖縄は観光だけのということではなくて、アジア的には我々拠点だというような言い方するんですけれども、取り残される状況にならないように我々頑張らないといけないと思っているんですけれども、知事、きょうのその中台の自由貿易協定、どういうふうにお考えになりましたでしょうか、締結に。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時23分休憩

午後4時24分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 次の沖縄の振興計画というのは、今まで企画部長が中心に話をしておりますが、先ほどから議員のおっしゃっている国際総合特区というような感覚、そして中身が健康に、観光に、アジアに、環境というような柱もおっしゃるようにぴったり沖縄そのものでもありますから、そして、中台の今のあれはF T Aに近い概念だと思んですが、ああいうものも始まっている中で、とりあえず私どもは観光を通じた中国との特に関係、ビジネスを拡大する。さらに、今の全日空さんがやっているようなああいう物流ハブ的なもの、それから科学技術大学院大学を通じたサイエンス上の往来・往復、こちら辺は一つのやっぱりコアになる可能性があると思います。

ですから、そういう意味では、ぜひひとつ今の民主

党政権のみならず、政府の与党の先生方の御指導も得て、次の沖縄の振興計画といいますか、その概念はほとんど今おっしゃる感じ、方向と似ていると思いますし、さらに、きのうも申し上げたやっぱり地域主権というような考え、政府にべたべたではなくてちょっと距離を置くとまではいきませんが、自主性を非常に高めていくものと一括交付金と絡み合わせると、結構いい形の方向と基本の構造が出てくるのではないかと考えておりますが、これから約1年かけてこちら辺はぜひいろんな御意見と御提案と御指導を賜りたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 我々、一般質問も基地のもの——沖縄の基地問題は大変重要でもあるんですけれども——やっぱりその基地経済をもっと小さくするという意味合いからすると、沖縄にとって強い経済をどうつくるかというのが我々の方向性になってくると思うんですよ。強い経済をつくって、やっぱり財政をしっかりととしていって、子供たちの教育からお年寄りの介護だとか医療を、沖縄は自分たちでできるんだというような方向性をしっかりとやっていければなというふうに思っておりますので、ぜひ一緒になってまた頑張っていければなというふうにも思っていますので。

次に、沖縄のもう一つの問題で物流があるんですけれども、私は、鹿児島から東京までの部分、沖縄から東京まで物を運ぶものから考えると、N T Tだとか、やっぱり郵便局のゆうパックという形になると、これユニバーサルサービスで鹿児島から出ても、沖縄から出ても一緒なんですよ。そういった点をやっぱりしっかりと踏まえたほうがいいと思っているわけですよ。

その点を、今もう物流になるとやっぱり農林水産物が一番多いということになっているはずでしょうから、農林水産部長、今の農林水産の県外出荷量と、例えば沖縄—東京の運賃が鹿児島—東京間の運賃並みになった場合の削減額、現状は幾らになっているか。じゃ沖縄も鹿児島—東京間の運賃並みになったら、削減どれぐらいで、その削減額はどうかということが出ていましたら説明してもらえますか。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） まず県外出荷ですけれども、これは平成19年度で申し上げますと、園芸品目で約2万5000トン、それから豚で6000トン、それから水産物で2万5000トン、それから子牛で2万1000トンということで、これを金額に直しますと約430億円を県外出荷しているところでございます。

それから、鹿児島並みの運賃ということで考えますと、沖縄を鹿児島にもっていったというふうに理解しますと、47億円程度がやはり鹿児島よりはかかっているということで、今おっしゃるように、ユニバーサルなゆうパックみたいなところにもっていきますと、47億円程度のコスト低減ができるものではないのかということで試算をしております。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 知事、年間47億円ですよ。これを先ほど言いましたように、NTTだとか郵便局と同じような形で離島の不利性を解消するんだと、ユニバーサルサービスなんだと、これも、ということをやらないといけないはずなんです。

きのう、おとといから始まっています高速料金の無料化、これ全国で1500億円の経済効果があるわけですね。本県から県外のメリットは何にもないわけですよ、我々は、この高速無料化。県内にはそのことはありますよ。ところが、陸続きじゃないわけですから、そのことが全くないと。

たばこ特別税に関しても、これは年間約15億円、沖縄が負担しているわけですよ。何にも国鉄に関してのものが我々恩恵がない中で、それがあると。そしてまた日本本土は全国インフラ整備されていますよ。鹿児島まで新幹線が来ている。高速料金も無料化されるということになると、ますます我々とのその格差は広がっているということになるんですけれども、知事、その辺の認識はどうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時31分休憩

午後4時31分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（川上好久君） 今その認識というふうなところでございましたけれども、きのうもちょっとお答えしましたが、この物流コストというふうなものが、実は、県の産業振興の中で非常に大きなネックになっている。これはビジョンの議論、それから総点検の中でも大きく出ておりました。

それから、二、三年前に県がやった調査の中で、県外の製造業に実はアンケートをした結果、沖縄県に投資をしない理由の38%はやはり物流コストというふうな結果もあったというふうに聞いております。そういう意味では、離島島嶼県である沖縄県にとって、物流コストというふうなものの軽減というのは、これは今後の産業振興を考える上で非常に大きなテーマになってくるだろうと思います。これまで37年間の中で、

我々は、空港・港湾そういうふうな基盤の整備はほぼできつつあるかなというふうに見ているわけでございますけれども、それを運用していくコストの部分で、なお少しまだ足りない部分があると。じゃそれをどういうふうな形で提言をしていくか、それをことしから計画を策定する中で議論をして、整備をしてまいりたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 この物流のものは、やっぱりユニバーサルサービス、先ほども言いましたが、やっぱり鹿児島並みの輸送コストにするんだと、恒久的な枠組みでこれは補助金ではなくて制度としてもらうということも大変大事です。

前の質問で、どういうネーミングにしようかというのがあったんですけれども、「沖縄農林水産物 海的高速道路無料化事業」という形でやります、海の高速。

我々、やっぱり海路でしか物は大量に運んでないはずでしょうけれども、なかなかその海路に対しての補助がない。例えば県内の内航の部分に関しても固定資産を安くしているのかといえ、そうでもない。じゃ燃料で安くしているのかといえ、そうでもない。カボタージュとったんですけれども、あれは特区ではなくて特例なんですよ。カボタージュというのは、相手国もそのことの了解があって、2国間で初めてその了解があってカボタージュというのはなるわけですから、沖縄のカボタージュというのは、国土交通省からしたら、別に特例ですからいいですよというようなもので、カボタージュ分の一つのは、ペトロプラスがあってどうなのかということになってくるはずでしょうから、そういった部分の海の物流をしっかりと取り組んでいってもらいたいと思いますので、これはまた提言として終わらせてもらいます。

振興策の部分できょうもありました。マスコミのほうで振興策の課題、点検ということで、先ほども酒税の部分があったんですが、きのうも泡盛業界の皆さんが、観光業界に対して感謝のタベということであったんですけれども、影響は、業界の皆さん、もう本土出荷額が泡盛の部分でも半分になってしまっているという部分があります。

私も、上原副知事も、仲井眞知事も泡盛大好きでしょうから、その分の軽減がなくなると、オリオンビールも泡盛も値上げするという状況になるんですけれども、その部分でやっぱり40年間やっているから、なかなか国にそれを求めていくのは厳しいということではなくて、物づくりという我々沖縄の製造業の観点

からすると、これは最も大事な部分で、泡盛の製造業の割合からするとオリオンビール含めても、知事、6.4%あるんですよ。約360億円近く泡盛業界の部分が製造業の部分で割合占めるわけですよ。

そういった面からすると、やっぱりもう単なる軽減ではなくて、これから物づくりしっかりとやってもらうための、活性化も含めた今度の軽減策をしっかりと国に求めていくべきだと思うんですけども、知事、どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 非常にいい御提言だと思いますし、泡盛業界にしても、ビール業界にしても、沖縄の製造業の大半が食品工業と言われている分野で、しかし、よく競争を生き抜いて、戦後の40年、ここに来ている分野でもあります。

ですから、製造業がいわゆる最新型の大量・大生産の大きな工場を擁するような製造業ではなくて、非常に伝統的かつ古典的ではあるけれども、最新の設備と技術を入れてあるというものはやっぱり生き抜いていけると思いますし、今の御提言は、私どももさらに安定するまでといいますか、もう一度元気が取り戻せるまでいろいろ支援を要請していくべきものだと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 最後になりますが、きょうも公安委員会で安里頭取もお見えなんです、金融特区の部分は、やっぱり特区のみの事業所を有するということが現実的でないんだとか。所得控除額が直接、人件費の20%以上という上限があると、その法人税の部分です。それは、やっぱり撤廃しないとだめだという部分。常時使用する従業員の数が20名から10名になったんですよ。ところが、その10名でもやっぱりファンドをいろんな持つ者からすると、10名でもどうなのかということがあるわけですから、その従業員の10名という数も見直すべきだというような形での提言がいろいろともろもろ出ているんですよ。現実には、今の金融特区の部分で1社しかそれが該当されていないというところがあります。

私、琉銀の大城頭取からも、あなたたち議会がしっかりしないからだめだというふうにおしかりも受けたところがあるんですけども、金融特区、これからどうされていきますか。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 議員、御指摘のとおりでございます。

我々としては、国のほうにいろいろ要望しております

すけれども、なかなか認められていないということでございますけれども、今総点検を含めて改めてチェックしておりまして、次期振計に向けて制度拡充、全国で唯一の金融特区を発展させていきたいと思っておりますので、御支援よろしく申し上げます。

○當間 盛夫君 ありがとうございます。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

〔吉田勝廣君登壇〕

○吉田 勝廣君 こんにちは。

「ブルータス、お前もか。」と前議会でも発言しました。私の信頼する鳩山さんも普天間問題と金の問題で退陣をしました。私からすれば非常に残念であります。

「人間は、忘れる動物である」とだれかが言ったことを覚えています、普天間問題も金と政治の問題も菅総理が登場すると舞台の幕が閉まり、またはるかあなたの遠い島の問題となり、もとのさやにおさまってしまいました。これが、冷徹な政治やマスコミの現状だということかということです。

天台宗を公布した最澄は、「一隅を照らす 此れ則ち国宝なり」と800年代に発言をしております。また、地方分権と地方独立論をユニークに問いかけた作家の井上ひさしさんは、その「絶筆ノート」で、「過去は泣きつづけている——たいていの日本人がきちんと振り返ってくれないので。過去ときちんと向き合うと、未来にかかる夢が見えてくる」と書いてあります。

1972年に施行された沖振法も4回目の総点検の報告書が発表されました。

今後の沖縄の未来を構築するためにも、沖振法の立法の原点は何だったのかを考察するためにも、最澄と井上ひさしさんの言葉は心に響きます。

以下、2月に続いて沖振法を中心に質問いたします。

1、沖縄振興特別措置法について。

(1)、知事は、この法律をどう評価し、今後同法のあるべき姿をどのように考えているか伺います。

(2)、私は、これまで各部ごとに高率補助によるかさ上げ額は幾らか、具体的に明示を求めてきましたが、県は、まとめていないとの回答でありました。この問いは、今後の振興計画及び新たな法制定に向けても重要であり、同時にその効果を分析し、かさ上げ額と地方交付税との関係も分析する必要があると考えております。したがって、再度各部のかさ上げ額を明らかにし、今後の方向性を伺います。

(3)、酒税法など個別に免税措置の額を明らかにし、

その経済効果を伺います。

(4)、沖縄振興開発金融公庫について。

ア、その役割と実績を伺う。

イ、貸付金利の本土の公庫との差を伺う。

ウ、貸付条件の有利性を伺う。

(5)、平成14年に沖振法に新たな跡地利用対策の条文が明文化されたが、その役割と実績及びその方向性について伺います。

(6)、大学院大学の開学の見通しと地域経済及び教育環境に及ぼす影響について伺います。

(7)、この法律の実績を5つ挙げるとすれば何か。

(8)、また、この法律の課題を5つ挙げるとすれば何か。

(9)、この法律を継続、または新たな法の制定が必要ならば、どのような骨子、項目になるのか、現時点で伺います。

大きい2、行政投資について。

(1)、この5年間の行政投資と類似県との比較はどうなっているか。

(2)、生活基盤投資、産業基盤投資、農業基盤投資、国土基盤投資はどうなっているか。

大きい3、受益率について。

(1)、この5年間の受益率と類似県との比較はどうなっているか。

大きい4、沖縄の固有課題である離島振興について。

(1)、伊是名、伊平屋、座間味村など財政は危機的状況にあります。財政指標を明らかにし、その原因を問います。

(2)、教育、保健・医療、交通、情報通信、水、下水道、農業用水、ごみ廃棄物、火葬場など生活基盤の充実が望まれるが、沖振法、離島振興法、地方交付税など有効な支援が構築されているか。また、本島の市町村との違いはあるか。本土離島より優遇措置はとられているか伺います。

(3)、離島振興にこそ、県・国が優先的に一括交付金を導入する必要があると考えるがどうか。

大きい5、基地問題について。

(1)、県は、米軍再編の際、千載一遇のチャンスだと賛成、グアム協定に対しても賛成したが、今日、米軍再編に対する知事の見解を伺います。

(2)、C H46ヘリが松田海岸に不時着したが、県は調査をしたか。結果を伺います。

(3)、在沖米軍の抑止力とは何か伺います。

6、農林水産業の振興について。

(1)、海ブドウの生産者協議会が発足したが、海ブド

ウのブランドの確立と生産供給体制の強化をどのように推進するのか伺います。

(2)、台風に強い農業の確立と生産性向上のためにも、平張りハウスの建設が必要である。これまでの取り組みと今後の施策について伺います。

(3)、農林水産業と観光産業及び農商工との連携は重要であると考えるが、県の取り組みと施策について伺います。

大きい7、飲酒運転根絶について。

(1)、飲酒運転の現況はどうなっているか。

(2)、飲酒運転に占めるアルコール依存症の割合はどうなっているか。

(3)、アルコール依存症の飲酒運転を根絶するために、医学的、科学的見地から調査研究する必要があると考えるが、県警の見解を伺います。

大きい8、億首川について。

(1)、県は、これまでマングローブ、河川周辺の生物調査及び環境調査を実施したことがあるか伺います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 吉田勝廣議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、沖縄振興特別措置法の評価、そして今後のあるべき姿についての御質問にお答えいたします。

沖縄振興特別措置法は、沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、沖縄の自立的発展と豊かな住民生活の実現に寄与することを目的として措置され現在に至っております。

主なる内容としましては、県知事からの沖縄振興計画の提案、そして高率補助による財政措置、地域指定による経済振興制度、税の特例、沖縄振興開発金融公庫による政策融資、内閣府沖縄担当部局の設置、一括計上方式による予算の確保などがあります。これらの措置によりまして、これまで社会資本の整備が着実に進み、県民福祉の向上や利便性が向上しております。また、観光産業の伸びや情報通信関連産業の集積など一定の成果があらわれていることなど、沖振法によります成果につきまして評価しております。一方で、自立的発展の条件整備は道半ばであり、少子・高齢化や環境問題などの新たな行政ニーズへの対応、そして過重な基地負担の軽減などの課題もございます。

こうした状況のもと、沖縄県では初めて県民とともにつくります基本構想として、「沖縄21世紀ビジョン」を策定いたしました。その実現のため、これまでの手法からの抜本的な発想の転換を図り、ビジョン実

現のための基本計画を策定し、新たな制度を制定していくことが必要と考えております。

同じく沖縄振興特別措置法に係る御質問の中で、沖縄公庫の役割と実績についてという御質問にお答えいたします。

沖縄振興特別措置法において、国は、沖縄振興策の目標実現に必要な資金の確保に努めることとされており、沖縄振興開発金融公庫の出資及び融資は、その具体的措置の一つとして位置づけられております。

沖縄公庫は、昭和47年の設立以来、長期、固定、低利の資金供給や新規の大型プロジェクトに対する出資及び融資機能を通じ、産業開発支援や中小企業支援など沖縄の振興を金融面から支える政策金融機関として、沖縄県経済の振興と地域社会の発展に大きく寄与してきたと考えます。

公庫の昭和47年度から平成21年度末までの出資及び融資の累計額は、約5.4兆円となっております。現時点においても、県内金融機関の総貸付残高に占める同公庫の融資比率は25.5%と大きな割合を占めております。

基地問題に係る御質問の中で、米軍再編に対する見解いかんという御質問にお答えいたします。

米軍再編につきましては、日本全体の抑止力の維持と沖縄を含む地元の基地負担の軽減を目的に協議が進められてきたとされており、兵力や訓練の移転、施設の返還・整理・統合が盛り込まれているなど、米軍基地の整理縮小に向けた具体的な方策も示されていると考えております。これらが実現されれば、基本的には基地負担の軽減が図られる面もあるものと理解をいたしております。

次に、農林水産業の振興に係る御質問の中で、海ブドウのブランド確立と生産体制の強化についての御質問にお答えいたします。

海ブドウは、平成4年に養殖に成功して以来、急速に生産を伸ばし、平成21年度の生産額は7億円と沖縄県を代表する水産物となっております。しかしながら、夏場の安定生産や品質基準、衛生管理等に課題があります。このため、沖縄県では、平成22年度新規事業の海藻類おきなわブランド化事業によりまして、生産技術の改良や品質基準の設定、そして衛生管理方法の確立に向けまして取り組んでいるところでございます。

また、平成22年5月に海ブドウ生産者135経営体で発足しました「海ぶどう生産者協議会」におきましては、品質基準の統一や衛生管理の徹底など、高品質で安全・安心な海ブドウの安定供給に取り組み、ブラン

ドの確立を図ることといたしております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 沖縄振興特別措置法等についての御質問の中で、各部ごとの高率補助によるかさ上げ額とその効果の分析、かさ上げ額と地方交付税の関係についてお答えいたします。

沖縄県の平成20年度当初予算における国庫補助負担金総額は約1677億円となっており、そのうち約34%に当たる約570億円が高率補助によるかさ上げ額となっております。かさ上げ額約570億円のうち、土木建築部、農林水産部、企業局でかさ上げ額全体の86%を占めております。

高率補助の効果として、県負担が他県よりも低いことに伴う県債発行額の抑制が挙げられます。このため、平成20年度決算における実質公債費比率は、全国平均の12.8よりも1.6ポイント低い11.2で全国40位となっております。

また、高率補助であることが地方交付税へ与える影響としては、基準財政需要額の算定（割落とし）、それから県債に係る元利償還金への措置（抑制）などが挙げられ、県民1人当たりの地方交付税額は全国15位となっており、高率補助によって交付税額が減額される動きとなっております。

一方、現在政府が進めている一括交付金化は、高率補助へ大きな影響を与えるものと考えられます。このため県においては、「予算の一括計上方式の継続」及び「高率補助により措置されている予算の総額確保」を目的として、「沖縄振興一括交付金（仮称）」の創設を国に求めているところであります。

次に、沖縄振興特別措置法等による免税措置の実績と経済効果についてお答えします。

復帰特別措置法による酒税軽減措置の平成14年度から平成20年度までの実績額は約272億円、揮発油税軽減措置の平成14年度から平成19年度までの実績額は約271億円となっております。酒税軽減措置により酒類製造業の振興や沖縄の文化、観光に寄与しております。また、揮発油税の軽減措置により主要な交通手段が自動車である本県において、ガソリンの低価格化が実現できているものと考えております。

沖縄振興特別措置法による地域指定制度による国税、県税、市町村税の課税免除等の実績額は、平成14年度から20年度までで延べ約1500件、121億円となっております。内訳としては、産業高度化地域が実績額

の71%、情報通信産業振興地域と観光振興地域がそれぞれ13%を占めております。国内旅客便に係る航空機燃料税の軽減については、平成14年度から平成20年度までで約615億円となっております。また、いわゆる「経済特区」のインセンティブにより200社を超える情報通信産業が県外から誘致されたことや県内産業の振興、増加基調にある観光客数等に一定の成果を上げてきたと考えております。

次に、沖縄公庫の貸付金利と貸付条件の有利性について一括してお答えいたします。

沖縄振興開発金融公庫の貸付金利については、沖縄特利制度により基準金利が本土公庫と比較して0.3%低く設定されております。また、貸付条件についても、沖縄振興計画と連動した沖縄独自の融資制度の担保特例を設けるなど、沖縄公庫は振興計画の目標実現に向けた地域的課題への対応と振興策の推進に貢献しております。

次に、沖振法における跡地利用対策の役割、実績等についてお答えいたします。

平成11年の県の駐留軍用地跡地利用の推進に関する要望を踏まえ、国は、平成14年に制定した沖縄振興特別措置法の中で、跡地利用促進のための財政上の措置、大規模跡地における国の取り組み方針の策定及び大規模跡地や特定跡地の給付金支給等の特別措置を定めております。

実績としましては、国の補助である「大規模駐留軍用地跡地等利用推進費」により、県や市町村において跡地利用計画策定に向けた各種調査が実施されております。また、キャンプ桑江北側地区や読谷補助飛行場跡地等が特定跡地に指定され、政令に基づき特定跡地給付金が支給されております。沖振法の制定により、跡地利用対策は一定の成果が上がっているものの、これまでの跡地整備において多くの問題点、課題も明らかになっております。

県としましては、嘉手納飛行場より南の基地返還など、今後の大規模な跡地利用を円滑かつ最適に進めるためには、基地返還に伴う環境浄化、地権者の負担軽減策、事業実施主体の確立など諸問題の解決のために特別立法を含む新たな仕組み・法制度の創設を図る必要があると考えております。

次に、沖縄科学技術大学院大学の開学の見通しと地域経済及び教育環境に及ぼす影響についてお答えします。

沖縄科学技術大学院大学については、平成24年度中の開学に向けて着々と準備が進められております。現在24のユニットで先行的研究が行われており、開学ま

で50の研究ユニットを確保することとなっております。

地域経済への影響については、大学院大学の研究テーマであるライフサイエンスと環境科学を沖縄の地域特性とうまく結びつけ、メディカルツーリズムやバイオ産業などの先端産業分野の育成や雇用創出など国際色豊かな地域振興への効果を期待しております。

教育環境への影響については、ノーベル賞受賞者などによる講演会や研究施設を一般に公開するオープンハウスの開催により、子供たちや若手研究者に刺激を与えるなど人材育成の効果を期待しております。

このように沖縄振興施策の重要な柱の一つと位置づけられた大学院大学の整備は、将来、沖縄の経済的自立に貢献するとともに、次世代を担う人材の育成につながるものと考えております。

次に、沖振法等の実績についてお答えいたします。

沖縄振興特別措置法等によるこれまでの取り組みの主な実績については、特に次のことが挙げられます。道路、港湾、住宅、教育施設、医療施設、ダムなど社会資本の整備が着実に進み、県民の福祉の向上や利便性が向上していること、地域指定による経済振興制度等により観光産業の伸びや情報通信関連産業の集積など一定の成果があらわれていること、沖縄振興開発金融公庫の政策金融機能による産業振興や新規産業の創出により、沖縄の自立経済の発展と雇用の確保に寄与していること、電気の安定的かつ適正な供給の確保、復帰特別措置によるガソリン税の軽減措置や酒税の軽減措置、航空機燃料税等の軽減等により県民生活や企業の経済活動の安定が図られていること、沖縄における科学技術の振興を図るための措置等により世界最先端の沖縄大学院大学の設立等、今後の沖縄の発展と国際貢献のための拠点形成が図られつつあることなどです。

次に、沖振法等の課題についてお答えいたします。

沖縄振興特別措置法は、沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、沖縄の自立的発展と豊かな住民生活の実現に寄与することを目的として制定されたものです。

一方、さきに実施した総点検により、今後なお一層強力に取り組むべき課題が明らかになっております。すなわち、失業率や県民所得を改善する強力な産業施策や制度の創設、島嶼県ゆえの交通・輸送コスト高、市場規模の狭隘さなど不利性を解消する公平な競争条件の整備、全国の米軍基地の75%が狭隘な県土に集中することによる基地被害や大規模な跡地利用の対応への課題、不発弾処理等の戦後処理の問題の解決、島嶼

県である沖縄のさらに離島の教育や医療、福祉等の住民負担の格差の解消、国・地方を通じて財政状況が厳しくなる中、県や市町村財政を支える新たな仕組み、支援措置の創設、福祉や医療、環境、文化等の分野におけるソフト的な施策の展開への支援の仕組みなどがあります。

今後は、これらの課題の克服に向けた新たな法制度等を検討してまいりたいと考えております。

新たな沖縄振興等の骨子、項目についてお答えします。

新たな沖縄振興のための制度については、基地跡地の利用、離島の定住支援等の課題の解決や「沖縄21世紀ビジョン」の実現のために必要と考えています。

新たな法律の制定については、総点検での検証結果や沖縄振興審議会からの総点検建議書、国の地域主権改革の動向を踏まえ、新たな視点に立ち、構築していく必要があると考えております。

骨子については、国で検討が進められている沖縄振興一括交付金等による財源措置の仕組み、地域指定による経済振興制度の充実・拡充、大規模な基地返還跡地の利用に向けた国の責務による新たな法的な枠組み、離島の定住支援に資する特別措置等について検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、行政投資についての御質問の中で、過去5カ年間の行政投資と類似県との比較についてお答えします。

沖縄県を含めた財政力指数0.4未満の16県について、国・県・市町村を合わせた行政投資額を比較すると、平成15年度は、1位が鹿児島県で5995億円となっており、沖縄県は熊本県に次いで第5位で4922億円となっております。直近の平成19年度は、1位が同じく鹿児島県で4442億円となっており、沖縄県は順位を上げ、熊本県に次いで第3位で4027億円となっております。

また、1人当たりの投資額について比較すると、平成15年度は、1位が島根県で56万2000円となっており、沖縄県は徳島県に次いで第6位で36万6000円となっております。直近の平成19年度は、1位が同じく島根県で43万8000円となっており、沖縄県は順位を上げ、鳥取県に次いで第3位で29万3000円となっております。

次に、生活基盤投資、産業基盤投資、農林水産投資、国土保全投資について一括してお答えいたします。

沖縄県を含めた財政力指数0.4未満の16県について、直近の平成19年度の生活基盤投資を比較すると、

1位が沖縄県で1777億円となっており、第2位が鹿児島県で1498億円となっております。

1人当たりの投資は、1位が島根県で13万6000円となっており、沖縄県は第2位で12万9000円となっております。

産業基盤投資は、1位が沖縄県で1159億円となっており、第2位が鹿児島県で1085億円となっております。

1人当たりの投資は、1位が島根県で11万7000円となっており、沖縄県は高知県に次いで第4位で8万4000円となっております。

農林水産投資は、1位が鹿児島県で890億円となっており、沖縄県は熊本県に次いで第5位で488億円となっております。

1人当たりの投資は、1位が鹿児島県で5万1000円となっており、沖縄県は徳島県に次いで第5位で3万6000円となっております。

国土保全投資は、1位が島根県で556億円となっており、沖縄県は鳥取県に次いで最下位の16位で185億円となっております。

また、1人当たりの投資は、1位が島根県で7万6000円となっており、沖縄県は長崎県に次いで最下位の16位で1万3000円となっております。

次に、受益率についての御質問の中で、過去5カ年間の受益率と類似県との比較についてお答えいたします。

沖縄県を含めた財政力指数0.4未満の16県について、国から県・市町村が受け入れた地方交付税、国庫支出金、地方譲与税の合計を県民が収めた国税、地方税の合計で除した受益率を比較すると、平成15年度は、1位が島根県で2.35となっており、沖縄県は鳥取県に次いで第7位で1.74となっており、直近の平成19年度は、1位が同じく島根県で2.14となっており、沖縄県も順位が変わらず、鹿児島県に次いで第7位で1.43となっております。

次に、沖縄の固有課題である離島振興についての御質問の中で、伊是名村等の財政指標とその原因についてお答えします。

財政健全化法に基づき算定した「実質公債費比率」において、伊平屋村が28.9%、伊是名村が28.0%、座間味村が27.4%と、早期健全化基準の25%を超えています。

財政悪化の要因としては、一般廃棄物処理施設などの大型事業の実施に伴い、短期間に多額の地方債を発行したこと、簡易水道事業などの公営企業に対し多額の繰り出しを行っていること等が挙げられます。

3村とも財政健全化計画を策定しており、新規地方債の発行の抑制、繰上償還の実施、村税等の徴収強化など財政健全化に取り組んでいるところであります。

次に、生活基盤の充実に係る支援策についてお答えいたします。

沖縄県には、沖縄振興特別措置法により国庫補助事業への高率補助等の優遇措置が講じられておりますが、同法では、本島と県内離島との間で優遇措置に差は設けられておりません。離島振興法は、本県の離島には適用されませんが、同法が適用されている他県離島と比較した場合、道路整備やかんがい排水事業、簡易水道や教育施設の整備等、生活基盤の整備等に係るさまざまな分野の国庫補助率において、沖振法が適用される本県離島のほうが有利になっております。また、本県の離島については、普通交付税の算定において、基準財政需要額の「隔遠地補正」による割り増しが他県の離島よりもさらにかさ上げされております。

次に、離島振興に係る一括交付金の導入についてお答えします。

政府においては、去る6月22日、地域主権戦略大綱を閣議決定し、ひもつき補助金の一括交付金化に係る枠組みが示されたところであります。これによりまずと、一括交付金の対象範囲は、全国画一的なものや義務的なものを除き最大限に広くとり、使途については、地方の自由度拡大のため各府省の枠にとらわれずできる限り大きいブロックにくくり、配分については、現行の条件不利地域等に配慮した仕組みを踏まえ、平成23年度以降段階的に導入することとされたところでございます。

一括交付金の制度設計の詳細につきましては、今後、地域主権戦略会議が関係府省とともに検討し、予算編成過程を通じて国と地方との協議の上、決定されることとなっております。

県としましては、一括交付金の配分に当たって、多くの離島を抱える本県の特殊性が勘案され、使途につきましても離島振興に有利なものとなるよう、今後国に働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 基地問題についての御質問の中で、CH46ヘリの緊急着陸につきましてお答えいたします。

去る6月15日に発生した海兵隊所属のCH46ヘリコプターの宜野座村松田への緊急着陸について、県は、沖縄防衛局からの第一報を受け、直ちに沖縄防衛局、

宜野座村役場、県警等への情報収集を行い、状況の把握に努めたところであります。その結果、着陸場所は、宜野座村松田の国際交流センター東側海岸で、人身、環境等への被害はなかったことを確認したところであります。

なお、着陸の理由として、米軍は、悪天候を理由に予防着陸を行ったものであると説明しております。

今回の事態を受け、県は、6月16日、在沖米海兵隊及び沖縄防衛局に対し、悪天候を理由に予防着陸を行ったことについて、気象状況の変化等にも備えた飛行計画による航行等、安全管理に万全を期すよう要請を行ったところであります。

次に、在沖米軍の抑止力についての御質問にお答えいたします。

政府は、国会答弁において、「抑止力とは、侵略を行えば耐え難い損害を被ることを明白に認識させることにより、侵略を思いとどまらせるという機能を果たすものである」、また、「沖縄に駐留するアメリカ合衆国の海兵隊は、抑止力の重要な要素の一つとして機能していると認識している。」との見解を示しております。

抑止力についてはさまざまな意見があり、沖縄県として現在研究を行っているところでございますが、県としては、抑止力の議論にかかわらず、過重な基地負担の軽減やさまざまな事件・事故の防止など米軍基地問題の解決促進が日米両政府において着実に進められることが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 農林水産業の振興の中で、台風に強い平張りハウス等の導入と今後の取り組みについてお答えします。

本県園芸作物の生産振興を図るためには、台風等の気象条件に左右されない施設等の整備が重要であります。このため、県においては、台風に強い鉄骨ハウスや農作物被害防止施設等の整備を積極的に推進しているところであります。その結果、平成11年度から21年度までに約351ヘクタールを整備しております。特に平張り施設については、平成11年度から本格的に導入し、平成21年度までに約160ヘクタールを整備しております。また、平成22年度は8.6ヘクタールを施設整備する予定であります。

今後とも市町村、関係団体等と連携し、各種補助事業等の導入により台風等に強い施設の整備を推進してまいります。

同じく観光産業との連携や農商工連携による農林水産業の振興についてお答えします。

農山漁村の活性化及び農林水産業の生産振興を図るためには、観光産業と連携したツーリズム等の推進や商工業や産学官との連携により、県産農林水産物を利用した付加価値の高い特産品開発等を推進することが重要であると考えております。

そのため、県では、ツーリズムに関する情報発信や人材育成とともに、農業体験農園、交流施設、農産物直売所、農村レストランなど地域における受け入れ施設の整備を支援しております。また、農商工連携としましては、農林水産物の付加価値を高めるため、食品加工企業や研究機関等とも連携して、ゴーヤー、紅芋、モズクなど県産農水産物を利用した特色あるお土産品の開発、機能性を高めた加工品開発などに取り組んでいるところであります。

今後とも農山漁村の活性化、農業生産の拡大、商品開発や販路拡大等に向けて、観光産業等との連携強化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 黒木慶英君登壇〕

○警察本部長（黒木慶英君） 県内における飲酒運転の現状についてお答えいたします。

まず、飲酒絡みの交通事故の発生状況についてであります。平成21年中の飲酒絡みの人身事故は125件、全事故の1.98%の構成比率であります。また、死亡事故は13件、これは全死亡事故の28.3%の構成比率となっております。全国平均でこの構成比率を比較しますと、人身事故ではその割合が2.4倍、死亡事故では4.2倍と高い比率になっております。

本年は、5月末現在で70件の飲酒絡みの人身事故が発生しております。前年同期と比べて21件、42.9%の増加となっております。死亡事故は2件で、前年同期と比べまして3件減少しております。

一方、飲酒運転の検挙件数につきましては、平成21年中は1725件となっており、全国と比較しますと、実数において7番目に多く、人口1000人当たりでは全国平均の3.8倍となっております。

本年5月末現在の飲酒運転の検挙件数は790件で、前年同期に比べ28件、3.7%増加しており、飲酒運転で検挙される者は依然として高い数値となっております。

次に、飲酒運転に占めるアルコール依存症の割合についてお答えいたします。

県警察においては、飲酒運転で検挙された者がアル

コール依存症であるか否かについての判定は困難であります。したがって、飲酒運転に占めるアルコール依存症の割合につきましては把握しておりません。

なお、飲酒運転の再犯率について申し上げますと、平成21年中に飲酒運転で検挙された者のうち、任意で調査に応じていただいた方1365人について分析した結果、飲酒運転の再犯をした者は243人で、再犯率は17.8%となっております。また、男女別では、男性が1190人中212人、17.8%、女性が175人中30人、17.1%となっております。

次に、常習飲酒運転者の調査研究についてお答えいたします。

県警察では、飲酒運転根絶対策の一環としまして、平成20年に、琉球病院との協働による飲酒運転等多量飲酒・アルコール依存症に関する調査を実施しました。この調査は、常習飲酒運転者対策に資することを目的に、個人の飲酒習慣と飲酒運転との関連を明らかにしようとするものであります。県内の運転免許取消処分者講習を受講した677人に対しまして、アルコールの問題があるかどうかを調査したものであります。

平成20年11月に出されました中間発表では、男性540人中222人、41.1%、女性66人中16人、24.2%がアルコール依存症の疑いがあるという結果が出ております。

県警察におきましては、今後琉球病院による最終取りまとめを受けて、同病院と協働した常習飲酒運転者対策を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 億首川についての御質問で、河川周辺の生物調査及び環境調査についてお答えいたします。

億首川におけるマングローブや河川周辺の生物調査及び環境調査については、億首ダム建設に伴い国が行っているところであります。これまでの調査によると、億首川では沖縄本島でも有数のマングローブ林が形成されていることや多様な底生動物、魚類等の生息が確認されております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 土建部長、やはりやったことないんでしょう、県は。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 県のほうではやってございません。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 いつから二級河川になりましたか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 二級河川の指定は、平成4年に行っております。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 いわゆる平成4年から県は何も調査をしていないと。今、平成22年ですよ。いいでしょう、これは後でまた議論しましょう。

県警、飲酒運転の関係で、新たな分析ができて非常によかったと思っております。そういう意味からいうと、根絶の条例ができて、今はやりの抑止力はなかったんでしょかね。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

○警察本部長（黒木慶英君） 数字から見ると、なかなかその辺のことについて、何ともお答えしにくいところがあるんですけれども、ただ、これはやはり時間がかかる問題だと思っています。一朝一夕に1年でずっと改善するという話ではないと思っています。

ですから、確かに厳しい数字が出ていますけれども、私の立場としては、こんなことではまだあきらめられないというか、まだしつこくやるぞというふうな感じでおりますので、ぜひとも御協力をお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 アルコール依存症もしつこいんですよ。しつこく根絶するために頑張らなきゃ、アルコール依存症は治らないですから、この辺はまた琉球病院と連携を深めて頑張りたいと思います。

それで、先ほどの抑止力の話なんだけれども、公室長、僕が言っているのは在沖米軍の抑止力なんだよ、海兵隊じゃないよ。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 先ほど引用いたしましたいわゆる政府の答弁書におきましては、先ほど申し上げたように、「抑止力とは、侵略を行えば耐え難い損害を被ることを明白に認識させることにより、」と書いてあります。

○吉田 勝廣君 時間がもったいないから……。

○知事公室長（又吉 進君） いわゆる日米安全保障体制でのアメリカ軍隊の抑止力については総合的に考える必要があると書いてございまして、その中に在沖海兵隊の抑止力について述べているわけでございます。

○吉田 勝廣君 聞いてわかりますか。聞いていて

ちょっとわかりません。

○知事公室長（又吉 進君） 休憩、よろしいですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時24分休憩

午後5時25分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 失礼いたしました。

先ほどの政府答弁書におきましては、「日米安全保障体制の下でのアメリカ合衆国の軍隊の抑止力については、我が国に駐留するアメリカ合衆国軍隊のみならず、来援するアメリカ合衆国の軍隊の運用等も併せて総合的に考える必要があるものと認識しており、」云々と書いてございまして、これはとりもなおさず海兵隊のみならず、在日米軍の抑止力について言及したその見解だと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 公室長は、どう思いますか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 公室長といいますか、県としましては、先ほど答弁で申し上げましたように、さまざまな意見があるということで、今現在研究中ということで、今のところ持ち合わせておりません。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 まあ、いいでしょう。

グアム協定の中には、この地域における抑止力を強化するものであると書いてあるわけね。例えば海兵隊からいうと、海兵隊8000名がグアムに行く、そうすると沖縄から海兵隊が8000名行くわけだから、沖縄の海兵隊の抑止力というのはどうなんだろう。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） まさにそのあたりを政府に対して説明を求めているわけございまして、その抑止力の維持のために沖縄に海兵隊が残ることが必要だというそういう見解もあるわけですが、それに対して沖縄県は、受動的に了としているわけではございません。そのあたりは政府においてしっかり説明される必要があると考えております。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 だから、普天間が残るのは抑止力と言っているの、ここはじゃどうなんだろうかということをお縄県がやっぱり調査研究をして、その件がどうなっているかと言わなければ、ぴしゃっとやっぱり見解を出さんといかんのじゃないかなと私は思うけれ

ども。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 先ほど答弁でも申し上げましたが、その抑止力云々、抑止力のために普天間が必要だというような議論にかかわらず、いわゆる普天間の危険性の除去、あるいはその返還といいますが、移設というものは必要だというのが県の考えでございます。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 ですから、知事を含めてある意味では、私たちは辺野古を容認したわけですよ。政府が180度、360度とは言わんけれども変わった。その変わった原因は抑止力だという言い方を鳩山さんは言った。そうすると、沖縄からグアムに8000名も行くわけだから、あれっ、今までの抑止力とちょっと違うんじゃないのかなと。その辺の分析は、やっぱりこれからまた研究中ですか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 議員の日ごろのそういう御提言、御見識については、大変敬意を表するものですが、抑止力が代替施設建設の理由であるということにつきましては、これは政府はもっと真剣に県に対して説明する、これがいわゆる一義的だと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 基地問題でこんなに議論することはないと思うんだけど、在沖米軍、在日米軍、合衆国の軍隊が抑止力というふうに政府は言っていると。だったら別に沖縄にしようがいまいが、県外であれ行けば、別にその抑止力はいいんじゃないの。本土でももしできたら抑止力になるんじゃないの、もしそういう論法だったら。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時28分休憩

午後5時28分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） まさに議員のおっしゃることが論点でございまして、抑止力としての在沖海兵隊が沖縄にのみ必要なのか、沖縄にいないといけないのかということころは、これはやはりまず政府によって説明されるべきであると考えております。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 だから政府が説明すべきであったと言ったら、政府が説明するとまたうのみにしちゃうのかな。そうじゃないでしょう。

だから、もう一つの観点からいうと、例えば、在沖米軍というのは嘉手納にもありますね。例えばまた、ホワイト・ビーチに入る原潜もありますよ。それとまた韓国の陸軍。

そうすると、沖縄はこれまで海兵隊は撤去すべきだということを口酸っぱく言ってきたわけだ。いつから言ってきたと思いますか、沖縄県、海兵隊は撤去してくれと。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） この端緒については、今ちょっと私記憶にございませんけれども、少なくとも平成18年度には正式な要望をしているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 僕も行政やってきたわけだから、我々も海兵隊はやっぱりいなくなったほうがいいねという話をしていたわけです。平成18年よりもうちょっと前からやっていますけれどもね、ずっと。まあ、これはいいでしょう。

本来は沖縄法ばかりやりたいなと思っていたんですけども。

これですね、副知事、ずっと副知事もかかわってきたわけだから、今のこの数字、これを分析して聞いてちょっとどう思いますか。

○議長（高嶺善伸君） 上原副知事。

○副知事（上原良幸君） 私もかねてから沖縄に対する国の財政補てんといいますか、それについては県民が思っているほど、あるいは議員の皆さんが思っているほど、あるいは県庁職員が思っているほど多くないということはずっと言い続けてきました。それは一緒に勉強もしましたし、だから、基地に対する財政的な手当てといいますか、それもそうですし、今言った振興開発についてもそれほど多くはないし、逆に、先ほどのデータで用途の制限された国庫補助金は若干多いかもしれないけれども、例えば交付税が15万程度と、いわゆる自由に使える財源が15万程度で、トータルすると全国で4番目なんですね。沖縄県民はみんな、いっぱいもらっていると思っています。それが問題だということは、常に指摘したつもりです。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 それで、これからつくろうとする振興計画なのか何なのかわからんけれども、21世紀ビジョンがあり、それからまた今の報告書があり、その中でまた審議会から意見書が出ているわけですね。それをどういうふうにこれから生かしていくのか、ここは今、企画部長の役割だから、そこをちょっとお願い

します。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 答弁のほうでも少しお話をいたしましたけれども、審議会の中でさまざまな意見がございました。それからまた、我々のこの点検の中からも、先ほどまた副知事が申し上げたような、そういうふうな分析もしております。

そういう中で、やはり総点検で出てきたさまざまな課題解決、そしてまた、ビジョンで示される新しい沖縄づくりのための財源確保のあり方、これは現在国のほうでは一括交付金というふうなものの議論がされているわけでございますけれども、そういうふうなものの流れを見ながら、しっかりそういうふうなものの資金の確保をまず考えていきたいというふうなことと、それからまた、残された課題の一番大きなものとして産業振興とかそういうふうなものがございます。そういうふうなものをこれから後支えていく新たな制度をどう構築していくのか。それからまた、先ほど質問にもございましたけれども、交通コストの低減だとか離島の振興、あるいはまた、文化とか、福祉とか、そういうようなたぐいのものを支える制度を考えていきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 部長、部長の先ほどの高率補助のかさ上げ分、これはちょっとアバウトじゃない。例えば、34%で570億になるというのは。僕は、もうちょっと具体的に出てきて初めて一括交付金だとかこういうことで議論できるんじゃないかなと。これだったら大体僕だってわかるよ。大体かさ上げ分何%と、アバウトに計算すれば。これはやっぱりもうちょっと具体的に、補助金の入っている部分別にぴしっぴしっとなんてやったりやらないと、官僚と太刀打ちできないんじゃないのかなと私は思うけれども、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） ぴしっぴしっといいますが、個別に積み上げた数字でございます。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 だからもうちょっと具体的にかつ分野ごとに、例えば、この橋は幾らでこうなったよと、そうするとここにかさ上げが来るじゃない。そこはじゃ幾らだから、これをデータごとにあらわして、ここをぴしゃっとやらんとだめじゃないかと言っているのよ。すぐできるでしょう、この計算は。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） こういう財政制度の考え方はいろいろあると思うんですけれども、沖縄県は、

基本的には一括計上予算をベースにしてやってきております。その中のかさ上げ分が30%、35%という話でございまして、それを確保していく仕組みが必要であるということでもあります。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 また後でやりましょう。

僕が言いたかったのは、伊平屋、伊是名とか離島はインフラ整備、さっき企画部長が言ったように、なぜ赤字になったかと、なぜ困ったかという、いわゆる補助率が全部同じなのよ。例えば焼却炉であり、下水道であり。そうすると持ち出しが多いわけだ。例えば伊是名、伊平屋でも予算は20億円だ。20億円だと、例えば焼却炉をつくると12億円かかっているわけ。その6億円が2分の1補助金でしょう。それと、また6億円は起債もしないといかんわけだ。これはまた、いわゆるランニングコストも出てくるわけ。ざっと計算して、伊平屋は約1億円のランニングコストを出しているわけよ、起債も含めて。そうすると、これは財政赤字になるのは当たり前だと僕は思うわけよ。それに対してどうするかということがこの離島振興に問われていることなんですよということを僕は言いたかったわけだ。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 特に規模の小さい離島市町村については、今、確かに補助率の話もありますけれども、むしろつくった後のそのランニングコスト、下水道とか、水道とか、ごみとか、この規模の経済を要するような仕組みについては財源手当てをしていく、そういうふうなものは必要になると思います。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 だから、逆に言ってこのごみ問題とか、下水道とか、いわゆるライフラインにかかわるものを沖縄県や国がどうするかと。これをしないと今の財源は全然よくならない、このいわゆる財政赤字は。そこを思い切った形でやっぱり何かをしてやらないと、特別に。そうしないと、いわゆる離島村というのはまさにナンセンス、とてもじゃないけれども経営していけない。どうですか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 基本的には、言われている話是一緒だと思うんです。離島の財源を確保するような、増大していくような形で検討を進めてまいりたいというふうに思います。

○吉田 勝廣君 終わります。

○議長（高嶺善伸君） 中川京貴君。

〔中川京貴君登壇〕

○中川 京貴君 自由民主党の中川京貴でございます。

一般質問を通告しております。所見を述べて順次質問をしていきたいと思っております。

政権交代により、果たして県民・国民が望んだ政府が誕生したんでしょうか。政権交代をすれば、必ず民主党は普天間基地を最低でも県外・国外と言って約束をしました。しかし政府は、県内移設で日米合意を取りつけて県民の信頼を裏切り、国民を裏切りました。それどころか普天間基地の周辺地域の宜野湾市民に対し、普天間基地の周りから移りなさいと言った民主党大臣もいました。普天間基地の県内移設ができなければ、普天間の固定化を意味する発言もありました。県民をだまし、国民をだました民主党鳩山総理は、1年もたたず政権を投げ出してしまった。

普天間基地の県内移設を拒否し、罷免され、連立政権を更迭された福島社民党党首は、菅直人新総理に対し問責決議案、不信任案が出されましたが、社民党・民主党は、普天間基地を日米合意に基づき名護市辺野古に移設しようとする菅総理大臣を信任してしまっただけです。菅総理に対し、不信任案や問責決議案を突きつけて、県民の声、県民の怒りを示す一番のチャンスであったはずであります。県内の国会議員——一部を除きますが——社民党、民主党国会議員は、普天間基地は日米合意に基づき名護市辺野古に移設しようとする総理大臣に対し、信任しております。なぜ普天間基地の県内移設を進める菅総理を信任したのかが理解できない。社民党、民主党、口で言っていることと行動が伴っていない。本当に普天間基地の県外・国外という認識があるのか疑問であります。沖縄選出の国会議員は、不信任案を突きつけて県民の怒りをオール沖縄の国会議員として行動すべきだったと思っております。

それでは質問いたします。

1、米軍基地問題について。

嘉手納基地では、ことしに入り外来機の飛来が急増し、嘉手納町域では100デシベル以上を超える爆音が増加し、最高108デシベルという激しい爆音被害を地域住民に与え、生活環境を破壊しています。ことし2月にはB52H戦略爆撃機、3月にはF22Aラプターステルス戦闘機、F16戦闘機、4月にはF/A18戦闘攻撃機、A/V8Bハリアー戦闘攻撃機などほぼ毎月飛来をし、嘉手納基地のF15戦闘機との訓練を実施している。外来機の飛来、訓練が無制限に実施されれば常駐化と変わらず、米軍再編合意負担軽減は実現されておられません。これ以上の負担増と住民無視の基地運用を絶対に容認することはできない立場から質問いたします。

す。

(1)、嘉手納基地から発生する航空機騒音被害について。

(2)、日米地位協定の見直しの進捗状況について。

ア、新政権になり米国に対し、日米地位協定見直しを求めた経緯はあるか。

(3)、米軍の制限水域及び空域により、離島県である本県は支障を来している状況にあるのではないか。

(4)、沖縄県を基地所在地市町村都道府県として国に認めさせることができないか。

2、防音工事について。

(1)、告示日の撤廃または告示後に建てられた建物の件数は。

(2)、新築防音工事について。

(3)、店舗、事務所等の防音工事について。

(4)、政府による仕分け作業により、整備協会に対する影響は。

(5)、国の買い上げた土地の有効利用について。

3、行財政改革について。

仲井真知事は、完全失業率全国平均化に向けて地域産業の振興を図るとともに、沖縄IT津梁パークの整備や税制上の優遇措置などを活用したトップセールスなど雇用効果の高い企業誘致に積極的に取り組んでまいりましたが、米国での金融破綻に伴い全国的に厳しい状況になっていることも事実であります。私は、国も行財政改革を行い、仕分け作業などまた全国一律の交付税の削減、県・市町村の自治体においても予算の組み替えなど大変厳しいものがあります。沖縄の21世紀ビジョンは、沖縄の将来像を描く上で何を残し、何を变えていくかを明らかにし、県民全体が共有できなければなりません。将来像の実現性を兼ね備え、英知を結集し、実効性のある取り組みをしなければならない。そのためにも自主財源の乏しい本県において新たな振興策の取り組みを初め、新たな税収財源の取り組みについてどう考えているか伺いをします。

(1)、「沖縄21世紀ビジョン」について。

(2)、平成22年度沖縄県の予算について。

(3)、本県の基地関係交付金の総額について。

(4)、新たな税収財源の取り組みについて。

4、観光振興について。

(1)、沖縄県の観光関連の総採算は。

(2)、沖縄県の観光関連の予算は。

(3)、県内の観光状況と課題。

5、福祉保健部関連について。

(1)、本県の子育て支援対策の状況と今後の対策について伺います。

(2)、小学校1年生の(7歳未満)医療費の無料化について。

(3)、沖縄県の子育て支援の現物支給制度について、全国に取り組みについて伺いたい。

6、農業関連について。

(1)、農業関連の沖縄県の予算は。

(2)、沖縄県の農家数、農業総生産、経費を引いた農家所得、農家1戸当たりの平均年収。

(3)、農地の遊休地について。

7、口蹄疫防疫対策について。

4月20日、宮崎県で発生した口蹄疫被害は、初動捜査のおくれが指摘されましたが、私は国と都道府県との連絡が不十分ではなかったかと考えます。お互いの情報がとれていない中、政府の決定権、責任の権限などいざというときの初動防疫対策ができていなかったと予測されます。本県においては、宮崎県で発生した口蹄疫対策に対し、すぐに対策本部を立ち上げ、空港・港湾水際対策をしていただき、比嘉部長を初め赤嶺課長、関係職員に対しては、口蹄疫ウイルスを沖縄に発生させない努力に対しては高く評価するものがあります。しかし、生きるか死ぬかの本県の畜産農家はこれからが問題であります。

それでは質問いたします。

(1)、沖縄県の取り組みについて。

ア、発生県外においては、口蹄疫の蔓延を未然に防ぐため、初動防疫を初めあらゆる必要な防疫対策を要請すべきではないか。

イ、発生地域以外における家畜市場の中止または再開等については、開設者の判断を支援するよう国による指導を図るとともに、責任とその対応について伺いたい。

ウ、競りの延期等に件い施設の収容能力を超え、緊急的に簡易施設を設置する場合、建設費用を全額補助すること。また、建設の場合、農地法などの許認可の規制緩和も緊急避難的に認めること。

エ、移動制限のため出荷できない牛、豚、ヤギに係る飼料代の全額補てんについて。

オ、競りの延期等に件い経営継続に支障が生じないよう、無利子の運転資金融資を行い、現在の融資枠の上積みと手続の簡素化について。

カ、県内競り市場中止に伴い、市場開設者の運営支援について。

キ、肉用牛12カ月子牛の特例措置を設けて月齢等の要件を緩和すること。

ク、口蹄疫の侵入防止策のため、家畜の県外出荷や肥料など購入先等新たな輸送ルートの開拓、それに伴

う輸送コスト上昇分に対しての助成措置について。

ケ、競り市場を延期、中止した関係機関・団体が要した経費について十分な予算措置ができないか。

コ、金融支援措置について生活支援等の資金使途も認めることができないか。

サ、口蹄疫被害の影響により闘牛大会にも影響を及ぼしているが、闘牛の家畜としての県の認識をお伺いたい。

8、我が党の代表質問との関連について。

「沖縄21世紀ビジョン」が策定され、いよいよその実現に向け基本計画の策定作業に着手されたと聞いている。21世紀ビジョンを立案し、今副知事として新たな時代を切り開く計画の策定を統括する副知事の思いをお聞きしたいと思います。

答弁を聞いて再質問いたします。

○議長(高嶺善伸君) ただいまの中川京貴君の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合上休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後5時47分休憩

午後6時11分再開

○議長(高嶺善伸君) 再開いたします。

休憩前の中川京貴君の質問及び質疑に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事(仲井眞弘多君) 中川京貴議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、米軍基地問題に係る御質問の中で、日米地位協定見直しの進捗状況いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

日米地位協定は一度も改正されないまま締結から50年経過しており、人権や環境問題などに対する意識の高まりなどの中で、時代の要求や県民の要望にそぐわなくなっていることなどから、沖縄県におきましては11項目にわたる抜本的な見直しを要請いたしているところであります。昨年11月、渉外知事会として訪米しました際には、米政府機関等から環境問題について前向きに検討したい旨の発言があり、一定の前進があったと考えております。

同じく米軍基地問題に係る御質問の中で、制限水域及び空域に関する御質問にお答えいたします。

沖縄県周辺海域には、広大な米軍提供水域が設定され、漁場が制限されているとともに、漁場間の移動に大きな制約を受けております。また、平成20年4月には鳥島射爆撃場の訓練水域外において米海兵隊所属機

によります爆弾の誤投下事件が発生していることなど漁船の安全操業が脅かされております。特に、鳥島射爆撃場につきましては、長年の実弾射爆撃訓練によりまして島としての形状を失いつつあります。我が国の領土保全上、重大な問題であると考えております。

沖縄県としましては、訓練水域の存在や実弾によります射爆撃等が漁業の振興や県土の保全等に著しい影響を及ぼすことがあってはならないと考えております。鳥島及び久米島射爆撃場の返還並びにホテル・ホテル訓練区域の一部解除につきまして、日米両政府に対しまして要請をしているところでございます。

観光振興の御質問の中で、県内の観光状況と課題についてという御趣旨の御質問に答弁いたします。

沖縄県への入域観光客数は、ことし2月から対前年比で増加に転じ、5月には過去最高を記録するなど順調に回復いたしております。特に外国人観光客は、定期便開設やチャーター便就航などによりまして大幅に増加いたしております。今年度は、中国などの海外市場における誘致活動を強化し、外国人観光客の大幅な増加を目指すほか、「全国エイサー大会」など新たなイベントの開催によりまして新規市場の開拓に取り組んでまいりたいと考えております。一方、景気低迷や旅行商品の低価格化などの影響によりまして、観光消費額が伸び悩んでいることが沖縄観光の課題となっております。

沖縄県といたしましては、富裕層の開拓を初めMICE誘致、そしてリゾートウエディングの推進など付加価値の高い旅行の促進に努め、観光消費額を高めてまいりたいと考えております。

次に、福祉保健部関係の御質問の中で、子育て支援対策の状況と今後の対策についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県では、待機児童解消のための保育所定員の増を初め、地域子育て支援センターや放課後児童クラブの設置促進など、各種の子育て支援対策に取り組んでおります。また、県単独の事業といたしましては、「乳幼児医療費助成事業」や「新すこやか保育事業」を実施いたしているところでございます。

なお、今年度から「おきなわ子ども・子育て応援プラン」の後期計画がスタートしております。今後とも同プランに基づきまして、子育て支援のための施策を推進してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 上原副知事。

〔副知事 上原良幸君登壇〕

○副知事（上原良幸君） 我が党の代表質問との関連で、21世紀ビジョンの策定に当たったの思いを聞きたいとの御質問にお答えいたします。

「沖縄21世紀ビジョン」は、沖縄みずから未来像を描き、思い切った手段・手法でその実現を目指す、県が初めて策定する基本構想であります。策定に当たっては、時代の変化をチャンスととらえ、沖縄の進路を切り開き、同時に閉塞した我が国経済社会の活路をも探るような大胆な発想を心がけたつもりであります。新たな仕組み・制度の導入等により、産業経済構造を変え、国内外に新生沖縄の姿を示して人・物・情報を呼び込む必要があります。

一方、沖縄の豊かな自然や伝統文化及びこれらがはぐくんできた優しさと思いやりの沖縄の心を引き継いでいくため、人と人とのきずなや地域コミュニティーなど沖縄の再生を図ることが重要であります。沖縄の新生都市再生、これにより経済的強さと人間的な温かさが両立する社会、世界に開かれた交流と共生の拠点沖縄を創造していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 米軍基地問題につきまして、嘉手納基地での航空機騒音被害についての御質問にお答えいたします。

県と嘉手納飛行場周辺市町村が行っております平成20年度航空機騒音測定結果によりますと、嘉手納飛行場周辺における1日当たりの騒音発生回数は、屋良B局で110.2回、上勢局で104.9回、屋良A局で79.1回となっており、うるささ指数が環境基準値を超過している測定局は、15測定局中9局となっております。また、周辺住民から提訴された訴訟において騒音被害を認定する司法判断が示されるなど、周辺住民に深刻な影響を与えております。

最近の嘉手納飛行場をめぐっては、米軍再編に伴う一部訓練移転が実施されておりますが、大規模な合同即応訓練や外来機のたび重なる飛来に加え、F22戦闘機等の一時配備が行われるなど依然として目に見える形での負担軽減があらわれているとは言えないと考えております。

次に、住宅防音工事につきまして、告示日の撤廃、新築防音工事、店舗・事務所等の防音工事の3点につきまして一括してお答えいたします。

嘉手納町における住宅防音工事の助成対象外となるいわゆる告示後の平成14年1月18日から平成22年5月31日までに建てられた建物は、建築確認件数ベースで

住宅308件、住宅以外67件の合計375件となっております。なお、嘉手納町以外の状況につきましては、現在把握されておられません。

県は、これまで渉外知事会を通じまして、政府に対し、住宅防音工事の対象区域の拡大、区域指定後の新築・増改築住宅への制度の拡充や補助対象施設を事務所、店舗等にも拡大することを要請してきております。また、軍転協を通じて同様の趣旨の要請も行っております。

次に、防音工事につきまして、仕分け作業による住宅防音事業への影響についてお答え申し上げます。

事業仕分けでは、地方事務費が補助金として財団法人防衛施設周辺整備協会に還流する仕組みが問題視され、「廃止すべき」との結果になったことは承知しております。事業仕分けの結果が次年度以降の予算にどのような影響を与えるかは現時点では明らかではありませんが、住民に負担をかけることなく国が責任を持って対応すべきであると考えております。

次に、防音工事に関連しまして、国有地の有効利用についてとの御質問にお答えいたします。

国は、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づく移転措置事業として、航空機騒音が激しい地域に指定されている区域の土地を買い上げ、国有地化を行っております。国有地化された土地は、市町村等からの要望に基づき無償での使用が可能となっており、地元自治体の意向を踏まえた有効活用が図られる必要があると考えております。

嘉手納町においては、国有地を広場、駐車場として利用しているとのことであり、北谷町においては、将来的にゲートボール、グラウンドゴルフなどを行う広場や菜園として活用することを検討しているとのことでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 米軍基地問題の質問のうち、沖縄県を基地所在地市町村都道府県として認めさせることはできないかという趣旨の質問にお答えいたします。

基地所在に係る新たな財源措置の御提言は、国・地方を通じる厳しい財政状況の中、自主財源の乏しい本県にとって貴重でございます。既に米軍及び自衛隊の基地が所在することによる財政需要につきましては、平成9年度から普通交付税において措置が講じられているところでありますが、御提言の件につきましては新たな財源措置の一つとして、今後、検討してまいり

たいと考えております。

次に、行財政改革の質問のうち、平成22年度予算につきましてお答えいたします。

県では国・地方を通ずる厳しい財政状況のもと、新沖縄県行財政改革プランを策定し、今年度から行財政改革に取り組んでいるところであります。一方、平成22年度は沖縄振興計画が残り2年となり、これまでの成果を踏まえ、残された課題への対応とさらなる発展に向けた取り組みを力強く推進するとともに、現下の厳しい社会経済情勢を踏まえ、景気・子育て支援等の経済対策にも適切に対応する必要があります。このため、産業振興、雇用創出、福祉医療の拡充及び離島振興等の県政の重要政策の推進はもとより、国の経済対策に伴い積み立てた基金を活用した事業などについて6055億円の予算を計上したところであります。

次に、同じく行財政改革の中で、新たな税収財源の取り組みについてお答えいたします。

本県の厳しい財政状況の中、多様化する行政需要に対応するためには新たな税の導入が必要であると考えており、現在、観光関連税を中心に複数の案を検討しているところであります。具体的には、今年度、外部の有識者で構成される専門委員会を設置し、受益と負担の関係、課税の公平性、県経済に与える影響などを検討するとともに、県民から幅広く意見を取り入れながら、新税の早期導入に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 行財政改革についての御質問の中で、「沖縄21世紀ビジョン」の財源の裏づけについてお答えいたします。

「沖縄21世紀ビジョン」は、県民の多くの声を酌み上げ、県民とともに策定したおおむね20年後のあるべき姿を描いた長期構想であります。県においては、このビジョン実現の計画を策定することにしており、計画を支える財源、制度の仕組みの構築に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、基地関係交付金についてお答えいたします。

本県市町村の基地関係収入の総額は、平成20年度決算で276億2200万円となっており、主なものは、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づく交付金が76億7900万円、基地交付金が68億700万円などとなっております。そのほかに、普通交付税の算定において米軍及び自衛隊の基地が所在することによる財政需要に対する措置が講じられているところでありま

す。平成21年度算定における措置額は、県分が約25億円、市町村分が32市町村で約55億円、合わせて約80億円となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 観光振興について、沖縄県の観光関連の総採算についての御質問にお答えします。

沖縄県における平成21年度の観光関連の最終予算額は、約24億9000万円となっております。平成21年度の観光収入については、現在、精査中となっておりますが、平成21年度の観光客数569万人と、「ビジットおきなわ計画」で掲げた観光客1人当たり消費額の見込み値7万452円から算出しますと、約4000億円と推計されます。

同じく観光振興について、観光関連予算についての御質問にお答えします。

平成22年度の観光関連当初予算は約14億5000万円で、対前年度比マイナス12.4%となっております。主な事業としましては、観光客の誘致促進を図るために必要な経費約5億2000万円、観光客の受け入れ体制の整備に要する経費約3億4000万円などとなっております。

なお、6月補正予算に約15億円を計上し、誘客プロモーションや観光客受け入れ体制の整備など観光関連予算の拡充を図っているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 福祉保健部関連についての御質問の中の、乳幼児医療費助成事業の対象年齢拡大についてお答えします。

現在、本県では市町村が実施する乳幼児医療費助成のうち、入院は就学前まで、通院は3歳児までを対象として、その医療費に係る自己負担金の2分の1を補助しております。これを入院・通院ともに7歳未満まで拡大した場合、平成22年度当初予算と比較して約4億円の事業費の増加が見込まれます。

県としては、乳幼児医療費助成が子育て支援の観点からも必要な事業であると認識しておりますが、対象年齢拡大には大きな財政負担を伴うことから、現状では難しいと考えております。

次に、乳幼児医療費助成事業における現物給付制度の導入についてお答えします。

平成22年4月現在、乳幼児医療費助成事業における

全国の現物給付制度の導入状況は、47都道府県のうち、完全実施が20カ所、一部実施が17カ所となっており、本県と同じ償還払い制度は、自動償還も含め10カ所となっております。

県としては、乳幼児医療費助成が子育て支援の観点からも必要な事業であると認識しておりますが、現物給付方式を導入した場合、国は、国民健康保険に係る国庫支出金を減額調整する仕組みをとっており、市町村国保の運営にも影響が及ぶことから現状では難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 農業関連の中で、農業関連事業の予算についてお答えします。

農林水産部の平成22年度一般会計当初予算は505億5856万円で、平成21年度に比較して約67億円、率にして11.8%の減となっています。そのうち、農業関連予算は約389億円で、平成21年度に比較して約56億円、12.7%の大幅な減となっています。

主な事業といたしましては、県営畑地帯総合整備事業費等で16億1566万円、県営かんがい排水事業費で11億6443万円、農業集落排水事業費で9億7040万円の減となっております。国は、平成22年度予算の概算決定において「コンクリートから人へ」の予算編成の基本理念のもと、農業農村整備関係予算を国庫ベースで前年度に対して全国で約37%、沖縄で約39%と大幅に削減をしております。そのため、平成22年度の農業農村整備予算の確保について、去る12月に国に対し要請したところであります。

このような中、国は新たに農山漁村地域整備交付金を創設し、農業農村整備関連予算を前年度に対し全国で約63%、沖縄で約75%を確保しております。関係市町村は、継続地区の予算の確保や新規地区の採択について懸念しております。そのため、農業農村整備事業の実施においては、円滑な事業執行を図るため、平成22年度完了地区と新規採択地区への予算確保を優先的に行っております。

県といたしましては、農業生産基盤の整備を計画的に進めるため、平成23年度の農業農村整備予算の確保について市町村・JAと連携して去る6月17日に国に対し強く要請しているところであります。

同じく県内の総農家数、農業産出額、農業所得などの推移についてお答えします。

本県の総農家数、農業産出額、農業所得などの推移について、復帰直後の1973年と直近の統計値を比較し

ますと、総農家数は5万3980戸から2005年は2万4014戸で、2万9966戸の減少となっているものの、農業産出額、農業所得、農家所得などは増加しております。農業産出額は451億円から2008年は920億円で、469億円の増、農業所得は38万6000円から2008年は134万9000円で96万3000円の増、農家所得は123万2000円から2008年は224万2000円で101万円の増、農家総所得は148万2000円から2008年は372万4000円で224万2000円の増となっております。

同じく農地の遊休地についてお答えします。

平成21年度における耕作放棄地面積は2693ヘクタールで、全耕地面積3万9100ヘクタールの6.9%となっています。また、平成20年度までに農業農村整備事業で整備した圃场面積は1万8343ヘクタールで、そのうち1.9%に当たる353ヘクタールが耕作放棄地となっております。

県といたしましては、耕作放棄地の再生利用を図るため、沖縄県耕作放棄地対策協議会を設置しております。また、県協議会のもと27市町村で地域協議会を開催し、平成20年度より再生作業、土壌改良、営農定着等を支援し、平成21年度までに約73ヘクタールが再生されています。平成22年度は約150ヘクタールの再生利用のほか、土壌改良、営農定着等を支援する計画となっています。今後、平成23年度を目途に、農業上重要な地域を中心に、約350ヘクタールの耕作放棄地の再生利用を進めていくこととしております。

次に、口蹄疫の防疫対策の中で、発生源以外の防疫対策、競り中止等の国の判断による指導、市場開設者への運営支援、肉用子牛の月齢等の要件緩和、関係機関・団体が農家支援等に要した経費の予算措置等について一括してお答えします。

畜産農家は、宮崎県での口蹄疫の発生に伴い、家畜競りが中止となり厳しい経営状況にあります。このため、県では、家畜飼料代補助や生活資金等への利子助成など農家支援を行っているところでありますが、国に対しても、発生県以外の万全な防疫対策、家畜市場中止等の国の判断による指導、家畜競り中止に伴う家畜市場開設者への運営支援、肉用子牛の月齢等の要件緩和、関係機関・団体等が要した農家支援等への十分な財政措置などについて、市町村・JAと連携し、去る6月17日に強く要請しているところであります。

同じく簡易施設建設費用の全額補助及び農地法等許可の規制緩和についてお答えします。

家畜競りの中止に伴い、滞留家畜を収容するための簡易畜舎等の整備に係る経費の全額補助については、国に要請しているところであります。農地法では、2

アール未満の自己所有地の転用については許可は不要とされております。また、自己所有の採草放牧地に設置する場合は、面積にかかわらず許可は不要となっております。

なお、2アール以上の農地または借地に設置する場合は、農地法による転用許可が必要となりますが、農業委員会等の関係機関と事前調整を行い、農家申請から許可までの期間を最短で10日程度でできるよう検討していきたいと考えております。

同じく飼料代の全額補てん、無利子資金の融資と枠の上積み、手続の簡素化、輸送ルートの開拓と助成措置、金融支援措置の使途拡大に対する国と県の支援について一括してお答えします。

県といたしましては、畜産農家などに対する支援として、家畜の飼料代の補助、生活資金または運転資金の利子助成などに対し、約1億1000万円を予備費で対応しております。6月補正予算としては、家畜の飼料代の補助、生活資金または運転資金の利子助成、出荷遅延による肉用牛の価格差補てん、新たな輸送ルートの確保のための貨物船コンテナ輸送料の補助などで約8億3600万円を計上し、予備費、補正を合わせて総額約9億4600万円の支援を考えております。

また、国に対して、滞留家畜の飼料代の助成、新たな輸送ルートの貨物船コンテナ輸送料の補助、国の金融支援措置の無利子化や資金使途に生活資金等も含めることなどについて、口蹄疫の未発生地域においても対応策を講じるよう要請しているところであります。

家畜の県外出荷の新たな輸送ルートの開拓については、家畜市場開設者であるJA等と連携し、博多ルートを確認しているところであります。なお、融資については、口蹄疫対策資金として、JAや国の農林漁業セーフティネット資金等が融資可能となっており、一部銀行については、事務手続等について調整をしているところであります。これらの資金の使途は、生活資金等にも対応可能と聞いております。融資枠の上積みについては、セーフティネット資金の限度額が300万円から600万円に引き上げられております。県の利子助成に伴う無利子化については、銀行では利子の軽減となりますが、JAでは融資の際、利率の緩和による無利子化や事務手続の簡素化が行われております。

同じく闘牛に対する県の対応についてお答えします。

一般的に、家畜とは、「人間がその生産物を利用するために飼育する動物」であり、闘牛は競技用の動物であると認識しております。

県といたしましては、闘牛についても口蹄疫に感染

するおそれがあることから、侵入防止対策として県外からの闘牛の導入の自粛、農場への立入制限、消毒剤の無償配布等による消毒の徹底などに加えて、各地で行われている闘牛大会においても関係機関と連携して靴底消毒などを実施しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後 6 時 44 分休憩

午後 6 時 46 分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

中川京貴君。

○中川 京貴君 再質問したいと思います。

嘉手納飛行場では外来機の飛来が無制限に実施されれば、常駐機と全く変わらない。米軍再編合意の負担軽減にはなっていない。それどころか民主党政権は嘉手納基地の爆音被害、使用に対し、ペンタゴンやハワイ司令部に対し一度もそういった被害要請していないと、米軍基地関係特別委員会の中で要請したときにそう言うておりました。ぜひ私はそういった米軍のやりたい放題、使いたい放題の基地使用に、知事が訪米をして沖縄の状況をしっかり訴えるべきではないかなと。そしてやはり僕はその解決を県はどのように考えているのかなと思っているのは、まず使用協定の改定しかないのではないかなという点と、2つ目は、腰の重い日本政府が米国に対し要請ができないのであれば、11項目の地位協定の要請を県は準備しているということですので、沖縄単独で要請行動すべきではないか。知事が訪米をし、直接米政府に対し沖縄の基地被害の状況を繰り返し説明し、問題解決をしていただきたいと思います。知事の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後 6 時 48 分休憩

午後 6 時 48 分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 御質問のやはり騒音の実態を訴える、騒音の解決を訴えるということに関しては、知事は昨年 1 月と 11 月の 2 度にわたり訪米をしております。その際には、米政府関係者及びハワイの太平洋軍司令官に対して、特に嘉手納の騒音が非常に住民の負担になっているということも含めて強く要請してきたところでございまして、これは引き続き、現在訪米の内容については詰めているところですが、要請してまいります。また、使用協定、日米地位協定につきましても同様にしっかりと要請をし

てまいりたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 先ほど知事の答弁の中で、政府は、菅総理大臣も、沖縄に基地負担をかけていると。精いっぱいこの負担軽減に努力していきたいという答弁がありました。そうであるならば、知事、これは先ほど参考資料として渡したんですが、これだけ基地の面積が本土との約 280 倍——これは県民 1 人当たりですよ——の基地の負担をしていると。嘉手納町は 1480 倍、これは皆さん新聞で見たと思うんですが、（資料を掲示）このような基地負担を強いられて、それと騒音、爆音被害、そうであるならば防音工事は当たり前だと思っています。こういう防音工事でも先ほど 400 件、三百七十何件告示後に建てられた建物が防音工事の対象になっていないと。そういったことであれば、嘉手納町はもちろんそうですけれども、この基地の周辺の自治体、うるま市、沖縄市、そして北谷、宜野湾市も含めてですね、告示日の撤廃をしなければこの防音工事が該当しないんです。今 85 以上しか防音工事できませんけれども、これを 75 に下げる。そして防音工事の日にちの撤廃をする。そういったことをすれば、やはり騒音被害、爆音被害が少しは軽減されるんですが、これについてもやはり知事、直接政府に、これはアメリカの問題じゃないんです。日本政府の予算の問題でありますから、日本政府の担当大臣がやろうと思えばできることで、これまでも運用でやってまいりました。僕は仲井真知事にぜひこの告示日の撤廃、もしくは告示日の見直しをしていただいて、この地域の騒音軽減ができるように知事に努力していただきたい。答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後 6 時 51 分休憩

午後 6 時 52 分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） まさに議員おっしゃるようにこれは国内問題でもありますから、今この時期に精いっぱい頑張ってみたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 ぜひ知事、この防音工事については粘り強い要請をしていただきたいと思います。

それともう一つは、沖縄県を基地所在地市町村都道府県として認めさせていただきたいということは、私はこの件はもう 7 年前からずっと言い続けております。なぜならば、平成 20 年の 6 月にも一般質問しております。そのときも自主財源が厳しい本県において新

たな財源措置、新たな収入を考えなければいろんなビジョンを計画してもなし崩しになってしまうと。そういった先ほども説明しましたが、沖縄の基地負担というのは面積ももちろんそうありますが、その過重な負担できのうの一般質問にも出ておりました、もし基地がなければ直接経済効果が那覇の新都心で51億円あったのが608億円になると。そして誘発雇用人数それが300人から5000人になると、この経済効果がこれだけ出ているんです。そして北谷町北前においては3億円の直接経済効果が557億円と。基地が返還されればこれだけの経済効果、波及効果が出るということが数字に観光商工部長の答弁で出ておりました。そういった理論武装をして、本当にこの沖縄県のこれから5年後、10年後を考えたときに、基地は——21世紀ビジョンでもそうですけれども——なくなります。それに向けて努力します。しかし今ある基地をどのような形で整理縮小していくか。そのためにはやはり新たな財源措置が必要だと思っております。それがあればいろんな事業、先ほど沖縄の21世紀ビジョンを初めすばらしいビジョンを掲げて副知事から説明がありました。75%の米軍基地を押しつけられている本県においては、この歳入歳出が伴わなければやはり21世紀ビジョンも実現に向けて厳しいんではないかなと。税収、歳入をしっかり位置づけてビジョン実現に向けて一緒に頑張らなければいけないと思っております。この件について答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） もうこれはお答えするまでもなく、今議員がおっしゃったとおりだと思います。幾つか仮定が入っておりますけれども、もし基地なかりせばという算定も含めて、もう少し我々のほうも論理を詰めて展開していければと思っておりますし、新しいビジョンをつくるに当たって財源の話を含めて、まさに今おっしゃったようなことも含め、整理整頓してちょっと強力に当たっていきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 福祉保健部に再質問します。

先ほど福祉保健部では必要性は認めております。財源がないからというそういう答弁でありましたが、今全国ではそれでも20カ所それが実施されておりました、沖縄県と同じような形でやっているのが10カ所だと。もう半分以上は実施されているわけでありまして、もしこれが全国この国保のペナルティー制度、それがなければ県としても実施する考えがあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） この乳幼児医療制度の現物給付につきましては、国保の減額措置だけではなくて、そうすることによる医療費の増加、それから小児救急の負担過重、そういう別の課題もございますので、財源があればというそういう仮定の議論というのは現在ではできませんが、そういういろんな課題も考える必要があるんじゃないかというふうに思っています。

それから全国状況でも最近是一部を償還払いに戻すなどの事例も出てきておりまして、他の都道府県においても同様な悩みというそういう負担が出てきているのではないかと。そういう状況がありまして、県におきましてはその制度については全国的に広く実施されている事業ということで、その負担軽減も含めまして、この国保の減税措置の廃止も含めて全国知事会を通して国に要望しているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 そうであるならば、なぜ全国的に過半数以上もそれを実施されているんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） その県自身のいろんな施策とは思いますが、やはりこの乳幼児医療制度が出てきた当初というのはやはり乳幼児の保健向上というのが目的ではございますが、最近は少子化で子育て支援とか少子化対策に力を入れている都道府県もございまして。そういう事情で広がってきている部分があるのかなというふうには考えております。

○議長（高嶺善伸君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 時間がないので、口蹄疫の再質問をしたいと思います。

実は、知事、自由民主党新垣会長、また池間幹事長ともに口蹄疫が発生した当時、すぐに知事のほうに要請してまいりました。それは宮古島、そして石垣、南部の方々から自由民主党のほうにこのような形でファクスが届いておりました。（資料を掲示）今現場の声をぜひ聞いていただきたいということで、今部長は答弁しておりましたが、実際には沖縄金融公庫とか銀行——無利息ですね——それを要請したときにどういう形で具体的に説明していただきたいと思っております。銀行、公庫、農協どちらでも無利息制度が実施できるのか。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 無利息の実施につきましては、まずJAにつきましては県が2%程度支援するということで、無利子でそれから事務の簡素化も実施するということになっております。

銀行につきましては、いろいろ事務手続上、あるいは経営上の関係があって２％程度県が支援をしてもなかなか無利子というのは難しいというふうな状況がございます。それから公庫については、今かなり低い利率になっておりまして、これについては現在は相談中でございますけれども、９月議会などでもしそういう無利子化の話をすれば相談に乗るというような状況でございます。

○議長（高嶺善伸君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 短目に答弁をお願いしたいんですが、実は県がその利息を利子補給を上げればどちらでも融資が受けられるんです。そして農協の限度額はたしか２００万じゃなかったですか。それを限度額が幾らなのか、５００万なのか６００万なのか。ＪＡさんはＪＡの組合員じゃなければ無利息融資はできないと言っているんです。じゃＪＡと取引のない農家はどうか。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 先ほどもＪＡさんのほうは要件緩和を考えているようで、そういうことで県としては、できるだけ無利子化ができるような形のところに借り入れしてもらおうということで、ＪＡさんともいろいろ相談しながらできるだけ緩和してもらおうような形でやるということでやっていますので、その方向で我々としても促進をしたいと思います。

○中川 京貴君 限度額は。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 限度額につきましては、今セーフティネット資金が３００万から６００万ということになっていますので、その枠は拡大されると思っています。

○議長（高嶺善伸君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 今、部長の答弁では、口蹄疫防止対策で努力したことは高く評価します。ただ、９月まで待てないんです。９月の補正の話をしては農家の人たちは大変もう生きるか死ぬかであります。本定例会の補正予算の中で８億円余り組んでありますよね、１億円はもう予備費で対応しているかと思っています。その８億円の中に利子補給があるはずですから、それで例えば４％だろうが５％だろうが、どこの銀行で借りても。県がそれをやる気があるかないかの問題なんです。例えば離島の方々が公庫に借りる、セーフティネットを利用する場合に本島に来てやるんですか。手続はどうなるんですか。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 離島それから本島にあってもしっかり手続ができるように、セーフティ

ネットの場合はしっかり公庫とも調整をしていきたいと考えていますし、それからＪＡさんについては各支店がございますので、しっかりその借入れができるようにいろいろ調整をしていきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 今８億余りの補正が組まれております。これが最終本会議で通るか通らないか議会にかかると思うんですが、ぜひ牛の差額が出ますよね。それも県としてはやるでしょう。それをできるだけ農家のためになるような活用をする。時によっては予算内での流用ができるような形で、農家のための補正予算であってほしいと申し上げて一般質問を終わります。

○議長（高嶺善伸君） 前島明男君。

〔前島明男君登壇〕

○前島 明男君 公明党県民会議の前島でございます。

一般質問も３日目の一番最後の８番目でアンカー役を務めることになりましたが、けさの１０時からもう７時を回りましたね。既に９時間も経過をし、知事、執行部を初め議員諸兄には大変お疲れのことと思いますが、いましばらくの間、おつき合いのほどをお願いします。

質問の前に若干所見を述べてみたいと思います。

さて、この五、六年の間に日本の総理大臣が小泉元総理を初め福田、安倍、麻生、鳩山、菅総理と６名もころころかわるような国がどこにあるのでしょうか。全世界２００数十カ国、どこを探してもありません。暗い政治世相の中にあって、昨夜の奥武山セラー野球場におけるプロ野球公式戦は、沖縄では３５年ぶりということで、沖縄の野球ファン、特に少年野球ファンには大きな夢と希望を与えたものと思います。

昨夜はもう一つ子供たちに大きな夢を与えた出来事がありました。それは、多くの議員が夕べのワールドカップサッカー、日本対パラグアイ戦をテレビ観戦されて、改めて日本のサッカーが世界に通用するのだなと感じられたのではないかと考えております。これからはますます日本のサッカー熱、いや、沖縄のサッカー熱が燃え上がっていくものだというふうに思います。

元ワールドカップサッカー日本代表選手でかりゆしＦＣの初代監督も務められた、かの有名なラモス氏が、沖縄の子供たちは足腰が強い上に俊敏性あって、南米の子供たちに似て非常にサッカーに向いている。だから、沖縄に来てＪリーグにどんどん送り込んでやりたいんだということをじかに聞いたことがあります。

沖縄の子供たちに大きな夢と希望を与えるために

も、ぜひＪリーグの公式戦を誘致できるようなサッカー場を建設してもらいたと思います。教育長、いかがでしょうか。通告外ではありますが、けさ一番で連絡してありますので、お答えできる範囲で結構でございます。

前置きが長くなりましたが、それでは一般質問に入ります。

１、県政運営についてであります。仲井眞知事は、就任以来約３年半が経過いたしました。その間、多くの実績を残していただきました。一つ一つ例を挙げれば時間が幾らあっても足りませんので申し上げますが、県民生活の向上に大きく貢献したものと高く評価するものであります。しかしながら、課題がないわけでもありません。幾つか残されております。

そこで、次のことを伺います。

(1)、今後の財政収支の見通しについてであります。

本県財政は、県税等の自主財源の割合が低く、国の地方財政制度に大きく依存した脆弱な構造であるとともに、人件費等の義務的経費の割合が高く、弾力性に乏しいものとなっております。そこでしっかりと現状を把握し、中長期的展望に立って取り組む必要があることから、次のことを伺います。

ア、現在の不況がそのまま続くとすれば、５年後、１０年後収支バランスはどう推計されるか。

イ、不足する分は基金取り崩しか、公債・県債発行しかないと思うが、５年後、１０年後の残高は幾らになるのか。

ウ、抜本的な改革には何が最も必要と考えるか。

(2)、県政における事業仕分けはどうなっているか。

ア、行っているのか、いないのか。また、今後どうする考えなのか伺いたい。

イ、国の事業仕分けによる影響はどうなっておりますか。

(3)、県内における経済不況をどうとらえ、どう打開する考えか伺いをしたいと思います。

大きな２番、米軍基地問題についてであります。

本県には全国の米軍専用施設面積の74.3%にも上る広大な米軍基地が所在しており、計画的な都市づくりや交通体系の整備、産業用地の確保など、本県の振興開発を推進する上で大きな制約となっております。また、米軍人・軍属等による事件・事故の発生は県民に大きな不安を与えており、県民生活にさまざまな影響をもたらしております。

そこで、次のことを伺います。

(1)、米軍人・軍属による事件・事故についてであります。

ア、近年、事件・事故がふえているように思うが、直近５年間の状況はどうなっていますか。

イ、事件・事故の補償状況はどうなっているか。未解決事件はないのか。

ウ、県議会も事件・事故によってはその都度米軍関係当局に申し入れを行っておりますが、一向に効果が上がっていないのが現状であります。なぜだと思えるか、抜本的な対策はないのか伺います。

(2)、地位協定の見直しについてであります。

日米地位協定の見直しについては、県は日米両政府に対し平成７年11月に10項目の見直しに関する要請を行うなど、機会あるごとにその見直しを求めてきております。これに対し、日米両政府は、平成８年12月のＳＡＣＯの最終報告において、日米地位協定の運用の改善などを示しました。しかし、ＳＡＣＯの最終報告などによって日米地位協定の運用改善が示された後も米軍基地に起因する事件・事故や環境問題など諸課題が山積しており、これらの米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、日米地位協定の運用を改善するだけでは不十分であり、日米地位協定を抜本的に見直す必要があると考えます。

いみじくもその必要性については、去る６月23日の沖縄全戦没者追悼式の来賓あいさつの中で横路衆議院議長がきっぱりと、締結以来50年間一度も改正されていない、運用の改善では絶対だめだと明言されました。ことしは締結50周年の節目の年に当たりますので、何としても不平等な協定を改めさせなければなりません。

そこで、次のことを伺います。

ア、ドイツや韓国の地位協定との大きな違いは何か。

イ、日本政府を頼ってはいつまでたっても実現できないので、アメリカの世論を喚起するために再度アメリカのマスメディアを活用する考えはないか。

(3)、米軍が発注する軍工事について伺います。

ア、県は、発注状況や実態を掌握しておりますか。

イ、だれでもできるよう単純な工事を本土の業者がレンタカーを乗りつけて入札に来る状況をどう思いますか。

大きな３番、福祉、医療行政についてであります。

(1)、福祉について。

在宅老人福祉対策としては、高齢者自身の心身の健康づくりや介護予防への取り組みを支援するなど、もろもろの事業が展開されておりますが、実際問題として高齢者が介護や支援が必要な状態になったとき、どうしても家族の介護でなければ本人が納得し得ない場

合もあり、どのような支援の方法があるのか次のことを伺います。

ア、在宅介護の状況はどうなっているか。また、助成はどうなっておりますか。

イ、がん条例——これはがん対策推進条例のことですが——の制定について、本県の考え方と他府県の制定状況を伺いたいと思っておりますが、このことについては、本年6月定例議会にも沖縄県がん患者会連合会から陳情書も提出されておりますが、私自身も勉強会に参加いたしました。患者の皆様方の切実な願いがひしひしと伝わってまいりました。

今日、がんが県民の死因の第1位であることを考えれば、一刻も早くがん対策推進条例を制定してがん患者を安心させると同時に、がんの撲滅に力を入れるべきだと考えます。国も平成18年に法律98号がん対策基本法を制定しておりますので、その趣旨を生かす必要があると考えます。

(2)、医療について伺います。

最も救急医療の進んでいるドイツでは、どのような辺境の地にあっても15分以内に急患を病院まで運ばなければならないという法律が施行されていると聞き及んでおります。人の命の大切さをこれほど現場で実践している国もないのではないかとすらやましくも思うと同時に、我が県でも取り入れられないのかという観点から次のことを伺います。

ア、ドクターヘリやドクターカー救急車など、あらゆる交通手段を使って医師が現場に駆けつけ治療行為を行ういわゆる「15分ルール」が確立できないか伺います。

イ、ドクターヘリは現在の1機で十分か。もう1機必要だと考えるがどうか。

ウ、本来、ドクターヘリ事業は県自体が行うべきであるが、MESHサポートセンターが民間から支援金を募り、大変な苦勞を強いられながら実施しております。県は助成をすべきだと考えるがどうか伺います。

エ、産婦人科や精神科などの医師不足解消と対策はどうなっているか。このことについては、何年も前から各議員が代表質問や一般質問で何度も取り上げてきた問題であります。いまだに解決を見ておりません。本県北部地区や各離島に住んでいる方々にとっては極めて深刻な問題であります。いつまでもこのままの状態を続けるのではなく、即何とかしてもらいたいと思います。

オ、国頭村安田診療所の問題についてであります。県の対応を伺うわけであります。

この問題は、県が診療所を閉鎖して3年3カ月たっ

た今日でもいまだに解決を見ず、安田区民は不安な日々を送っております。やっと決まりかけた医師の常駐問題も村役場の不手際で白紙に戻ったことが去る25日の新聞で伝えられました。残念でなりません。過疎地域の医療に関しては、県も積極的に関与すべきだと考えるが、今回の安田診療所の医師問題に関しては、県は何のアドバイスもしなかったのかを伺うものであります。

大きな4番、農林水産行政について伺います。

(1)、農業について。

私も人類がこの宇宙に存在してこの方、農水産物資源を抜きにしては考えられません。我が県では方言で食べ物のことをしばしば「ヌチグスイ」と表現することがあります。食べ物そのものに薬効があり、滋養になる成分が含まれているという意味であります。第2次世界大戦以前は食材のほとんどが自給自足だったために、ほとんどヘルシーな食生活を送っていたと思われれます。その証拠が長寿県日本一であります。ところが、現在はその日本一に赤信号が点滅しだしてきております。それは、食材の自給率にも関係があるものだと考え、次のことを伺います。

ア、本県の食料自給率は幾らか。

イ、自給率向上をどのように図っているか。

ウ、放棄地対策はどうなっているか。

(2)、水産業についてであります。

世界の水産業の環境は年々厳しさを増してきており、特に我が国にとっては捕鯨問題やマグロの問題など、遠洋漁業に携わる業者に大きな打撃となっております。我が県のマグロ業者にも少なからず影響が出てきているようであります。

そこで、次のことを伺います。

ア、つくる漁業の現状と対策はどうなっているか。

イ、マグロ漁業者は、今後厳しい状況になってくると思われるが、その支援策を考えているか。

ウ、魚礁の設置状況はどうなっているか。また、資源リサイクルの面から廃タイヤを魚礁として利用する考えはないかを伺います。

大きな5番、観光行政についてであります。

平成19年度観光商工部の基本方針によりますと、10年後の観光客数1000万人を目指すとなっております。あと7年しか残っておりません。受け入れる施設や環境の整備は目標に向かって着々と進んでいるのでしょうか。単純に計算しても現有施設の4割増しの施設が必要になってまいります。施設のほか、電気や水、ホテル等の従業員の確保はできるのかなどなど、今からでもすぐに対策を立てなければ間に合いません。それと同時

に、いかに観光客を喜ばせ満足させるかを考えなければなりません。

そこで、次のことを伺います。

(1)、県内における観光資源の開発はどのような状況か。

(2)、今後、1000万人の観光客を受け入れることを考えれば、読谷村から恩納村に至る西海岸一帯の観光資源を有効に活用する意味でも面的な整備が必要であると考えerがどうか。

(3)、開発には時間がかかるので、その間、相互の往来を活発にするために航空券を持った観光客であればいつでもどこでも乗れる低床・低運賃バスを県が補助をして運行させてはどうか。

(4)、若狭海岸の大型クルーザー専用バスから若狭大通りの交差点までの間、歩道の整備が進められているが、完成予定はいつか。また、ストリートファニチャーを設置したり、木陰を設けるなど、観光客がいやされるような通りにしてはどうか。

答弁によっては再質問を行います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 前島明男議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、県政運営についてという御質問の中で、県での事業仕分けの実施についてという御質問にお答えいたします。

事業仕分けについて、沖縄県では、新沖縄県行財政改革プランに「県民視点による事業棚卸し」として位置づけ実施していくことといたしております。事業棚卸しは、県民とともに事業の必要性や実施主体のあり方等を検証するために行うものであります。今年度は、100事業を対象に来る7月21日から23日の間、県民に広く参加を呼びかけ、公開で実施することといたしております。

次に、米軍基地問題に係る御質問の中で、事件・事故防止の抜本対策についての御質問にお答えいたします。

これまで、米軍において事件・事故の防止措置として実施されております夜間の基地外への外出制限の時間中にも強盗致傷や窃盗などの事件が発生しております。網紀肅正が徹底されていないと言わざるを得ず、極めて遺憾であります。

こうした中、去る6月11日にロブリング在日米軍沖縄地域調整官から事件・事故の再発防止策が発表されましたが、これらの措置も含めまして日米両政府において抜本的な再発防止策が講じられるべきであります。

す。

沖縄県は、米軍基地に起因する事件・事故は1件たりともあってはならないと考えているところであります。このことから、当該措置の検証を含め、今後、その効果を見きわめてまいりたいと考えております。

次に、農林水産行政に係る御質問の中で、食料自給率と自給率向上対策に係る御質問にお答えいたしますが、この4の(1)のアと4の(1)のイが関連いたしておりますので一括して答弁させていただきます。

沖縄県における平成20年度の食料自給率は、カロリーベースで40%となっており、平成23年度の目標を達成いたしております。

沖縄県といたしましては、引き続き食料自給率の向上を図るため、農林水産業振興計画に基づきまして、おきなわブランドの確立や生産供給体制の強化、流通・販売・加工対策の強化や地産地消の推進、農林水産業の基盤整備など、各種施策・事業を総合的に推進しているところでございます。

特に、第1に、耕作放棄地の再生利用による生産の拡大、第2に、学校給食や観光関連施設における県産食材の利用促進、第3に、「沖縄食材の店」登録の推進、第4に、ファーマーズマーケット等、農産物直売所の整備によります販売促進、第5に、島野菜、カンショなどの地域特産物の振興、第6に、量販店等におけるフードアドバイザーやコーディネーターの配置による地産地消の推進など、農業生産の拡大と地産地消の推進に取り組んでいるところでございます。

次に、同じく農林水産行政の中で、つくる漁業の現状と対策についてという御質問にお答えいたします。

沖縄県におきましては、熱帯性の温暖な海域に囲まれた立地条件を生かしまして、モズク、そしてクルマエビ、海ブドウ及びヤイトハタなどの養殖が各地で行われております。

平成20年における養殖の生産額は、クルマエビが約25億円、モズク・海ブドウなど海藻類が約20億円、魚類などが約13億円で、合計で約58億円となっております。

沖縄県では、養殖業の振興を図るため、第1に、種苗生産技術の開発、第2に、モズクの生産安定技術の普及及び指導と消費の拡大、第3に、ハタ類の防疫体制の強化と魚病対策、第4に、海ブドウブランド化対策などに取り組んでいるところでございます。

平成22年度は、新規事業のおきなわ型つくり育てる漁業推進事業によりまして、海ブドウの生産技術の改良や品質基準の設定、サンゴ礁海域の特性を生かしました海洋牧場の調査などを行い、つくり育てる漁業を

推進してまいる所存でございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 県政運営に関する質問のうち、5年後、10年後の収支バランスについてお答えいたします。

平成22年度当初予算を基礎として、一定の仮定のもとで今後の財政収支を試算した場合、県税や地方交付税等の歳入の大幅な増加が期待できない反面、歳出においては、社会保障関係費や公債費等の義務的な経費の増加に伴い、毎年度多額の収支不足が見込まれます。この収支見通しでは、5年後の平成27年度には約289億円、10年後の平成32年度には約583億円の収支不足が見込まれております。これは、国が示した経済成長率をもとに試算したものであり、仮に現在の不況がそのまま続くとした場合、この収支不足はさらに拡大するものと見込まれます。

次に、5年後、10年後の基金残高及び県債残高についてお答えいたします。

平成22年3月に策定した「今後の財政収支の見通し」における試算では、主要3基金の平成22年度末残高見込みは約282億円となっており、今後の収支不足に対応するため取り崩しを続けるとした場合、平成26年度には枯渇することとなります。また、県債残高は、平成22年度末見込みで約6922億円であり、一定の条件で試算した場合、5年後の平成27年度では約8126億円、10年後の平成32年度では約8746億円と見込んでおります。

次に、抜本的な改革についてお答えいたします。

県では、厳しい財政状況を改善していくため、新沖縄県行財政改革プランに基づく財政健全化策に取り組むこととしております。歳入面においては、県税の徴収強化や使用料・手数料の定期的な見直し、未収金の解消に取り組むとともに、新たな自主財源を確保するため、新税の創設や県有施設のネーミングライツの導入等に取り組んでまいります。また、歳出面においては、引き続き県単補助金や事務事業の見直し、大型箱物整備の抑制等を進めてまいります。

こうした歳入歳出両面からの抜本的な見直しを進めるとともに、地方交付税等の一般財源確保について国に働きかけ、安定的な財政基盤の確立に向けて取り組んでまいります。

次に、国の事業仕分けによる影響についてお答えいたします。

国においては、昨年11月に国の事業を、本年4月と5月に独立行政法人や政府系の公益法人が行う事業を対象に事業仕分けを実施したところであります。その結果、県事業のうち「田園空間整備事業」など12の事業が廃止、予算要求縮減、地方・民間への移管などに仕分けされ、額で申し上げますと平成22年度予算額では、対前年度と比較して約18億円が減少しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 県政運営についての御質問の中で、県内の経済動向と対策についてお答えいたします。

国内の景気は、一昨年秋の世界的な金融危機により急速に悪化しましたが、現在ではアジアを中心に輸出が回復し、着実に持ち直している状況にあります。

一方、本県経済は輸出産業が少ないため景気悪化の度合いは小さいものの、本土と比較して回復がおくれている状況にあります。現在の県内景気は、観光客数が回復基調にあり、また、雇用情勢についても一部指標に持ち直しの動きが見られます。しかしながら、個人消費については総じて弱い動きとなっており、全体的には緩やかな後退が続いていると見られます。

県では、平成22年度当初予算で総額約227億円の経済対策関連予算を措置し、平成21年度予算からの経済対策関連の繰越事業約290億円と合わせて、その迅速かつ効果的な執行に全力で取り組んでいるところであります。また、今回の6月補正予算案では、特に緊急に対策が必要な観光対策事業を中心に予算計上したところであり、本県のリーディング産業である観光・リゾート産業の振興を通して県経済の持ち直しの動きを確かなものにしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 米軍基地問題の中で、直近5年間の事件・事故の状況についての御質問にお答えいたします。

直近5年間における米兵等による犯罪検挙件数及び人数につきましては、沖縄県警察本部の資料によりますと、平成17年が66件65人、平成18年が57件63人、平成19年が63件46人、平成20年が70件63人、平成21年が50件50人となっております。

また、県が把握しております米軍関係の航空機関連、廃油等流出、原野火災等の事件・事故の発生件数

は、平成17年が93件、平成18年が58件、平成19年が75件、平成20年が72件、平成21年が59件となっております。

過去5年間の犯罪検挙件数及び演習等関連の事件・事故件数につきましては、増減を繰り返しており、目に見える減少はあらわれていない状況にあります。

次に、事件・事故の補償状況についてお答えいたします。

米軍人等による事件・事故に関する被害者補償については、公務中の場合は日米地位協定第18条第5項に基づき、日本政府が損害を賠償することとなっております。また、公務外の場合は、原則として加害者が損害を賠償することとなりますが、加害者に弁済能力がない場合等には、同条第6項に基づき米国政府が慰謝料を支払うこととなっております。

沖縄防衛局によりますと、平成21年度の公務上の事件・事故に対する賠償金支払いは109件、約7700万円とのことであります。

なお、公務外の事件・事故は大部分が保険や示談で処理されており、その件数等は把握していないとのことでございます。また、未解決の案件につきましては、同防衛局によりますと、現時点で賠償の条件等の折り合いがついていない案件が1件あるとのことであります。

次に、ドイツや韓国の地位協定との違いについてとの御質問にお答えいたします。

まず、ドイツの場合は多国間条約でありますNATO地位協定に加え、同協定を補足するボン補足協定が締結されております。

日米地位協定との主な違いといたしまして、同補足協定では、原則として受け入れ国の国内法を適用することが明記されているほか、環境保全を目的とする詳細な規定が設けられております。日米地位協定では、日本国法令の尊重義務は明記されているものの、環境に関する規定は設けられておりません。

また、米韓地位協定では、刑事裁判権に関連し、被疑者の拘禁移転を起訴時点としており、日米地位協定と同様の規定となっておりますが、拘禁移転の対象犯罪を12種類に限定しており、その他の犯罪については、判決確定後となっております。日米地位協定では、拘禁移転は犯罪類型にかかわらず「起訴時点」となっております。

次に、アメリカのマスメディアの活用についてとの御質問にお答えいたします。

昨年11月、知事が渉外知事会副会長として訪米した際には、日米地位協定の見直しについて米政府機関等

から、環境問題について前向きに検討したい旨の発言があり、一定の前進があったと考えております。さらに、ことしは日米地位協定締結50年の節目の年でもあり、また、政府においては「日米地位協定の改定を提起する」との施策を掲げていることから、渉外知事会とも連携しながら、引き続き粘り強く地位協定の見直しに向けた取り組みを強化するとともに、シンポジウムの開催やホームページを初めとする広報媒体を活用し情報発信を強化してまいりたいと考えております。

御質問のアメリカのマスメディアの活用につきましては、貴重な御提言として承りたいと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 米軍基地問題についての御質問で、米軍工事の実態及び本土業者の参入についてお答えいたします。一括してお答えいたします。

米軍発注工事については、全体の契約状況が公表されていないことから、県内企業の受注状況を把握することは困難であります。また、米軍発注工事の中には技術的に県内業者でも対応可能な工事が多数含まれていると聞いておりますが、米軍へのボン提出等、日本の商慣習と異なる対応が必要なこともあり、一部の県内業者の参入にとどまっております。特に近年の大型発注工事については、本土大手業者による受注が続いていると聞いております。

そのため、県では、米軍発注機関や金融機関、建設業界等からの情報収集、県内業者が受注するに当たっての課題の整理を進めているところであり、これらをもとに県として対応可能な支援策の検討に取り組んでまいります。

続きまして、観光行政についての御質問で、那覇市道松山線の完成時期及び観光客等に配慮した整備についてお答えいたします。

那覇市道松山線は、国及び那覇市において若狭海岸から久米北交差点までの約500メートルの区間を幅員30メートルの4車線道路として平成18年度から事業に着手し、平成23年度末の完成を目指して整備を進めているところであります。市では、地元自治会等とのワークショップを開催し、那覇港の玄関口にふさわしい歩道や緑陰の形成など、観光客等が心地よく散策を楽しめる通りの整備手法を検討していると聞いております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 福祉医療行政についての御質問の中の、在宅介護支援の状況及び助成についてお答えします。

在宅における介護者のための事業としては、家族介護支援事業があります。

事業内容は、介護知識・技術の習得を目的とした家族介護教室、介護者相互の交流会の開催、介護用品の支給、認知症高齢者の見守り等があり、これは市町村の任意事業であります。また、介護度の重度な方で介護保険サービスを利用していない場合に、慰労金として年間10万円を支給する家族介護慰労事業を実施している市町村もあります。

次に、がん条例の制定に対する県の考え方及び他県の制定状況についてお答えします。

県としましては、がん対策基本法に沿って策定した沖縄県がん対策推進計画及びアクションプランを着実に実施し、予防から医療提供に係る適切ながん対策の充実強化を図っていくこととしております。

このような中で、がん条例の制定についてはその必要性を含め総合的に検討することとしております。他県では、島根県、新潟県、高知県、神奈川県、長崎県、奈良県、徳島県、愛媛県の8県で条例が制定されております。

次に、医師が現場で治療行為を行う「15分ルール」についてお答えします。

医師が救急現場に出動して早期に初期治療を開始することで傷病者の救命率の向上や後遺症の軽減が図られます。

県内においては、医師が救急現場に駆けつけるシステムとして浦添総合病院の沖縄県ドクターヘリのほか、自衛隊機を活用したヘリコプター等添乗医師等確保事業、また民間においては中部徳洲会病院及び南部徳洲会病院のドクターカー、NPO法人MESHサポート救急ヘリの運用があります。

急患搬送に当たっては、事故発生の場所とドクターヘリの着陸場所との距離及び救急車との連携もあることから、「15分ルール」を統一的に適用することは厳しい状況がありますが、県としましては、ドクターヘリの充実を図ることで可能な限り早期の初期治療の開始を図っていきたいと考えております。

次に、ドクターヘリ2機目導入及びMESHサポートへの支援について一括してお答えします。

沖縄県ドクターヘリは、沖縄本島全域及び本島周辺離島を運航範囲として県内人口の92%をカバーしております。平成20年12月から平成22年5月末までの18カ

月で412件の搬送を実施しており、要請が重複した場合には自衛隊ヘリ等で対応しております。

MESHサポート救急ヘリの活用を含めた2機目の導入については、1機目の運航実績等を評価した上で効率性等を十分に踏まえて検討する必要があると考えております。

次に、産婦人科及び精神科等の医師確保についてお答えします。

県内の平成20年12月末日現在の産婦人科医の数は145人、精神科医の数は236人となっており、ともに増加傾向にあります。これらの医師数は、人口当たりで全国平均を上回っておりますが、離島等での医師確保に課題があります。

これら診療科等の医師の確保につきましては、後期臨床研修事業の中で養成を図るとともに、医師修学資金貸与事業において、産科等を専攻する医師等に対し修学資金を貸与しております。また、「離島・へき地ドクターバンク等支援事業」を実施し、県内外から医師の確保を図っております。

次に、旧安田診療所に対する県の対応についてお答えします。

県におきましては、国頭村立東部へき地診療所の開所に向けて、沖縄県へき地医療支援機構を通して医師を紹介し、運営費や機器整備の補助も予定していたところであります。

今回の医師の突然の辞任は、国頭村の雇用契約の調整が不十分であったことが原因と聞いております。

県といたしましては、今後、このようなことがないよう、国頭村に対し適切な対応を求めたところであり、新たな医師確保については引き続き協力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 農林水産行政の中で、耕作放棄地対策についてお答えします。

平成21年度における耕作放棄地面積は2693ヘクタールで、全耕地面積3万9100ヘクタールの6.9%となっております。また、平成20年度までに農業農村整備事業で整備した圃場面積は1万8343ヘクタールで、そのうち1.9%に当たる353ヘクタールが耕作放棄地となっております。

県といたしましては、耕作放棄地の再生利用を図るため、沖縄県耕作放棄地対策協議会を設置しております。また、県協議会のもとに27市町村で地域協議会を設置し、平成20年度より再生作業、土壌改良、営農定

着等を支援し、平成21年度までに約73ヘクタールが再生されております。平成22年度は約150ヘクタールの再生利用のほか、土壌改良、営農定着等を支援する計画となっております。

今後、平成23年度を目途に、農業上重要な地域を中心に約350ヘクタールの耕作放棄地の再生利用を進めていくこととしております。

同じくマグロ漁業者への支援対策についてお答えいたします。

沖縄県の漁業生産の中核を担っているマグロ漁業については、燃油や漁業資材の高騰、魚価の低迷、後継者不足などにより厳しい経営状況となっております。このため、県では、沿岸漁業改善資金等による設備金融融資、漁業緊急保証対策による運転資金への利子補給、那覇市が行うインドネシア漁業研修受け入れ事業への支援などの経営対策を行っております。また、マグロ祭りや花と食のフェスティバルを開催するとともに、フードアドバイザーによる料理講習会の開催など、県産マグロの消費拡大に取り組んでいるところであります。

今後とも関係団体等と連携し、マグロ漁業者の経営安定に向け取り組んでいくこととしております。

同じく魚礁の設置状況と廃タイヤの魚礁利用についてお答えいたします。

県においては、つくり育てる漁業を推進するため魚礁の整備を計画的に進めております。平成21年度までに設置した魚礁は、沈設魚礁が258カ所、浮き魚礁が63基となっており、浮き魚礁は平成23年度までに75基を設置することとしております。また、廃タイヤを魚礁として利用することについては、構造設計、魚を集める効果及び海域への影響等に課題があるため、現時点において補助対象としての整備は困難であると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 観光行政について、県内における観光資源の開発についての御質問にお答えします。

観光資源の開発については、豊かな自然を活用したエコツーリズムの推進、独特な歴史及び地域の文化資源を活用した誘客イベントの創出などに取り組んでいるところであります。

今後は、個人や家族旅行など多様な観光ニーズに対応するため、体験型イベントの発掘、音楽や映画などをテーマとした国際的なイベントの開催、各種団体等

と連携したスポーツツーリズム、医療と観光を組み合わせた医療ツーリズムなど、新しい観光資源の開発に取り組んでまいります。

同じく観光行政についての中で、読谷村から恩納村への西海岸一帯の整備と観光客向け低床・低運賃バスの運行について一括してお答えいたします。

読谷村から恩納村に至る風光明媚な西海岸一帯は、沖縄振興特別措置法に基づく観光関連施設の集積を図るための観光振興地域に指定されており、宿泊施設、スポーツレクリエーション施設、販売施設等の集積を促進する地域であります。

当該地域における具体的な事例としては、宿泊施設、文化紹介体験施設、販売施設等の集積が図られております。

今後とも観光振興地域制度を活用し、民間観光関連施設の集積を図っていきたいと考えております。

御提案の読谷村から恩納村に至る西海岸における低床・低運賃バスの導入補助については、市町村や交通関連事業者、観光事業者などの意見を伺ってみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 前島明男君。

○前島 明男君 大変お疲れでございますけれども、この席に初めて立たせていただきますので、活用してみたいというふうに思っておりますが、先ほどの執行部の答弁でほぼ満足しておりますが、ただ1点だけ確認という意味で質問させていただきたいというふうに思います。

伊江局長、出番も少ないようですのでちょっとお聞きしたいんですが、心肺停止して、例えば5分以内なら助かる率が何%、10分経過したら助かる率、蘇生率が何%とありますよね。それをちょっと教えていただけませんか。5分で何%、10分で何%、15分で何%。今、資料手元にございませんか。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） 済みません、最近、臨床現場から少し離れていたものですから、正確な数字はちょっと忘れちゃったけれども、要するにその間何をしたかということですよ。何もしなかった場合、大体4分から5分では、頭はもうだめじゃないかということだったというふうに思っておりますけれども。

○議長（高嶺善伸君） 前島明男君。

○前島 明男君 先生、済みません。ありがとうございます。

どうして私がそれをお聞きしたかといいますと、このヘリですね、今、ドクターヘリの基地が読谷にある

んですが、そこから例えば安田まで飛行するのに、奥村部長、読谷のドクターヘリの基地から安田まで何分かかると思いませんか。ヘリの飛行時間。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 浦添総合病院のドクターヘリの運航範囲を見ますと、読谷のヘリ基地から安田だと15分から30分の間ぐらいに位置しておりますので、大体十七、八分か20分ぐらいかなと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 前島明男君。

○前島 明男君 部長、十七、八分では行きませんよ。もっと時間がかかるんです。30分近くかかる。25分ぐらいたしかかかるんじゃないかと思うんですけども、その間に名護近辺か安田の近くにヘリがもう1機おれば、5分、10分で行けるわけですよ。厳しい状

況の人でも助かる確率が高くなるわけですよ。これは厚生労働省も沖縄県から要請があれば考えてみたいと。これは前政権です、今の政権じゃないですよ。前政権でそういうこともありましたので、私が聞いたところでは、知る範囲では……。ということで、もう1機導入していただきたいということでの今回の質問です。御検討ください。

ありがとうございました。

○議長（高嶺善伸君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明7月1日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後7時56分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 玉 城 満

会議録署名議員 山 内 末 子

平成22年 7 月 1 日

平成22年
第 2 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 7 号）

平成22年
第 2 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 7 号）

平成 22 年 7 月 1 日（木曜日）午前 10 時 1 分開議

議 事 日 程 第 7 号

平成22年 7 月 1 日（木曜日）

午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 甲第 1 号議案、乙第 1 号議案及び乙第 4 号議案から乙第16号議案まで（質疑）

第 3 乙第17号議案及び乙第18号議案（知事説明、質疑）

第 4 陳情第117号、第124号、第140号、第149号及び第150号の付託の件

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

日程第 2 甲第 1 号議案、乙第 1 号議案及び乙第 4 号議案から乙第16号議案まで

甲第 1 号議案 平成22年度沖縄県一般会計補正予算（第 1 号）

乙第 1 号議案 沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

乙第 4 号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

乙第 5 号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例

乙第 6 号議案 沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例

乙第 7 号議案 沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例

乙第 8 号議案 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

乙第 9 号議案 工事請負契約について

乙第10号議案 指定管理者の指定について

乙第11号議案 沖縄県人事委員会委員の選任について

乙第12号議案 沖縄県収用委員会委員の任命について

乙第13号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について

乙第14号議案 沖縄県公害審査会委員の任命について

乙第15号議案 専決処分の承認について

乙第16号議案 専決処分の承認について

日程第 3 乙第17号議案及び乙第18号議案

乙第17号議案 違約金存否確認等請求調停事件等の調停について

乙第18号議案 沖縄県監査委員の選任について

日程第 4 陳情第117号、第124号、第140号、第149号及び第150号の付託の件

出 席 議 員（48名）

議 長	高 嶺 善 伸 君	6 番	仲 村 未 央 さん
副議長	玉 城 義 和 君	7 番	照 屋 大 河 君
1 番	上 原 章 君	8 番	渡久地 修 君
2 番	島 袋 大 君	9 番	瑞慶覧 功 君
3 番	中 川 京 貴 君	10 番	新 垣 清 涼 君
4 番	桑 江 朝千夫 君	11 番	上 里 直 司 君
5 番	平 良 昭 一 君	12 番	吉 田 勝 廣 君

13 番 當 山 眞 市 君
 14 番 吉 元 義 彦 君
 15 番 座喜味 一 幸 君
 16 番 佐喜真 淳 君
 17 番 玉 城 満 君
 18 番 仲宗根 悟 君
 19 番 崎 山 嗣 幸 君
 20 番 西 銘 純 恵 さん
 21 番 奥 平 一 夫 君
 22 番 山 内 末 子 さん
 24 番 前 島 明 男 君
 25 番 新 垣 良 俊 君
 26 番 仲 田 弘 毅 君
 27 番 照 屋 守 之 君
 28 番 辻 野 ヒロ子 さん
 29 番 嶺 井 光 君
 30 番 赤 嶺 昇 君

31 番 当 銘 勝 雄 君
 32 番 渡嘉敷 喜代子 さん
 33 番 前 田 政 明 君
 34 番 玉 城 ノブ子 さん
 35 番 比 嘉 京 子 さん
 36 番 新 垣 安 弘 君
 37 番 金 城 勉 君
 38 番 糸 洲 朝 則 君
 39 番 翁 長 政 俊 君
 40 番 浦 崎 唯 昭 君
 41 番 池 間 淳 君
 42 番 新 垣 哲 司 君
 43 番 具 志 孝 助 君
 44 番 當 間 盛 夫 君
 46 番 新 里 米 吉 君
 47 番 嘉 陽 宗 儀 君
 48 番 大 城 一 馬 君

説明のため出席した者の職、氏名

知 事 仲井眞 弘 多 君
 副 知 事 安 里 カツ子 さん
 副 知 事 上 原 良 幸 君
 知 事 公 室 長 又 吉 進 君
 総 務 部 長 兼 島 規 君
 企 画 部 長 川 上 好 久 君
 文化環境部長 下 地 寛 君
 福祉保健部長 奥 村 啓 子 さん
 農林水産部長 比 嘉 俊 昭 君
 観光商工部長 勝 目 和 夫 君
 土木建築部長 仲 田 文 昭 君
 企 業 局 長 宮 城 嗣 三 君
 病院事業局長 伊 江 朝 次 君

会 計 管 理 者 米 蔵 博 美 さん
 知 事 公 室 秘書広報統括監 饒平名 知 成 君
 総 務 部 長 財政統括監 新 垣 郁 男 君
 教育委員会委員 中 野 吉三郎 君
 教 育 長 金 武 正八郎 君
 公安委員会委員 翁 長 良 盛 君
 警 察 本 部 長 黒 木 慶 英 君
 労 働 委 員 会 長 平 良 宗 秀 君
 事 務 局 長 人事委員会 岩 井 健 一 君
 人 事 委 員 会 長 人事務局 又 吉 春 三 君
 代 表 監 査 委 員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 龍 野 博 基 君
 次 長 新 城 博 君
 参事兼議事課長 嘉 陽 安 昭 君
 副 参 事 兼 課 長 補 佐 平 田 善 則 君

主 査 佐久田 隆 君
 主 査 仲宗根 章 君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程第 1 及び日程第 2 を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第 1 号議案、乙第 1 号議案及び乙第 4 号議案から乙第 16 号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

吉元義彦君。

〔吉元義彦君登壇〕

○吉元 義彦君 皆さん、おはようございます。

自民党の吉元でございます。

今定例会も一般質問最終日となりました。さわやかに行きたいと思います。よろしく願いいたします。

今定例会も多くの皆さんが普天間移設問題について質問されました。私は、仲井眞知事が答弁しており、現政権は「最低でも県外」と言っていたにもかかわらず、辺野古に回帰してきた。その経緯やどれだけ真剣にこれまで県外について検討してきたのか、菅総理からも合理的説明を聞くという知事の答弁はよく理解できるものであります。

菅総理は、これまで13年余りもこの問題で翻弄されてきた名護市民を初め関係自治体に対し、説明責任を当然行うべきものだと思います。また、稲嶺名護市長におかれても、政府からの説明についてもただ拒否をするだけでなく、市長としての矜持を持って説明を受けるべきだと思います。それが道理だと私は思います。

以上を申し述べ、一般質問に入らせていただきます。

1、米軍普天間飛行場移設問題について。

(1)、政府は5月28日、代替施設を名護市辺野古周辺に移設するとした対処方針を閣議決定しました。現行計画案をほぼ踏襲するなど、国民・沖縄県民の期待を裏切る決定で、社民党が連立政権を離脱し鳩山首相も辞任に追い込まれました。菅新内閣におかれても米軍普天間飛行場移設問題については、そのまま前政権同様引き継ぐことを所信表明で述べております。これから先のプロセスは極めて困難な長い道のりになるだろうと思いますが、知事の見解をお伺いします。

(2)、今回の迷走で日米同盟関係に深い傷が入り、日米外交のてこを失っているという点で深刻な影響を与えている。修復には今後長期にわたる努力が必要で非常に残念だ。安全保障だけでなく経済、金融、ビジネスなど広範囲に及んでいると思いますが、日米同盟への影響について知事の御見解をお伺いします。

2、沖縄振興策の現状と課題に関する中間報告案について。

内閣府の沖縄振興審議会において、2012年3月に期限が切れる現行の沖縄振興計画後の政策について検討しているが、今後の振興政策展開は一層の「選択と集中」を必要とし、金融特区制度の見直しにも言及した新たな鉄軌道系交通の検討も掲げたと新聞報道されていますが、ポスト振計中間報告案のその内容について具体的に御説明願いたい。

3、沖縄特別振興対策調整費関連事業について。

「島しょ型ゼロエミッションエネルギーシステム構築事業」補正額3億5万円が計上されております。事

業概要を見ますと、「エネルギー資源として期待される植物「ヤトロファ」の栽培技術開発・事業可能性調査等を行う」となっておりますが、これまでの経緯と今後の事業として「荒蕪地」対策として1次産業と連携して地域活性化につなげていく考えなのか、具体的な取り組みについて伺います。

4、国道の維持管理費の削減について。

沖縄総合事務局と北部地区市町村との行政懇談会において、国道の維持管理費が削減され、除草や路面清掃の回数が減ることが民主党政権の事業仕分けで説明があったとされ、市町村から、本土に比べ草の成長の早い沖縄で全国一律の基準を導入すべきではないといった不満が続出したということですが、観光立県を目指す県の考えをお伺いします。

5、医療行政について。

県立安田診療所が2007年に休止した後、村は再開を目指して医師探しを続け、去る6月1日、3年2カ月ぶりに「村立東部へき地診療所」として診療所を再開しました。安田区長神山さん初め多くの区民を挙げて医師を歓迎するニュースを見て大変うれしく思ったのもつかの間、開所の4日後に国頭村との雇用契約締結が進まないことを理由に医師が帰郷してしまった。宮城村長の医師に対する謝罪と説得にも応じられないということであり、医師が戻る考えはないと言っております。早期にかわりの医師を確保して再開させ、安田区の住民の不安解消につなげていただきたいと思います。

そこで伺います。

(1)、国頭村安田の「村立東部へき地診療所」再開に向けて県の支援について伺います。

(2)、県立北部病院の医師不足（産婦人科、内科、小児科）の現状と医師確保の取り組みについて伺います。

県病院事業局は、県立6病院の2009年度決算見込みを発表した。経常収益は約7億4300万円で、1978年度以来31年ぶりの黒字転換となり、過去最高額、減価償却減損益も約31億6000万円の黒字で大幅な収支改善となった。県病院事業局は、各病院の経営努力や薬品費、診療・材料費の縮減など経営効率化が出てきたとしている。また、経営支援の民間のノウハウの活用の効果や経営と医療の質のバランスをとっていくのが県立病院の努めであると断言しておりますが、一向に県立病院の医師不足問題について改善されておられません。この問題は、北部地域住民の安心を守る上から、また定住条件の優先順位からも大変重要であります。

病院事業局の取り組みについて伺います。

(3)、医師不足による患者に与える影響（他病院への搬送や紹介された患者数）は診療ごとにどれだけのものか伺います。（中部病院や南部医療センター等）。

(4)、現在県内で最も立ちおけている医療僻地・過疎地域は北部地区であるといえ、沖縄県2機目のドクターヘリをこの地区に配備することを必要とし、NPO法人MESHサポートより北部地域緊急ヘリ事業存続に関する要望書が提出されていると思いますが、その要請事項について知事の見解をお伺いします。

ぜひ明快なる御答弁を御期待申し上げ、一般質問といたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

吉元議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、米軍普天間飛行場移設問題に係る御質問の中で、普天間飛行場移設問題に関する対応についての御質問にお答えいたします。

今回の日米共同発表は、県外移設の実現に期待する県民の声ますます高まっている中で唐突に行われたものであり、県民の間に大きな失望を招いております。県といたしましても、地元の詳細を経ずにこのような移設案が決定されたことはまことに遺憾であり、受け入れることは極めて厳しいと言わざるを得ません。

県といたしましては、政府が県外移設をどこまで真剣に検討したのか、そしてどのような経緯で移設先を辺野古とする日米合意に至ったのか、合理的な説明を行うべきであると考えております。また、政府は責任を持って納得のいく解決策を提示すべきであるとも考えております。

次に、同じく普天間飛行場移設問題に関する御質問の中で、今回の迷走による日米同盟への影響についてという御質問にお答えいたします。

県としましては、日米安全保障体制を含む日米同盟関係は、我が国及び東アジアにおける国際の平和と安定の維持に寄与していると理解をいたしております。鳩山前総理は、対等な日米関係の構築を掲げておりましたが、結果として今回の日米共同発表で「代替の施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に設置する」といたしております。この間の政府の対応は、県民の失望を招いておりますが、現時点において日米同盟に与える影響は明らかではありません。

菅総理は所信表明演説の中で、我が国の外交の展開

は、日米同盟を基軸とし、今後も同盟関係を着実に深化させるとしていることから、今後両政府間でしっかりと協力関係が構築されることと予想されます。

次に、国道の維持管理費に係る御質問の中で、国道の維持管理費の削減についての御質問にお答えいたします。

国道の維持管理費は、行政刷新会議による事業仕分けにおいて、維持管理水準の見直し等により削減されたと聞いております。しかしながら、観光立県を目指す県にとりまして、道路の良好な維持管理は重要であると考えております。このため、沖縄総合事務局に対して沖縄県の気候特性を踏まえた適切な維持管理水準が確保されるよう、働きかけているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 沖縄振興策の現状と課題に関する中間報告案についての御質問の中で、国の沖縄振興審議会の中間報告案についてお答えいたします。

この中間報告案では、社会資本整備については、全体として本土との格差はかなり縮小してきていると評価する一方で、社会資本整備の質の向上も求められていると指摘しております。そして、今後ともなお一層の「選択と集中」に努めつつ、目的志向型の総合的・戦略的な整備を図っていくことが求められているとしております。

軌道系の新たな公共交通システムの導入については、その可能性について調査を進めていく必要があるとされております。また、情報通信産業振興地域制度や金融業務特別地区制度などの各種地域制度をどのように見直すべきかなどが課題として提起されております。さらに、駐留軍用地跡地の開発・利用促進について、国のより積極的、具体的な関与を明記すべきであるなど多様な意見が出されたと承知しております。

次に、沖縄特別振興対策調整費関連事業についての御質問の中で、ヤトロファの調査研究事業についてお答えいたします。

ヤトロファは、栽培北限が沖縄県付近とされている中南米原産の植物であり、種子を搾ると重油代替となる油がとれるため、食料と競合しないエネルギー植物として世界的に注目されております。ヤトロファは、やせた土地でも成長が早く、干ばつや病気に強いことが知られており、耕作不適地等の有効活用が期待でき

ます。当事業では、本県環境に適したヤトロファの品種や栽培技術、重油代替等の利用技術を総合的に確立することとしており、新たな農業とエネルギー産業の連携を図ることにより、地域の活性化につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 医療行政についての御質問の中の、「国頭村立東部へき地診療所」に対する県の支援についてお答えします。

県におきましては、「国頭村立東部へき地診療所」の開所に向けて、「沖縄県へき地医療支援機構」を通して医師を紹介し、運営費や機器整備の補助も予定していたところであります。今回の医師の突然の辞任は、国頭村の雇用契約の調整が不十分であったことが原因と聞いております。

県といたしましては、今後、このようなことがないよう、国頭村に対し適切な対応を求めたところであり、新たな医師確保については引き続き協力していきたいと考えております。

次に、MESHサポートの要請事項についての御質問にお答えします。

沖縄県ドクターヘリは、沖縄本島中部の読谷村のヘリ発進基地を中心に沖縄本島全域及び本島周辺離島を運航範囲として県内人口の92%をカバーしております。

MESHサポート救急ヘリの活用を含めたドクターヘリ2機目の導入については、1機目の運航実績等を評価した上で効率性等を十分に踏まえて検討することとしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 県立北部病院の医師不足の現状と医師確保の取り組みについてお答えいたします。

北部病院における医師の不足数は、産婦人科で2名、内科で1名となっております。小児科については、去る3月に臨任医師が退職したことから、診療応援のため南部医療センター・子ども医療センターから医師を派遣しております。

県立病院における医師確保については、臨床研修による医師養成、大学医局との協力・連携による医師派遣、人的ネットワークやホームページによる医師募集など、あらゆる手段を講じて医師の確保に努めており

ます。

次に、県立北部病院の医師不足による患者に与える影響についてお答えします。

北部病院の産婦人科の医師不足による妊産婦の搬送件数については、北部地域各消防からの資料によると、平成17年度から平成21年度までの5年間で中部病院へ337件、琉大病院へ9件、その他医療機関28件、全体で374件となっております。内科の医師不足による影響で北部地域から他病院への搬送等が行われた事例は、現在のところございません。なお、症例によっては、これまでどおり病院間の連携のもと、中部病院等へ搬送や紹介を行っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 吉元義彦君。

○吉元 義彦君 2点ほど再質問させていただきたいと思います。

まず、国頭村立東部診療所の件ですが、先ほどもありましたとおり、宮城村長が謝罪、それからぜひ戻ってきてほしいということで医者の方の郷里まで行ってお願いしているんですが、なかなか聞き入れていただけない、もう戻らないということになっているんですが、この問題については村の担当者の失態といえれば失態なんです、やはり村立ということで変わってから2カ年ですが、まだなれていない。あるいは担当になって未熟であったということもあるわけですね。そういうことでぜひそういったことも勘案して、これはやはり県の指導そういうものが行き届いていなかったのかなということもあるわけでありまして。ぜひその1点と、あるいはまた診療所としての機材等の不備はなかったのかどうか、その点ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 診療所における医師確保も含めて労働条件等の提示がなかったということが主な今回の要因となっておりますけれども、そういう再開に向けてのいろんな助言はこれまでに何回か担当を含めて国頭村に対しては助言をしてきたところでございます。

そして医師確保につきましても、先ほど答弁申し上げましたように、へき地医療支援機構を通して紹介もしております。機器整備に関しても、やはり最低限必要なものとか、それから医師を確保した後、そのお医者さんと調整しながら整備をしていくものとそういうふうな機器についてはありますので、その辺についても助言をしておりまして、現にうまくいっている診療所を紹介して、そこからいろんな助言を受けて参考に

するようにというそういう細かい助言も含めてこれまでやってきたところでございます。

そういう意味では、今後は医師確保に向けてもまた協力はしていきたいとは思いますが、やっぱり国頭村としても今回のことを反省に、やっぱり医師確保にというか、再開に向けて一生懸命やっていただければというふうに思っております。

○議長（高嶺善伸君） 吉元義彦君。

○吉元 義彦君 これはぜひやっぱり僻地としてどうしても早急にこの問題については県の指導も仰いで、あれだけの整備もされて受け入れ体制はできていると思います。ぜひ奥村部長、医師の問題についてはまだ目鼻がついていない、やったばかりでまだめどがついていないと思うんですが、早急にこの医師の問題については早目に村とタイアップしてできるようにやっていただきたいということを御希望を申し上げたいなと思っております。

それと先ほど知事からもありましたが、あと1点は、観光立県を目指す沖縄県として草刈りの問題ですね。これは万が一負担できないとなるとどのぐらいの予算が削除されるのかどうかというのがわかればということと、延長距離で行くと国が管理すべき国道の延長距離はどのぐらいあるのか、その点ちょっとお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 国道の管理総延長はちょっと手元にデータありませんのでお答えできませんけれども、今回、削られることによって草刈りの延長が減ったということよりも、回数が減った、減らさざるを得なかったと。例えば年間3回やっていたところを減らして2回にするとか、そういうことになるということでございます。

国においては、全国それぞれの気候条件が違いますので、管理基準というのを新たに見直すということでございますので、国道においては——総合事務局でございますけれども——そこにおいては今回1年間のデータをとりまして、沖縄県ではどうしても草の生えるスピードが速いということもありますので、この辺データをとってどうしても年間、回数が必要だということを出して、また次年度に予算要望していくということでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 吉元義彦君。

○吉元 義彦君 最後に、県立北部病院の産婦人科問題。

先ほども374件、中部病院や南部医療センターにも

搬送されているという報告がありました。早急にこの産婦人科医の4名から5名体制を確保できるように、局長には頑張っていただきたいと思います。知事、ぜひ頑張っていただくようお願いを申し上げ、一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（高嶺善伸君） 辻野ヒロ子さん。

〔辻野ヒロ子さん登壇〕

○辻野 ヒロ子さん おはようございます。

7月に入り本格的な暑さもこれからだと思いますが、皆さん体調のほうは大丈夫でしょうか。知事を初め当局の皆さん、そして今この議会と、それから暑い夏の戦いをしておられる議員各位の皆さん、お互いにくれぐれも体調には気をつけながらこの夏を乗り切ってまいりましょう。

それから、今議会からデビューなさいました上原副知事、新部局長の皆さん、就任おめでとうでございます。どうぞこれからも知事をしっかり支えて、県勢発展のために御尽力いただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは一般質問に移ります。

1、新石垣空港建設整備事業について。

待望の新石垣空港も2013年開港を目指して順調に進んでいる様子を、上空の機内から眺めるのが楽しみです。滑走路と誘導路の位置がはっきりわかり、ターミナルビル建設予定地も確認できます。事業推進に対し特段の御配慮とお力添えをいただき、心から感謝申し上げます。引き続き知事を初め当局の御支援をよろしくお願い申し上げ、次の件について伺います。

事業の進捗状況と開港までの計画について伺います。

また、約2万年前の人骨が見つかり、化石ホールと呼ばれる空間で、貴重な洞窟なので、国際的なレベルで調査されるべきだとの専門家の調査体制のようですが、人骨の洞窟調査状況と事業推進に影響はないのか、今後の動向について伺います。

空港ターミナルビル建設について。

去る6月10日に定時株主総会が開かれ、基本設計が終了したことがマスコミで報告されましたが、進捗状況と今後のスケジュールについて伺います。

また、空港ターミナルビル建設について、地元の建設産業団体の皆さんが、先日、大勢で県や県議会にも要請されております。特に、地域精通度、地域貢献度を重視して、地元郡内企業への最優先完全発注と分離・分割発注を強く訴えていますが、見解をお聞かせください。

次に、C I Q施設は海外からの定期直行便の実現に向けて、また、国際チャーター便の海外旅客の受け入れ体制を充実し、空港サービス機能を図る必要不可欠な施設です。

C I Q施設の設置計画について、どのようになっているのか伺います。

また、市街地と新空港を結ぶアクセス道路の調査状況と今後の見通しについて伺います。

次に、新石垣空港開港に伴って閉鎖される現空港跡地利用計画について、用地の無償譲渡、または無償貸し付けが前提となりますが、県の考え方を伺います。

ちなみに、国有地が約31.7ヘクタール、63.6%、県有地が約15.2ヘクタール、30.6%となっていることから、国及び県の財務関係機関との調整協議が必要かと思われます。ぜひ、市の財政状況も厳しい中、県・国の御理解と御支援をお願いしたいと思います。中山新市長も新体制で練り直し、市民が思い切り活用できる計画を早急に策定したいと張り切っていますので、知事の前向きな答弁を期待します。

2、農林水産行政について。

口蹄疫対策について。

去る4月20日に宮崎県で発生した口蹄疫の感染拡大で、口蹄疫の侵入防止や発生時の防疫対策、畜産農家の支援を図るため、県は5月24日に知事を本部長とする口蹄疫防疫対策本部を設置し、日夜対応しておられることを高く評価いたします。また、八重山地区は県内の畜産業の半数近くのシェアを占めており、八重山家畜保健衛生所でも所長以下10名の職員が不眠不休で頑張っておられる姿に頭が下がります。口蹄疫の恒久的かつ長期的な防疫体制を強化し、経営が厳しい畜産農家に対する支援など万全な対策を講じていただきますようよろしくお願い申し上げ、次の件について伺います。

侵入防止対策と県の取り組み状況について伺います。

競り再開のめどと再開までの支援と防疫対策について伺います。

畜産農家への具体的な支援策について伺います。

また、先日、石垣市内で子牛の感染疑いで一時は緊迫状態の中で、「八重山地域口蹄疫現地対策本部」が設置され対応したが、マンパワーで獣医師不足の問題や職員体制などで現場はパニック状態になったようです。幸い陰性判定でほっとしましたが、今回のようなことが起きると一刻を争うことなので、診断体制が最も重要だと思います。

そこで診断体制の確立について、どのようになっ

ているのか伺います。

次に、沖縄県産含みつ糖振興支援等と制度見直しについて伺います。

黒糖生産は、沖縄における換金作物として、それぞれの時代で政治経済や生活文化の発展に大きく貢献し、沖縄経済の基盤を支えてきました。県内における黒糖生産は、離島5町村7工場で生産されており、離島経済を支える重要な産業であり、雇用を確保し、生産農家の命の源となっています。去る5月10日には、県産黒糖の消費拡大と販売促進を図る目的とした「黒糖の日」として制定しております。私たちも知事を先頭に、県民一人一人が黒糖のよさと守り育てることを力強く県内外へアピールし、消費拡大を目指していければと思います。

含みつ糖は、分みつ糖のように法律で保護されていないため、常に輸入含みつ糖などの厳しい競争にさらされており、黒糖の製品過剰による市況不振によって地域の工場や農家に大きな打撃を与えております。県のほうも伊江島黒糖工場建設の容認条件として国へ要請を行っているようですが、沖縄振興特別措置法が切れる23年までに解決できるよう強力に取り組んでもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、デイゴ再生のためのヒメコバチ対策支援について伺います。

県花デイゴのヒメコバチの被害状況は、平成17年5月に石垣島で初めて確認され、その後、宮古島や沖縄本島と全県的にまたがり、被害がかなり広がっております。その件について、私も4年前から危機感を持って駆除の研究の必要性を一般質問等で訴えてきました。その後、森林資源センターでアトラック液剤の樹幹注入が開発されたことは高く評価いたします。しかし、それを受けて、研究成果を活用した駆除対策を実施する施策や予算がどうなっているのか伺います。

幸いに、石垣市では「NPO花と緑の石垣島」が立ち上がり、平成22年度分野雇用創出事業として「石垣島デイゴ再生プロジェクト事業」がスタートし活動しており、竹富島でも「でいごチャリティー音楽祭」の収益金での活動に取り組んでいます。しかし、一部地域での駆除では再び被害を受ける可能性が十分あるので、県内一円とした駆除、防除の対策を市町村と連携し、早急かつ継続的に実施すべきだと考えます。ぜひ、県花デイゴを保全するため、財源支援措置及び県の施策・事業としての展開が必要だと考えますがいかがでしょうか、お伺いします。

次に、与那国町屠畜場改修事業の支援について。

本事業につきましては、平成21年度から県の補助を

受け改修しているところですが、事業費削減の観点から既存の浄化槽施設の活用を検討していたが、当局の現場確認の結果、困難であるとのことで、改めて事業の設計変更をした経緯があり、平成22年度において約4500万円の事業が見込まれ、町財源では厳しい状況であります。

県においては、昨年度同様、事業費の2分の1程度の財政支援をお願いしたいと考えますがいかがでしょうか、お伺いします。

3、離島振興について。

波照間島海水淡水化施設の改良事業整備について、平成23年度水道国庫補助事業の採択に向けての取り組みについて伺います。

波照間島簡易水道事業は、地下水（海水）を水源として取水し、海水淡水化施設により浄水、給水しています。同施設は平成6年度に建設し、建設後15年以上経過しており老朽化が著しく、漏水等の問題が生じ早急な改良整備により、地域住民に安定的な清浄な水道水の供給を図る必要があります。つきましては、平成23年度水道水国庫補助事業の採択に特段の御高配を賜りたいがいかがでしょうか、お伺いします。

次に、竹富町生活安全航路について調査費が付き、事業実施に向けて、現在パブリックコメントを実施している状況です。

竹富町生活安全航路の安全・安心の確保で、各港の接続部分について県の支援が必要であると考えますが、見解をお聞かせください。

次に、離島の航空運賃の軽減化について、今議会で「小規模離島空路利用活性化事業」として予算化されており、石垣―与那国間を含む6路線が対象となっていますが、ぜひとも与那国―那覇間も同様に適用できないのかお伺いします。

次に、与那国町防空識別圏について、国は早急に見直す考えを示していますが、その後の動向について伺います。

次に、竹富町が地方自治体で全国初の海洋基本計画策定に向けて取り組んでいます。県・国との連携が必要不可欠であります。県としての考え方をお聞かせください。

4、医療行政について。

このたび、11年間、県立八重山病院長として離島地域医療に御尽力いただいた伊江病院事業局長、就任を心からお喜び申し上げます。離島医療を初め本県の厳しい医療行政の発展のために頑張ってくださいと思います。

それでは、離島地域医療格差是正に係る離島地域医

療特別補助制度の創設について伺います。

総合病院を有する地区までの交通費等の助成をしたり、また、過疎地域の医療拠点施設の整備、機能及び体制の充実を図り、過疎地域の医療環境を支援していただきたいと与那国町からの強い要請がありますがいかがでしょうか、お伺いします。

次に、県立八重山病院で私の目にとまった「かかりつけ医を持ちましょう」というこのパンフレットで、私の心は動かされました。（資料を提示） 県立病院の果たす役割は、高度医療の提供、急性期や重症患者の対応、充実した救急医療の提供です。しかし、離島の医師、看護師不足は相変わらず深刻です。限られた人数で外来、救急、特殊検査、入院などをすべてこなすことは厳しい状況であり、本来の役割を十分果たせなくなってしまうので、病状が安定している外来の患者さんには、かかりつけ医（開業・民間）の先生に通院していただくということです。今の状況だと、県立病院も独法化の前に崩壊してしまうと、あるドクターが危機感を訴えています。

そこで、どうすれば地域医療を支えることができるのか、住民と行政が話し合いを持ちながら、住民全員で支え守るべきだということで、住民と行政の協働による地域医療再生について考えるべき時期に来ていると思います。

そこで、次の件についてお伺いします。

県立病院と他の医療機関、また、市町村との連携についての状況と今後の対応について伺います。

県立病院と住民を結ぶ情報窓口の設置について見解を伺います。

「住民運動で守る地域医療」で住民と行政の協働による地域医療再生について県の考え方を伺います。

5、観光行政について。

先日の地元紙で、県内観光客「5月は過去最高 4カ月連続9.9%増」との新聞見出しで、少しずつ持ち直してきたことにほっとしています。

海外についても、定期クルーズ船の寄港や香港からの観光客がドラゴン航空による定期チャーター便の運航で大幅にふえたようです。

しかし、離島観光については入域減で、島の経済に閉塞感があり、人口が減少傾向になっています。

地域経済を回復させるためにも業界だけでは厳しいので、積極的に県民一人一人が意識を持つことだと考えますが、いかがでしょうか。

それでは、次の件について伺います。

海外観光客誘致対策について。

県の離島地域広域連携推進モデル事業「八重山地域

国際観光拠点づくり戦略推進プロジェクト」の一環で実施された台湾からの観光モニターツアー実施経過と今後の見通しについて伺います。

クルーズ船の状況と今後の対策と推進について伺います。

次に、離島観光の状況と対策について。

観光産業の不振で離島経済に閉塞感があることについて、県としてどのように認識し、支援ができるのか伺います。

離島における観光需要の掘り起こし対策の支援について伺います。

観光産業の復活は、県民意識を高め、強力な応援隊になることだと考えるが、見解を伺います。

最後に、我が党の代表質問との関連について。

池間淳議員の「不適正経理問題について」の関連で、会計管理者に伺います。

県財政の厳しい中で、職員は、事業、予算の対応など県民や県勢の発展のために御尽力いただいております。しかしながら、職員と会計検査員の判断が難しく、時として異なることがあると思われます。

会計管理者として、予算の執行や経理処理について指導、チェック体制はどのように行っているのかお伺いします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 辻野ヒロ子議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第１に、新石垣空港建設整備事業に係る御質問の中で、事業の進捗状況と開港するまでの計画についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

新石垣空港整備事業の平成21年度末の事業費ベースの進捗率は、約65%となっております。おおむね計画どおり進行いたしております。

今後の計画といたしましては、今年度で用地造成工事を概成させまして、そして、引き続き滑走路舗装工事や建築工事等を進めてまいります。また、平成24年9月末までに空港本体工事を完成させた後、国の飛行場完成検査等を経て、平成25年3月に供用開始を行う予定となっております。

新石垣空港建設関連の御質問の中で、空港ターミナルビルの進捗状況と今後のスケジュールという御趣旨の御質問にお答えいたします。

石垣空港ターミナル株式会社におきましては、平成21年10月から石垣空港ターミナルビル基本設計及び実施設計業務を進めております。基本設計につきまして

は、6月に終了したところでございます。

今後のスケジュールといたしましては、平成22年10月までに実施設計を完了し、平成23年度から建設に着手して、平成24年9月末に完成する予定となっております。

農林水産行政に係る御質問の中で、農家への支援策、診断体制の確立等々に係る御質問にお答えいたします。なお、この2の(1)のウと2の(1)のエが関連いたしておりますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

沖縄県としましては、畜産農家などに対する支援といたしまして、第１に、家畜の飼料代の補助、第２に、生活資金または運転資金の利子助成などに対しまして約1億1000万円を予備費で対応いたしております。今回のこの6月議会における補正予算の中に、第１に、家畜の飼料代の補助、第２に、生活資金または運転資金の利子助成、第３に、出荷遅延による肉用牛の価格差補てん、第４に、新たな輸送ルートの確保のための貨物船コンテナ輸送料の補助などで約8億3600万円を計上いたしております。予備費、補正を合わせますと、総額約9億4600万円の支援を考えているところでございます。

また、迅速な診断体制の確立など万全な防疫対策や農家支援等につきまして、去る6月17日に、市町村そしてＪＡと連携をし、国へ強く要請をしているところでございます。

次に、離島振興に係る御質問の中で、波照間海水淡水化施設改良事業の国庫補助に係る御質問にお答えいたします。

竹富町が今回改良事業を予定いたしている波照間の海水淡水化施設につきましては、設置後16年余を経過いたしております。設備の老朽化が進んでおり、更新の時期を迎えております。

県では、竹富町からの要望を受け、平成23年度からの事業化に向け、国へ国庫補助金の要請を行っているところでございます。

同じく離島振興の中で、与那国防空識別圏についての御質問にお答えいたします。

政府は、去る6月25日、与那国島上空の防空識別圏を見直し、与那国島西側の我が国領空及びその外側2海里につきまして、我が国の防空識別圏に含めることとしたと発表をいたしております。

沖縄県は、これまで与那国島の空域の一部が我が国の防空識別圏外にあることは重大な問題であるとして、その抜本的な解決を累次にわたり政府に対し要請してきたところでございます。

国においては、今後も沖縄県民が安心して生活ができるよう、県土の安全の確保に万全を期していただきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 新石垣空港建設整備事業についての御質問で、洞窟の調査状況と事業推進への影響についてお答えいたします。

人骨が発見された洞窟については、平成22年5月に県教育庁において考古学、人類学、古生物学などの専門家で構成される調査委員会を設置し、同委員会の指導助言を得ながら、8月から約3カ月間、発掘調査等を実施する予定と聞いております。このため、新石垣空港の全体工事工程への大きな影響はなく、平成25年3月の供用開始に支障はないものと考えております。

同じく新石垣空港建設整備事業についての御質問で、地元企業への優先完全発注と分離・分割発注についてお答えいたします。

ターミナルビルについては、現在石垣空港ターミナル株式会社において、八重山のシンボルとして、自然に配慮した環境に優しい利便性の高いビルを目指し、実施設計を進めているところであります。ターミナルビル建築工事は、同会社により発注されることとなりますが、県としましては、同会社へ可能な限り分離・分割による地元企業への優先発注、地元建設資材等の優先使用を申し入れていきたいと考えております。

次に、C I Q施設設置計画についてお答えいたします。

県が策定した「沖縄21世紀ビジョン」においては、新石垣空港に国際線受け入れの機能を整備し観光振興を図ることが示されております。

国際線旅客施設（C I Q施設）については、平成24年度末の供用に向けて、現在石垣空港ターミナル株式会社、県、石垣市など関係機関から成る調整会議を設置し、施設規模、整備資金等に関し協議を進めているところであります。

同じくアクセス道路調査の現状と今後の見通しについてお答えいたします。

石垣市街地から新石垣空港にアクセスする一般県道石垣空港線については、現在、道路の構造や既設道路との交差点形式などの詳細な設計を進めているところであります。

今後の見通しについては、今年度末までに設計を完了し、地元への事業説明会を経て平成23年度から用地

買収に着手する予定であります。

同じく新石垣空港建設整備事業についての御質問で、現石垣空港跡地の県有地の取り扱いについてお答えいたします。

現石垣空港の跡地利用計画については、石垣市において検討が進められていると聞いております。

県有地の譲渡、貸し付けについては有償が原則であり、県有地を無償譲与あるいは無償貸し付けする場合の条件等は、「沖縄県財産の交換、出資、譲与及び無償貸付け等に関する条例」等により限定されております。このため、今後策定される石垣市の跡地利用計画の内容を踏まえて判断していく考えであります。

次に、離島振興についての御質問で、竹富南航路における県の支援についてお答えいたします。

竹富南航路整備事業については、国が平成23年度の事業化に向けた検証調査を実施しているところであります。本調査を効率的に進めるため、国がことし5月に「竹富南航路延伸関係者連絡調整会」を設置し、沖縄県、石垣市、竹富町と連携し調整を進めております。

県としましては、竹富南航路と県管理港湾との接続について、今後、国の検証調査を踏まえて支援していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 農林水産行政の中で、口蹄疫侵入防止対策、競り再開のめどと防疫対策について一括してお答えします。

沖縄県内の口蹄疫侵入防止対策としては、県外からの家畜導入の自粛、農場への立入制限、消毒の徹底、空港、港湾での靴底消毒や車両タイヤの消毒などを実施しております。また、沖縄県口蹄疫防疫対策本部や現地対策本部を設置し、関係機関や団体等と連携し、口蹄疫侵入防止に係る危機管理体制を強化しております。

家畜競りの再開につきましては、宮崎県での口蹄疫の防疫措置状況、鹿児島・博多港での消毒体制の構築、九州各県での競りの開催状況なども踏まえ、7月2日からの競り再開に向けて、JAや畜産関係団体、市町村等と取り組んでいるところであります。

次に、沖縄産含みつ糖振興と制度見直しについてお答えいたします。

沖縄産含みつ糖の生産は、分みつ化の困難な離島地域において行われており、これらの離島経済において重要な地位を占めております。国は、含みつ糖に対す

る支援として毎年予算を計上し、補助金により生産農家及び含みつ糖製造事業者への経営安定化を図っており、厳しい状況にあります。

一方、分みつ糖に対する支援は、「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」に基づいて、生産農家及び分みつ糖製造事業者への支援がなされております。

このため、県といたしましては、含みつ糖対策についても同じ甘味資源作物としてさとうきびを生産振興していることや厳しい生産条件、国土保全の観点から、生産農家の所得確保や分みつ糖企業の経営安定対策、分みつ糖地域と同等な制度が適用できるよう黒砂糖工業会、ＪＡ、町村等の関係機関と連携し、国へ要請しているところであります。今後とも引き続き要請したいと考えております。

デイゴヒメコバチ被害対策の支援についてお答えいたします。

デイゴヒメコバチの被害対策として、「ＮＰＯ花と緑の石垣島」や「竹富島のデイゴを救おう実行委員会」では、募金等により防除を行っております。

県といたしましては、緊急雇用創出事業等により薬剤樹幹注入や薬剤散布による防除対策を実施するほか、薬剤散布の技術指導や寄生している枝の除去を行うとともに、薬剤散布機の貸与等の支援を行っております。また、全県で防除が実施できるよう市町村等と連携して、予算措置等も含めて対応を検討しております。さらに、防除対策の低コスト化に向けて、県森林資源研究センターと連携し、新たな薬剤の効果試験や使用方法の改善等について取り組んでいきたいと考えております。

次に、与那国町屠畜場改修事業についてお答えします。

県は、平成21年度において、与那国町の屠畜場整備事業費4023万3000円に対し2000万円の予算を措置し、現在整備が進められているところであります。

なお、当該事業の追加工事につきましては、地元の意向を踏まえ対応を検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 離島振興についての御質問の中で、「小規模離島空路利用活性化事業」についてお答えします。

今回、補正予算で計上している「小規模離島空路利用活性化事業」においては、各小規模離島と中核病院や高等学校を有するなど、当該離島にとって最も日常拠点性を有する地点とを結ぶ路線を対象としておりま

す。

与那国—那覇間については、今回の社会実験の成果を踏まえ検討していきたいと考えております。

次に、竹富町が進めている海洋基本計画策定に当たっての連携についてお答えいたします。

海洋基本法では、海洋の開発及び利用と海洋環境の保全と調和、海洋の安全の確保、海洋の総合的管理など6つの基本理念が定められております。

竹富町においては、これら法の理念を踏まえ、地域の振興を図ることを目的に町独自の海洋基本計画の策定準備を進めているものと理解しております。

県としては、今後、竹富町と連携を図っていきたいと考えております。

次に、観光行政についての御質問の中で、台湾からの観光モニターツアーについてお答えします。

平成21年度離島地域広域連携推進モデル事業において、八重山地域の広域連携の取り組みとして、平成22年2月23日から同27日にかけて、台湾の旅行社の職員7名を招聘し、台湾市場向けモニターツアーを実施したところであります。

ツアーの参加者からは、八重山地域の各離島の自然環境や独自の観光プログラムについて、台湾からの観光客にも満足してもらえるとの意見がある一方で、通訳や外国語標識など言語面の課題が指摘されております。

今年度は、モニターツアーで指摘された課題を踏まえながら、ツアー商品等の具体的開発、ツアー提供のための役割分担の調整、さらにはツアー商品の販売戦略の構築等に取り組むこととしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 医療行政についての御質問の中の、離島地域医療特別補助制度の創設についてお答えします。

離島地域における医療の確保を図るため、県においては、宮古及び八重山病院を初めとして16カ所の離島診療所を設置・運営するとともに、与那国町や竹富町の町立診療所に対して運営費等の補助を行っております。また、離島医療の情報格差是正を図る「離島・へき地遠隔医療支援情報システム」を運用しているほか、離島からの急患空輸に係る医師等添乗の補助事業を実施しております。

県としましては、このように離島地域の医療の確保についてさまざまな施策を講じているところであり、新たな助成制度の創設については、厳しい財政状況の

中、困難であると考えております。

次に、住民と行政の協働による地域医療再生についての御質問にお答えします。

地域医療を守る活動に住民一人一人が協力をしていくことは重要なことと考えております。

全国では、救急医療を支える医師の過重負担を解消するため、住民みずからが夜間の救急患者数の適正化に向けた普及啓発運動を行い、医師の安定確保につなげた事例があります。

県では、住民運動の中心として活動している方を招聘し、県民等を対象とした講演会を実施したところであり、引き続き住民への意識啓発に関する事業を展開していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 県立病院と他の医療機関や市町村との連携及び県立病院と住民を結ぶ情報窓口の設置について一括してお答えいたします。

県立病院は、地域の中核病院として急性期医療や高度医療等を担っており、その役割を果たすためには、地域の医療機関等と密接な連携を図る必要があります。

そのため、各県立病院に地域連携室を設置し、地域の診療所等の医療機関と患者の紹介や逆紹介について調整を行うとともに、入院患者や家族からの転院、退院等に関する相談への対応、福祉機関に関する情報提供等を行っております。また、昨年度から県立病院ごとに関係市町村、地区医師会等で構成する地域連携会議の設置を進めており、かかりつけ医を持つことや、救急のいわゆるコンビニ受診を控えるための啓発、昨年流行した新型インフルエンザへの対策について情報の共有と連携等を図っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 観光行政について、クルーズ船の現状と今後の対策と推進についての御質問にお答えします。

沖縄県では、台湾や中国海岸部に近いという地理的優位性を生かしてクルーズ船誘致に取り組んでいます。また、平成21年9月より、那覇港大型旅客船バースの供用を開始するなど受け入れ体制整備にも努めているところです。その結果、平成21年度の寄港回数は、那覇港57回、石垣港38回の合計95回となっております。

今後とも、受け入れ体制の充実に向けて、税関、入国管理局、検疫機関等との連携強化を図るとともに、海外で開催されるクルーズコンベンションへの参加を通じて積極的な誘致活動を展開してまいります。

同じく観光行政について、離島観光の不振に対する認識と観光需要の掘り起こし対策の支援について、あわせて一括してお答えいたします。

平成21年度の主要離島地域への入域観光客数は、八重山地域が約72万3000人で対前年比6.5%の減少、宮古島が約33万7000人で10.1%の減少、久米島が約9万人で7%の減少となっており、沖縄県全体の減少率4.1%と比較しても厳しい状況と認識しております。

離島地域においては、固有の自然環境はもとより、独特の伝統芸能、祭祀、御嶽等の貴重な歴史・文化資源など優位性のある観光資源が多数存在しております。このような観光資源を効果的に活用するため、市町村、関係団体、関連事業者等が連携して行うエコツーリズムや体験・滞在型観光メニューの拡充などを支援しているところであります。

また、離島への誘客については、修学旅行関係者の離島への招聘や沖縄口ケ地マップにおける離島の紹介、海外セミナーでのPRを行うほか、特に今年度は国際及び国内チャーター便の支援を通じて離島観光の需要を喚起してまいります。

同じく観光行政について、観光に対する県民意識の高揚についての御質問にお答えします。

沖縄県では、県民の皆様が観光への認識を新たにするとともに、本県の観光を広く紹介するため、8月1日を「観光の日」と定め、毎年観光功労者表彰などを行う「県民のつどい」を開催しております。また、官民一体となった「めんそーれ沖縄県民運動推進協議会」を設置し、定期的な清掃活動の実施など県民一丸となった受け入れ体制づくりを推進しております。さらに、県と沖縄観光コンベンションビューローが連携し、県内小学4年生に観光学習教材を配布し、観光への理解を深めてもらう取り組みを行っております。

沖縄県としては、本県の観光振興には県民の観光に対する理解と協力が何よりも重要であると考えており、今後も県民の意識高揚に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 会計管理者。

〔会計管理者 米蔵博美さん登壇〕

○会計管理者（米蔵博美さん） 初めての議会となりますので、ごあいさつ申し上げます。

4月に会計管理者を拝命しました米蔵でございます。

す。

県の出納機関として適正な予算執行のチェックに努めることは申し上げるまでもございませんが、県の公金をお預かりしている重要性を深く認識し、全力で取り組んでまいりますので、御指導、御鞭撻、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、代表質問との関連で、不適正経理問題について、経理処理の指導、チェック体制についてお答えいたします。

今回の不適正経理問題については、適正な会計事務処理に関する職員の認識や内部チェック体制が不十分であったことなどが大きな原因であると考えられます。

このようなことから、予算執行職員と検査する職員を別にするなど、財務規則や物品調達基金管理規則の改正を行い、内部チェック体制の強化を図っております。

出納事務局としては、会計担当職員等を対象とした研修を通して、法令遵守の周知、指導等により職員の資質向上を図るとともに、適正な経理処理の徹底に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 辻野ヒロ子さん。

○辻野 ヒロ子さん 御答弁ありがとうございます。

再質問を2点ほどお伺いしたいと思います。

まず、県産含みつ糖の振興支援についてですけれども、今期も糖業、各工場とも大幅増産ということで終了しているんですが、県産黒糖が本当に二、三年前からかなりの在庫量を抱えており、生産農家も工場も厳しい状況にあります。

先ほど部長の答弁で、今、国へ要請しているということなんですけれども、ぜひ知事を先頭に、もっと積極的に要請をして、沖縄振興特別措置法がもう来年で切れますので、来年度中にできないのか、知事の決意のほどをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 含みつ糖地域につきましては、離島の離島ということで、かなり生産条件が厳しいところで生産をしているということと、やはり補助金でもっとも支援されないということでは、経営安定を図るということで非常に厳しい状況にありますので、これにつきましては、しっかり分みつ糖と同等の制度が受けられるように、知事初め、それから関係市町村、それからJAですね、関係者でしっかり要

請したいと考えています。

○議長（高嶺善伸君） 辻野ヒロ子さん。

○辻野 ヒロ子さん ぜひよろしくお願いいたします。

次に、デイゴ再生のためのヒメコバチ対策についてですけれども、せっかく市町村が今、盛り上がっております。そういう意味で、アトラックの注入剤が1本600ミリリットルで2000円もするということで、大きな木でしたらもう10数本はかかるという、かなり予算と時間がかかるものなんですね。それで、ぜひこの件についても、できれば県のほうで9月補正でも組んでいただいて、早急に全県的に取り組むべきだと思います。決意のほどをお聞きしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） デイゴにつきましては、県花ということでもございますし、観光立県ということでも、やはりしっかり花を咲かせるということは大変重要でございますので、これにつきましては、今の予算につきましても関係部局と調整して対応したいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 辻野ヒロ子さん。

○辻野 ヒロ子さん ぜひよろしくお願いいたします。

最後に、与那国町の防空識別圏につきましては、質問通告後に6月25日のマスコミ報道で拡大されたことが発表されました。

先ほど知事の答弁にもありましたが、早速与那国町長へ連絡しましたら、この件については長年の懸案であって、本当になかなか解決ができなかった。今回、画期的なことだと、町民も喜んでいてということで、特に仲井真知事の特段の配慮と国への強い働きかけがあったからだということで感謝しておられました。本当にありがとうございます。私のほうからもお礼を申し上げまして、今後とも離島振興にお力添えをよろしくお願いしたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（高嶺善伸君） 桑江朝千夫君。

〔桑江朝千夫君登壇〕

○桑江 朝千夫君 沖縄市に住む桑江朝千夫であります。

又吉進新知事公室長のデビューを喜んでおる一人であります。初議会にもかかわらずてきぱきとした答弁、頼もしい限りであります。

一般質問を行います。

昨年の衆議院選挙で大勝利した、そして政権を握った民主党。ツルは千年、カメは万年、ハトは1年とや

ゆされていたのが本当にハトもカメも1年ももたなかった。冗談が本当になった感じです。

もともとひ弱なイメージで大金持ちでお坊ちゃまの体質の鳩山総理、その世間知らずさが墓穴を掘った。みずから総理は辞任した形ですが、これは沖縄県民が罷免をしたような感じがいたします。

そしてその後の菅総理の私の印象は、大衆運動家、どちらかというとな左のほうが強いのかなという感じがいたしました。気骨のある方だと思ってはいたんですが、私はアメリカの言いなりにはならないと言うのかなと思いきや、アメリカと話し合いもしないまま日米合意を踏襲するとアメリカにすり寄るこの豹変。最近ではきのうのニュースで見たんですが、参議院の街頭演説で自民党の勇氣ある政策を参考にしたいと、今では自民党にすり寄ってきています。それなら民主党は参議院選挙、この沖縄選挙区で自民党公認を応援すればよいものと思うぐらいであります。

政権交代10カ月で政策が後退、変更し、昨年の衆議院選でのおばまきの政策が今回の参議院選では軌道修正、子ども手当減額修正、ガソリン税暫定税率廃止は財源不足で断念、郵政改革法案は廃案、一括交付金はやるのかやらないのか。後期高齢者医療制度はどうなったんでしょうか。こういった多くの国民の票を獲得するのに効力を発揮したおばまきとも言われる公約が今現実路線となった。このような変更により行政を執行する者として戸惑いがなく、これが国政に関しての(1)の質問であります。お伺いをいたします。

(2)、(3)は飛ばします。はしょります。

2、地域振興に関して。

(1)、コリンザ、沖縄市アメニティプラン株式会社についてであります。

沖縄市AP社は、6月12日に株主総会において解散を決議しました。負債超過が約27億円にも上り、経営改善が見込まれないと判断。

ア、現在の状況をどう認識しているのか伺います。

イ、県はこの事業にどのように関わってきたのかお伺いをいたします。

ウ、今後の見通し、対応策をお伺いをいたします。

(2)は取り下げます。

3、中城湾港について。

(1)、新港地区定期船航路の進捗をお聞かせください。

(2)、新港地区東埠頭のしゅんせつ事業の現状と今後を伺います。

(3)、辺野古埋め立てにと現行案に戻した民主党が東部海浜泡瀬地先を埋め立てる東部海浜開発工事は中断

をしました。その現状をどう考えておりますか、お伺いをさせていただきます。

(4)、東部海浜開発事業への県の今後のかかわり方をお伺いをいたします。

4、環境行政について。

(1)、県内産廃処理施設と排出量のバランスはとれているのかお伺いをいたします。

(2)、産廃処理に関して適正配置がなされてきたのか、県の考え方をお伺いをいたします。

5、県経済の活性化、内需の拡大についてであります。

毎年12月のボーナス時期には、私はこういった提言をしたりするんですが、今回は6月のボーナス、きょうの新聞にありました。県庁は8.8%の減、156億円が支給されると。

(1)は、県及び市町村職員全体のボーナス支給総額を把握しているのかお伺いをいたします。

(2)、県民(特に公務員)の消費行動を喚起する施策はあるのかお伺いをいたします。

(1)の答弁を聞かないままにここでその趣旨を申し上げたいというのは、つまり多くのボーナスが支給され、この2割あるいは1割が消費に回らないかということです。ローン返済もあるでしょう。これを貯蓄やたんす貯金にずっと回しておくと県経済にお金も回らない。ぜひとも公務員を中心とした地域活性化、地域においていて沖縄市に行くとか、買い物をする、そして伊是名・伊平屋あるいは宮古等に島内旅行をする。そのボーナスの消費を外に出さずに県内で回していただきたい。そういった施策等を打っていただきたいと思ってこの質問をいたしました。

(3)、(4)は取り下げます。

6も取り下げます。

○議長(高嶺善伸君) 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事(仲井眞弘多君) 桑江朝千夫議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、国政に関しての御質問の中で、民主党の公約変更に対する所見についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

民主党は、昨年の衆議院選挙マニフェストにおきまして、米軍再編や在日米軍基地のあり方等についても引き続き見直しを進めるとし、移設問題では鳩山前総理が「最低でも県外」としておりました。しかしながら、今回の参議院選挙では、「普天間基地移設問題に関しては、日米合意に基づいて、沖縄の負担軽減に全力を尽くします。」となっております。

民主党政権が去る5月28日の日米共同発表で「代替の施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に設置する」と合意したことは、県民に大きな失望を与え、まことに遺憾に絶えません。一方、「沖縄を東アジアの経済・文化交流の拠点と位置づけ、地域の特性を活かせる施策の先行実施や、地域独自の施策の支援を行います。」としており、沖縄の自立型経済の構築など沖縄振興の着実な推進に取り組まれることも掲げておられますが、これも変更なしで実際に実行していただきたいものと切に期待するところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 地域活性化についての中で、沖縄市アメニティプラン株式会社の現状に対する沖縄県の認識についての御質問にお答えします。

沖縄市アメニティプラン株式会社は、複合商業施設「コリンザ」の運営主体として、沖縄市や地元商店街振興組合、金融機関等が出資して平成4年7月に設立した第三セクターであります。新たな収益源の確保が困難なことや過大な債務超過など、今後自力で経営改善が見込めないことなどから、平成22年6月12日開催の株主総会において会社の解散決議を行ったところであります。解散に当たっては、出資者である沖縄市と独立行政法人中小企業基盤整備機構も同意しており、また、沖縄市はコリンザ施設の買い取りの意向を示しております。債権者である沖縄県としては、これらの経緯を踏まえ、沖縄市による施設の有効活用と中心市街地の活性化及び中小企業者の支援を図る観点から、会社を解散し特別清算に付するとしたことについて同意するものであります。

同じく地域活性化の中で、コリンザ施設整備事業に対する沖縄県のかかわりについての御質問にお答えします。

沖縄県は、平成8年から平成10年にかけて中小企業高度化資金32億円を事業の運営主体である沖縄市アメニティプラン株式会社に対し融資を行いました。

同じく地域活性化の中で、今後の見通し、対応策等についての御質問にお答えします。

沖縄市アメニティプラン株式会社は、平成22年6月12日開催の株主総会で会社の解散決議を行い、債務整理を進める清算人を那覇地方裁判所から選任されたところであります。

沖縄市アメニティプラン株式会社に対する中小企業

高度化資金の融資に当たっては、沖縄県を通して独立行政法人中小企業基盤整備機構の財源が含まれることから、今後は清算人の動向に注視するとともに、中小機構と協議を重ねながら対応していくこととなります。

沖縄県としては、特別清算による債権回収に努めていくこととしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 中城湾港についての御質問で、定期船就航に向けての取り組みについてお答えいたします。

新港地区における定期船就航につきましては、沖縄国際物流戦略チームにより、中城湾港における流通加工港湾の実現に向け、定期航路を就航させる社会実験を行うことが提言されております。

県としても、新港地区への企業誘致の促進や中部圏域の活性化のため、定期船就航が重要と考えており、現在、社会実験の事業採択に向け国と調整中であります。

同じく中城湾港についての御質問で、新港地区東埠頭のしゅんせつについてお答えいたします。

新港地区東埠頭については、水深7.5メートル岸壁6バースと水深11メートル岸壁1バースが概成しております。同埠頭の供用開始に向けて、国において泊地しゅんせつを平成21年度より進めてきましたが、泡瀬地区の工事中断によりしゅんせつも中断しております。

県としては、新港地区の企業誘致促進のため、しゅんせつを早期に行うよう、平成22年6月17日に国へ要望しております。

同じく工事中断に対する考え方についてお答えいたします。

泡瀬地区埋立事業については、昨年10月の控訴審判決を踏まえ、現在、工事を中断しているところであります。本事業は、本島東海岸地域の経済活性化を図るための経済振興策として、地元からの強い要請に基づき進めてきたものであります。また、本事業は新港地区における港湾整備と密接に関係しており、新港地区東埠頭背後地における企業誘致にも寄与することから、本県の経済活性化を図る上でも重要な事業であり、早期に再開できるよう努めていきたいと考えております。

同じく中城湾港についての御質問で、東部海浜開発事業への県のかかわり方についてお答えいたします。

東部海浜開発事業については、現在、沖縄市において、「東部海浜開発土地利用計画検討調査委員会」の審議結果や企業等への需要確認調査を踏まえ、土地利用計画の精査を行っているところであります。

県としましては、当該計画を踏まえた港湾計画や埋立免許の変更等の必要な手続を行い、事業を早期に再開できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 下地 寛君登壇〕

○文化環境部長（下地 寛君） 環境行政に関連して、県内産廃処理施設と排出量のバランスについてお答えします。

県内の産業廃棄物の排出量は、年間187万5000トンとなっており、これらのうち176万5000トン、約94%が焼却などの中間処理され、93万9000トン、約50%まで減量化されております。また、中間処理後の残渣物を含めた再生利用量は91万2000トン、48%で、結果として最終処分量は12万1000トンとなっております。生活環境の保全と健全な経済産業活動を支えるためには、廃棄物の適正な処理が不可欠であります。また、島嶼県という地理的特性により、県域を越えた広域処理が難しいことから、可能な限り自己完結型の処理体制を構築する必要があります。

県としましては、管理型最終処分場が逼迫している状況等にかんがみ、再資源化や焼却などの中間処理による減量化を一層進めていきたいと考えております。

次に、産廃処理施設の適正配置についてお答えいたします。

廃棄物処理法では、廃棄物処理施設の配置に関する規制はありません。しかしながら、県としましては、事業者が産業廃棄物処理施設を設置する際は、地域への情報開示を積極的に行い、適切な施設配置を図る必要があると考えております。そのため、平成21年4月から「沖縄県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱」を定め、申請前における事業内容の公告・縦覧、説明会の実施、住民意見の聴取、隣地地主の同意の取得等の手続を事業者に課しております。

県としましては、今後とも事業者に対し同要綱に基づく手続を踏まえさせ、産業廃棄物処理施設の適正な配置につなげていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 県経済の活性化、内需の拡大の質問のうち、県職員のボーナスの支給総額に

ついてお答えいたします。

平成21年度における期末・勤勉手当は、臨時的任用職員は除きますが、教育職員を含む県職員全体2万2276名に対し約345億円を支給しております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 県経済の活性化、内需の拡大についての御質問の中で、市町村職員のボーナスの支給総額についてお答えいたします。

平成21年給与実態調査によりますと、市町村職員の期末・勤勉手当につきましては、1万2497人に対し約191億円が支給されております。

次に、県民の消費行動を喚起する施策についてお答えいたします。

県としては、県民の消費行動を喚起することは重要であると認識しております。このため、県産品奨励月間や産業まつりの開催等を通して県産品の消費拡大に努めているほか、「沖縄県地産地消推進県民会議」を中心に県農水産物の地産地消の推進に取り組んでいるところです。また、昨年来の国の経済対策において、家電エコポイント制度やエコカー補助制度が創設されているところであり、同政策効果により県内の家電製品や自動車の消費は堅調に推移をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 桑江朝千夫君。

○桑江 朝千夫君 まず地域活性化についての再質問をさせていただきます。

コリンザの事業の件、これは再確認ですけれども、国の施策を実現するための一つの方策だったわけですよ。大店法から規制緩和の中小企業支援に向けての施策を実行する。もちろん地元の要望に沿って、要望にある地域において行って政策を実現するために国——今言う国というのは中小企業整備機構——そして県、要望した沖縄市、この三者が一体となって推進してきたものと考えていいわけですよ。確認です。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 沖縄市のアメニティプラン株式会社については、まずは沖縄市が策定した沖縄市特定商業集積整備基本構想に基づき特定商業集積施設コリンザを整備するため、沖縄市が主体となり中小企業基盤整備機構、地元商店街振興組合、商工会議所、金融機関等が出資した第三セクターであります。

○議長（高嶺善伸君） 桑江朝千夫君。

○桑江 朝千夫君 沖縄市が主体ではあるんですが、この当時の新しい法律に基づいた施策を国は実行したい。そしてそれが市と合致したんです。そしてその間に県が入って県が融資をするという形で、しかしその融資の際には当然経営診断等も行はずですが、改めて聞きますが、しっかりとこの三者が一体となって推進した事業ですよ。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 先ほども申し上げましたけれども、あくまでも事業主体は沖縄市で、これに中小基盤整備機構、国のほうが出資して経営に参加したというような形です。それを受けて、県としてはそういう地域の振興のための高度化資金のために県のほうから資金を充てているというような状況でございます。

○議長（高嶺善伸君） 桑江朝千夫君。

○桑江 朝千夫君 高度化資金32億円でしたか、それを融資したと。そして解散をした説明の中に債務超過が27億円にもなってしまった。その原因はどこにあると思われますか。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 6月12日の会社の株主総会によると、解散の理由としては、平成9年11月コリンザ施設のオープン後間もなく、大店舗型大型店舗競合店が郊外に進出したことや、キーとなる各テナントの撤退による穴埋めがうまくいかなかったこと。それからそういった状況の中で、新たな収益源の確保が困難なことに過大な債務超過などに陥り、今後自力で経営改善が認められないというようなことが報告されております。

○議長（高嶺善伸君） 桑江朝千夫君。

○桑江 朝千夫君 県はどのように思っていますか。聞くとところによると、当初計画がずさんだった、大きな見込み違いがあったからこのようになったというように聞いていますが、県の考えはそう思っているんですか。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 県としても、支援していく高度化事業等の支援につきましては、過去何回か計画の診断や建設の診断等を行っておりまして、もちろん県だけでなく国の中小企業基盤整備機構と協力のもと、計画診断を行っております。その中で、過大な投資計画の圧縮や収支計画の見直し、こういったものを過去求めてきたというような経緯がございます。

○議長（高嶺善伸君） 桑江朝千夫君。

○桑江 朝千夫君 融資をする際には当然調査はする

わけです。そして事業計画等も精査をして、今後の展開の計画等もしっかりと調査はしてきてはいるんですよ。中小企業事業団ですか、当時は。そして県は融資するかどうかというものを計画診断の中で、その問題点とか、それを把握していてもそれも指摘しているんですよ、この報告書等を見ると。そうしているのにいわゆる指摘しながら、最終的には融資をしたんです、県は。ですから、私は県もあるところの責任はあるのではないかと、大変そのようにも思うわけですが、どうでしょう。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 経営診断等いろいろの経過を踏まえて最終的には融資したということに相違ございません。

○議長（高嶺善伸君） 桑江朝千夫君。

○桑江 朝千夫君 次に、環境行政、産廃問題であります。この産廃施設が部長は逼迫する状況にあるというふうに聞こえたんですが、この県内処分が不可能になったら今後どうなるんですか。そして特に建設関係を中心とする経済界にどんな影響が出てきますか。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

○文化環境部長（下地 寛君） お話のとおり、県内の特に最終処分場が逼迫しているということをお答えしたんですけれども、現状であと四、五年ぐらいしかもたないという状況です。そうなりますと、やはり産業の振興の上では県外に処理しなくちゃいけないというふうな状況が起きますので、やはり財政的な圧迫というのがありますので産業の振興では少し厳しい状況になるというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 桑江朝千夫君。

○桑江 朝千夫君 沖縄市にある倉敷環境のあのごみの山の問題です。あれは原状回復、決められた高さまで減らさなきゃいけない。それはこの倉敷環境の義務ですか。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

○文化環境部長（下地 寛君） 事業者である倉敷環境の責任で原状まで戻すという責任があると思います。

○議長（高嶺善伸君） 桑江朝千夫君。

○桑江 朝千夫君 今ある倉敷環境の既存の焼却炉であのごみ山を原状回復するには相当な時間がかかると思います。当然早いうちにやらなければならないと沖縄市や県が指導するというのであれば、それが義務だとして事業者がそれをやらなければならないとすると、当然やるべきですが、産廃の搬入をとめて、そのごみ山だけの原状回復のみのことをやると搬入がなく

なるわけです。そういった状況も考えられるんですが、いかがですか。このようにここまでの指導をしますか。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

○文化環境部長（下地 寛君） 現在行っている事業をとめるということは非常に難しいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 桑江朝千夫君。

○桑江 朝千夫君 これは経済界に与えるダメージは大変大きいと思います。ですから、搬入しながらこのごみ山を原状回復に向けていくというのは大変厳しいものがある。そういった状況を認識していただきたいと思っています。

次に、もう一点だけ、東部海浜中城湾港についてであります。

東部海浜について県のかかわり方ですが、知事、もっと踏み込んでいただきたい。これまで一般質問等でずっと東部海浜をやってきました。知事の答弁がだんだんだんだんとすばらしくなっていくことに私は気がついていっております。1000万人観光に向けてのどうしても必要な事業だという認識になってきて、お持ちだということを理解をしています。

沖縄市には東部海浜開発推進協議会というのがあります。沖縄市の商工会議所、観光協会、青年会議所等、30幾つかの団体がその完成を願っているんです。今度はこれを県レベルに、県民運動にしてもらいたい。県レベルに県経済界の皆さんに県のほうが発起的になって東部海浜を推進する経済界の団体をつくってくれるイニシアチブを握ってもらえないかと思っています。当然1000万人を一日も早く実現しなきゃいけないし、このキャパの問題もある。将来有望な東部海浜開発を沖縄市の要望で事業をしておりますが、しかしこれは県の観光産業にとって大きな力になり得る。ですから、県経済界すべてでその推進を願うべきではないかなと思っています。いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今、見直しがなされておりますが、それを踏まえて、確かに沖縄市、空間が非常に狭いという中で、沖縄市にとっての未来に開く大きな空間だと私も思っておりますし、ただ単に——単にと言ったら失礼ですが——沖縄市のみならず中部、そして沖縄全体の発展につながっていく可能性を持っていると私も思います。

そういうことで、今議員のおっしゃる沖縄市は商工会議所の連合会の一員でもありますんで、いろんな形で全県的な経済団体も引き込んだ形で展開できる可能性はあると思います。ちょっと私のほうでもいろんな

形で呼びかけをしてみようかなと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 桑江朝千夫君。

○桑江 朝千夫君 最後に大変うれしい答弁であります。ありがとうございました。

私は、絶対に東部海浜開発事業あきらめません。知事はどうですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今いろんなことがあって見直しとかいろいろされておりますが、私も基本的には東部海浜開発の部分というのは、もうここまで来た点もありますし、これはぜひ完成して中部圏域のみならず沖縄の大発展にも使うポテンシャル持っていますから、活用すべきだと私も思っております。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時21分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

座喜味一幸君。

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味 一幸君 こんにちは。

それでは所見の一端を申し述べ、質問をさせていただきます。

財源なきばらまきマニフェストで政権交代をなし遂げた鳩山政権は、8カ月で退陣しました。国の根幹である外交問題、すなわち普天間基地移設問題では迷走し、少なくとも県外などと県民をあおり、あげくの果ては県民の頭越しに辺野古で日米合意をしてしまう。県民の心をもてあそぶのもほどほどにしろと言いたい。

「最低でも県外」を真に受け、普天間の県外・国外を公約に掲げ、県民の期待を担って選出された4選挙区の国会議員も、願わくば辞任をもって責任を果たす潔さを期待したいものだと思います。また、国政与党であります沖縄民主党県連の無力さにも啞然とするものはありますが、県民視点でぜひ頑張ってもらいたいという思いもするわけでございます。

さて、宮崎の口蹄疫拡大の背景には、官邸の見通しが甘く対応が後手に回ったことが指摘されております。政府がこれほど感染拡大を想定していなかったことは明らかで、赤松農水相は大型連休中に海外に出ている。危機管理能力の欠如であり、政府の責任は重大であります。気がつけば内閣改造で責任もとらず、農水大臣は席から消えていました。何ともけじめのつけ方もへったくれもない政権だというふうにも思うわけであります。普天間問題も口蹄疫対策も、これまでの

行政の継続性や蓄積を無視した官僚いじめ、すなわち政治主導の履き違えが背景にあることを指摘したいと思います。

沖縄県にあって社会基盤の整備や農業基盤の整備は必要不可欠であります。全国一律の事業仕分けや予算カットなど、現場や離島、農漁村の社会的不利性に対する理解のなさ、ぬくもりのなさ、配慮のなさ、まさに強権政治そのものであります。

民主党連立政権は冷静に見て、これまでの政権の中でも最も沖縄県や県民にとって最悪の政権ではないかとさえ思うわけでございます。2年後に迫る振興計画、特別措置法の改正等々重要な時期を迎えるわけですが、極めて危機感さえ覚えるものであります。

外交では信頼を失墜させ、国民には政治不信を、子供たちにはうそつきを見せつけてしまった。誠実さや勤勉さ、正直さや義理人情といったこの日本の美德は、そしてこの国は一体どこへ向かっているのでしょうか。

さて、去る11月定例会で知事に卸売市場でトップセールスをしていただくよう申し上げました。7月6日には東京市場等に赴くとの報道がありました。知事の誠意ある政治姿勢を高く評価しますとともに、大きなセールス効果がありますことを期待しまして質問に入ります。

口蹄疫対策についてでございます。

県内肉用牛の生産高は180億円で、さとうきびに次ぐ第2位であります。しかし、その県内肉用牛生産の74%は離島で生産されており地域を支えています。宮崎で発生した口蹄疫の拡大は、我が県の畜産業に対しても競り市が開催できないなどの大きな打撃を与えているわけであります。県は、なお一層の防疫措置の徹底や農家経営に対する経営支援策等に万全を期すようお願いして質問に入ります。

(1)の防疫措置の徹底については、るる回答がありまして割愛いたします。

(2)、競り市の開催についてであります。

ア、口蹄疫発生後の全国の競り市の開催状況についてどうなっているか伺います。

イ、競り市の開催決定権はどこにあるのか。また、県はいかなる状況をもって競り市の再開とみなすか伺います。

ウ、競り市以外での庭先取引、いわゆる個人取引等を規制することはできるのか伺います。

エ、九州を主体とした購買者から全国規模での購買者参入を図り、競り市を速やかに開始すべきではないか伺います。

(3)、畜産農家の支援策について伺います。

(4)、今回の口蹄疫発生から学ぶ今後の課題は何か。

ア、繁殖から肥育一貫経営の取り組みについて伺います。

イ、緊急対策基金の創設等について伺います。

ウ、庭先取引、自主流通等に対する制限・規制条例等が必要ではないか伺います。

次に、離島振興についてであります。

離島の経済の自立や地域振興にとって交通費・物流コストの低減化は長年の懸案であり最大の政治課題であります。「沖縄21世紀ビジョン」では、「離島の持つ総合力の発揮」のためには、「航路・航空路の運賃の低減化に向けた新たな仕組みを構築する。」としています。また、ポスト振興計画でも離島振興が大きな柱とされており、これからの具体策に大きな期待をするものであります。

伺います。

(1)、新振興計画、特別措置法の中で離島振興、中でも交通費・物流コストの低減に向けてどのように取り組もうとしているのか伺います。

(2)、「小規模離島空路利用活性化事業」についてであります。

ア、事業目的、事業内容、事業期間及び事業後の展開について伺います。

イ、物流コスト低減もあわせて検討すべき課題ではないか伺います。

ウ、宮古・石垣においても社会実証事業が必要ではないか伺います。

次に3、宮古島活断層の調査対象についてであります。

政府の特別機関である「地震調査研究推進本部政策委員会」は、阪神大震災のような直下型地震を引き起こすおそれがある主要活断層に宮古島など12カ所を新たに加える報告書をまとめ発表したと報じられております。宮古島活断層のマグニチュードは7.2程度がそれ以上で、震度にして5弱から6強とされております。同委員会では、この活断層周辺で地震が発生する可能性はある。ふだんからの備えは大切だと指摘しております。

伺います。

(1)、宮古島活断層が調査対象となったことについて、県の認識と対応を伺います。

ア、本調査の対象となったことにより、今後の調査等はどうなっていくのか伺います。

イ、活断層指定となった地域はどのような対策がなされるのか伺います。

う、新たな耐震基準等の見直し、または防災対策は具体的にどうなっていくのか伺います。

4、農林水産関係予算の確保についてであります。

平成22年度の農林水産関係予算が対前年比で67億円と大幅な削減がなされました。農林水産振興を図る上では極めて厳しい予算であり、また地域経済に及ぼす影響も大きいものがあります。県は、第3次沖縄県農林水産業振興計画に基づき諸施策・事業を進めておりますが、大幅な事業のおくれや見直し等が生ずると考えられます。

そこで伺います。

(1)、農林水産予算の大幅削減の農林水産業に及ぼす影響について伺います。

(2)、第3次沖縄県農林水産振興計画の達成目標はどのようなものになるのか伺います。

(3)、次年度からの予算確保に向けた取り組みについて伺います。

5、黒糖の生産振興については割愛とさせていただきます。

6、伊良部大橋開通に関連してでございます。

(1)、伊良部大橋の開通に伴い伊良部全域の道路計画の見直しが必要と思うが、取り組み状況を伺います。

(2)、伊良部架橋と関連した下地島を結ぶ主要道路である乗瀬橋が通行どめの状況で放置されております。対応はどうなっているのか伺います。

7についても割愛をさせていただきます。

以上、質問して再質問いたします。

よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 座喜味一幸議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、離島振興に係る御質問の中で、新振計等における離島振興の取り組みについてという御質問にお答えいたします。

県は、「沖縄21世紀ビジョン」におきまして、「離島振興を図るため、離島航空路線の維持・拡充に向けて取り組むとともに、運賃の低減化を資する新たな仕組みを構築し、離島住民の移動や物流コストの低減化を図る。」と位置づけております。

交通費・物流コストの低減につきましては、「小規模離島空路利用活性化事業」の成果を踏まえ、次期振興計画の柱となるような離島振興策を検討してまいりたいと考えております。

次に、伊良部大橋開通に係る御質問の中で、乗瀬橋の通行どめへの対応についての御質問にお答えいたし

ます。

乗瀬橋の管理者は宮古島市となっており、崩落の危険性があるため、平成21年10月から通行どめを行っております。

橋の取り壊しにつきましては、宮古島市において平成23年度に調査を行った上で24年度に実施する計画となっております。また、かけかえにつきましては、伊良部大橋の開通に伴う交通量の増加や下地島空港残地の利用計画等を踏まえ、宮古島市と連携をして取り組んでまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 口蹄疫対策の中で、全国の競りの開催状況や競り再開の決定権、個人取引等の規制について一括してお答えします。

家畜の競りは、最近、宮崎県での口蹄疫が終息に向かっている状況から、宮崎県及び鹿児島県を除き通常どおり開催される見込みとなっております。

家畜競りの開催の決定権につきましては、市場開設者であるＪＡ等にありますが、家畜競りの再開につきましては、宮崎県での口蹄疫の防疫措置状況、鹿児島・博多港での消毒体制の構築、九州各県での競りの開催状況なども踏まえ、7月2日からの競り再開に向けて、ＪＡや畜産関係団体、市町村等と取り組んでいるところであります。また、口蹄疫の侵入防止のために、庭先での個人取引の自粛を要請したところでありますが、一部、個人取引が見受けられることから、港での運搬車両等の消毒を徹底しているところであります。

同じく購買者誘致による競り再開についてお答えいたします。

新規購買者の誘致については、ＪＡ、市町村等と連携し、全国の新規購買者との面談や購買者のニーズ調査、市場案内パンフレット等の配布などを通じて誘致活動を行っております。

同じく畜産農家への支援策についてお答えします。

県といたしましては、畜産農家に対する支援として、家畜の飼料代の補助、生活資金または運転資金の利子助成などに対し約1億1000万円を予備費で対応しております。

6月補正予算としては、家畜の飼料代の補助、生活資金または運転資金の利子助成、出荷遅延による肉用牛の価格差補てん、新たな輸送ルートの確保のための貨物船コンテナ輸送料の補助などで約8億3600万円を

計上し、予備費、補正を合わせて総額約9億4600万円の支援を考えております。また、万全な防疫対策や農家支援等については、去る6月17日に市町村、ＪＡと連携し国へ強く要請しているところであります。

同じく繁殖・肥育一貫経営の取り組みについてお答えします。

本県では、農林水産業振興計画等に基づき肉用牛の繁殖・肥育一貫経営を推進するため、石垣牛などのように地域内で子牛生産から肥育牛の仕上げを行い出荷に取り組んでいるところであります。

県といたしましては、今回の宮崎県での口蹄疫の発生を踏まえ、繁殖・肥育一貫経営をさらに計画的に進めるため、積極的に肥育の拠点産地の拡大に取り組んでいきたいと考えております。

同じく緊急対策基金の創設等についてお答えします。

県といたしましては、万全な口蹄疫防疫対策や農家支援等について、去る6月17日に市町村、ＪＡと連携して国へ要請しているところであります。

緊急対策基金の創設については、貴重な御提案として承っておきたいと思っております。

同じく自主流通に対する制限についてお答えします。

家畜伝染病予防法では、口蹄疫の未発生地域における家畜の移動制限ができないことから、口蹄疫の侵入防止対策の一環として、農家に対して庭先取引の自粛を強く呼びかけているところであります。また、空港での乗客に対する靴底消毒や港湾における家畜運搬車両やコンテナ等に対する消毒体制を構築することで口蹄疫侵入防止対策を強化しております。

次に、農林水産関係予算の確保についての中で、農業農村整備事業の予算削減の影響と次年度予算確保の取り組みについてお答えします。一括してお答えいたします。

国は、平成22年度予算の概算決定において、「コンクリートから人へ」の予算編成の基本方針のもと、農業農村整備関係予算を前年度に対し全国で37%、沖縄で39%と大幅に削減しております。そのため、平成22年度の農業農村整備関係予算の確保について、去る12月に国に対し要請したところであります。

このような中、国は新たに農山漁村地域整備交付金を創設し、農業農村整備関係予算を前年度に対し全国で63%、沖縄で75%を確保しております。

関係市町村は、継続地区の予算の確保や新規地区の採択について懸念しております。そのため、農業農村整備事業の実施においては、円滑な事業執行を図るた

め、平成22年度完了地区と新規採択地区への予算確保を優先的に行っております。

本県の農業農村整備事業は、本土復帰後本格的に始まったことから、全国の整備率と比較して6割から7割の整備となっています。そのため、農林水産業振興計画の着実な実施と本県農業の振興を図るためには、今後とも農業生産基盤の整備を計画的に進める必要があると認識しております。

県といたしましては、平成23年度の農業農村整備関係予算の確保について、市町村、ＪＡ等と連携し、去る6月17日に国に対し強く要請しているところであります。

今後とも、農業農村整備関連予算の確保に向けて、関係機関と連携して強力に取り組んでまいります。

同じく農林水産業振興計画の達成状況についてお答えいたします。

県では、農林水産業振興計画に基づき、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化を図るため、拠点産地の育成、農業基盤整備など各種施策・事業に取り組んでおります。

主な指標についての達成状況について、平成23年度の目標値と比較すると、ゴーヤー、菊、マンゴーなどの戦略品目の拠点産地認定数については、142地区に対して平成21年度までに75地区を認定し、達成率は53%、農業産出額は1300億円に対して平成20年度は920億円で、達成率は71%、認定農業者数は3000経営体に対して平成21年度2927経営体で、達成率98%、かんがい施設整備率は49%に対して平成20年度までの整備率が39%で、達成率80%、圃場整備率は72%に対して平成20年度までの整備率が52%で、達成率72%、町と村の交流人口は、100万人に対して平成20年度で109万6000人で、達成率110%などとなっております。

県といたしましては、農林水産業振興計画の目標達成に向けて、引き続き農業大学校における実践的な教育や新規就農を促進し、就農定着まで一貫した支援を行うための「農でグッジョブ推進事業」の実施など担い手育成対策、耕作放棄地の再生利用による農用地の有効利用と生産の拡大、量販店等におけるフードアドバイザーやコーディネーターの配置による地産地消の推進、海ブドウなど県産水産物ブランドの構築のためのおきなわ型つくり育てる漁業推進事業の実施など、各種施策・事業を総合的に推進してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 離島振興についての御質

問の中で、「小規模離島空路利用活性化事業」の概要及びその後の展開についてお答えします。

当該事業は、原則として中核病院や高校のない小規模離島を対象に、航空運賃を低減することにより離島住民の負担軽減及び都市地域との交流等を促進するとともに、その経済効果を調査することを目的に実施するものです。

事業期間は、航空会社や関係町村との調整を経て、ことし10月から平成23年度までの実施を予定しております。

県としましては、今回の事業成果を踏まえ、新たな制度の創設など離島航空運賃の低減化に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、物流コスト及び宮古・石垣の航空運賃の低減について一括してお答えします。

今回の事業は、中核病院や高校のない小規模離島を対象に航空運賃を低減することを目的としております。したがって、貨物運賃及び那覇―宮古、那覇―石垣路線については対象となっておりますが、今回の実証事業の結果等を踏まえ、今後、その手法を含め関係機関等と連携しながら、離島の物流コスト及び交通コストの低減化を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 宮古島活断層の調査につきまして、今後の調査及び県の対応についてとの御質問にお答えいたします。

政府が設置した地震調査研究推進本部の地震調査委員会の公表によりますと、宮古島断層帯の中部でマグニチュード7.2程度もしくはそれ以上、西部でマグニチュード6.9程度もしくはそれ以上の地震が発生する可能性がある。ただし、過去の活動履歴や今後の活動時期は不明であるとする結果が示されております。

同委員会によりますと、今後は海域の調査も含め、断層帯西部を中心に過去の活動に関するデータを蓄積する必要があるとしておりますが、さらなる調査につきましては現時点では未定とのことであります。

県といたしましては、県が実施する同地域に係る地震被害想定調査の結果を踏まえ、地震被害の軽減を図るための対策を検討してまいります。

次に、同じく調査対象となった地域の対策についてとの御質問にお答えいたします。

調査対象となった活断層で想定される地震につきましては、東海地震と政府の中央防災会議が策定する地

震防災計画に基づき防災対策がなされるものと、都道府県が策定する地域防災計画等に基づき防災対策が実施されるものがあります。

今回、調査対象となりました宮古島断層を想定とした地震を含め県内の地震災害対策につきましては、沖縄県地域防災計画に示す災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の詳細計画により適切に対応してまいります。

次に、耐震基準の見直し、防災対策についてとの御質問にお答えいたします。

耐震基準につきましては、建築物や土木構造物等に関する関係法令等で設定されるものでありまして、国において適切に対応されるものと考えております。

防災対策といたしましては、県が実施する地震被害想定調査の結果を踏まえ、地震被害の軽減を図るための方策を検討し、沖縄県地域防災計画に反映して対策の充実強化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 伊良部大橋開通に関連しての御質問で、伊良部島全域の道路計画の見直しについてお答えいたします。

伊良部島の幹線道路網は、主要地方道、下地島空港佐良浜線、一般県道、長山港佐良浜港線及び平良下地島空港線で構成されております。伊良部大橋の開通に伴って、伊良部島における交通量は増加すると予想しているものの、当面は現在の道路網により交通処理が可能であると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 簡単明瞭に質問しますので、簡単明瞭にお答えをお願いしたいと思います。

まず、家畜競りの開催状況について伺います。

非常にいい形で7月2日から競りが動くというような非常に心強い、明るい答弁をもらいました。積み残しもありますので、これは臨時市場あるいは定期市を含めて、今後の予定がおおむね決まっておりますらぜひ教えてください。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 手元に詳しいことはちょっと持っていませんけれども、7月に2回やる――臨時にですね――今回7月の初めごろにやって、7月の下旬ごろにまた1回やるということを計画しております。

○議長（高嶺善伸君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 臨時市と定期市をしっかりとやるということで、これで農家も一安心かなというふうに思いますが、なお防疫体制に関してはしっかりと継続してやっていただきたいなというふうに思います。

それから、今回のこの口蹄疫問題で私ども畜産業のあり方、非常に勉強したと思うんです。1つは防疫体制を常時しっかりしないといかぬなという話。今、我々沖縄の畜産は要するに繁殖牛、子牛を売ることによって一部石垣のほうでは肥育に頑張っておられますが、その子牛から肥育まで付加価値を高めて商品価値を高めるという仕組みが非常に弱かった。したがって、全部子牛の85%以上を県外購買者に依存しなければならなかったというようなことで、これからは地産地消等も含めて地元の牛を、いい牛を食べさせていくというようなことから含めて考えますと、経済性それから地産地消を含めての畜産農家の足腰を強くするという意味においては、この肥育までの一貫経営というのが大変重要だという答弁をいただきました。

そこで、1つだけ大きな欠点・問題があります。これは、卵が先か鶏が先かという話がありまして、食肉センターの問題があります。小規模地域におきましては、食肉センターの運営・設置が非常に大きな壁になっておりますが、少なくとも今の基準・枠をちょっと外しまして、場合によったら石垣・宮古、あるいは離島を含めたような形ででもこの食肉センターを整備強化していくという肝心かなめの部分が非常に私は脆弱だと思うんです。それを含めて現状の制度、なぜ食肉センターがあちこちで非常に経営が不振なのか、設置できないか。それから、これからどういう形でその食肉センターの設置、肥育までいく場合のその食肉センターとの関連というのは重要でありますので、それをどうしていこうとするのかを伺いたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 今、議員から御指摘がありましたように、やはり子牛に頼って、県外にだけに頼るという今のような話ですね、やはりなかなか子牛が出荷できないというような状況がございますので、今、石垣で取り組んでいるように、やはり肥育を進めていくと。そのことがやはりブランドとして上げるには一つの方法として、やはり子牛の値段もやはりその地域で、これおいしかったよと言ったほうが、やはり値段的にも底上げができるんじゃないかという意味でも、やはり肥育ということは重要じゃないかと思っています。

その中で、やはりそこで一たん処理・加工となると、やはり食肉センターは必要だということで、現

在、南部についてはＪＡさんが中心となって、食肉センターは去年から整備をしているところでございまして、次に、石垣のほうから、実は一緒にセンターを整備したいという要望がございます。その中で、やはり食肉センターで処理して、そこでまた一次加工みたいな、要するにパッキングセンターみたいな、やはり同時に整備することがその付加価値を高めるような形になるといいますので、現在その方向で処理をして、それで加工して、それで販売するというような加工も含めたセンターとして整備することが重要じゃないかと考えています。

○議長（高嶺善伸君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 非常に実情を把握されておりまして、一応その方向性もお持ちというふうに理解しました。畜産業は小離島で一生懸命地域の経済を支えておりまして、しっかりとフォローしていくことによって非常に大きな産業として伸びていきますので、できればその食肉センター、そして今、非常に脚光を浴びております細胞を壊さないＣＡＳというような冷凍システム等々、その食肉センタープラス保冷・冷凍施設等々、そして総合的に検討して、その辺のこれからの畜産業をしっかりとフォローしていただきたいなと希望いたしまして、次に質問を移します。

次に、離島における流通問題、交通費の問題でございます。

これはもう長年取り組んだ問題であります。今、那覇空港のＡＮＡの貨物ハブ空港のいろんな免税、公課措置、それからカボタージュ特区の話、それから今非常に取り組んでおりますのが総合事務局での香港市場をにらんだ農作物等の実証実験、そして県におきましてはマンゴーの輸送に関する社会実証も今年度予算計上されているということで、今まさに知事のこの離島振興に関する根本的な課題が解決に向けて動き出したなという期待、非常に大きいものがありますので、ぜひこの問題は取り組んでいきたいなと思うんですが、この離島において物の動き、人の動き、それから医療関係で那覇に来る交通費の高さ、それから子供等の教育における派遣費の高さ等々、大変問題がありまして、その辺の解決ができれば、やはり離島というのは相当頑張れるんだというふうに今思っております。

そこで、新たな制度構築に向けて現状の分析が非常に重要だと思います。きのうも吉田議員から沖縄県における1人当たりの交付税の話、それから社会基盤の整備、投資額等々の話がありましたが、この離島において今、トータルとして物の動き、人の動きで離島によるハンディ、コストの高さというのは数字的に抑え

ておりますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後 1 時 57 分休憩

午後 1 時 58 分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（川上好久君） 今ちょっと資料すべて手元にはないんですけども、例えば石油等につきましては沖縄県は補助もしているわけでございますけれども、やはり離島のほうが沖縄県の場合はガソリン等で本島の 122 円に対して離島は 142 円と、おおむね 20% から 30%。資料が手元にないのではっきりお示しはできないんですけども、特に加工食品とかそういうふうなものについては非常に離島の中では物価が高くなっております。一方、生鮮食品等につきましては若干安くなっているというふうな結果になったかというふうに覚えております。

○議長（高嶺善伸君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 ぜひこの辺については消費材から生産資材等々、いろいろと生活等の交通費等も含めて、離島におけるハンディというものをある程度数字的に整理をして、その中でどこが一番最も投資として効果があるのか。単純に言いますと、今、例えばガソリン等の輸送費に関しては 90 数%の輸送費があります。交通費等については割引等がありますというようにいろんな総合対策があれこれ投じられている。それらを総点検して、もう少し整理をして、離島における根本的な問題解決はどこにあるのかという総点検と整理をして新たに振興計画に反映させていくという視点が大事だと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） まさに議員が言われるとおり、離島のみならず沖縄本島を含めて離島島嶼県というふうなことで、これからも交通コスト、それから物流コストの低減方策については、県としても一生懸命取り組んでいきたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 ちょっと伺いますが、かつて沖縄県の中に国鉄・那覇港駅、平良港駅、石垣港駅というのがありましたが、途中で断ち切れになりました。その総括はされたことありませんか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 今、ちょっとそれについては承知してございません。

○議長（高嶺善伸君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 国鉄時代にちゃんとあったんです

よ。それが民営化に伴って断ち切れになったんですが、非常に私はせっかくのいい事業だったのに断ち切れしちゃったなという思いがあります。これは、新たな振興計画を考えていく上で、高速道路とか鉄道がない見返り事業として我々は当然要求すべき。それがかつての国鉄駅だったなというふうな思いがありまして、振興計画の中でぜひこの辺、それから海洋基本法で言うところの、その排他的水域だとか離島の強化、そういうもろもろのトータルとしての中でぜひこの問題に取り組んでいただきたいなという、その決意を伺って終わります。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） まさに議員が言われるとおり、重々そのことを意識をしながら、次の振興計画の一つの大きな柱として検討してまいりたいというふうに思います。

○座喜味 一幸君 よろしくをお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 一般質問を行います。

今回は集中して 1 点に絞り込んで質問を行います。

普天間飛行場の移設返還につきまして、私、去年の政権交代後の 10 月 6 日の一般質問で、民主党の連立政権に、国民のために自民党が行ってきた政策も推進してほしいということで助言をいたしましたけれども、民主党県連、総理大臣に伝えましたか、伝えてませんか。伝えてないですね。ですから、あのときのそういう助言を受けていれば、私は、鳩山政権はまだまだ継続して、このような結果にはならなかったんじゃないかなと思っているんですね。

後期高齢者医療制度の廃止、普天間飛行場の移設返還、まさに自民党がやってきたものを廃止するというものですから、それに足りない部分を補えば、とっくに後期高齢者医療制度なんか廃止して新たな医療制度ができていますよ。

ですから、これは見通しがつきませんよね。普天間飛行場の移設の問題についてもそうなんですけれども。だから、そういうことも含めて、素人の民主党政権がやっぱり自民党の政権運営を学ぶべきところは学んで、国民のための政策は推進してほしいというふうなことでアドバイスしたわけでありまして、まことに残念であります。

今の民主党及び連立政権は、県民に対する県外・国外移設の約束を破り、さらには県民無視の日米共同声明に踏み切ったわけでありまして。同時に、前回の民主党の選挙やそういうのも含めて政党のマニフェストに

対する国民の信頼を著しく失墜しているんですね。この責任は非常に大きいと思います。

同時に、本来あのような形で日米の共同声明をつくったわけでありますから、今回の参議院選挙において、特に沖縄選挙区においては民主党の公認候補を立てて、日米の共同声明に対する県民の審判を仰ぐ。そのことによって県民の意思をはっきり確認をしていく、それによって政権がその対応を判断していくというふうなことが、本来の政権政党としてのあるべき姿じゃないかなと思うんですね。47都道府県、ほかの都道府県では公認候補を立てて、沖縄県だけ唯一公認候補を立てないこの民主党のやり方、どうしたんですか。だから、県連独自であなた方は立てればよかったんだよ。そのことが問題解決の一番の早道なんです。

だから、そういうふうなものがなくて、この責任は、あたかもこちらにいらっしゃる仲井眞知事にすべて責任があるかのごとく議会でも議論するわけでしょう。とんでもない話なんですよ。

ですから、そういうことも含めて今回は集中をしてこの普天間基地の問題について質問をさせていただきます。

(1)、鳩山総理は、みずからの公約をいとも簡単に破り、迷走したあげく、県民の意思を無視して日米合意を行い、しかも国政の責任を放棄し、参議院選挙で民主党が有利になるとの判断で勝手に辞任された。このような日本国民のトップリーダーとしての鳩山総理の対応は極めて無責任であり、特に沖縄県民は大きな怒りと憤りを感じております。知事の見解を伺います。

(2)、鳩山総理は、辞任する前に日米合意を破棄し、実務責任者である外務大臣や防衛大臣も再任させずに、菅総理のもとで民主党の県外・国外の公約や県民の意思に沿った日米交渉を政治主導でやり直すべきであったと考えております。知事の見解を伺います。

(3)、(4)は割愛をいたします。

(5)、仲井眞知事は、菅総理と2回会談が行われておりますけれども、普天間飛行場移設に関する菅総理の認識や熱意、さらに取り組みをどのように受けとめられておりますか。あるいはどのような要望をされておりますか。

(6)、8月までに日米で具体的な工法等の協議がなされとのこと、滑走路の変更など新たな環境アセスを行う必要性も考えられますけれども、知事の見解を伺います。

(7)、名護市民や沖縄県民の意思を無視して、民主党政権は独裁的に強引に移設作業を進めていく危険性がございます。知事の見解を伺います。

(8)、民主党連立政権は、普天間飛行場の移設問題をこれからの沖縄振興策、「沖縄21世紀ビジョン」推進のための新たな法整備、平成23年度予算などさまざまな予算措置にプレッシャーをかけてくる可能性があります。仲井眞知事の対応は、福祉、教育、沖縄県政全般にわたる影響を踏まえて厳しいものになっていると思われます。知事の見解を伺います。

どうぞよろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時7分休憩

午後2時8分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 照屋守之議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、普天間飛行場の移設返還についての御質問の中で、鳩山前総理の対応、日米交渉のやり直しなどなど及び検討状況に関する具体的な説明について等の御質問が、これは当初(1)から(4)までが関連しております。一括して答弁することになっていたんですが、今幾つか省略されましたが、答弁させていただきます。

今回の日米共同発表は、県外移設の実現に期待する県民の声がますます高まっている中で唐突に行われたものであり、県民の間に大きな失望を招いております。県としましては、地元の了解を経ずにこのような移設案が決定されたことはまことに遺憾であり、受け入れることは極めて厳しいと言わざるを得ません。

県といたしましては、政府が県外移設をどこまで真剣に検討したのか、そしてどのような経緯で移設先を辺野古とする日米合意に至ったのか、合理的な説明を行うべきであると考えております。

さらに、政府においては、普天間飛行場移設問題について、県民の納得のいく形で解決策を示していただきたいと考えております。

同じく普天間飛行場に係る御質問ですが、普天間飛行場移設に関する菅総理の取り組み等についての御質問にお答えいたします。

去る6月15日及び23日の菅総理との面談におきましては、菅総理から日米共同発表を踏まえつつ、沖縄の基地負担の軽減に取り組みたいとの趣旨の発言がありました。

私からは、今回の日米共同発表はまことに遺憾であり、名護市辺野古への移設は極めて厳しい旨申し上げました。あわせて事件・事故の発生状況など基地負担

の現状を御説明し、大幅な軽減が必要であることを申し上げたところであり、このような県の考えは総理に十分に伝わったのではないかと考えております。

次に、地元の意思を無視した移設作業の危険性についての御質問にお答えいたします。

県としましては、地元の了解を経ずに移設案が決定されたことにつきましてまことに遺憾であると考えており、菅総理との面談におきまして、このような県の考えを申し上げるとともに、日米合意に至った経緯等の説明を行うよう申し入れたところでございます。

いずれにいたしましても、この問題の解決に当たっては、政府は、頭越しではなく地元の理解と協力を得なければならないことは当然のことであり、丁寧かつ十分な説明を行うよう強く要求していきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 普天間飛行場の移設返還につきましての御質問の中で、新たな環境アセスを行う必要性についてとの御質問にお答えいたします。

普天間飛行場代替施設の位置、配置及び工法については、まだ政府から示されていないため、今後の環境影響評価手続について言及することは困難であります。

いずれにしましても、環境影響評価手続につきましては、環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例の規定に基づき適切に対応することになります。

次に、普天間飛行場移設問題と沖縄振興予算等の予算措置についてとの御質問にお答えいたします。

県としましては、基本的に沖縄県の振興策は基地問題とは別であると考えており、御指摘の可能性についてはあってはならないことだと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 再質問を行います。

先ほど登壇して、知事、私は今回の参議院選挙は、この普天間飛行場の基地問題は日米共同声明が出されているわけですから、やっぱり民主党は政権の責任として、ぜひというか、これはやっぱり沖縄選挙区でしっかり打ち立ててやるほうが、その政策に対する判断ができるわけですね。そのことが県知事が今抱えていらっしゃるいろんなさまざまな意思決定の問題がありますよね、それについても非常に大きく影響してきたんじゃないかなと思うんですね。

ですから、私は、やっぱり沖縄選挙区で民主党は、ここで候補者を立てるべきだったというふうなことを考えているわけですが、これは、もちろん普天間飛行場の移設の問題解決のためにですよ。知事どう思いますか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） これは、それぞれの政党が御自身で御判断されてお立てになるものであると考えますので、恐縮ですが、私のコメントは差し控えたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 この問題、いろいろ今回の議会でも議論があって、知事が明確にその反対云々というふうなことがありますけれども、既に知事は、極めて困難とか、かなり厳しいとかいろんな判断を明確に政府にも伝えているわけですね。

ですから、私は、この今の知事のスタンスというのは非常に重要だと思っているんですよ。せんだつても知事が御答弁なさっていたように、基本的には、国と県の違いはあっても、その違いを認めながら話し合いをしていく、交渉をしていくというのが非常に大事だと思うんですね。ですから、それは信頼関係をしっかり築いた上で、この問題をどう解決していくかという非常に厳しいテーマだと思うんですよ。

これまで県民の意思は、もう既に県民大会とか県議会の全会一致の反対決議とか、そういうことでやったりとか、さまざまな形でしっかり示しているわけですからね。そういうふうなものを示しているにもかかわらず、政府のほうであのような形で一つの意思決定がなされたというふうな事実は、だから、これまでのような形でただ単に絶対だめ、この辺の議論のようにだめとか、絶対だめとかというふうなことで問題が解決できる、そんな単純なものじゃないと思うんですね。

ですから、その政府との信頼関係をどのような形で継続していったらこの問題を解決していくのかという非常に厳しいテーマだと思うんですけども、知事いかがですか。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時17分休憩

午後2時18分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員おっしゃるように、確かに信頼関係をベースに物事はやっていくにこしたこ

とはないんですが、ちょっとよく知らない部分がたくさんありまして、この今の内閣といいますか、ちょっと了見がわからんという、これは正直に申し上げてちょっと下世話な表現で恐縮ですが、ですから、少し時間は要るかもしれません。何だかんだと言ってもおっしゃるように我々の政府ですから、意見は違えども、話が意見交換ですれ違いが起こるにしても、やはり日本国政府と各県との関係というのは、いろんな考えがすれ違ったり、一緒だったりとすることの連続だと思えますから、これからもう少し私どものほうもいろんな形で意見交換のパイプはしっかりと持って、可能であれば信頼関係が構築できればと思っておりますが。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 ですから、やっぱり私は、それぞれの立場は違えども、この普天間飛行場の危険性を何とかしたいという思いは一つだと思うんですね。それぞれの立場の対応の違いがあるというふうなことだと思いますので。ですから、そういうことも含めて、私は、絶対に沖縄県政と国政がこの問題で断絶をするというふうなことにならないような対応をお願いしたいわけですね。

これは、そうすると、普天間飛行場の現在の固定化、先ほど知事公室長は予算がどうのこうのというふうなものは別個というふうな位置づけだという認識ですけれども、これは一緒じゃないですよ。だから、これから沖縄が平成23年度予算も考える、23年度に完了する振興計画、その後の新たな展開も考えていくということ、「沖縄21世紀ビジョン」の将来像を考えれば、これはやっぱり国からしっかりというふうなものを取りつけて、取り組みをしていかないといけないということになるわけですから、そういうふうなものも影響していく。これは、沖縄県政全体あるいは県民全般にかかわる非常に重要な問題になるわけですね。

平成10年4月に国政と県政のそういう体験を我々やっていますね。あれは、辺野古の問題があって、当時の大田県政がそれをきっぱり断ってというふうな経験を我々やっていますね。そのときはどういうことになっていましたか、国政との関係は、知事公室長。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時21分休憩

午後2時21分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） たしか当時の、亡くなった橋本龍太郎総理と大田知事が何回も意見交換し、しか

し、最後に大田知事は辺野古への移設はノーということと言われて、政府と断絶状態に近い状態が出たというふうに記憶しておりますが。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 ですから、私どもはこのような実体験もやっているわけですから、これは仮定の話じゃなくて、過去にそういうふうな事例があって、この問題によって国政と県政が非常に厳しい状況になった。その後どうなったかと言ったら、知事公室長がさっき言っていたように、基地問題は別だよということだけでも、全閣僚で集まって沖縄を何とかしようというふうな沖縄政策協議会がぴたっとまとまったじゃないですか、完全に。だから、そういうふうなことになると、県民がどういうふうなことになったかといったら、非常に不安を持ったわけですね。だから、こういうふうな問題の対応によって、県知事の判断、県政の判断が県民に大きな不安を与えて大変な混乱を迎えたという、こういうことですね。

ですから、これを知事の対応が誤って、それが平成10年あの辺のような状況がここに起こった場合に、今、県議会では率先して反対をしるという議論ですね。そうすると次は、その状況になったら、何であなたは固定化しているのか、政府とのそういう信頼関係を断ち切ったのかという議論になるわけでしょう、そうなりますよ。

そうすると沖縄県民は、仲井眞知事は政府ともそういうふうな形で断絶して、我々はそういうふうなことは望んでないよというふうなことになるわけですよ。これ現実としてそういうふうなことになるわけです。

ですから、私は繰り返し申し上げているのは、やっぱりその立場の違いはあっても、しっかり菅新政権と仲井眞知事がそれぞれの違いを乗り越えて、この問題を解決していくために県の立場を主張しながら、県民の立場を主張しながらステップを踏んでいくというふうなことが必要だと思うんですね。

日米共同声明でいろいろ時間的な制約とかありますけれども、これは日本政府とアメリカ政府の都合ですから、これはどうぞそのままでもいいですよ。あくまで知事は知事の立場で今現在政府に求めている、何でこうなっているんですか、あなた方は県外に持っていくと言ったんでしょう、国外に持っていくと言ったんでしょう、ちゃんと説明してくださいよというふうなことから、まず問題の解決のきっかけをつくってほしいというふうに思っているわけですね。

同時に、この日米共同声明ですね。この全文に目を通していているわけですが、アメリカ政府と日本政

府の立場、何とかしようというふうなことでこうなっ
たと思います。この中には、両政府は、そういう形で
時間的なものも含めて、何とか問題解決をしたいとい
うふうな思いも含めて、我々沖縄県民に対する配慮と
いいですか、そういうふうなことも明記されているん
ですね、この地域の。両政府は、この普天間飛行場の
移設計画が、「地元への影響などの要素を適切に考慮
しているものとなるよう、これを検証し、確認する意
図を有する。」ということの合意、共同声明があるわ
けですよ。

これは、まさに日米両政府が力を合わせて普天間飛
行場移設の問題を取り組みはするけれども、地元沖縄
の地域の事情も配慮しなさいよというふうなことでの
共同声明だと思うんですけれども、これをどういうふ
うにとらえておりますか。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩してくださ
い。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時25分休憩

午後2時27分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の共同声明の中身は、い
ろんなことが書いてあり、地元への負担軽減とか、影
響軽減というようなことは確かに書かれております
が、実は、そういうことも含めて、何で辺野古へ戻っ
たかということとあわせて、今度はこの共同声明の日
米両政府の考え方もこれもきちっと話を聞かないと、
まさにおっしゃるように今のこと、さらに追加され
た、もともと再編協議のあれは四、五年前からあるわ
けですね、中身は8000人の移動から始まって、キャン
プ・キンザーの移設から返還からいろんなことが実は
書いてあるわけですが、さらに、今度は言葉の上では
再生可能なエネルギー技術の導入であるとか、環境関
連事故の際の基地の立ち入りであるとか、返還前の環
境調査のための立ち入りであるとか、ホテル・ホテル
訓練空域の一部解除であるとか、嘉手納におけるさら
なる騒音の軽減の検討とか、IT、文化、教育、研究
分野の研究交流とか、ちょっと目新しいのが入ってお
りますが、この中身も含めて一体どこまで、いつまで
に、どんな内容で、だれがどういう資金をもって、ど
うするかという具体的な部分が全く今のところはない
わけです。

ですから、こういうことも含めて、それなりに言葉
上は評価できるようなものも見え隠れはしているんで
すが、そもそもこの全体のこういうものに帰結して

いった流れと背後の考え方はきちっと話をしてもらわ
んと、なかなか我々この中には実は入っていけない、入
り口で実はとまっているという状況ですよ。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 ぜひ今のこれまでの経緯も含めて、
あわせて日米共同声明の矛盾点というか、段階的にそ
ういう経緯を踏まえて、日米共同声明の矛盾点とかと
いうふうな問題提起も含めて、粘り強くされたらいい
ですよ。この8月末というのは当てにならないですから
ね、大丈夫ですよ。

だって、今の政権だって、前の自民党政権がやって
きたものを、政権が変わったからと言って見直しして
いますよね。これも何かうやむやのうちにやる。今の
現在の辺野古の移設作業を進めながらこの見直し作業
をやるとか、非常にちゃらんぼらんことをやっている
わけですよ。それをまた新たに日米共同声明という
ことをつくるわけですよ。

ですから、それは、そのときそのとき都合のいいよ
うに、国と国が取り決めることですから、これもしか
したら、恐らく彼らが自主的に見直しするかもしれま
せんよ、中身は、そのときそのときの状況に応じてで
すね。この1800メートルの滑走路なんていったら、こ
れは前の自民党の政権の中で、騒音とかいろんな問題
を考慮しながらV字型にしたわけでしょう。それを1
本にするということですから、どういう根拠があって
そうなのかというのもしっかりやっぱり確認をしない
といけないわけです。

ですから、彼らも日米の共同声明は出したものの、
実務的に進めていくといろんな問題がありますねと、
我々は地元を無視してできませんね、合意もやるとい
うことをやっているから、今どき地元が反対して、機
動隊導入して、軍隊導入して基地をつくる国なんかど
こもありませんよ。

だから、そういうふうなことも含めて考えていく
と、この共同声明の履行に沿った形で進めようとして
も難しい、これを変更しようとするれば見直しをする、
当然時間がかかるのは当たり前じゃないですかね。で
すから、そういうことも含めて、今さまざまな問題を
抱えている中で、知事の対応というふうなことですか
ら、先ほど申し上げましたように、いかなる場合に
あっても、もう今、冷静に知事は判断をされて、やっ
ぱりこの問題を本当にどういう形で解決をしていくの
か、あるいは県民が求める県外・国外の道筋がどこに
まだ可能性があるのかというふうなところも含めて、
現政権には、対立というふうなことでやるとなかなか
かみ合いませんから、ある程度向こうの言い分も聞き

ながら、またこの言い分も持っていくという新たな交渉術というんですか、そういうふうなものが求められていると思います。

仲井眞知事には、そういうふうなことで今県民も大きく期待していると思うんですね。ぜひその辺のお考えをお願いできませんか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時32分休憩

午後2時32分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 私が2回お会いした菅総理の、これがお互いの信頼感が出てくればなんですが、言葉の上ではというか、やりとりとしては、地元との合意といいますか、そういうものが非常に大事だというような趣旨のことはおっしゃっておられましたから、これを信頼しながらお互いの主張はやっていきたいと思います。

ただし、まだ納得のいく解決策は政府がきちっと示すべきだと言っている意味は、つまり普通はこれは天下の大政党・公党が公約で言ったことを数カ月でぴゅーっと逆にしてしまうというのは、これは大変地元を——これはちょっと言葉が下世話になるんですけども——ばかにしているんじゃないかというぐらい言われても、それぐらいやっぱり怒りますよね。つまり、私は、もともとはやむなし派ではあったんですが、同じ県民が、意見は違うといえども、こういう扱いを受けていて、これ何ですかというのはやっぱり強く持っていますし、県民にはやっぱり強く残っている。これが東京サイドというか、北海道から鹿児島まで伝わっているのかどうかというのは、どうもこれは違うなという感じがちょっとあります、その後の菅政権への支持率の回復ぶりを見ていますと。

ですから、この気持ちというのは、やっぱりもう伝わらないものか、もともとここは沖縄と本土との関係なのかよくわかりませんが、我々が学生のころからあるこの差が依然として埋まっていない。ですから、このところは歯ぎしりしてもしようがないのかというと、またそんなことを知事がやってはいかがなものかという点もあって、このあたりが私は、きちっと受けとめられているのかどうかということとはわからないですね。なぜなら、感謝するという表現が返ってくるでしょう。などなど含めて、少しここはいろんな方か

ら私もアドバイスを受けながらやりますが、議員のおっしゃっているファンダメンタルな対応の仕方というのは、無論ちゃんと抑制をきかせながらやっていきたいとは考えております。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 ぜひそういうふうな思いも含めて、ただ、今政権を担っているのは民主党の菅総理を初めその政権ですから、そこは大きな権限を持っているわけですね。ただ、気になるのは、外務大臣の存在が非常に私も気になりますよね。ああいう形で固定化というふうな発言をされると、どうも沖縄に対するそういう思いを持っている国会議員がだんだん少なくなっていて、これだけの経費、予算をかけるその効率がどうだというふうな形でそういう処理してしまう。あの仕分けを見てもそういうふうなニュアンスを受けるわけですから、そういうことも含めてぜひよろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（高嶺善伸君） 新垣良俊君。

〔新垣良俊君登壇〕

○新垣 良俊君 こんにちは。

きょうは一般質問最終日であります。自民党の吉元さんから始まって、今照屋さんまで5番目ですが、大体平均で40分で終わっています。一番長いのが辻野さんで51分ですが、その中で40分で締めたいと思っておりますので、ひとつまた答弁のほうも明快にお願いしたいと思います。

まず、1、知事の政治姿勢についてであります。

仲井眞知事は、稲嶺前県政の路線を継承しながら、県民の立場に立って「独立独歩」、「主体性のある相互依存」の精神で沖縄大躍進という政策を掲げ選挙戦を戦って、有権者多数の支持を得て初当選を果たしました。平成18年12月10日の就任以来、厳しい財政の中、沖縄振興計画に基づく諸施策の推進により成果を上げてきましたが、我が沖縄県にとって最も重要な課題の一つである基地問題、リーディング産業の観光の新たな展開、情報通信及び科学技術の進展に対応した産業の振興、島嶼県である沖縄県の離島・過疎振興、財政の健全化、医療・福祉の問題、農業・漁業の振興、教育問題等ともろもろの振興策は国頼みで、主体性を持った新たな沖縄県づくりと自立型経済の構築が県政にとって重要であります。

任期まであと5カ月余となりましたが、次期知事選への態度を表明してありませんが、仲井眞知事の再選なくしてもろもろの問題解決を図ることは難しいと思っております。

そこで、就任から現在までの県政運営の成果と、引き続き県政運営を任せられたときにはどのような方策で解決を図るかということについて伺いたいと思います。

(1)、基地問題について。

去る5月28日に、米軍普天間飛行場の名護市辺野古への移設計画を盛り込んだ日米共同声明が発表されました。民主党政権は、地元名護市と県の合意もなく、頭越して米国の辺野古移設に追従しました。知事は、就任して3年半も基地問題に翻弄され続けたと思うが、国の対応について所見を伺いたい。

(2)、企業誘致について。

知事は、就任以来、賃貸工場、情報関連企業の施設整備を図り、トップセールスとして企業誘致に取り組んでまいりました。そこで、これまでの実績と成果について伺いたい。また、今後さらに企業誘致を図るためにはどういう施策をお考えか伺いたい。

(3)、雇用問題について。

雇用問題は、知事の最も重要な施策であると思っています。本県の失業率が高い要因は、雇用の場の不足、景気の悪化による県外就職の減少と過度の県内志向等があるからと言われています。雇用機会の創出・拡大を図るには、どのような方策で失業率の減少を図るのか伺いたい。

(4)、財政健全化について。

国・地方を通じる財源不足の中、地方交付税等の一般財源の大幅な増加が期待できない状況で、地方債の発行等による公債費の増及び制度改正や高齢化等による社会保障関係経費の増に伴い、本県の財政状況はますます厳しい状態にある。自主財源確保をどうするのか、今後の健全な財政運営に向けてどのような対処をするか伺いたい。

2、農林水産行政について。

(1)、基盤整備事業について。

今年度は、国の方針で基盤整備事業が前年度に比べて県予算で約47億円、率で15%減の厳しい予算となりました。離島の基盤整備事業に力を入れているやさきに、事業費の減額で離島地域の基盤整備事業に支障が出ています。また、離島振興と産業振興を図る上でも少なからず影響があると思います。干ばつ、台風と自然災害の多い離島、特に南北大東村では昨年、台風18号と20号の影響で、さとうきびの生産量が南大東村で2万7752トン、率で32.7%、北大東村で8385トン、率で35%の減と、前年期を大きく下回りました。離島振興、農業振興を図るためにも、防風林や水源施設の整備は大変重要であります。

そこで伺います。

ア、南北大東村の農業用水源施設整備の現状について伺いたい。

イ、農業用水源施設の今後の整備計画はどうなっているのか伺いたい。

ウ、南北大東村の防風林の整備は、前年度までに南大東村が8300メートル、北大東村が1万500メートルの整備となっているが、平成21年度末で整備率は幾らか。

エ、防風林の整備はほかの地域でも大変重要であります。久米島町で整備計画はどうなっているのか伺いたい。

(2)、農業用機械施設（格納庫）の整備について。

南北大東村は、ハーベスター等の機械化農業の先進地であります。南大東村においては、ハーベスター等の農業機械が製糖終了後も屋外に放置された状態にあります。南北大東村は、台風の常襲地であり、雨、塩害等で農業機械の耐用年数に大きな影響があると思います。

そこで伺います。

ア、南北大東村での農業用機械施設（格納庫）の整備状況はどうなっているか伺いたい。

イ、南北大東村の農業用機械施設（格納庫）の整備計画について伺いたい。

(3)、渡名喜村の水産業支援について。

渡名喜村は、農地面積が小さく、農地の確保が困難な小規模離島であります。

村の産業振興には水産業の振興が重要であると思いますが、渡名喜村の水産業に対しての支援について伺いたい。

(4)、八重瀬町での災害対策について。

去る5月24日の降雨により土地改良地区内でのり面の崩落が発生し排水路が被災したが、対応について伺いたい。

3、離島振興について。

(1)、粟国空港の拡張整備について。

1年前のパイロットの定年退職により現在琉球エア・コミュニティー社は運休していますが、運航の再開には空港の拡張整備が必要であります。拡張整備に向けて関係者の合意形成はどうなっているか伺いたい。

(2)、渡名喜漁港の整備について。

生活港でもある渡名喜漁港は、北風が4メートル以上吹いた場合は港への入港ができず、島民の生活に大きな影響が出ています。その対策について伺いたい。

(3)、渡名喜漁港の埋立地の利活用について。

渡名喜漁港の埋立地は一部分しか整備利用されてい

ないが、整備計画はないのか伺いたい。

(4)と(5)は、代表質問で出ておりますので、今回は割愛します。

(6)、自動車教習所の自動車税減免について。

ア、県内には指定（21校）と特定届け出（1校）の自動車教習所がありますが、指定自動車教習所と特定届け出自動車教習所との違いについて説明をお願いします。

イ、指定自動車教習所の教習用の自動車税が減免されていると聞いていますが、保有台数は何台か。また、保有台数の全部が減免の対象になっているのか伺いたい。

ウ、特定届け出自動車教習所は、久米島町の仲里自動車学校だけであります。特定届け出自動車教習所の教習用自動車保有台数は何台で、自動車税は幾らか。

エ、特定届け出自動車教習所の自動車税の減免について、離島振興の上からも減免にすべきだと思うが、見解を伺いたい。

4、福祉保健行政について。

(1)、介護保険制度について。

平成10年4月に、社会全体で介護を支える「介護の社会化」を目指し介護保険制度がスタートして10年が経過しました。介護サービスの内容が多様化する一方、行き場がない高齢者や施設の安全・安心対策、介護に携わる介護職員の待遇面の低さの問題など介護を取り巻く課題は多い。

そこで伺いたい。

ア、介護保険制度が10年経過しました。制度の評価と改革すべき点について伺いたい。

イ、沖縄県の実介護認定者数は、平成22年3月末現在で何人か。また、制度がスタートしたときと比較してどうなっているのか伺いたい。

ウ、特別養護老人ホームに入居できるのは要介護1以上の人で、介護の必要性や家族の状況等を考慮して入居させることになると思うが、県内の特別養護老人ホームへの入居者は何人で、待機者は何人か。

エ、現政府が打ち出した「介護療養病床廃止の凍結」が、小規模民間事業者（有料老人ホーム等）に対して入居者の補充に影響が出ていると思うが、見解を伺いたい。

オ、介護職員処遇改善交付金が平成21年10月から「介護報酬分に一定の率を掛けて交付」とされている。その交付金は、介護ヘルパー、介護福祉士に限定され、その他の職員（看護師、相談員、事務員等）には該当しない。介護に携わるすべての職員に交付すべきであると思うが、見解を伺いたい。

5、我が党の代表質問との関連についてであります。

池間県議の代表質問の中の、口蹄疫の防疫対策についてであります。関連して3点準備していましたが、時間の都合で1点だけ質問したいと思います。

貴重家畜緊急避難事業で4586万3000円が計上されているが、貴重家畜とは県の管理する種牛等であると思うが、避難場所は離島の宮古島市、石垣市になるのか伺いたい。

そして、もう1点ですが、嶺井光県議の代表質問の中の、3、産業振興の(3)、農林水産業の振興についてのウ、久米島町で実施している芋類の特殊病害虫アリモドキゾウムシの根絶事業について関連して質問したいと思います。

(1)、アリモドキゾウムシの根絶にめどがついたようであるが、もう一種のイモゾウムシの根絶宣言はいつごろになるか。

(2)、アリモドキゾウムシとイモゾウムシの根絶技術の具体的な方法はどのようなものか伺いたい。

(3)、琉球芋の久米島町での生産振興の今後の見通しについて伺いたい。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時49分休憩

午後2時52分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 新垣良俊県議の御質問に答弁いたします。

まず第1に、知事の政治姿勢についての御質問の中で、日米共同発表に対する所見いかんという御趣旨の御質問に答弁いたします。

今回の日米共同発表は、県外移設の実現に期待する県民の声がますます高まっている中で唐突に行われたものであり、県民の間に大きな失望を招いております。県といたしましても、地元の詳細を経ずにこのような移設案が決定されたことはまことに遺憾であり、受け入れることは極めて厳しいと言わざるを得ません。

県といたしましては、政府が県外移設をどこまで真剣に検討したのか、そしてどのような経緯で移設先を辺野古とする日米合意に至ったのか、合理的な説明を行うべきであると考えております。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、企業誘致の実績と今後の誘致施策についてという御質問にお答えい

たします。

沖縄県では、企業立地を促進するため、賃貸工場や情報関連企業の受け皿施設の計画的な整備を進めるとともに、企業誘致体制を整備し、私自身も企業訪問や企業誘致セミナーを初めいろいろな機会を活用してセールス活動に努めているところでございます。現在の結果では、就任から平成21年末までの3年間で86社が立地をし、約7000人の新たな雇用を創出したしております。

今後は、IT津梁パークを中心としたBPO事業の集積促進や、GIXを活用したアジア向けビジネス支援、そしてカボタージュ規制の一部緩和による物流コストの軽減を進めるほか、ANA国際貨物ハブ事業と連動するなど、さらなる投資環境の改善に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、農林水産行政に係る御質問の中で、南北大東村における農業用水源施設整備の現状と今後の計画についてという御質問にお答えいたします。この2の(1)のアとイが関連いたしておりますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

南北大東島における農業用水源施設の整備につきましては、農山漁村地域整備交付金などによりまして整備を進めているところでございます。

平成21年度までの農業用水源施設整備の状況は、南大東村では1750ヘクタールの農地に対して約400ヘクタールを整備し、約23%の整備率となっております。また、北大東村では560ヘクタールの農地に対して約420ヘクタールを整備し、約75%の整備率となっております。

平成22年度につきましては、南大東村では貯水池2基、北大東村では貯水池5基の整備を予定いたしております。

沖縄県としましては、引き続き南大東村そして北大東村と連携を図りながら、農業用水源整備を計画的に推進してまいる所存でございます。

同じく農林水産行政に係る御質問の中で、八重瀬町の土地改良地区内ののり面崩落、排水路被災への対応についての御質問にお答えいたします。

八重瀬町における土地改良地区内ののり面、排水路被災につきましては、農地・農業用施設災害復旧事業を活用し復旧に努めることといたしております。

災害復旧につきましては、本年8月下旬までに国の災害査定を受け、町と連携を図りつつ、9月下旬をめどとして工事に着手する予定でございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 知事の政治姿勢について、雇用機会の創出・拡大の方策についての御質問にお答えします。

沖縄県では、雇用失業情勢の改善を図るため「みんなでグッジョブ運動」を県民運動として展開するとともに、各分野の戦略的な産業振興と一体となった雇用対策の推進に取り組んでいるところであります。

緊急的な雇用対策としては、「雇用再生特別事業基金」及び「緊急雇用創出事業臨時特例基金」において約163億円の基金を造成し、雇用創出効果の高い事業を県及び市町村で実施しております。

県としましては、本県のリーディング産業である観光・リゾート産業や情報通信関連産業を初めバイオ産業等のオキナワ型産業の振興を図るとともに、企業誘致の積極的な推進、人材育成、雇用のミスマッチの解消を図ることなどにより雇用の場の創出・拡大に向けて全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 知事の政治姿勢の質問のうち、自主財源の確保等についてお答えいたします。

地方公共団体が自主的、自立的な行財政運営を図るためには、自主財源の確保は重要な課題であると考えております。このため、県では、県税の徴収強化や使用料・手数料の定期的な見直し、未収金の解消に取り組むとともに、新たな自主財源を確保するため、新税の創設や県有施設のネーミングライツの導入等に取り組んでまいります。あわせて県単補助金や事務事業の見直し、大型箱物整備の抑制など歳出の見直しを進め、安定的な財政基盤の確立に向け取り組んでまいります。

次に、離島振興に関する質問のうち、指定自動車教習所及び特定届け出自動車教習所の自動車税減免について一括してお答えいたします。

指定自動車教習所が所有し、専ら教習の用に供する自動車について、県税条例に基づき減免を行っているところであります。平成20年度実績で548台が減免対象となっており、減免額は約2279万円であります。

一方、特定届け出自動車教習所——これは久米島に所在しておりますけれども——の教習用自動車は6台で、自動車税は約30万円であります。当該教習所の教習用自動車は、現在減免対象となっておりませんが、

減免措置につきまして速やかに検討してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 農林水産行政の中で、南北大東島における平成21年度までの農地防風林の整備率についてお答えいたします。

南北大東島における農地防風林の整備については、農山漁村地域整備交付金等により整備を進めているところであります。平成21年度までの整備状況は、南大東村で約8000メートルを整備し、整備率で約10%となっております。北大東村では約1万1000メートルを整備し、整備率で約62%となっております。平成22年度は、南大東村で1500メートル、北大東村で900メートルの整備を予定しているところであります。

県といたしましては、今後とも関係機関と連携を図りながら、農地防風林の整備を計画的に推進してまいります。

同じく久米島町での防風林の整備計画についてお答えいたします。

久米島町では、これまで畑地帯総合整備事業等により約2500メートルの防風林整備を行っております。

今後の防風林の整備については、農山漁村地域整備交付金等により北原地区など2地区で4100メートルの防風林整備を計画しております。

県といたしましては、今後とも関係機関と連携を図りながら、農地防風林の整備を計画的に推進してまいります。

同じく南北大東村における農業用機械施設の整備状況と計画について一括してお答えいたします。

農業用機械施設の整備状況としては、ハーベスターが南大東村で21台、北大東村で6台導入され、格納庫に収納し管理されております。そのうち一部の格納庫については、老朽化等により新たに整備する必要があります。

そのため、県といたしましては、地元からの要望を踏まえ、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等による整備を検討してまいります。

同じく渡名喜村の水産業支援についてお答えいたします。

県においては、渡名喜村の水産業振興を図るため、平成23年度までに渡名喜漁港の整備や漁村再生交付金事業による沈設魚礁を9カ所設置することとしております。また、平成22年度から5カ年計画で漁業再生支援事業による加工品開発や体験漁業、サメ駆除の実施などに対して支援してまいります。

次に、離島振興の中で、渡名喜漁港整備についてお答えいたします。

渡名喜漁港は、台風接近時や冬場の強風時に、航路口で発生する波浪により定期船が入港できない場合があります。そのため、平成元年度から平成22年度までの計画で、沖防波堤の新設や消波ブロックの設置、航路の拡張等を行っているところであります。

県といたしましては、平成22年度の整備状況を踏まえ、今後の整備について検討してまいります。

渡名喜漁港北側埋立地の利活用についてお答えいたします。

渡名喜漁港の北側埋立地は6.8ヘクタールあり、そのうちヘリポート用地に0.5ヘクタールを活用し、6.3ヘクタールは未整備となっております。未整備のうち2.5ヘクタールについては、渡名喜村が平成23年度から漁村再生交付金を活用し、多目的広場や外灯、便所、休憩所、駐車場等を整備することとしております。

今後とも、県といたしましては、渡名喜漁港用地利用計画に沿って計画的な整備を支援していくこととしております。

次に、我が党の代表質問との関連の中で、万が一の発生に備え、貴重家畜の緊急避難費4586万3000円については、伊平屋村へ避難するための費用を考えております。

イモゾウムシの根絶事業についてお答えいたします。

イモゾウムシ等根絶防除事業につきましては、久米島と津堅島において実施しているところであります。

アリモドキゾウムシにつきましては、現在久米島で県による防除効果確認調査を実施しており、年内には国による駆除確認調査を実施し、発生がなければ来年度には根絶宣言を予定しております。

津堅島では、平成19年11月から根絶事業を開始し、平成22年6月現在、発生がない状態であります。

イモゾウムシの根絶防除事業につきましては、久米島では平成14年度から島の一部地域で不妊虫放飼法による防除を実施しております。今後防除地域を拡大していく計画であります。

また、津堅島では、平成19年11月に根絶事業を開始し、寄主植物除去と不妊虫放飼法による根絶防除事業を実施し、一部地域を除き発生がないことから、平成23年度の根絶を目指し防除を強化しているところであります。

次に、久米島町における琉球芋の生産振興についてお答えします。

久米島町における琉球芋の生産振興につきましては、イモゾウムシ等の根絶に備え計画的な生産振興を図るため、関係機関等から成る拠点産地協議会を立ち上げ、拠点産地形成に向け取り組み、生産振興を図る考えてございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 離島振興についての御質問で、栗国空港の拡張整備に向けた合意形成についてお答えいたします。

栗国空港の拡張整備については、平成21年10月に沖縄県と栗国村で構成する「栗国空港協議会」を設置し、整備に向けた検討を進めているところであります。検討に当たっては、栗国村民を含む多くの意見を反映させるため、ことし3月にパブリック・インボルブメントの取り組みを開始したところであります。

栗国空港の路線維持は、住民生活の安定と地域振興の観点から重要であると考えており、早期整備に向けて取り組んでいく考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 黒木慶英君登壇〕

○警察本部長（黒木慶英君） 指定自動車教習所と特定届け出自動車教習所の違いについてお答えいたします。

指定自動車教習所とは、公安委員会に届け出た自動車教習所のうちで、法令で定められた人的・物的基準等に適合するもので、当該教習所の設置者または管理者の申請に基づき、公安委員会が指定した教習所をいいます。この公安委員会の指定を受けると、教習を受ける者については技能試験が免除となり、公安委員会が行う本免許の学科試験及び適性試験に合格すれば運転免許証が交付されます。

特定届け出自動車教習所とは、指定自動車教習所以外の届け出自動車教習所であって、公安委員会から運転免許の取得時講習の指定を受けた教習所をいいます。

特定届け出自動車教習所については、公安委員会の技能試験を免除されることがないため、同校を卒業後、公安委員会の行う仮免許学科試験・仮免許技能試験、本免許の学科試験・本免許の技能試験及び適性試験の5種の試験に合格しなければ運転免許証が交付されません。

要するに、技能検定をみずから行えるだけの人的・物的リソースを有するか否かが主たる差でございま

す。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 福祉保健行政についての御質問の中の、介護保険制度の評価と今後の課題についてお答えします。

平成22年5月に公表された厚生労働省の介護保険制度に関する調査結果によりますと、約6割の方が介護保険制度を評価しており、約2割の方が評価していないとのことです。また、介護保険制度を導入した平成12年度と平成20年度を比較すると、介護サービス利用者は全国で約2倍となっており、介護を社会で支える仕組みとして定着してきたものと評価しております。

今後の課題としては、保険料の負担軽減とさらなる介護サービスの質の向上等が考えられます。

次に、沖縄県の要介護認定者数についてお答えします。

沖縄県の要介護認定者数は、平成22年3月末現在、暫定であります。4万3305人となっております。また、制度がスタートした平成13年3月末時点では3万1003人であり、制度スタート時と比較しますと39.7%増となっております。

次に、特別養護老人ホームへの入居者数と待機者数についてお答えします。

特別養護老人ホームの入所者は、平成22年3月末時点で4068人となっております。

また、待機者については、平成20年11月末時点で3409人、そのうち要介護3から5の高齢者は1630人、さらにその中で介護する者が高齢などで十分な介護ができない世帯は1056人となっております。

次に、介護療養病床廃止の凍結による影響についてお答えします。

療養病床の再編とは、現在医療機関で療養病床を利用している患者のうち医療の必要性が高い方は、医療療養病床で引き続き受け入れ、介護の必要性が高い方は、医療機関を介護施設に病床転換して受け入れることとした施策であります。

したがって、介護療養病床の廃止を凍結する、しないにかかわらず、受け入れる病床数については基本的に増減が生じないこととなっておりますので、御指摘のあった影響は生じていないものと考えております。

次に、介護職員処遇改善交付金の対象者の拡大についてお答えします。

現在、直接処遇に当たる介護職員のみに限られている介護職員処遇改善交付金事業の交付対象者を拡充するとともに、同交付金の終了する平成24年度以降も引き続き処遇改善に向けた抜本的な取り組みを国において進めていくように、沖縄県としては、九州各県とも連携しながら要望することとしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣良俊君。

○新垣 良俊君 40分経過していますので、あと1点か2点だけ質問して終わりたいと思います。

例の久米島の仲里自動車学校の自動車税減免の件ですが、これは年間にして30万円という額は小さいんですが、ぜひとも検討と言わないで、すぐ来年度からでもいいですから、減免のほうよろしくをお願いをしたいと思います。まず、総務部長の話。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 来年度から実施すべく9月議会で提案したいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 新垣良俊君。

○新垣 良俊君 もう1点、芋の件ですが、よく地産地消と言われているんですが、久米島のほうでは地産地消ではなくて地産外消ということで、芋の生産部といいですか、そのほうでは地産外消といいですか、そういうことで今、芋の生産に励んでいるんですが、イモゾウムシの被害というのがやっぱり多いらしいんですね。そういうことで、ぜひとも根絶を早めて、今、芋しょうちゅうのほうにも大体1人で2トンつくっている人もいますので、根絶事業を早めるということで、農林水産部長にももっと早くできないかということで、部長の答弁をお願いしたいんですが。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 先ほど議員からありましたように、久米島町ではしょうちゅう用として出荷しているという話を聞いておりまして、やはり芋がないとなかなかしょうちゅうもつくれませんので、そういう意味では、今のゾウムシ類については早目に根絶ができないかということで、いろいろ関係研究者とも一緒になって検討しているところでありますので、いろいろ考えられる分の研究課題について早急に解決して取り組んでいきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 新垣良俊君。

○新垣 良俊君 最後は要望になるんですが、知事の政治姿勢ということで、知事のほうは次期知事選挙にまだ表明をしていないんですが、早急に出馬表明をして、また次期県政を担ってほしいということでありますので、よろしくお願いを申し上げ、終わります。

○議長（高嶺善伸君） 20分間休憩いたします。

午後3時20分休憩

午後3時42分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

浦崎唯昭君。

〔浦崎唯昭君登壇〕

○浦崎 唯昭君 こんにちは。

一般質問をいたします前に削除をさせていただきます。

1番の知事の政治姿勢についてと、それから3番の那覇市の中核都市移行について、そしてスポーツ行政については割愛させていただきます。答弁の準備をされた部長初め執行部の皆さん、申しわけございません。

それでは一般質問を行います。

地球温暖化対策についてであります。

我が県は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づきまして、地域における温室効果ガスの排出の抑制等のため、県民、事業所及び行政がそれぞれの立場で積極的に地球温暖化防止の取り組みを進めていくための具体的な行動指針として、「沖縄県地球温暖化対策地域推進計画」を平成15年8月に策定いたしました。この計画では、県全体の温室効果ガスの排出量を平成22年度まで（今年度）に平成12年のレベルから8%削減するという目標も掲げておりますが、なかなか思ったように進んでいないところもあるかと思えます。

そこで現状についてお伺いをいたします。

(1)、温室効果ガスの削減目標について。

ア、「沖縄県地球温暖化対策地域推進計画」を平成15年8月に策定しましたが、現状を説明してください。

イ、温室効果ガスの現状と総排出量を説明してください。

ウ、二酸化炭素CO₂の削減状況を説明してください。

(2)、「エコアクション21」について。

ア、環境政策を推進するためにも「エコアクション21」を活用することは、環境基本計画に基づくものであり、積極的に活用すべきだと思いますがいかがですか。

イ、県における「エコアクション21」の導入状況について説明してください。

次に、交通行政と土木行政についてであります。

(1)、国道330号（通称ひめゆり通り）の側道と交差

する県道29号線の安里交差点は、国道330号からの側道は（ひめゆり通りからの）交通規制によって直進できない交差点であります。そのために安里3丁目や字安里の住民は大変不便を来しております。私は、警察にもまた関連する土木建築部にも予算特別委員会を初め、あらゆる機会に再三再四善処方を要請してまいりました。しかし、事務レベルではちがいが明かずに一向に改善される気配もありません。私は、基本的には交通行政や道路行政が何の計画もなく、また話し合いもなく進められたのが初歩的な大きな誤り、原因であると思っております。

そこであえてこのことにつきましては、先ほども申し上げましたように特別委員会とかまたは他の議員が質問をいたしておりますので、あえて知事にお伺いをいたします。どうぞ知事のトップダウンで、地域に住まわれる800世帯余の方々のためにも何とか行政の横の連携を促すなど現状打開に向けてリーダーシップを発揮してもらいたいと考えます。知事の考え方と解決に向けての気概のほどをお伺いいたします。

ア、安里交差点の直進規制の解除をしてください。

以上で質問を終わります。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 浦崎唯昭議員の御質問に答弁いたします。

交通行政と土木行政に係る御質問の中で、4の(1)のアとイが関連いたしておりますので、一括して答弁させていただきますが、これは安里交差点の直進規制解除についての御質問でございます。

安里交差点につきまして、地域住民から、おもろまち向け直進車線設置の要望があり、その対応について調査を行い、関係機関とともに検討してまいりました。その結果、直進車線を設置するものとし、昨年度実施設計を行い、今月には工事を契約し、順調に進めば10月までには直進規制が解除されるものと承知いたしております。

今後とも県民の意見や御提案について適切に対応してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 下地 寛君登壇〕

○文化環境部長（下地 寛君） 地球温暖化対策に関連しまして、「沖縄県地球温暖化対策地域推進計画」の現状についてお答えします。

県では、平成15年に「沖縄県地球温暖化対策地域推

進計画」を策定し、温室効果ガスを2010年度までに2000年度比で8%削減することを目標に、県民への普及啓発や太陽光発電設備の設置に対する補助、環境マネジメントシステム及びE S C O事業の導入促進、エコドライブの普及などに努めてきたところであります。しかしながら、県内における温室効果ガスの総排出量は、2006年度時点で基準年である2000年度から14%増加しており、目標達成は厳しい状況にあります。

次に、温室効果ガス及び二酸化炭素の排出状況についてお答えいたします。一括してお答えいたします。

県内における温室効果ガスの総排出量は、2006年度で1444万トンとなっており、基準年である2000年度から177万トン、率にして14%増加しております。また、二酸化炭素については1395万トンで、2000年度から185万トン、率にして15%増加しております。

次に、「エコアクション21」の活用及び導入状況について一括してお答えいたします。

県では、中小の事業者の環境負荷低減への取り組みを促進するため、平成19年度より「エコアクション21」の認証取得を支援するセミナーなどを開催しております。その結果、県内の「エコアクション21」取得事業者は、平成18年度末の8件から本年5月末現在では61件と増加しております。

今後とも「エコアクション21」の普及促進に取り組みますとともに、認証事業者の積極的な活用について関係機関・団体などに働きかけていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 浦崎唯昭君。

○浦崎 唯昭君 御答弁ありがとうございます。

環境政策についてでありますけれども、やっぱり思ったように成果が上がっていないということでありまして。せんだって皆さん方から資料の提供をいただきながら、勉強会をいたしましたら、建設業者への周知の不足があるという御説明をいただきました。業者はたくさん増加をされているということでもありますけれども、この建設業者に対するやはりそういうのも必要ではないのかとこのようなお話を申し上げたわけでございますけれども、うるま市それから那覇市においてもそのことを取り入れまして、そして加点をされているということもありますので、今環境というのは我が国でも、また世界でも大変大事な問題でありますので、ぜひ思ったように上がっていない中で上げる方法としては、この「エコアクション21」に参加をする企業がたくさん出てくる、そのことが大事だろうと思う

んですけども、そのことについて改めてもう一度、部長、御答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

○文化環境部長（下地 寛君） 議員提案のように、まさに「エコアクション21」というのは、事業者それぞれが本当にその事業活動の中で温暖化対策をしっかりとやっているということで認定を受けるわけですから、今後ともその事業者をふやすという努力を一層進めるといことと、それからやはり認証を取得した事業者は県としても積極的に活用するということに関連して関係部局と相談しながら進めていきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 浦崎唯昭君。

○浦崎 唯昭君 今、加点の話をしましたけれども、土建部長との関連もあると思うんですけども、ただいま私が申し上げましたそのことについて加点をしていくということはいかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 「エコアクション21」の認証取得についてでございますが、これにつきましては現在、平成21年度と22年度の建設工事の入札参加資格審査とか、それから格付等級基準の評価項目にはなっておりませんが、今現在次の格付に向けて作業をしているところでございまして、当該認証の評価項目につきましてはそれを追加するという方向で関係団体の意見を聞きながら検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 浦崎唯昭君。

○浦崎 唯昭君 部長よろしく願いをいたします。

次に、先ほどの安里交差点の件ですが、もうこれは始まってから5年近くになるんですよ。それで地域は平成19年に陳情をいたしまして、何とかあの交差点を自分たちの住んでいる場所に速やかに行けるように環境の整備をしてもらいたいということで頑張っておられましたけれども、今、私申し上げましたように、知事のリーダーシップをお願いしますと申し上げましたら、早速設計に取りかかり、そして10月ごろは直進規制が解除されるだろうということでございますので、大変感謝を申し上げます。まさにそれこそリーダーシップであると同時に、私は先ほどの質問でも申し上げましたけれども、やはり行政同士の話し合いが進められてないところにこの問題があるかと思っております。あの道路をつくるときに交通信号の問題とか、道路の歩道の問題とか、話をしておれば私は道路開通と同時にこの規制はなかったのではないのかとこのよ

うな感じもしておりますので、これからもさらなるリーダーシップを発揮し、行政を引っ張ってもらいたいと、このように希望して私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（高嶺善伸君） 當山眞市君。

〔當山眞市君登壇〕

○當山 眞市君 こんにちは。

30番目に登壇をいたしました當山でございます。最後に定着をしたような状況でございまして、これで最終登壇が3回目でございます。

それでは、早速質問を始めます。

まず、知事の政治姿勢について。

仲井眞知事は2度訪米をされまして、本県の基地負担軽減や日米地位協定の見直し、また企業誘致などのため米国政府の要人やシンクタンク等を訪問され、成果をおさめてこられました。今年度は普天間基地の移設が昭和19年に銃剣とブルドーザーで強制接収されたときと同じように、県民の意思に全く逆行し強行に辺野古に移設しようとする政府の姿勢を糾弾し、沖縄県民の声をよき隣人になりたいと願う米国に早期に訴え、日米合意の再考を促すときだと思うが、県の考えている訪米の日程と目的について伺います。

(2)、仲井眞知事の支持率は、現在58%であります。最近になって上がってまいりました。ちなみに、菅内閣の支持率はお祝儀の61.5%から49まで下がってまいりました。仲井眞知事の支持率は3年間ずっと50%以上を継続しているわけでありまして、これはまさしく次期選挙にも立候補し、県民の先頭に立って頑張してほしいという県民の声の支持率であろうというふうに思います。それからすると、もう私の後には質問者はありませんから、腹に残さず、今回で、堂々と2期も出るんだというふうな声をお聞かせいただければ幸いです。

基地問題について伺います。

前回の一般質問の中で、鳩山総理が5月末で決着できるのであれば、私は東京まで行って土下座しておわびをしようということで、恐らくできないだろうというのは私だけでなく県民すべての方々、あるいは国民すべての方々があの態度ではできないということを見ていたんじゃないかなというふうに思います。

そういう中で行かなくて済んだわけでありまして、その理由は、やはり移設先探しを真剣にやらないと。これはもうだれが見てもわかることでありまして、それと、最近の世論調査で54%ぐらいは要する

に日米合意踏襲でいいというふうな国民世論のパーセントがある。これを余り過信し過ぎて、じゃ、国民全体がそうであればいいんじゃないかというふうな安心感が民主党の中にはある。さらに基地問題と経済振興、これをリンクすればまとまるんじゃないかという安心感が関係閣僚すべての頭の中にある。もう一つは、抑止力の観点から地政学的にも地上部隊が一体となって運用しなければいけないという米国の姿勢が余りにも強い。それを説得するのは無理だというふうなことで、最初から、12月ぐらいの段階からはもう屈している。もうこれでしかできないというふうな形で外務大臣、防衛大臣等々が、もうこれ以上の米国との交渉はできないというふうなあきらめのムードがあった。こういう中から現行案に戻ってきたというふうな状況がありますので、これについて、質問事項を4つぐらい書いてありますけれども、部分的に申し上げますので、ひとつお答えをいただきたいと思います。

県は、これから政府の意向に対して、辺野古移設が実現するというふうな方向になった場合に、徹底的に抗戦をすると。阻止行動の先頭に立って抗戦をしていくというふうな姿勢があるのか。

もう一つは、県と実施に向けた協議をこれから本格化させるというふうなことを言っておりますけれども、それにどういう形で応じるのか。

もう一つは、6月15日の総理との会見後の記者会見で、日米合意踏襲を知事に伝えられたことを受け、県としても政府と意見交換をしながら方向を見つけていくしかなく、政府にも注文をつけるべきはつけていきたいと、政府の出方次第では妥協の余地があるように県民に受けとめられているようだが、知事の真意をお示しいただきたい、このように思っております。

それと、公有水面理立法、これは埋立法が8月に出る可能性があるということで、埋立免許の問題があるわけでありまして、これは知事の特権だというふうに言われておりますので、知事はどのように対処されるかお聞きいたします。

それと、日米地位協定の問題でありますけれども、さきに訪米されたときにグレグソン国務次官補は、環境特別協定等々について、これから日米合同委員会の中で検討していきたいというふうな発言がございました。今、日米地位協定の改定ということを政府にお願いするときに、政府もこの環境問題を話しておりまして、その域を超えてないというふうな感じがいたします。

我々が言う日米地位協定の改定というのは、平成12年の8月に県でまとめた11項目の改定であり、さらに

現政権が民主党を中心とする社民党、国民新党の3党合意案、これは皆さんもごらんになったと思うんですけども、この案で政府に改定を求めていくこと、これをもってもらわなければいけないというふうに思っておりますので、どうぞ引き続き政府のほうにこの環境問題だけでなく、そういう形で取り組んでいただきたいということを強く申し上げていただきたい。

次に(3)番目、頻発する米軍人による事件・事故についてでありますけれども、今まで年間1000件ぐらいの事件が平成六、七年までありました。平成8年以降、数が減っているんでありますけれども、これは個人情報保護の観点から、警察のほうからも防衛省への情報提供を渋っているというふうなことで数が減っているというふうに言われておりますけれども、実際にはたくさんの事件・事故があるというふうに言われておりまして、その辺もこれからきちっと情報開示をしながら、事件・事故が減るような形での取り組みをぜひやっていただきたいというふうに思っております。

次の嘉手納飛行場における航空機騒音の問題でありますけれども、これは1996年の騒音防止協定、これがあるわけでありまして、それを超えて国土交通省の航空局監修の運航マニュアル、これに基づいて米軍は運用しているというふうなことで、せっかく10時から朝の6時までではできませんよというふうなことを騒音防止協定の中で決めていながらも、その運用マニュアルの中では24時間運航できる、訓練ができるというふうなことで、これを日本政府がむしろ許しているというふうな状況がありますので、その辺を政府のほうにきちっとただして、日米合同委員会の中で再度協議をしていただきたいということで訴えていただきたいと思います。

3番目の古島団地の件でありますけれども、5月12日に土木文化環境委員会で現地調査をいたしまして、本当にこの中で県民の方々が生活をしているのかということを見て唖然といたしました。郵住協からパークレーに移ったときにきちっと補修、維持管理をやりますというふうな約束もありながら、さらに平成20年ごろから再開発をやりますという約束もありながら全くされてないというふうな状況の中で、今、廊下も傾いて、1人ずつ歩いてくださいよというふうな建物に県民が住んでいるんです。そういうのを今、私たちが何とかしてあげなければいけないというふうなことで、委員会でもしっかり協議いたしますけれども、どうぞ知事もぜひこの現場を見ていただいて、県が責任とかの問題じゃなくて、県民がそういう中で生活をしている、天井が剝離したコンクリートでばーっと全面的に

落ちて、8畳の部屋が全部ふさがっているんです。それはもう今住んでいる方々の頭の上に落ちる可能性もあるわけですから、それをぜひ見ていただいて、このア、イ、ウ、エ、オとありますけれども、この対処方をぜひ取り組んでいただきたいというふうに思っております。

伊平屋空港の整備計画についてでありますけれども、これは離島の振興の立場から、久米島、宮古、八重山、与那国等々全部空路が決まっております、空路が運航されておまして、この伊是名、伊平屋については、今、伊是名の独自のフェリー、伊平屋の独自のフェリーしか村民の足はないというふうな状況の中で鮫川大主——琉球王朝尚巴志のおじいさんでありますけれども——そういう第一尚氏をつくった沖縄の歴史を築いた尚巴志のおじいちゃんの生まれたところありますし、第二尚氏の尚円（金丸）という第二尚氏を築いた金丸の発祥の地、そういう歴史的な村を何とか活性化をしてあげなければいけないということで、私どもも現地に行ってみて、これはやってあげなければいかぬというふうなことを感じました。そして、今、用地についても99%、もう100%近くできていると。調査も終わっているというふうな状況でありますので、ぜひごらんをいただいて、早目に整備ができるように取り組んでいただきたいというふうに思っております。

さらに、それをやるためには伊是名、伊平屋に橋をかけていただいて、両村が一体となった形での運用を空港もやらなければいかぬということで、ぜひ伊平屋、伊是名架橋の建設についても、ただ費用対効果だけじゃなくて、そういう意味からの架橋でありますので、ぜひ早目に取り組んでいただきたいというふうにお願いを申し上げたいと思います。

鉄道はもう後にいたします。

4番の教育行政については、これはもう何回も覚えい剤の問題とか出ていますので、発達途中の、心身ともに成長過程の子供たちが、英語という外国の言葉を教えてくださる先生がそういう犯罪を犯すというのはもう大変なことで、ただ、国採用の職員、助手、それから各市町村の教育委員会で採用する英語の指導助手等いるわけですが、どちらも県の教育委員会が中に入って、ひとつこういう間違いが二度とないような形での対処をぜひやっていただきたいということで、採用規定の問題、指導資格の問題、それから職務規定等についてぜひ徹底してやっていただきたいというふうに思います。

地方分権等については、次回またやらせていただき

たいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 當山眞市議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、11月の知事選出馬いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、知事に就任して以来、県民の皆様、そして議員各位の御理解と御協力により、掲げた公約のほとんどを進めることができたものと考えております。現段階では、公約実現に向け、残る任期に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、基地問題の中で、普天間飛行場移設問題への対応及び阻止行動といいますが、そういうものについてという御趣旨の御質問ですが、2の(1)のアと(1)のイが関連いたしておりますので、恐縮ですが一括して答弁いたします。

今回の日米共同発表は、県外移設の実現に期待する県民の声がますます高まっている中で唐突に行われたものであり、県民の間に大きな失望を招いております。県といたしましても、地元の詳細を経ずにこのような移設案が決定されたことはまことに遺憾であり、受け入れることは極めて厳しいと言わざるを得ません。

県としましては、政府が県外移設をどこまで真剣に検討したのか、そして、どのような経緯で移設先を辺野古とする日米合意に至ったのか、合理的な説明を行うべきであると考えております。

次に、同じく基地問題についての御質問の中で、政府との協議についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県といたしましては、地元の詳細を経ずに移設案が決定されたことについてまことに遺憾であると考えており、菅総理との面談においてもこのような県の考えを申し上げますとともに、日米合意に至った経緯等の説明を行うよう求めました。

いずれにしても、この問題の解決に当たっては、政府は頭越しではなく地元の理解、協力を得なければならないことは当然のことであり、丁寧かつ十分な説明を行うよう強く求めていきたいと考えております。

同じく基地問題の中で、普天間飛行場移設問題に係る知事の真意という御趣旨の御質問にお答えいたします。

名護市長選挙や県議会の意見書議決、そして県民大会など、昨年9月以降の県内の諸状況を踏まえ、現時点においては名護市辺野古への移設案を受け入れることは極めて厳しいというのが私の考えでございます。

次に、建設行政の中で、伊平屋空港の整備に係る御質問にお答えいたします。

伊平屋空港の整備につきましては、現在、環境影響評価を行っているところであります。平成23年度初めまでに手続を終える予定でございます。なお、新規事業の要望に当たりましては、定期便就航の見通しをつける必要がありますことから、現在、航空会社と意見交換を行いますとともに、空港建設の課題解決に向け、県と伊平屋村、そして伊是名村で協議を行っているところでございます。

県といたしましては、住民生活の安定と地域振興の観点から空港の整備は重要だと考えており、早期整備に向け努力してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢につきまして、今年度の訪米についてお答えいたします。

今年度の訪米につきましては、日米安保条約・日米地位協定締結50年という節目の年に、米国政府や連邦議会等の関係機関に対し沖縄県民の声を直接伝え、沖縄の過重な基地負担の軽減について日本政府との早急な協議を働きかけるとともに、基地問題の解決促進に向けて理解と協力を求めていきたいと考えております。

訪米の時期や日程等につきましては、政府の日米地位協定の見直し等に関する方針や、日米両政府の協議の進展を踏まえ、今後調整してまいりたいと考えております。

次に、公有水面埋立申請に対する対応につきましてお答えいたします。

普天間飛行場移設問題につきまして、今後の政府の対応としては、8月末までの専門家による代替施設の位置、配置及び工法に関する検討、日米安全保障協議委員会での合意等が行われるとされております。政府から知事に対して埋立承認願書が提出されるのは、これらの手続を経た後となっており、現時点では移設案を受け入れることは極めて厳しいというのが県の考えであります。

次に、日米地位協定改定についてお答えいたしま

す。

日米地位協定は、一度も改正されないまま締結から50年が経過しており、人権や環境問題などに対する意識の高まり等の中で、時代の要求や県民の要望にそぐわなくなっていること等から、沖縄県におきましては11項目にわたる抜本的な見直しを要請してきたところであります。

昨年11月、渉外知事会副会長として知事が訪米した際には、米政府機関等から環境問題について前向きに検討したい旨の発言があり、一定の前進があったと考えております。また、菅内閣においても「日米地位協定の改定を提起する」としてしております。ことしは日米地位協定制定50年の節目の年であり、県としましては、渉外知事会等とも連携しながら、日米地位協定の見直しを求めてまいりたいと考えております。

次に、嘉手納飛行場の騒音の現状と対策を日米合同委員会に提起することについてお答えいたします。

県は、これまであらゆる機会を通じて日米両国政府に対し、航空機騒音問題の解決を強く求めてきました。その結果、平成8年3月28日の日米合同委員会において、夜間飛行訓練の制限などを含む普天間飛行場及び嘉手納飛行場に係る航空機騒音規制措置が合意されました。しかしながら、最近の嘉手納飛行場をめぐっては、米軍再編に伴う一部訓練移転が実施されていますが、大規模な合同即応訓練や外来機のたび重なる飛来に加え、F22戦闘機の一時配備などにより、依然として目に見える形での負担軽減があらわれているとは言えないと考えております。

県としましては、今後ともあらゆる機会を通じ、米軍及び日米両政府に対し、航空機騒音規制措置の厳格な運用による騒音の軽減を粘り強く求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 黒木慶英君登壇〕

○警察本部長（黒木慶英君） 米軍人による事件・事故に対する県警の対応及び捜査や取り調べの上で支障になっていることはないかとの質問にお答えいたします。

県警察におきましては、米軍人等による事件・事故に対応するため、警察本部刑事部捜査第一課に国際犯罪対策室を、沖縄警察署に渉外機動警ら隊、同署刑事第一課に渉外係をそれぞれ設置するなどして、この種事件・事故が発生した場合には、直ちに警察官及び通訳等を行う渉外事件調査官等が現場臨場して被疑者の早期検挙を図っております。また、現場において被疑

者検挙に至らない場合であっても、聞き込み捜査、鑑識活動、米軍に対する協力要請等所要の捜査を徹底し、事件・事故の早期解決に努めているところであります。

米軍人等による事件・事故防止につきましては、本年3月に四軍調整官に申し入れを行ったところであり、今後ともその時々々の事件・事故の特徴を踏まえて所要の申し入れを行っていきたいと考えております。

そのほか、米軍当局と協力して、アメリカンスクールにおける非行防止教室の開催、在沖米海兵隊員等に対する交通安全講話を実施したところであり、今後も継続していきたいと考えております。

さらに、所轄警察署においては、米軍人等がよく利用する風俗営業所等への立ち入り、周辺における車両検問を徹底するなど、事件・事故防止対策を図っているところであります。

次に、捜査や取り調べの上で支障になっていることはないかとのことでありますが、県警察といたしましては、個々の事件につきまして、地位協定の枠組みや規定された法や手続に従い、米軍捜査機関の協力を得ながら捜査を進めているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 建設行政についての御質問で、古島団地の耐久度調査結果についてお答えいたします。

古島団地の管理者であるパークレー社が、平成21年1月に1号棟の劣化調査を行ったと聞いております。その調査報告書によりますと、塩害による劣化や経年劣化によりコンクリート中の鉄筋の腐食が促進され、膨張したため、コンクリートの剝離・剝落が生じている。その結果、鉄筋腐食による耐力低下や躯体コンクリートの強度低下により老朽化が著しく進行しており危険建物である。それから、中程度の地震が来たとしても倒壊のおそれが十分考えられるなどとなっております。

同じく建設行政についての御質問で、パークレー社による維持管理状況についてお答えいたします。

当該事業者によりますと、居住者から漏電・漏水・床板補修等の依頼を受けた場合には、速やかに現場確認をした上で必要な措置を講じていると聞いております。また、建物の構造体については劣化が著しく、部分的な修繕・補修で対応できる状態ではないことから、補修工事は実施していないと聞いております。

同じく再開発計画の履行についてお答えいたしま

す。

当該事業者は、推進協議会の場において、現在、再開発に向けて邁進いたしておりますが、御承知のとおり、百年に一度と言われる不況の影響もあり、まだ具体的な構想を開示できる段階には至っておりませんと答えております。したがって、現在のところ、事業者の行う再開発の見通しは明らかではありません。

次に、入居者の安全確保についてお答えいたします。

入居者の安全確保のため必要な建物の維持・修繕は賃貸人の義務であることから、賃貸人みずからの責任で行われるべきものと考えております。

なお、事業者においては、古島団地からの移転のあっせんや相談に応じるなど、入居者への適切な対応に心がけていると聞いております。

同じく推進協議会の設置目的と協議内容についてお答えいたします。

推進協議会の設置目的は、古島団地において事業者が行う再開発事業を円滑に推進するため、事業者と入居者にかかわる情報の開示を行い、相互理解を図ることを目的としております。

協議会はこれまで4回開催しており、事業者の再開発の見通しについて、入居者の移転・仮移転の方法について、これまでの補修実績と1号棟劣化状況調査の結果についてなどの情報をもとに話し合いを実施しております。

同じく建設行政についての、伊是名・伊平屋架橋の建設についてお答えいたします。

伊是名・伊平屋架橋については、これまで整備してきた離島架橋に比べ距離が長く大規模であることから、技術上・環境上の検討、費用対効果や事業費の確保など、解決すべき問題が多いことから、今後の検討課題と考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは教育行政についての御質問で、外国語指導助手の採用規定等について一括してお答えをいたします。

外国語指導助手の採用につきましては、国による採用と市町村教育委員会独自の採用があります。国が採用する外国語指導助手の資格要件としましては、心身ともに健康であり、積極的に子供とともに活動する意欲があるなど16の項目の要件があります。また、市町村教育委員会による採用の場合は、国の資格要件等に準じて当該教育委員会が定めており、学歴や資格、外

国語指導助手としての経験等をかんがみて適正に行われているものと聞いております。

なお、主な職務内容としましては、小中学校における日本人教師による外国語授業の補助等となっており、国や市町村教育委員会のそれぞれの雇用契約書等に明示されております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 當山眞市君。

○當山 眞市君 再質問を行います。

基地問題でありますけれども、政府のこれは平野官房長官の発言でありましたけれども、1月のころから辺野古に決まった場合は成田飛行場のような闘争が起こるということで、そういう不幸なことがあったらいけないということで、辺野古はだめだというふうなことを発言しているんです。ですから、政府はそういうことを予測しているんですよね、1月のころから。ところが、一方ではもう12月15日には総理を初め岡田大臣とか北澤さんとかルース駐日大使に会って、もうどうしようもないときは現行案に戻りますというふうなことを言ったり、そういう状況がありました。ですから、県としては、ただ、ああそうですかじゃなくて、これぐらいの決意でやるんだよというふうなことを示さないと、今でも頑張っている方々がいますけれども、これはもう県民全体で取り組むんだと、闘争を始めるんだというぐらいの気持ちを示していかないと、いけないと思うんですよね。その辺をどういうふうにお考えかお聞きします。

○知事（仲井眞弘多君） 休憩してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時29分休憩

午後4時30分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の議員のお話ですが、確かにマスコミの報道を通じているんなお話が12月、1月、それから今に至るまでちょこちょこありますけれども、確かにこのゼロベース、白紙にというんですか、ゼロベースという言葉をよく使うんですが、戻してということで、結局辺野古がなくなったような時期もあったり、いろんな実は案が出たり消えたり、あれこれ出てきてよくわからなくなった後、特化して4月25日を過ぎて後からどうも辺野古に戻るらしいという感じがちょこちょここと出始めた感じがあります。

いずれにしても、何度も申し上げましたが、180度方向を変えるというのに、ぼーんと近い短期間で変えてしまったということに対しての県民の怒

り、失望と怒りはやはりすごいものがあると思いますし、基本的にはまず政府がこの部分をよく認識をして、やはり納得のいく説明と解決策を示すべきだろうと私は考えております。

○議長（高嶺善伸君） 當山眞市君。

○當山 眞市君 この県との協議をこれから進めようという話につきましても、いかにも何か県が協議を求めれば協議をするというふうな言い方をされているんですね。やろうとしているのは政府のほうでありますから、これから協議に応じていただきたいというのが一般的な話だと思うんですけども、何か県のほうから協議会を何とか開いてくれと、協議会をつくってくれというのは政府は待っているようなそういう感じがするんですがね。その辺は、今までの話し合いの中でそういう感触を知事は受けているんですかね。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時32分休憩

午後4時33分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 私の理解といたしますが、私は、正式に政府から協議機関を置きたいという話はまだ聞いておりませんし、無論私どものほうからずっと申し上げてきましたように、今の日米の合意案で説明も聞かないで協議をしたいと言われても、それは無理だと、もしあったとしても、それは無理だと申し上げるしかないと思っております。いわんや我々のほうから協議機関を、協議を始めてくれとはとても言う状況にはありませんよ。

○議長（高嶺善伸君） 當山眞市君。

○當山 眞市君 そのとおりだと思います。これから大変厳しいこの何カ月かになると思いますけれども、辺野古の埋め立ての問題についても、鳩山さんも非常にきれいなことを言っているんですね。辺野古の海に立てば、埋め立てられることは自然への冒瀆だと、大変強く感じるというふうなこと。冒瀆とは何ですか。神聖なところを汚すということでありますからね。だから、現行案を受け入れるのは無理だということを言っていたんですよ、あのころは。4月の24ですよ。1カ月ぐらいしたらもう現行案ですよみたいな感じの話をやっているわけですから信用できない。信じられない。ですから、ひとつ知事の今の姿勢でぜひ取り組んで頑張っていたきたいというふうに思います。

古島団地でありますけれども、きのう、おとこの新聞で、「退去求め9人を提訴」というふうなことで、1号棟から4号棟まで142名の方々が今入っているわけでありますけれども、1号棟の9名の方に退去してくれと。もう危ないから出ていきなさいと、こんなばかげた話があるかと思うんですね。ちゃんと維持管理もやります、新しい計画を、新しい建物を平成20年ぐらいからつくりますというふうな約束をしておきながら、何もやらない。経済状況が厳しい、こんなのは通らないですよ。だから逆に、これは住民がパークレー社を訴えるべきであって、パークレー社が住んでいる人を訴えるというのはどういうことかと思うんですね。その辺もひとつ中に入って、きちっと住民の方々が危ない目に遭わないように、県としては対処をしていただきたい。知事もぜひ現場をごらんになって、住民の方々も激励をしていただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） 今回の9名の方に退去の裁判を起こしたことにしましては、もう少し話し合いでできなかったかなということではあります。しかし、まだ協議会の中にも私も、那覇市も入って話し合う場がありますので、今後、その中で円満に解決することを目指しまして、協議会の中で話し合いを進めていきたいと思っていますので、今後ともそういうふうに努めてまいります。

○富山 眞市君 よく聞こえなかったけれども、終わります。

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって通告による一般質問及び議案に対する質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております甲第1号議案、乙第1号議案及び乙第4号議案から乙第16号議案までについては、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 日程第3 乙第17号議案及び乙第18号議案を議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

仲井眞知事。

〔知事追加提出議案 巻末に掲載〕

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 平成22年第2回沖縄県議会（定例会）に追加提出いたしました議案につきまして、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

追加提出しました議案は、議決議案1件、同意議案1件であります。

乙第17号議案「違約金存否確認等請求調停事件等の調停について」は、係属中の調停事件について調停を成立させるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

乙第18号議案「沖縄県監査委員の選任について」は、監査委員1人が平成22年6月14日で辞職したので、その後任を選任するため、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、追加提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入ります。

乙第17号議案に対する質疑の通告がありますので、発言を許します。

なお、質疑の回数は2回までといたします。

前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

○前田 政明君 日本共産党県議団を代表して、乙第17号議案「違約金存否確認等請求調停事件等の調停について」質疑を行います。

談合賠償問題に関する新聞記事を紹介しながら質疑に入ります。

「背景に知事の政治判断 建設業者が談合の賠償金減免を求めた民事調停は県と建設業者が互いに譲歩する形で決着した。背景には「納付期限延長を含めた支援」を公約に2006年の知事選で当選した仲井眞弘多知事の「政治的決断」がある。」、そして「早期解決を促した知事の姿勢について「7月は参院選、11月は県知事選がある。9月定例会で提案すれば知事選に影響を与えるので6月議会の解決を図ったのでは」との憶測もある。 仲井眞知事は2期目出馬に意欲を示しており、自身の選挙を控える中、冷え込んだ建設業界との関係修復を図りたい本音も見え隠れする。」と指摘しています。

そしてまた別の記事では、「合理的説明ができるのか 談合賠償合意 違法な取引で利益を得たことが発覚すると、返済するのが当然であろう。発覚した場合

の違約金が契約に明示されていたのならなおさらだ。

県発注工事の談合に絡む賠償金について、請求対象の建設業者と県の民事調停が実質合意した。契約に明示していた違約金10%を5%に減免したが、合理的説明ができるのか。」と述べて、「損害賠償は、不当な手段で得た利益は税金の詐取だ、という判断に基づく。いわば被害者は全県民である。これに対し、県が賠償の半額を放棄する根拠は何か。約款に「10%請求」とあるのを承知で談合した業者が、いざ発覚すると経営環境の厳しさを理由に減額を、と言うのでは、ゲームの後にルールを変更するようなものだ。これでは法治国家と言えまい。合意の裏に秋の知事選で有利になるようにという意図があったのでは、との勘繰りも出かねない。県はこうした疑問に答える義務がある。過去、談合への批判は繰り返されてきた。今回の賠償は、業界が批判に耳を貸さず、自浄能力を発揮しなかったことの帰結である。業界には、そのことへの真摯な反省が求められる。」と書いてあります。

それで質疑をします。

1、談合に対する県の基本的な見解を問うものです。

2、談合違約金の賠償問題に対する経過と基本的な見解と対応について。

3、特に違約金の賠償率を5%とすることについての根拠と対応について見解を問う。

4、違約金10%の賠償率を5%にした事例は全国に先例があるか。また、判例の事例があるか。

5、調停が成立した場合に国からの違約金の返還は行わないとの確約がなされているのか。

6、住民監査請求の場合の判例の状況はどうなっているか。

7、住民からの行政訴訟が行われることが予想されるのではないか。

8、談合の対象となった公共工事は、国の補助金、下水道事業者等の市町村負担金、また土地改良事業等の農家からの負担金、県の一般財源により事業が実施されている。そこで談合による不当利得について損害賠償金として県に返還されれば、県はその事業金額については、その負担割合に応じて国や市町村、農家等に返還しなければならない。県が損害賠償金を減免したり、取らず、オンブズマン等住民から訴えられ、損害賠償金を県が負担することになれば二重の負担となり、県財政に大きな打撃を与えかねないことはないのか。

9、調停に参加した業者、参加していない業者、既に10%を支払った業者との公平性から見て取り扱いは

どうするのか。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 前田議員の御質疑に答弁いたします。

まず第1に、談合に対する県の基本的見解についてという御趣旨の御質疑にお答えいたします。

談合は、独占禁止法第3条で禁止されている不当な取引制限行為に当たり、断じて許されるものではありません。特に、入札談合は入札制度における公正かつ自由な競争を制限することによって、建設業の健全な発展を阻害し、国民の利益を損なうものであり、経済社会全体の秩序を乱す行為であると考えております。

県といたしましては、談合行為を許さないとする趣旨で、これまでも公平公正な各種入札制度の改善に努めてきたところであり、今後とも談合行為に対しては法令等にのっとり適正に対処していきたいと考えております。

次に、賠償問題に対する経過と県の基本的な見解という御趣旨の御質疑にお答えいたします。

談合違約金に係る賠償問題は、沖縄県が発注した土木一式工事及び建築一式工事の入札において談合があったとして、公正取引委員会が平成18年3月29日に特Aクラスの企業152社に独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったことに端を発しております。

県は、平成20年2月に損害賠償金請求の基本方針を作成するとともに、企業説明会を開催し、損害賠償金回収の手続きに入りました。しかし、企業の側から同年8月に県を相手に調停の申し立てが行われ、以後、平成22年6月21日に調停委員会からの調停案が提示されるまで合計21回の調停協議を重ねてきたところであります。

県といたしましては、平成21年3月に談合した企業176社に対して契約額の10%、総額約99億円の損害賠償金を請求したところですが、21回の調停協議の結果、今回調停委員会が合理的なものとして判断し提示した調停案を尊重し受け入れることとしております。

次に、賠償率を5%とすることの根拠と対応についてという御趣旨の御質疑にお答えいたします。

賠償金を5%とした根拠につきましては、約2カ年にわたる調停協議の結果、調停委員会が合理的であるとして判断し提示した調停案を受け入れたものであります。

賠償金5%を受け入れた理由としては、県内の基幹

産業である建設業が厳しい経営環境にあり、違約金の請求が雇用等県経済全般に与える影響を考慮いたしました。具体的には、談合工事の落札率と最近の県工事の落札率や県のコスト調査の結果、国等の落札率の指標等とを比較した結果、その差が約４％から７％ほどであったこと、加えて他府県における談合事案裁判において裁判所が示した判断が賠償率を５％とするものが多数あったこと等を総合的に勘案して、賠償率を５％とした調停案に合理性があると判断したものであります。

その他の御質疑につきましては、部長から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 乙第17号議案に係る質疑の中で、違約金を５％に命じた前例及び判例についてお答えいたします。

違約金条項に基づく賠償率を減じた事例及び判例につきましては、現在のところ把握しておりません。

同じく調停が成立した場合の国への国庫補助金の返還についてお答えをいたします。

国庫補助金の返還について、国交省は自治体の議会がみずから債権を放棄した場合は、放棄した債権に占める国庫補助金相当分の返還を求めるとし、一方、裁判所等の公的第三者機関を介した場合は、合理的な判断がなされるものとしんしゃくされることから、その結果はできるだけ尊重したいとしております。

今回の裁判所による調停案については、事前に国交省に報告し、国庫補助金返還の必要性の有無について確認しているところであります。

なお、国交省は財務省とも相談した上で判断したいとしております。

同じく住民監査請求の判例と住民からの訴訟の可能性についてお答えいたします。一括してお答えします。

談合問題に係る訴訟は、全国で提起されており、その多くが地方自治法に基づく住民訴訟であります。

住民訴訟はこれを行う前に監査請求を行うことになっており、監査結果に不服がある場合または執行機関が監査委員の勧告に従わない場合には、住民が裁判所に訴えを提起できるようになっております。住民監査請求の結果、地方自治体に対して損害を与えた相手方に損害賠償要求を求めるよう提訴した例は認められます。

住民からの提訴につきましては、県としては裁判所による公正公平な調停の結果や県議会の議決を踏まえ

ての対応であることから、県民の理解は得られるものと考えております。

同じく県が減免した損害賠償金を負担することとなった場合の県財政への影響についてお答えいたします。

裁判所の調停委員会は、今回の調停案を県と申立人らの主張を十分に聞き、地域住民の視点に立ち、公平かつ公正な調停案を策定したとしております。

県は、損害賠償の判例、全国の公共工事の平均落札率との比較、本県の現在の平均落札率、建設業者が倒産した場合の雇用問題や県内経済の混乱回避等を総合的に勘案し、調停案を受け入れることとしたものであります。

県としては、県民の代表である県議会の３度に及ぶ決議も踏まえ今回の対応をしており、県民の理解は得られるものと考えております。

同じく調停に参加していない業者等の取り扱いについてお答えいたします。

県は、調停に参加しなかった企業等から調停申し立てや相談があれば真摯に耳を傾け、可能な限りの公平な取り扱いを検討していきたいと考えております。また、納付意思を示さない企業には提訴による解決を検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

○前田 政明君 違約金10％が明記されている事例の中で、全国的先例はないということですね、判例もない。こういう面で掌握していないということですが、これはないということだと思います。そういう面で、そのところを明確にお答えできればなど。

それから私はやはりこれはそういう面で、我々県議会議員に国民の税金、県民の税金をどう使うかということは全国で初めての判断が求められていると思います。そういう面では、私は国土交通省に問い合わせをしているわけですから、やはり明確にこの違約金の返還はないという確約をしっかりと確認をする必要があるんじゃないかと。財務省と調整中ということでもありますけれども、きょうやはりこうして議案として出るということになっているわけですから、やはり私も県議会議員が明快に、将来にわたって県民の財産の損失はないというような対応が必要だと思いますけれども、ここのところについてもう少し明快な責任ある御答弁をお願いしたいと思います。

それからやはり住民監査請求は私は予想されると思います。何らかのまたそういう面でお聞きしたいこと

は、もしこの５％について裁判その他で求められた場合に、国・市町村・農家・土地改良事業に対する返還金は幾らになるのか、それぞれお答えを願いたいと思います。

そういう面ではやはり１０％払った業者はそのままというふうになるということですが、ここもどうなるのかなと思いますけれども、ただ私は改めてやはりこの全国でも例のない。そういう面でこの私たち県議会での判断が全国の事例になる。そういう面でこれまで違約金１０％条項のなかった判例は確かにいろいろあると聞いておりますが、やはり明快到違約金１０％と書いた中での賠償率を５％などにした先例や判例はないというふうに思いますので、改めてこのところは私たち県議会議員が明快に県民に責任を持った判断ができるような御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後５時０分休憩

午後５時８分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 再質疑にお答えいたします。

まず１点目でございますが、違約金を前提とした場合の５％にした前例はあるかということでございますけれども、これはございません。

それから国への確約についてでございますが、今回の調停案といいますのは裁判所という公的第三者機関を介して案として出されておりますので、合理的な判断がなされるものとしんしゃくされることから、その結果はできるだけ尊重したいということにしております。

それから返還金の件でございますが、土木建築部におきましては下水道工事で市町村から負担金を取っております、これを５％にした場合は那覇市が約１３４４万円、南風原町が約１３万円、西原町が６０５万円、与那原町が約４３６万円、浦添市が１７６万円、豊見城市が１万５０００円、中城村が約２６９万円、南城市が約１９２万円であります。

それから調停に不参加の業者に対してはどうするかということの質疑でございますが、これにつきましては、またその方々から申し立てがあれば、あるいは相談があれば検討をして公平な取り扱いをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 再質疑にお答えいたします。

土地改良事業における５％の場合の返還金として、市町村、農家についてお答えします。

土地改良に係る５％の返還金は、市町村で１６２４万円、農家で１９０万円となっております。

以上でございます。

○前田 政明君 議長。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後５時１０分休憩

午後５時１５分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 質疑にお答えいたします。

市町村への返還につきましては、先ほど答弁いたしました農林水産部と土木建築部以外の部局についてはございません。

それから国庫補助金の返還のことでございますけれども、これにつきまして国交省としては、先ほどの繰り返しになりますけれども、自治体の議会がみずから債権を放棄した場合は、放棄した債権に占める国庫補助金相当分について返還を求めるとしてありますが、一方、裁判所等の公的第三者機関を介した場合は合理的な判断がなされるものとしんしゃくされることから、その結果をできるだけ尊重したいとしております。それに基づきまして、私どもは今回はこの提案をさせていただいているわけでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案のうち、乙第１７号議案については土木文化環境委員会に、乙第１８号議案については総務企画委員会にそれぞれ付託いたします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後５時１７分休憩

午後５時１８分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

日程第４ 陳情第１１７号、第１２４号、第１４０号、第１４９号及び第１５０号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情５件については、米軍基地関係特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明７月２日から８日までの７日間休会とすることにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、明７月２日から８日までの７日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、７月９日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時１９分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 玉 城 満

会議録署名議員 山 内 末 子

平成22年 7 月 9 日

平成22年
第 2 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 8 号）

平成22年
第 2 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 8 号）

平成22年 7 月 9 日（金曜日）午前10時1分開議

議 事 日 程 第 8 号

平成22年 7 月 9 日（金曜日）

午前10時開議

- 第 1 乙第 1 号議案、乙第 4 号議案及び乙第 5 号議案（総務企画委員長報告）
- 第 2 乙第 6 号議案から乙第 8 号議案まで（文教厚生委員長報告）
- 第 3 平成22年第 1 回議会乙第22号議案（土木文化環境委員長報告）
- 第 4 乙第 9 号議案、乙第11号議案から乙第16号議案まで（総務企画委員長報告）
- 第 5 乙第18号議案（総務企画委員長報告）
- 第 6 乙第10号議案（経済労働委員長報告）
- 第 7 乙第17号議案（土木文化環境委員長報告）
- 第 8 甲第 1 号議案（総務企画委員長報告）
- 第 9 口蹄疫対策の充実・強化を求める意見書

{	玉城 ノブ子さん	中川 京貴君	}	提出 議員提出議案第 3 号
	座喜味 一幸君	辻野 ヒロ子さん		
	具志 孝助君	仲宗根 悟君		
	当銘 勝雄君	渡久地 修君		
	前島 明男君	瑞慶覧 功君		
	玉城 満君	上里 直司君		
	吉田 勝廣君	玉城 義和君		

- 第10 琉球大学国際沖縄研究所の機能拡充を求める意見書

{	玉城 ノブ子さん	中川 京貴君	}	提出 議員提出議案第 4 号
	座喜味 一幸君	辻野 ヒロ子さん		
	具志 孝助君	仲宗根 悟君		
	当銘 勝雄君	渡久地 修君		
	前島 明男君	瑞慶覧 功君		
	玉城 満君	上里 直司君		
	吉田 勝廣君	玉城 義和君		

- 第11 細菌性髄膜炎ワクチンの早期定期接種化等を求める意見書

{	赤嶺 昇君	桑江朝千夫君	}	提出 議員提出議案第 5 号
	佐喜真 淳君	仲田 弘毅君		
	翁長 政俊君	仲村 未央さん		
	渡嘉敷喜代子さん	西銘 純恵さん		
	上原 章君	奥平 一夫君		
	比嘉 京子さん	新垣 安弘君		
	吉田 勝廣君	玉城 義和君		

- 第12 保育所・児童入所施設の環境改善を求める意見書

{	赤嶺 昇君	桑江朝千夫君	}
	佐喜真 淳君	仲田 弘毅君	
	翁長 政俊君	仲村 未央さん	

{ 渡嘉敷喜代子さん 西銘 純恵さん 提出 議員提出議案第6号 }
 { 上原 章君 奥平 一夫君 }
 { 比嘉 京子さん 新垣 安弘君 }
 { 吉田 勝廣君 玉城 義和君 }

第13 米軍普天間飛行場移設の日米共同発表の見直しを求める意見書

{ 渡嘉敷喜代子さん 桑江朝 千夫君 }
 { 吉元 義彦君 仲田 弘毅君 }
 { 具志 孝助君 照屋 大河君 }
 { 前田 政明君 上原 章君 提出 議員提出議案第7号 }
 { 新垣 清涼君 玉城 満君 }
 { 山内 末子さん 吉田 勝廣君 }
 { 玉城 義和君 }

第14 米軍普天間飛行場移設の日米共同発表の見直しを求める決議

{ 渡嘉敷喜代子さん 桑江朝 千夫君 }
 { 吉元 義彦君 仲田 弘毅君 }
 { 具志 孝助君 照屋 大河君 }
 { 前田 政明君 上原 章君 提出 議員提出議案第8号 }
 { 新垣 清涼君 玉城 満君 }
 { 山内 末子さん 吉田 勝廣君 }
 { 玉城 義和君 }

第15 陳情第77号（総務企画委員長報告）

第16 陳情平成20年第80号、同第84号、陳情平成21年第39号、同第182号、同第183号、同第211号、同第212号、陳情第54号、第63号、第64号、第87号から第90号まで、第107号から第116号まで、第118号、第119号、第125号、第131号から第136号まで、第144号及び第148号（経済労働委員長報告）

第17 陳情平成21年第163号、同第167号、同第207号、同第208号、陳情第21号、第22号、第58号、第60号、第65号から第67号まで、第72号、第73号及び第75号（米軍基地関係特別委員長報告）

第18 議員派遣の件（平成22年度沖縄県議会議員北米等派遣）

第19 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

日程第1 乙第1号議案、乙第4号議案及び乙第5号議案

乙第1号議案 沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

乙第4号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

乙第5号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例

日程第2 乙第6号議案から乙第8号議案まで

乙第6号議案 沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例

乙第7号議案 沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例

乙第8号議案 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第3 平成22年第1回議会乙第22号議案

平成22年第1回議会乙第22号議案 沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例

日程第4 乙第9号議案、乙第11号議案から乙第16号議案まで

乙第9号議案 工事請負契約について

乙第11号議案 沖縄県人事委員会委員の選任について

乙第12号議案 沖縄県収用委員会委員の任命について

乙第13号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について

乙第14号議案 沖縄県公害審査会委員の任命について

- 乙第15号議案 専決処分の承認について
乙第16号議案 専決処分の承認について
- 日程第5 乙第18号議案
乙第18号議案 沖縄県監査委員の選任について
- 日程第6 乙第10号議案
乙第10号議案 指定管理者の指定について
- 日程第7 乙第17号議案
乙第17号議案 違約金存否確認等請求調停事件等の調停について
- 日程第8 甲第1号議案
甲第1号議案 平成22年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）
- 日程第9 口蹄疫対策の充実・強化を求める意見書
- 日程第10 琉球大学国際沖縄研究所の機能拡充を求める意見書
- 日程第11 細菌性髄膜炎ワクチンの早期定期接種化等を求める意見書
- 日程第12 保育所・児童入所施設の環境改善を求める意見書
- 日程第13 米軍普天間飛行場移設の日米共同発表の見直しを求める意見書
- 日程第14 米軍普天間飛行場移設の日米共同発表の見直しを求める決議
- 日程第15 陳情第77号
陳情第77号 不発弾の早期発見と事故防止に対する陳情
- 日程第16 陳情平成20年第80号、同第84号、陳情平成21年第39号、同第182号、同第183号、同第211号、同第212号、陳情第54号、第63号、第64号、第87号から第90号まで、第107号から第116号まで、第118号、第119号、第125号、第131号から第136号まで、第144号及び第148号
陳情平成20年第80号 楚洲仲尾線（楚洲支線）開設工事の中止を求める陳情
陳情平成20年第84号 ヤンバル林道事業の中止を求める陳情
陳情平成21年第39号 県営林道5路線（奥山線、伊楚支線、楚洲仲尾線、伊江 号支線、伊江原支線）の建設中止を求める陳情
陳情平成21年第182号 「美ら海協力金」リーフレットの回収に関する陳情
陳情平成21年第183号 「美ら海協力金」強制徴収に伴う観光被害抑止に関する陳情
陳情平成21年第211号 「美ら海協力金」の社会問題化を予防することに関する陳情
陳情平成21年第212号 沖縄県不当陳情処理に関する陳情
陳情第54号 「美ら海協力金問題」の総括処理（25カ月）に関する陳情
陳情第63号 全国豊かな海づくり大会の開催誘致に関する陳情
陳情第64号 全国豊かな海づくり大会の誘致に関する陳情
陳情第87号 公的助成措置に関する陳情
陳情第88号 国内における口蹄疫発生に伴う畜産農家支援に関する陳情
陳情第89号 国内における口蹄疫発生に伴う畜産農家支援に関する陳情
陳情第90号 国内における口蹄疫発生に伴う畜産農家支援に関する陳情
陳情第107号 全国豊かな海づくり大会の開催誘致を求める陳情
陳情第108号 全国豊かな海づくり大会の開催誘致に関する陳情
陳情第109号 第32回全国豊かな海づくり大会の沖縄県開催に関する陳情
陳情第110号 全国豊かな海づくり大会の開催誘致に関する陳情
陳情第111号 全国豊かな海づくり大会の誘致開催に関する陳情
陳情第112号 全国豊かな海づくり大会の開催誘致に関する陳情
陳情第113号 「全国豊かな海づくり大会」の糸満市誘致に関する陳情
陳情第114号 「全国豊かな海づくり大会」の沖縄県糸満市誘致に関する陳情
陳情第115号 全国豊かな海づくり大会の開催誘致を求める陳情
陳情第116号 全国豊かな海づくり大会の開催誘致を求める陳情

陳情第118号 全国豊かな海づくり大会開催誘致を求める陳情
 陳情第119号 全国豊かな海づくり大会の開催誘致を求める陳情
 陳情第125号 全国豊かな海づくり大会の開催誘致を求める陳情
 陳情第131号 全国豊かな海づくり大会の開催誘致を求める陳情
 陳情第132号 全国豊かな海づくり大会の開催誘致を求める陳情
 陳情第133号 「全国豊かな海づくり大会」の開催誘致を求める陳情
 陳情第134号 全国豊かな海づくり大会の開催誘致を求める陳情
 陳情第135号 県花デイゴ再生への早急な取り組みに関する陳情
 陳情第136号 琉球大学国際沖縄研究所の機能拡充に関する陳情
 陳情第144号 全国豊かな海づくり大会の誘致に関する陳情
 陳情第148号 有害鳥獣被害に関する陳情

日程第17 陳情平成21年第163号、同第167号、同第207号、同第208号、陳情第21号、第22号、第58号、第60号、第65号から第67号まで、第72号、第73号及び第75号

陳情平成21年第163号 米国原子力潜水艦のホワイトビーチ寄港に反対する陳情
 陳情平成21年第167号 米国原子力軍艦のホワイト・ビーチ寄港に関する陳情
 陳情平成21年第207号 米国原子力軍艦のホワイト・ビーチ寄港に関する陳情
 陳情平成21年第208号 米国原子力潜水艦のホワイト・ビーチ寄港に反対する陳情
 陳情第21号 米国原子力潜水艦のホワイト・ビーチ寄港に反対する陳情
 陳情第22号 米国原子力軍艦のホワイト・ビーチ寄港に対する陳情
 陳情第58号 県立中部病院への米軍車両無断侵入に対する陳情
 陳情第60号 県立中部病院への米軍車両無断侵入に対する陳情
 陳情第65号 米軍人によるひき逃げ事件に対する陳情
 陳情第66号 米軍人によるひき逃げ事件に対する陳情
 陳情第67号 米軍人によるひき逃げ事件に関する陳情
 陳情第72号 米国原子力潜水艦のホワイト・ビーチ寄港に反対する陳情
 陳情第73号 普天間基地の県内移設に反対する陳情
 陳情第75号 米国原子力軍艦のホワイト・ビーチ寄港に対する陳情

日程第18 議員派遣の件（平成22年度沖縄県議会議員北米等派遣）

日程第19 閉会中の継続審査の件

出席議員（48名）

議長	高 嶺 善 伸 君	14 番	吉 元 義 彦 君
副議長	玉 城 義 和 君	15 番	座喜味 一 幸 君
1 番	上 原 章 君	16 番	佐喜真 淳 君
2 番	島 袋 大 君	17 番	玉 城 満 君
3 番	中 川 京 貴 君	18 番	仲宗根 悟 君
4 番	桑 江 朝千夫 君	19 番	崎 山 嗣 幸 君
5 番	平 良 昭 一 君	20 番	西 銘 純 恵 さん
6 番	仲 村 未 央 さん	21 番	奥 平 一 夫 君
7 番	照 屋 大 河 君	22 番	山 内 末 子 さん
8 番	渡久地 修 君	24 番	前 島 明 男 君
9 番	瑞慶覧 功 君	25 番	新 垣 良 俊 君
10 番	新 垣 清 涼 君	26 番	仲 田 弘 毅 君
11 番	上 里 直 司 君	27 番	照 屋 守 之 君
12 番	吉 田 勝 廣 君	28 番	辻 野 ヒロ子 さん
13 番	當 山 眞 市 君	29 番	嶺 井 光 君

30 番 赤 嶺 昇 君
 31 番 当 銘 勝 雄 君
 32 番 渡嘉敷 喜代子 さん
 33 番 前 田 政 明 君
 34 番 玉 城 ノブ子 さん
 35 番 比 嘉 京 子 さん
 36 番 新 垣 安 弘 君
 37 番 金 城 勉 君
 38 番 糸 洲 朝 則 君

39 番 翁 長 政 俊 君
 40 番 浦 崎 唯 昭 君
 41 番 池 間 淳 君
 42 番 新 垣 哲 司 君
 43 番 具 志 孝 助 君
 44 番 當 間 盛 夫 君
 46 番 新 里 米 吉 君
 47 番 嘉 陽 宗 儀 君
 48 番 大 城 一 馬 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 龍 野 博 基 君
 次 長 新 城 博 君
 参事兼議事課長 嘉 陽 安 昭 君
 副 参 事 兼 平 田 善 則 君
 課 長 補 佐
 主 査 佐久田 隆 君
 主 査 仲宗根 章 君

政 務 調 査 課 長 城 間 正 彦 君
 副 参 事 知 念 正 治 君
 主 幹 前 田 敦 君
 主 幹 饒平名 知 徳 君
 主 幹 上 原 貴 志 君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

昨日、玉城ノブ子さん外13人から、議員提出議案第3号「口蹄疫対策の充実・強化を求める意見書」、議員提出議案第4号「琉球大学国際沖縄研究所の機能拡充を求める意見書」、赤嶺昇君外13人から、議員提出議案第5号「細菌性髄膜炎ワクチンの早期定期接種化等を求める意見書」、議員提出議案第6号「保育所・児童入所施設的环境改善を求める意見書」、渡嘉敷喜代子さん外12人から、議員提出議案第7号「米軍普天間飛行場移設の日米共同発表の見直しを求める意見書」及び議員提出議案第8号「米軍普天間飛行場移設の日米共同発表の見直しを求める決議」の提出がありました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第1 乙第1号議案、乙第4号議案及び乙第5号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 當間盛夫君登壇〕

○総務企画委員長（當間盛夫君） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第1号議案、乙第4号

議案及び乙第5号議案の条例議案3件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第1号議案「沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」は、雇用保険法の一部改正により、雇用保険の失業等給付のうち特例一時金の支給対象から短期の雇用を繰り返す者が除外されたことに伴い、県職員の退職手当制度において雇用保険法による失業等給付と同等のものとして設けられている失業者の退職手当の規定等について所要の整備を行うため条例の一部を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第4号議案「沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」は、土壤汚染対策法の一部が改正されたことに伴い、汚染土壌の処理に係る許可を更新する際の手数料等について徴収根拠を定めるため条例の一部を改正するものである。

主な改正内容は、搬出しようとする土壌の基準適合認定申請や汚染土壌処理業の許可更新申請など手数料の項目を新設するとの説明がありました。

次に、乙第5号議案「沖縄県税条例の一部を改正する条例」は、地方税法が改正されたことに伴い、県たばこ税の税率を改めるため条例の一部を改正するもの

である。

主な改正内容は、県たばこ税の税率を1000本につき430円引き上げる。ただし、旧三級品の紙巻きたばこについては、1000本につき205円引き上げるとの説明がありました。

本案に関し、条例改正の理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、条例改正の理由は、昨年末に閣議決定された税制改正大綱において、たばこ税については国民の健康の観点からたばこの消費を抑制するため、将来に向かって税率を引き上げていく必要があるとされ、これを受けて地方税法が改正されたためであるとの答弁がありました。

次に、今回の条例改正による県たばこ税収入への影響をどの程度見込んでいるのかとの質疑がありました。

これに対し、条例改正による県たばこ税の収入見込み額は、平成21年度の27億3100万円に対し、平成22年度は27億500万円で約2600万円、率にして1.0%の減を見込んでいるとの答弁がありました。

次に、たばこ消費量の減少によりたばこ製造業者や小売業者がこうむる影響は大きいものと思われるが、何らかの支援策は考えているのかとの質疑がありました。

これに対し、今のところ政府から支援策は示されていないとの答弁がありました。

そのほか、今回の条例改正とWHO総会のたばこ規制枠組条約との関係、旧三級品たばこの銘柄ごとの値上げ額、国民の健康増進を値上げの理由とすることの是非、たばこ生産農家及び市町村税収に与える影響と支援策、値上げに伴う複合的影響の内容などについて質疑がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。採決の結果、乙第1号議案、乙第4号議案及び乙第5号議案の3件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げて報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第1号議案、乙第4号議案及び乙第5号

議案の3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案、乙第4号議案及び乙第5号議案は、原案のとおり可決されました。

・ ・

○議長（高嶺善伸君） 日程第2 乙第6号議案から乙第8号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 赤嶺 昇君登壇〕

○文教厚生委員長（赤嶺 昇君） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第6号議案から乙第8号議案までの条例議案3件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、福祉保健部長及び教育長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第6号議案「沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例」は、介護支援専門員の資格を更新する際に受講が義務づけられている研修の手数料の徴収根拠を定めるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、2月定例会の条例案と今定例会の条例案との違いは何かとの質疑がありました。

これに対し、2月定例会に提案した条例案では九州各県の平均額を参考に手数料を設定したが、今回は、過去の実績から算出した当該研修の総所要額を国・県及び受講者で案分し、受講者分を総受講者数で除した額を1人当たりの手数料額としたとの答弁がありました。

次に、登録申請等業務の委託理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、高齢化や少子化問題などへの的確な対応が求められる中、福祉部門の人材や財政が逼迫する状況にあり、専門性を有する民間に委託して当該業務に従事していた職員をほかの業務に配置することで福祉部門の効率的な人事配置を図るためであるとの答弁

がありました。

そのほか、介護職員に対する給与実態調査の実施状況、介護職と他職種との平均給与の比較、手数料の算定方針、受講者負担の根拠などについて質疑がありました。

次に、乙第7号議案「沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例」は、公立高等学校の授業料無償化に係る法律の制定に伴い、高等学校授業料が原則不徴収とされたことに伴う規定を整備するため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、法律では特別の事由がある場合は授業料を徴収できると規定しているが、本県ではどうするか、九州各県の状況はどうかとの質疑がありました。

これに対し、国から交付される公立高等学校授業料不徴収交付金の対象とならない留年生または既卒生を特別の事由として授業料を徴収する都道府県もあるが、本県では、すべての生徒に学ぶ機会を確保するという観点から留年生または既卒生についても授業料を徴収しない方針である。九州7県中、4県が留年生または既卒生について授業料を徴収するとしており、3県が本県と同様に徴収しないとしているとの答弁がありました。

次に、乙第8号議案「沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、県立石川青少年の家及び県立玉城青少年の家を指定管理者制度に移行するため条例を改正するものである。

主な改正内容は、指定管理者の指定のための準備に係る規定は公布の日から施行し、指定管理者による供用開始は平成23年4月であるとの説明がありました。

本案に関し、青少年自然の家を指定管理とする理由は何か、他の青少年教育施設の指定管理への移行予定はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、指定管理者制度導入の理由は、県財政が厳しい状況の中、管理運営費の確保が難しいことから民間のノウハウを活用し、逼迫する財政の節減効果を図るためである。今後は、平成24年度に宮古青少年自然の家及び石垣少年の家をそれぞれ指定管理に移行する予定であるとの答弁がありました。

次に、指定管理に移行した場合、施設の利用料金や食事代はどうなるのかとの質疑がありました。

これに対し、施設の利用料金は指定管理移行後も県条例で定めるが、レストラン等における食事代などの実費負担分は、指定管理者と食材業者等との間の商取引で価格が設定されるとの答弁がありました。

そのほか、青少年教育施設の危機管理の状況などについて質疑がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。採決に先立ち乙第6号議案及び乙第8号議案については、共産党所属委員からそれぞれ反対する旨の意見表明があり、採決の結果、乙第6号議案及び乙第8号議案の2件は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

乙第7号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

乙第6号議案及び乙第8号議案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘 純恵さん おはようございます。

私は、日本共産党県議団を代表して、乙第6号議案及び乙第8号議案に反対の討論を行います。

初めに、介護支援専門員、ケアマネジャーの研修のための手数料を有料化するための乙第6号議案「沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例」についてです。

今回の有料化の提案は、去る2月議会で否決された議案を一部手直しして、再度提案をしてきたものです。

前回と違う点は、必要額の4割の受講者負担が3割に減るということですが、前回提案より2000円を減額しても2万4000円の研修料となるものです。

2006年の厚労省通知で、ケアマネジャーが無料で受けてきた研修を有料にすることができるとされたのを、沖縄県は、これまで3年間無料で研修を継続してきたものを、今回、受益者負担を理由にして有料化するというものです。また、毎年10%削減のシーリング対象経費だから受講者負担を導入することも有料化の理由として挙げています。

介護労働者の実態は、仕事の厳しさに比べて賃金が低いと半数が不満を訴え、社会的評価も低いと言わ

れ、離職者が多く介護職員が不足して介護利用者の願いにこたえられないと深刻な事態となっています。

要介護状態になっても、必要な介護を受けて、自立支援と尊厳の保持を実現するための支援者である介護労働者が意欲を持ってないと嘆く現状があります。

賃金については、委員会質疑の中で、県が昨年10月に調査をした介護労働者の正職員の平均賃金は18万34円、沖縄県の正職員産業別所定内賃金の平均が24万9348円、一番低いのが運輸業、2番目が飲食店・宿泊業、3番目に低いのが介護職員の18万34円でした。

県の調査で、介護正職員の離職率は平均で15%、非正規職員で25%、4人に1人、1年未満の離職が53%という厳しい結果が出されています。

離職者対策に有効な対策は何かという問いに、40%が賃金の引き上げと答え、社会的評価の向上が25%となっています。

介護職員の労働条件や労働環境の改善こそ、待ったなしの課題です。

ケアマネジャーは、介護を必要とする人の人としての当たり前の暮らし、命と権利を保障するための専門的知識及び技術を要する者であり、職務として公平性・中立性が求められ、守秘義務を課され、刑法等の罰則規定に縛られる職責の重い職業です。しかし、1件当たりの報酬が低いため、その多くの人が所属している指定居宅介護支援事業所において、給付管理に追われているという理想と現実の矛盾を抱えている職業だと言われています。

よりよい介護を届けたいと介護現場で頑張っている介護労働者の労働条件の改善なしに、介護の質は向上しません。労働条件の改善や研修の保障は、介護保険制度の根幹です。

研修を受けることは、ケアマネジャー個人の受益だというのではなく、受益を受けるのは介護を受ける人であり、県民であります。仕事の厳しさ、職責に見合った賃金が支払われていない問題を不問に付して、研修を受けるのは受益だからというのは余りに理不尽です。長崎県など幾つかの県で無料のままです。沖縄県の無料継続を強く求めるものです。

介護保険制度が始まって10年間で介護疲れによる心中事件が400件、家族介護のための離職者が14万5000人近く、福祉をお金で買う応益負担が、介護・福祉を必要としているお年寄りを排除し、介護労働者も受益者負担の名で負担増にされています。社会保障費が削減され続け、保険あって介護なしと言われてきた介護制度を、お年寄りが安心して介護が受けられるように、県は、国に対して抜本的な制度改革を求めるべき

です。

以上、ケアマネジャーの研修費用の有料化に反対の討論といたします。

続いて、石川青少年の家、玉城青少年の家を民間に指定管理をさせるための乙第8号議案「沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について、反対の討論を行います。

指定管理者制度は、前自民・公明政権による三位一体改革の地方交付税、社会保障費の削減、補助金や負担金の削減による地方自治体への行財政改革の押しつけによって導入されてきました。

同時に、「官から民へ」と自治体の業務を営利を優先させる民間に委託させ、民営化を誘導し、指定管理者制度を加速させてきました。沖縄県もこれまで福祉施設や教育施設の民間委託を進め、受益者負担の名で県民に負担を押しつけてきました。

自公政権が退場させられた今、県政が福祉、教育の切り捨て路線から社会保障を中心にした行政運営に本格的な転換が求められています。

県の直営から指定管理者にする沖縄県立青少年の家は、健全な青少年の育成を図り、もって社会教育の振興に資することを目的として県内6カ所に設置をされ、利用されてきた青少年のための教育上重要な施設です。

昨年、名護と糸満を指定管理者に管理を移し、今回、石川と玉城、来年は宮古と八重山を指定管理者に管理させていく計画の執行となっています。

青少年の健全育成に努めなければならない県政が、青少年の家という社会教育施設を営利を目的とする民間会社にゆだねることは、自治体の公的役割を放棄するものであり、認めることはできません。

以上、青少年の健全な育成のために設置された青少年の家を民間に指定管理をさせるための条例改定に反対をいたします。

○議長（高嶺善伸君） 佐喜真 淳君。

〔佐喜真 淳君登壇〕

○佐喜真 淳君 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました乙第6号議案及び乙第8号議案に対して、原案に賛成の立場から討論を行います。

まず初めに、乙第6号議案「沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例」について討論を行います。

この条例は、平成18年に介護保険法が改正されたことに伴い、介護支援専門員の資格登録などに係る手数料に関し必要な事項を定めるために制定されており、

平成18年4月から施行されている条例であります。

本議案は、介護支援専門員の研修に際して、受益者負担の観点から、新たに手数料を徴収することとした介護支援専門員再研修実施手数料などの徴収根拠を定めるため一部を改正するものであり、2月議会で上程された議案を見直した上、再提案されたものであります。

2月議会においては、九州平均をもって手数料の設定を行っていましたが、今回は研修ごとに要する経費を積算し、国・県、受講者で均等に負担するよう見直されており、九州各県の手数料にばらつきがある現状においては、納得できる手数料の設定になっているものと考えます。

また、研修を介護現場に精通した職能団体などに委託して実施することで、実際に現場の介護支援専門員が直面している課題などを適宜に盛り込んだ充実した内容の研修となることが期待され、かつ多くの講師が所属する団体への委託により講師の安定確保も図られることとなります。

さらに、委託費に積算される人件費については国庫補助対象経費となることから、県で実施する場合に比べ、一般財源の大幅な削減につながっており、行政改革の面からも大きく評価できる内容であります。

2月議会でも賛成討論で申し上げましたが、当該研修を受講することによって資格を維持、取得できるという利益が受けられるこの研修については、沖縄県を含む3県以外のほとんどの都道府県では既に有料化が導入されており、税による負担のみで賄うことは適当ではないと考えます。

研修事業費の3割程度を受講者に御負担いただき、残り7割は公費で負担するものでありますので、税を負担する県民の理解を得るためにも、研修受講者に一部負担していただく本議案の成立が必要であります。

以上のとおり、介護支援専門員の研修充実及び資質向上につながり、同時に国庫の増額と一般財源の縮減、手数料の確保及び県職員の人員減にもつながっていることから、この議案は全会一致で賛成すべきものと考えております。

仮に今議会で成立が果たされない場合は、介護支援専門員の資格維持に必要な研修のスケジュールが大幅におくれ、現場において大変大きな混乱が生じることになりますので、速やかに成立することを求めるものであります。

以上、乙第6号議案「沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例」について、原案に賛成の立場から討論を行いました。

続きまして、乙第8号議案「沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」に対する討論を行います。

本議案は、平成23年度から石川青少年の家及び玉城青少年の家の管理を指定管理者に行わせるための必要な事項を定めるため現行条例の一部を改正するものであります。

青少年教育施設は、法令により県以外の者が管理することを禁止する特別な規定がないことから指定管理者に管理を行わせるものであります。また、当該施設への指定管理者制度の導入は全国的な傾向となっております。

指定管理者制度は、民間事業者も含む幅広い団体の中から地方公共団体が指定する団体に公の施設の管理を代行させるもので、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応し、住民サービスの向上と経費の削減などを図るものであります。

平成22年度から指定管理者制度を導入した名護及び糸満青少年の家については、県直営時と同様な体験活動、野外活動など青少年の健全育成に資する事業を実施するとともに、指定管理者のノウハウを生かした独自のプログラムを開発し、より充実した事業が行われ、4月から5月までの利用者の受け入れ実績は、前年度比約15%の増となっており、順調に事業が実施されております。また、これまで施設の管理運営に要した経費も指定管理料となったことで、経費削減の効果があらわれております。

以上の理由により、青少年教育施設への指定管理者制度については、所期の目的の達成に向け着実に効果を上げていっていると思われま。

よって、乙第8号議案「沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」に対し、賛成の立場で討論を行いました。

議員諸君の賛同を賜り、討論を終わります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時30分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

これより乙第6号議案から乙第8号議案までの採決に入ります。

議題のうち、まず乙第7号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第7号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、乙第6号議案及び乙第8号議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、乙第6号議案及び乙第8号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第3 平成22年第1回議会乙第22号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

土木文化環境委員長。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔土木文化環境委員長 當山眞市君登壇〕

○土木文化環境委員長（當山眞市君） おはようございます。

ただいま議題となりました平成22年第1回議会乙第22号議案の条例議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

平成22年第1回議会乙第22号議案「沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例」は、使用料について九州各県の状況を勘案して適正化を図るとともに、利用料金について類似施設の状況を勘案して利用区分を加える必要があるため条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、都市公園の占用の許可の際に徴収する使用料について額を改定するとともに、有料公園施設等の利用に係る料金について共用利用の区分を加えることなどであるとの説明がありました。

なお、本議案は、平成22年2月議会に提案されましたが、慎重に審査及び調査する必要があるとの理由で継続審査となった議案であります。

本案に関し、補助競技場の共用利用料金を新設する主な理由は何か、幼児からも利用料金を徴収することに問題はないのかとの質疑がありました。

これに対し、補助競技場の共用利用料金を新設する理由は、全県的な競技会の開催が多いことからよりよい状態で保守・管理する必要があること、一定の利用制限を行うことにより利用者の安全確保を図る必要があること、補助競技場と本競技場の負担の均衡を図るため、補助競技場利用者に応分の負担を求める必要があることなどである。幼児に対しては、これまでも本競技場での見学や付き添い、保育園等での利用などの場合は、利用料金を免除しているのが実情であるとの答弁がありました。

次に、今回の条例改正により補助競技場に一定の利用制限を設けることになるが、その対応策は考えているのかとの質疑がありました。

これに対し、補助競技場を周回する園路に一般市民ランナー向けの約1.5キロメートルのジョギング用弾性舗装路を今年度中に整備し、公園利用者のサービス向上にこたえていく考えであるとの答弁がありました。

そのほか、補助競技場の年間収入と修繕費等の支出に係る費用対効果の内訳、児童生徒及び幼児の定義などについて質疑がありました。

以上が委員会における審査の概要であります。採決に先立ち平成22年第1回議会乙第22号議案については、社民・護憲ネット及び自由民主党所属委員から修正案が提出されました。

なお、本案に対する修正案は、お手元に配付されているとおりであります。

本修正案に対し、共産党所属委員から反対する旨の意見表明があり、採決の結果、平成22年第1回議会乙第22号議案の修正案は、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、修正議決した部分を除く原案の採決に先立ち共産党所属委員から反対する旨の意見表明があり、採決の結果、修正議決した部分を除く原案は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのであり

ますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時35分休憩

午前10時36分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

これより平成22年第1回議会乙第22号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、修正議決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、平成22年第1回議会乙第22号議案は、委員長の報告のとおり修正議決されました。

・ ・ ・

○議長（高嶺善伸君） 日程第4 乙第9号議案、乙第11号議案から乙第16号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 當間盛夫君登壇〕

○総務企画委員長（當間盛夫君） ただいま議題となりました乙第9号議案の議決議案1件、乙第11号議案から乙第14号議案までの同意議案4件及び乙第15号議案及び乙第16号議案の承認議案2件の計7件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長及び企画部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第9号議案「工事請負契約について」は、南北大東地区の地上デジタル放送機器製作・設置工事の契約について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

次に、乙第11号議案「沖縄県人事委員会委員の選任

について」は、人事委員会委員3人のうち1人が平成22年7月で任期満了することに伴い、その後任を選任するため地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものである。

提案した新垣幸子氏は、これまで県において出納事務局長、福祉保健部長、出納長等を歴任し、人事や給与制度に明るく、かつ人材の育成や能率的な事務処理に理解が深く、また、人格が高潔であることから、議会の同意を得て選任したいとの説明がありました。

本案に関し、今回の選考に当たって他の候補者の検討は行ったのか、当該候補者に決定した理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、委員の選考に当たっては、人格が高潔で地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務処理能力に理解があり、かつ人事行政に関し識見を有する者ということを基本としつつ、今回は女性委員の後任の選任ということから、女性で、かつ福祉分野等々に専門性を有し、かなりの時間を人事委員会の職務に割くことができる者ということで、いろんな候補者を選定し検討した結果、最終的に知事が判断して当該人を候補者としたとの答弁がありました。

次に、同じ人が多くの部署を渡り歩くような人事行政は改めるべきではないかとの質疑がありました。

これに対し、今回の議案は、人事委員会委員という専門性が求められる委員の選任であり、外郭団体への再就職とは趣を異にするものであるとの答弁がありました。

次に、人事委員会委員の報酬は幾らか、一時金や退職金もあるのかとの質疑がありました。

これに対し、人事委員会委員の報酬は月額18万1000円である。一時金や退職金はないとの答弁がありました。

そのほか、一般職及び特別職から県の外郭団体に再就職する場合の基準の状況、人事委員会の権限と活動の状況、県職員の採用及び人事異動に関する人事委員会の役割などについて質疑がありました。

次に、乙第12号議案「沖縄県収用委員会委員の任命について」は、収用委員会委員9人のうち2人が平成22年7月で任期満了することに伴い、その後任を任命するため土地収用法第52条第3項の規定により議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、収用委員の任期は何年か、何期まで務めることが可能かとの質疑がありました。

これに対し、収用委員の任期は1期3年で、要綱上は3期まで可能であるとの説明がありました。

次に、収用委員会の活動状況はどうかとの質疑があ

りました。

これに対し、収用委員会の活動状況を最近3カ年間の判決の状況で見ると、平成19年度が権利取得判決5件、明け渡し判決5件の合計10件、平成20年度が権利取得判決3件、明け渡し判決2件、補償判決1件の合計6件、平成21年度が権利取得判決9件、明け渡し判決9件の合計18件であるとの答弁がありました。

そのほか、新石垣空港整備事業関係の判決状況について質疑がありました。

次に、乙第13号議案「沖縄県公安委員会委員の任命について」は、公安委員会委員3人のうち1人が平成22年7月で任期満了することに伴い、その後任を任命するため警察法第39条第1項の規定により議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

次に、乙第14号議案「沖縄県公害審査会委員の任命について」は、公害審査会委員12人全員が平成22年8月で任期満了することに伴い、その後任を任命するため公害紛争処理法第16条第1項の規定により議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

次に、乙第15号議案「専決処分の承認について」は、地方税法が改正され、平成22年3月31日公布、4月1日から施行されたことに伴い、条例を改正し施行する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分を行ったため、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めるものである。

専決処分の主な内容は、第1点目に、軽油引取税及び自動車取得税について10年間の暫定税率を廃止した上で、当分の間、税率水準を維持する。第2点目として、自動車取得税に係るいわゆるエコカー減税に一部の車種を追加する。第3点目として、自動車税に係るいわゆるグリーン化特例について軽減対象の見直しを行った上、2年延長するものであるとの説明がありました。

本案に関し、地方税法の改正に伴い沖縄県税条例の改正ということならば、個人住民税の扶養控除の廃止が今回の条例改正に上がっていない理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、今回の地方税法の改正は、暫定税率の改正、地方たばこ税の改正及び個人住民税の扶養控除の廃止という大きく分けて3つの改正があるが、扶養控除の廃止については、沖縄県税条例第21条が「法第34条に定めるところにより」と法律を引用する表記となっていることから、条例を改正する必要はないとの答弁がありました。

そのほか、子ども手当の税法上の収入区分、子ども手当が国民健康保険制度等、他の制度に与える影響な

どについて質疑がありました。

次に、乙第16号議案「専決処分の承認について」は、「過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」等が改正され、平成22年3月31日公布、4月1日から施行されたことに伴い条例を改正し施行する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分を行ったため、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めるものである。

主な改正内容は、第1点目に、過疎地域における事業税等の課税免除の適用期限を1年延長する。第2点目として、中心市街地における不動産取得税等の不均一課税の適用期限を2年延長するものであるとの説明がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。採決の結果、乙第9号議案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

乙第11号議案は、可否同数となり、委員長裁決によりこれに同意しないものと決定いたしました。

乙第12号議案から乙第14号議案までの3件は、全会一致をもってこれに同意すべきものと決定し、乙第15号議案及び乙第16号議案の2件は、全会一致をもって承認すべきものと決定をいたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます御報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前10時47分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

これより乙第9号議案、乙第11号議案から乙第16号議案までの採決に入ります。

議題のうち、まず乙第9号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第9号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、乙第12号議案から乙第14号議案までの3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第12号議案から乙第14号議案までは、これに同意することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、乙第15号議案及び乙第16号議案の2件を一括して採決いたします。

ただいまの議案2件は、委員長の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第15号議案及び乙第16号議案は、委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、乙第11号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、否決でありますので、知事提出議案について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立少数であります。

よって、乙第11号議案は、これに同意しないことに決定いたしました。

・ ・ ・

○議長（高嶺善伸君） 日程第5 乙第18号議案を議題といたします。

休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時49分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 當間盛夫君登壇〕

○総務企画委員長（當間盛夫君） ただいま議題となりました乙第18号議案の同意議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

す。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明の概要等について申し上げます。

乙第18号議案「沖縄県監査委員の選任について」は、監査委員4人のうち、議員のうちから選任された1人が平成22年6月で退職したことに伴い、その後任を選任するため、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、議員から監査委員を選任する意義は何かとの質疑がありました。

これに対し、地方自治法第180条の5第1項により地方公共団体に監査委員を置かなければならないとなっており、さらに同法第196条により、議員のうちから選任する監査委員の数は2人または1人とするものとなっているため、本県では2人の議員を選任しているとの答弁がありました。

次に、議会には本会議や委員会を通して行政をチェックする機能があるが、その上さらに監査委員として監査を行うことが適当か、国への問題提起や制度改革の見通しはどうかとの質疑がありました。

これに対し、地方自治法でこのように規定されたいきさつは、地方自治体が議員内閣制ではなく大統領制をとっているため、執行機関の内部に入って議会側からチェックをするという要素が必要であったためと思われる。このことについては、今後、国の地域主権戦略会議等の中で議論されていくものではないかと考えるとの答弁がありました。

以上が委員会における審査の概要であります。採決の結果、乙第18号議案は、全会一致をもってこれに同意すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第18号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第18号議案は、これに同意することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前10時52分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

日程第6 乙第10号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 玉城ノブ子さん登壇〕

○経済労働委員長（玉城ノブ子さん） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第10号議案の議決議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、観光商工部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第10号議案「指定管理者の指定について」は、「沖縄ＩＴ津梁パーク施設の企業立地促進センター」の指定管理者として、FROM&TTCコンソーシアムを指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、県内各地にあるインキュベーション施設に配置されているインキュベーション・マネージャーは、インキュベーション的機能を有する企業立地促進センターにも配置されるのかとの質疑がありました。

これに対し、企業立地促進センターは、県内各地のインキュベーション施設と異なり、レンタルオフィスの施設であるので、インキュベーション・マネージャーの配置は予定していないとの答弁がありました。

次に、指定管理者を公募せず、県の出資する外郭団体を選定する理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、指定管理者候補者の選定に当たっては、一体的管理による利用者の利便性及び経済合理性など最も適切に施設管理を行うことができるかどうか

を検討し、指定管理者制度運用委員会で決定したものであるとの答弁がありました。

次に、企業立地促進センターへの入居企業の公募条件は何か、どういう会社が、どこに民間ＩＴ施設を整備する見込みかとの質疑がありました。

これに対し、企業立地促進センターへの入居企業の公募条件は、3年以内に民間ＩＴ施設を整備し入居することを条件にしている。現在内定している2社に加え、数社が中核機能支援施設及び企業立地促進センター周辺に民間ＩＴ施設を整備し入居するものと期待しているとの答弁がありました。

次に、民間ＩＴ施設は、企業立地促進センターへ入居するＩＴ企業がみずから整備するのか、それとも他の企業が整備するのかとの質疑がありました。

これに対し、入居ＩＴ企業がみずから整備すること、また民間のディベロッパーが整備した施設に入居することも可能であるとの答弁がありました。

そのほか、中核機能支援施設及び企業立地促進センターの一体的な管理方法、指定管理業務の外部委託の範囲及び割合、指定管理業務への民間活力の導入状況、企業立地促進センターへの入居が3年を経過したＩＴ企業への対応策、特別自由貿易地域の用地購入状況などについて質疑がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。採決の結果、乙第10号議案は賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する討論の通告がありますので、発言を許します。

渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 私は、日本共産党県議団を代表して、乙第10号議案「指定管理者の指定について」、反対の立場から討論を行います。

今回の議案は、沖縄ＩＴ津梁パーク施設企業立地促進センターを沖縄県が建設して、その指定管理者に同じく県が建設した隣のＩＴ津梁パーク中核支援施設の

指定管理者に公募もせずに随意契約で指定管理者に選定したいというものです。

なぜ、随意契約にしたのかとの疑問に対して、県は、隣の中核支援施設と同じ目的で一体的管理ができるからだと言いました。だったらなぜ最初から計画していなかったのかとの疑問が出てきます。実は、ここにこのＩＴ津梁パーク及び特別自由貿易地域のその場しのぎの県の対応が如実にあらわれています。

特別自由貿易地域として埋め立てたが土地は売れない、売れた土地はたったの2.1%という状況です。県は困ってしまい、自由貿易地域の指定とは関係のないＩＴ産業を誘致しようと、ＩＴ津梁パークにして、パークエリアに指定し、企業に土地を売ろうと計画しました。しかし、それでも土地は全く売れないので結局県が土地を買ってＩＴ津梁パーク中核支援施設を県みずから建てて、企業にそこに入居してもらいました。しかし、それでもその後も土地は売れない。さて困ったと頭を抱えているときに、去年、国の緊急経済対策の補正予算が組まれました。この予算を活用して、また土地を県みずから買い取って、またまた今度もＩＴ津梁パーク施設企業立地センターを県みずから建設して企業を入居させようというものです。

私たちが懸念しているのは、このように果てしなく売れない土地を県が購入し続けていくのかということです。質疑の中で、民間のビルの建設の予定が今後あるのかということに対して、それは今のところないということでした。県がこれからも土地を購入していく、このような懸念について部長は否定しませんでした。今度の予算審議の際に、この特別自由貿易地域の土地が売れないのが県の財政圧迫の大きな懸念として挙げられていました。今、土地が売れないからといって、毎年、県みずから買い取っていくという泥沼式の自転車操業方式を根本から今、見直さなければいけません。

今回の指定管理者の指定の背景には、そのようなその場しのぎの対応があります。このあり方を今、根本から見直すことが求められています。

したがって、私たちは乙第10号議案に反対するものです。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午前11時0分休憩

午前11時0分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

これより乙第10号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、乙第10号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第7 乙第17号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

土木文化環境委員長。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔土木文化環境委員長 當山眞市君登壇〕

○土木文化環境委員長（當山眞市君） ただいま議題となりました乙第17号議案の議決議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第17号議案「違約金存否確認等請求調停事件等の調停について」は、県発注工事に係る違約金等について、県に対して申し立てられている民事調停を成立させるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

調停案の概要は、賠償率は5%とすること、連帯債務を免除しA企業には賠償を求めないこと、分割払いを認めること、延滞金などの本債務以外の負担を免除することなどであるとの説明がありました。

本案に関し、談合の再発防止策として県はこれまでどのような取り組みを行ってきたのかとの質疑がありました。

これに対し、入札・契約手続の透明性・競争性・公正性を高めるため、指名業者を事前公表から事後公表に改めたこと、指名業者数を段階的に引き上げてきたこと、電子入札制度の全面的導入や総合評価方式の拡大を図ってきたことなどが挙げられるとの答弁がありました。

次に、談合認定処分を受けた請負工事に係る賠償金を契約金額の10%から5%に引き下げる和解案に応じ

る理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、2カ年にわたり計21回行われた談合に係る調停協議を踏まえ、調停委員会が示した調停案を尊重したものであること、談合があった工事の落札率と全国の工事落札率、県内の他の工事の落札率等を比較して、その差がおおむね4%から7%の間にあることを踏まえ、5%という数字に合理性があるものと判断したとの答弁がありました。

次に、国庫補助金の返還など国との調整はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、現在、国土交通省から最終的には財務省と調整しながら判断することになるが、裁判所等の第三者機関が示した調停案は合理的な判断がなされているものとしんしゃくされることから、その結果はできるだけ尊重したいという見解、考え方が示されていることから、基本的には了解を得ているものと理解しているとの答弁がありました。

そのほか、現在の平均落札率、調停の法的根拠、全国市民オンブズマン連絡会議の談合に関する指標の内容などについて質疑がありました。

以上が委員会における審査の概要であります。採決の結果、乙第17号議案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第17号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第17号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第8 甲第1号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長。

〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 當間盛夫君登壇〕

○総務企画委員長（當間盛夫君） ただいま議題となりました甲第1号議案の予算議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第1号議案「平成22年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）」は、沖縄特別振興対策調整費に係る事業のほか、口蹄疫対策など緊急に対応を要する経費について補正予算を編成するものである。

補正予算の総額は、歳入及び歳出ともに50億9252万2000円で、これを既決予算額6054億6300万円に加えると、改予算額は6105億5552万2000円となる。補正予算の財源内訳は、国庫支出金が31億3339万6000円及び繰入金19億5912万6000円である。

歳出の主な項目は、投資的経費が8億9559万8000円で、そのうち普通建設補助事業が、観光案内サイン整備事業などで5億3177万4000円、普通建設単独事業が、水産海洋研究センター移転整備事業などで3億6382万4000円などとなっている。

その他の経費は41億9692万4000円となっており、そのうち、物件費は沖縄国際航空物流ハブの活用を推進する事業などで17億1708万2000円、補助費等は沖縄観光力強化事業や口蹄疫対策として畜産農家等を支援する緊急対策事業など24億6067万1000円であるとの説明がありました。

本案に関し、小規模離島空路利用活性化事業の主な目的は何か、事業期間はいつまでか、事業の対象となる小規模離島空路とはどこかとの質疑がありました。

これに対し、小規模離島空路利用活性化事業の主な目的は、中核病院や高等学校のない小規模離島を対象として、航空運賃を低減化することによって離島住民の負担軽減を図るとともに、あわせて島外の人々が離島を訪問する場合にも適用し、交流人口をふやすことによって地域の活性化を図ることである。事業期間は、今回の補正を含めて次年度まで予定をしている。対象となる離島空路は、那覇—粟国、那覇—南北大東、那覇—久米島、石垣—与那国及び宮古—多良間の5つであるとの答弁がありました。

次に、この事業終了後、航空運賃はもとに戻るのか、今後どうするかとの質疑がありました。

これに対し、この事業実施期間中に、事業効果の検証や継続的な運賃低減化を図る方法について検討していく考えであるとの答弁がありました。

次に、「沖縄観光力強化事業」とはどのような事業かとの質疑がありました。

これに対し、「沖縄観光力強化事業」は、「緊急プロモーション」と「元気プロジェクト」の2つの事業で構成されている。「緊急プロモーション」では、特に中国を中心とした海外において沖縄の知名度を上げるためのプロモーションの実施やチャーター便に対する支援、沖縄での映画撮影等に対する支援、上海万博の機会を活用した広告活動の展開、修学旅行関係業者の招聘、そのほか各種メディアを活用したプロモーションの実施などを計画している。「元気プロジェクト」では、誘客イベントやスポーツツーリズム等の企画提案を公募し、提案に対する支援を行うことや携帯端末を利用した観光情報の提供などを計画しているとの答弁がありました。

次に、「沖縄観光力強化事業」の中では、中国の旅行市場を沖縄県としてどう位置づけ、どのような取り組みを行う考えか、中国観光客のニーズに応じた対策は講じられているかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄県にとって中国は非常に重要な観光マーケットであり、今後のターゲットとして中国が最も可能性が高いものと認識している。今後は、中国において沖縄の知名度を高めるための取り組みやチャーター便に対する支援などを行っていく考えである。中国観光客のニーズに応じた対策としては、沖縄の海洋性リゾートや特異な文化面を発信するとともに、中国観光客が好んで使用する電子マネーの一種の銀聯カードが使用可能な端末機を県内に増設したり、直行便だけではなく東京や大阪経由のゴールデンルートも利用可能な中国観光客向けの旅行商品づくりも検討していきたいとの答弁がありました。

次に、口蹄疫の侵入防止対策として、発生しない前の常日ごろの侵入防止対策や防疫体制はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、平常時は海外からの侵入防止対策が重点になるが、宮崎県への侵入経路がまだ解明されていない現状においては、対策が難しい面がある。国においては、常日ごろから空港検疫や港湾検疫を行っており、県においては、県内の畜産農家への消毒徹底の指導を行っているとの答弁がありました。

次に、口蹄疫被害が拡大した場合の対策として、どのような貴重家畜を、どこに避難させる考えかとの質疑がありました。

これに対し、口蹄疫被害が拡大した場合、沖縄県家畜研究センターの種雄牛3頭、アグー豚4頭、ボア種のヤギ2頭、沖縄県家畜改良センターの系統造成豚35頭、合計44頭の貴重家畜を伊平屋村に避難させる考えであるとの答弁がありました。

そのほか、今回の補正予算における緊急経済対策の内容、沖縄特別振興対策調整費の残り枠と今後の活用予定の内容、先端医療産業化基盤構築事業の内容と目標内訳、離島体験学習促進事業の対象者、農家民泊の問題点と今後の対応策、小規模離島空路利用活性化事業による妊産婦等の優遇措置内容、沖縄国際航空物流ハブ活用推進事業の内容、沖縄ハブにおける取り扱い貨物量の推移状況、主な取り扱い県産品目、臨空型企業誘致の取り組み状況、泡盛マーケティング総合支援事業の内容、泡盛の他県における生産状況、泡盛の商標登録問題、かりゆしスタイルブランド力向上対策事業の内容と予算額、かりゆしウエアの価格面の課題と生産枚数落ち込みの原因、行政がデザインに介入することの是非、県内デザイナーの登用見通し、かりゆしウエアへの県産品の活用策、中国人観光客誘客のための華僑組織との連携策、医療ツーリズム促進事業の内容と県産品の活用方法などについて質疑がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。採決の結果、甲第1号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第1号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第1号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） この際、日程第9 議員提出議案第3号 口蹄疫対策の充実・強化を求める意見書

及び日程第10 議員提出議案第4号 琉球大学国際沖縄研究所の機能拡充を求める意見書を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。
玉城ノブ子さん。

〔議員提出議案第3号及び第4号 巻末に掲載〕

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城ノブ子さん ただいま議題となりました議員提出議案第3号及び同第4号の2件につきましては、経済労働委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、議員提出議案第3号につきましては、口蹄疫対策の充実・強化について関係要路に要請するためであり、議員提出議案第4号につきましては、琉球大学国際沖縄研究所の機能拡充について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第3号を朗読いたします。

〔口蹄疫対策の充実・強化を求める意見書朗読〕

次に、議員提出議案第4号を朗読いたします。

〔琉球大学国際沖縄研究所の機能拡充を求める意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第3号及び第4号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） これより議員提出議案第3号「口蹄疫対策の充実・強化を求める意見書」及び議員

提出議案第4号「琉球大学国際沖縄研究所の機能拡充を求める意見書」の2件を一括して採決いたします。
お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案3号及び第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） この際、日程第11 議員提出議案第5号 細菌性髄膜炎ワクチンの早期定期接種化等を求める意見書及び日程第12 議員提出議案第6号 保育所・児童入所施設の環境改善を求める意見書を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

赤嶺 昇君。

〔議員提出議案第5号及び第6号 巻末に掲載〕

〔赤嶺 昇君登壇〕

○赤嶺 昇君 ただいま議題となりました議員提出議案第5号及び同第6号の2件につきましては、文教厚生委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、議員提出議案第5号につきましては、細菌性髄膜炎ワクチンの早期定期接種化等について関係要路に要請するためであり、議員提出議案第6号につきましては、保育所・児童入所施設の環境改善について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第5号を朗読いたします。

〔細菌性髄膜炎ワクチンの早期定期接種化等を求める意見書朗読〕

次に、議員提出議案第6号を朗読いたします。

〔保育所・児童入所施設の環境改善を求める意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第5号及び第6号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） これより議員提出議案第5号「細菌性髄膜炎ワクチンの早期定期接種化等を求める意見書」及び議員提出議案第6号「保育所・児童入所施設の環境改善を求める意見書」の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第5号及び第6号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） この際、日程第13 議員提出議案第7号 米軍普天間飛行場移設の日米共同発表の見直しを求める意見書及び日程第14 議員提出議案第8号 米軍普天間飛行場移設の日米共同発表の見直しを求める決議を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

渡嘉敷喜代子さん。

〔議員提出議案第7号及び第8号 巻末に掲載〕

〔渡嘉敷喜代子さん登壇〕

○渡嘉敷喜代子さん ただいま議題となりました議員提出議案第7号及び同第8号の2件につきましては、米軍基地関係特別委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、米軍普天間飛行場移設の日米共同発表の見直しについて関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第7号を朗読いたします。

〔米軍普天間飛行場移設の日米共同発表の見直しを求める意見書朗読〕

次に、決議につきましては、内容が意見書と同じでありますので、あて先だけを申し上げます。

〔米軍普天間飛行場移設の日米共同発表の見直しを求める決議のあて先朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第7号及び第8号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時37分休憩

午前11時38分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

これより議員提出議案第7号「米軍普天間飛行場移設の日米共同発表の見直しを求める意見書」及び議員提出議案第8号「米軍普天間飛行場移設の日米共同発表の見直しを求める決議」の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第7号及び第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時39分休憩

午前11時39分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

日程第15 陳情1件を議題といたします。

本陳情に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 當間盛夫君登壇〕

○総務企画委員長（當間盛夫君） ただいま議題となりました陳情 1 件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおりに処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情 1 件を採決いたします。

お諮りいたします。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情 1 件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

・ ・

○議長（高嶺善伸君） 日程第 16 陳情 35 件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 玉城ノブ子さん登壇〕

○経済労働委員長（玉城ノブ子さん） ただいま議題となりました陳情 35 件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおりに処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情 35 件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情 35 件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

・ ・

○議長（高嶺善伸君） 日程第 17 陳情 14 件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

米軍基地関係特別委員長。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔米軍基地関係特別委員長 渡嘉敷喜代子さん登壇〕

○米軍基地関係特別委員長（渡嘉敷喜代子さん） ただいま議題となりました陳情 14 件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおりに処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情 14 件を採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情 14 件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

・ ・

○議長（高嶺善伸君） 日程第 18 議員派遣の件を議題といたします。

〔議員派遣の件 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） お諮りいたします。

本件は、お手元に配付の「議員派遣の件」のとおり議員を北米等へ派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第19 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

〔閉会中継続審査及び調査申出書 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 各常任委員長、議会運営委員

長及び各特別委員長から、会議規則第82条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位には長い会期中、連日熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝申し上げます。

なお、今期定例会における議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成22年第2回沖縄県議会（定例会）を閉会いたします。

午前11時45分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 玉 城 満

会議録署名議員 山 内 末 子